つて經營の民主化を圖り企業の健全な發達と從業員の地位の向上に資することを目的とする。

第三條　次に揭げる事項は本協議會の協議を必要とする

1、給料賃金其の他給與制度全般に關すること

2、執務休暇等就業條件に關すること

3、從業員の賞罰及び解雇に關すること

4、生産及び業務の運營方針に關すること

5、工場安全に關すること

6、厚生福利に關すること

7、其の他本協議會で必要と認めた事項

第四條　次に揭げる事項については甲は本協議會に事前に諒解を求めることを要し、乙は本協議會に於て甲に說明を求めることが出來る

1、職制の制定改廢に關すること

2、從業員の採用及び異動、役付從業員の任免其の他重要人事に關すること

3、經理に關すること

4、經營に關する重大なる變更又は資産の轉用中、乙に利害關係を有すること

第二章　構成及役員

第五條　本協議會は甲乙同數の委員からなる

第六條　甲側委員は社長が任免し乙側委員は乙が任免する

第七條　本協議會に協議會長一名、副協議會長一名を置く協議會長及び副協議會長は委員の協議により定める、但し甲及び乙は正副協議會長の何れか一方を出すものとする

第八條　協議會長は本協議會の議長となり、副協議會長は協議會長事故あるとき之に代る

第九條　本協議會に事務局を置く

事務局の構成は別に定める

第三章　協議會

第十條　本協議會は毎月一回協議會長が招集する、但甲乙何れか一方の申出があつた時には其の都度招集する

第十一條　本協議會は甲乙双方共に委員の三分の二以上が出席しなければ開くことが出來ない

第十二條　本協議會は必要あるときは關係者の出席を求めることが出來る

第十三條　本協議會の決議は出席委員全員一致による

前項の決議は甲乙双方の承認を得て之を文書にすることによつて效力を生ずる

甲又は乙の承認を得られなかつた事項についてはその理由を明かにして再協議をする

第十四條　前條によつて效力を生じた事項については甲は責任を以て實行し乙は之に協力する

第四章　特別委員會

第十五條　本協議會は必要あるときは特別委員會を設けて問題を專門的に審議せしめることが出來る

特別委員會の構成及運用については其の都度定める



第五章　附　則

第十六條　各事業所協議會の規約は本規約に準じて定める

第十七條　本協議會の規約の改正は本協議會で改正案を審議の上甲側は社長の承認を得乙側は代議委員會の議決を經ることを要する

第十八條　本規約は昭和二十一年八月九日より實施する

## 三菱製鋼東京製作所

### 勞働協約書

第一　三菱製鋼東京製作所は勞働組合を通じて一切の交涉を行よものとす

第二　人事異動は組合の承認なくして行はざること

第三　所內職制改廢は組合の承認なくして行はざること

第四　就業勤勞に關する制度及規定の改廢は組合の承認なくして行はざること

第五　從業員の採用解雇は組合の承認なくして行はざること

第六　生活費を基準とする最低賃金制を確立し物價騰貴に應じて生活權を擁護すべきこと

第七　賃金給與制度は組合の承認なくして行はざること

第八　組合幹部は組合事務に專念することを承認すること

第九　從業員の福利厚生施設と管理は組合代表をして參加せしむること

第十　從業員の賞罰は組合の承認なくして行はざること

第十一　會社側代表と從業員の總意による代表よりなる經營管理協議會の設置を承認すること

第十二　經營管理協議會の決定事項は相互に責任を以て實行すること

第十三　三菱製鋼東京製作所に對して三菱製鋼東京勞働組合は組合員の生活擁護向上の爲めに一切の行動の自由を認めること

但し三菱製鋼東京製作所にて施行するものとす

昭和二十一年一月廿八日

### 經營協議會規約

自　的

一、經營協議會は當勞働組合の趣旨に則り積極的に從業員の利益を助長し以て企業の運營發展を目的とす

組　織

一、本協議會は左の各員に依り組織す

イ、會社側代表

ロ、職能代表（職場より選擧）

ハ、勞働組合代表

但し（ロ）（ハ）は勞働組合理事會の決議に依り任免す

事　業

一、經營協議會は左の事業を行ふ

イ、生産豫定數量の決定

ロ、技術の向上並に機械設備の補修改善に關する事項
ハ、經費、利益の計上配分並に工場資金に關する事項の檢討
ニ、資材、材料、燃料の獲得配分
ホ、勞働力の獲得配分並に管理に關する事項
ヘ、食糧その他の厚生物資の獲得並に其の配分
ト、輸送能力に關する事項
チ、工場安全管理並に從業員の健康保持增進に關する事項
リ、其の他生產上障碍打開に關する事項の立案、企圖。

會　議

第一條　一、協議會は毎月十日會議室に於て開催す但し勞働組合理事會または過半數の委員の要求ありたる場合は隨時開催するを得
二、會議の運行は座長側による
三、本協議會において必要と認めたる場合は事業の區分に從ひ小委員會を開催するを得
四、經營協議會の決議事項は勞働組合理事會の承認を經たるのち所長並に組合長の責任に於て卽日實施す

經營協議會規約

第一章　總　則

第一條　本協議會は三菱製鋼東京經營協議會と稱す
第二條　本協議會は東京都城東區大島町六丁目參百八拾番地三菱製鋼株式會社東京製作所內に置く
第三條　本協議會は勞資相協議して會社の民主的經營體制の確立及發展のため經營諸般の事項を審議決定し產業の興隆を通じて社會の福祉に寄與することを以て目的とす
第四條　本協議會に於ては主として三菱製鋼株式會社東京製作所並に之と關聯ある事項に付協議す

第二章　組　織

第五條　本協議會は三菱製鋼株式會社代表及三菱製鋼株式會社東京製作所從業員代表に依り組織す
第六條　會社代表及從業員代表の數は委員會毎に双方協議の上決定するものとす
第七條　會社側代表は社長、所長並其委囑したる者とし從業員代表は從業員中より選出するものとす
第八條　委員の任期は一會議間とす但し重任を妨げず
第九條　本協議會に連絡事務局を置く
連絡事務局の構成及任務は別に之を規定す

第三章　會　議

第十條　會議は定期に之を開催するの外何れか一方より要求ありたるときはその都度之を開催す
第十一條　會議の招集は議案提出側の要請に依り連絡事務局之を爲す
第十二條　議案は豫め相互に通告し置くものとす
第十三條　會議の運行は座長制に依る
第十四條　座長は議案提出側委員互選に依る



第十五條　會議は合議に依り決す
第十六條　會議の結果は議事錄に記載し出席委員の代表記名捺印するものとす
第十七條　會議は議案が決定又は決定不可能なること判明するに至る迄繼續す
第十八條　會議に於ける協議の結果は遲滯なく會社側代表取締役並に東京勞働組合長に通知す
第十九條　本協議會の決定事項に對し會社代表取締役及組合長之を承認なし得ざるものありたるときは速かに其の理由を附しその旨連絡事務局に通告するものとす
此の場合その理由に付更に會議を開き協議をするものとす
第二十條　本協議會を左の委員會に分ち夫々各項目に付協議す
尙必要に應じ分科會を設くことを得
イ、總務委員會
一、人事の一般方針に關する事項
二、職制の改廢に關する事項
三、給與に關する事項
四、福利、厚生、敎育、賞罰に關する事項
五、其の他他の委員會に屬せざる事項
ロ、生產委員會
一、生產豫定に關する事項
二、技術研究に關する事項
三、機械新設補修改善に關する事項
四、資材燃料の獲得配分に關する事項
五、勞働力の獲得、維持、配分に關する事項
六、其の他生產阻碍打開に關する事項
ハ、經理委員會
一、損益に關する事項
二、原價に關する事項
三、資金に關する事項
四、販賣先選定方針
五、製品價格決定方針
六、輸送及保管に關する事項
七、請負先の選定並その內容に關する事項
八、其の他經理及營業に關する事項
第二十一條　左の事項は之を會議に於て報告することを要す
一、毎月の東京製作所經理狀況
二、毎月の決算
三、株主總會に於ける決定事項
四、株式の現況
五、其の他會社經營に關し委員より質問ありたる事項
第二十二條　從業員に於て會社に對し要求又は申入れの事項あるときはすべて本協議會に附議するものとす

第五章　附　則

第二十三條　本協議に於ける決定事項にして會社及組合の

承認せしものは労働協約と同等の効力を有し双方誠意を以て実行するものとす

第二十四條　前條に依り承認せられたる事項は企業上又は社會通念上機密を要するものを除き社内に發表掲示す

第二十五條　委員は其の職務上知得したる機密を漏洩することを得ず

機密の範圍は左記に依る

一、會議に於て指定したるもの

二、社會通念上機密を要するもの

第二十六條　會議事項に依り三菱製鋼聯合經營協議會を開催することを得

第二十七條　本規約を改正せんとするときは會社及組合双方各代表貳拾名より成る規約改正委員會を組織し之に附議すべし

前項の場合委員の三分の二以上出席し出席委員の三分の二以上の同意を得るにあらざれば決議を爲すことを得ず

第二十八條　本規約施行に必要なる細則は協議會に於て別に之を定む

第二十九條　本規約は昭和二十一年十月二十八日より之を施行す

三菱製鋼東京經營協議會規約第九條に據る連絡事務局の構成並に任務に付左の通り規定す

第一條　本事務局は三菱製鋼東京經營協議會連絡事務局と稱す

第二條　本事務局は之を三菱製鋼株式會社東京製作所構内に置く

第三條　本事務局は三菱製鋼東京經營協議會の運營に關し事務的處理事項並に勞資相互の連絡に任ずるの外經營協議會に關係ある資料の蒐集編纂の業務を管掌す

第四條　本事務局は左記の委員を以て構成す

但し狀況に應じ增減することを得

會社の選定したるもの　二名

組合の選定したるもの　二名

第五條　委員は經營協議會代表を兼務することを得ず

第六條　委員の任免は各選定者側に於て協議決定す

第七條　委員は第三條の規定に依り左記の事項を協議決定す

一、定例又は臨時協議會の實施計畫

二、双方の代表の人數決定並其選出に關する事項

三、資料の蒐集調製並に議案の送達配布

四、會議の招集事務

五、議事錄の作成及保存

六、協議會決定事項の發表掲示

七、其の他經營協議會に關する一切の事務的處理事項並に連絡

第八條　協議會に於ける決定事項又は必要ある事實に關し經營協議會規約第十九條に依り會社側委員は會社代表取締役に組合側委員は組合長に夫々遲滯なく報告するものとす



# 石産金属工業株式會社川口工場

## 勞働協約書

石産金属工業株式會社（以下會社と稱す）と石産金属工業川口工場從業員組合（以下組合と稱す）は勞働と産業の社會的、國家的意義と其の使命に鑑み勞働組合法第三章第二十一條の精神に基き左の通り協約を締結す

第一條　會社は組合の團體交渉權を承認し兩者組合代表を通じてのみ一切の交渉を行ふものとす

第二條　會社並に組合は相互に其立場を尊重しその提出案件につき終始誠意を以て之が協議解決に當るものとす

第三條　川口工場從業員は（工場利益代表者を除く）從業員組合員たることを要件とす

第四條　新に從業員となりたる者は出社後一ケ月間の認定期間を經たる後組合員たる資格を附與せらるゝものとす

第五條　組合はその組合設立の主旨に鑑み組合員の人格、技術の陶冶作業能率の增進等工場の向上並に發展に對し專心努力する事を要す

第六條　會社は從業員の待遇、勞働條件の維持、改善に誠意を以て努力し消費組合、共濟組合其他凡そ從業員の福利厚生を目的とする事業に對しては之が圓滿なる發達を期し極力援助するものとす

第七條　會社並に組合は本協約締結の主旨に鑑みその代表者を選任して勞務協議會を設置す

前項代表者數は會社側組合側各々同數とす

第八條　勞務協議會は從業員の賃銀、給料、勞働時間等待遇上の諸條件の外從業員の福免、轉勤等に付き協議決定をなす

但し從業員にして刑事犯罪を犯したる場合又は産業の平和、工場の發展に支障有りと認められる顯著なる事由ある場合に於て之を罷免さるゝ時は此限りに非ず

第九條　會社並に組合は工場の生産計畫樹立並に作業能率の向上を目的として別に夫々代表者を選定して生産協議會を組織す

第十條　勞務並に生産協議會に於て決定せる事項は會社並に組合に於て責任を以て之が實施に當るものとす

前項兩協議會の組織及決定に付ては双方協議の上別に之を定む

第十一條　本協約に關し紛爭を生じたる場合は遲滯なく勞働委員會に請求して其の調停又は仲裁に附するものとす

第十二條　本協約の有效期間は一ケ年とす

但し當事者何れか一方より期間滿了一ケ月前に協約事項

の改定に付申出無き場合は更に其儘一ケ年間效力を延長するものとす

右に團體協約成立し依而協約書如件

昭和二十一年四月六日

石産金屬工業株式會社

取締役社長　貞永敬甫

石産金屬工業株式會社川口工場從業員組合

幹事長　相川與三郎

日本特殊鋼管株式會社

## 團體協約書

日本特殊鋼管株式會社（以下單に會社と稱す）は全日本鐵鋼産業勞働組合關東支部分會日本特殊鋼管勞働組合（以下單に組合と稱ふ）を承認して組合の團體交渉權を認め本協約を締結する

一、會社は組合の同意の上組合員を採用又は解雇する

二、會社は組合の同意の上職制の變更や組合員の異動を行ふ

三、會社は組合員の賞罰を組合の同意の上行ふ

四、會社は組合幹部及書記が勤務時間中組合事務に從事することを認める

五、會社内に經營協議會（以下單に協議會と稱ふ）を作り經營上の重要事項を審議す

第一條　日本特殊鋼管株式會社（以下甲と稱す）と日本特殊鋼管勞働組合（以下乙と稱す）との間に締結せる勞働協約第五條に基く經營協議會（以下協議會と稱す）に付ては本規程に依るものとす

第二條　協議會に於ては會社經營全般に亘つて重要事項に



但し會社、組合異議なき場合は双方責任を以て之を實施す

(イ) 協議會は定期的に開くことにし會社又は組合何れか一方の要求があれば何時でも開催する

(ロ) 協議會構成員は總數二十名以内を原則とする

(ハ) 協議會は必要と認めれば專門の委員會を作ることが出來る

六、此の協約の有效期間は昭和二十一年六月十日から向ふ六ケ月間とし會社組合何れか一方から變更又は廢業の申出がなければ其儘引續き延長する

右協約書參通を作成し會社及組合代表が各一通を保管して一通は行政官廳に提出する

昭和二十一年六月十日

日本特殊鋼管株式會社

代表　大塚萬丈

日本特殊鋼管株式會社勞働組合

代表　小林榮一郎

## 經營協議會規程

第一條　日本特殊鋼管株式會社（以下甲と稱す）と日本特殊鋼管勞働組合（以下乙と稱す）との間に締結せる勞働協約第五條に基く經營協議會（以下協議會と稱す）に付ては本規程に依るものとす

第二條　協議會に於ては會社經營全般に亘つて重要事項に付協議するものとす

第三條　協議會は甲乙より選出せられたる各十二名の協議員を以て之を組織す

第四條　協議會は其の議案により專門的に詳細を要する時は臨時に委員を委囑し列席せしむる事を得

第五條　協議會は毎月一回之を開く

但し必要ある時は甲乙又は乙の請求により臨時に之を開くものとす（協議會は社長之を召集主宰す）

第六條　協議會に庶務を處理する爲幹事二名（甲乙協議員より各一名）を置く

第七條　協議會は構成人員の三分の二に滿たざる場合は成立せず但し明らかに權利を委任されたる場合は出席員半數以上を有すれば成立す

第八條　協議會の經費は甲之を負擔す

昭和二十二年三月七日

日本冶金工業株式會社川崎製造所

## 勞働協約書

日本冶金工業株　會社（以下會社と稱す）と勞働組合總同盟日本冶金工業株式會社川崎製造所勞働組合（以下組合と稱す）とは勞働と産業の社會的國家的意義と其の使命とに鑑み勞働組合法第一條及第二十一條の精神に基き勞働協約を締結すること左の如し

第一條　日本冶金工業株式會社川崎製造所從業員は原則として當組合の組合員たることを要件とす

本條の除外例は本協約の附帶規程として別に之を定む

第二條　會社及組合は本協約締結の精神に基き經營協議會並に左の三委員會を設置す

(一) 生産委員會

(二) 勞務委員會

(三) 厚生委員會

第三條　生産委員會は會社及組合より各五名宛の代表者を選出して構成し工程管理、原價計算並に技術、能率、設備の改善につき協議立案を爲すものとす

第四條　勞務委員會は會社及組合より各五名宛の代表者を選出して構成し賃銀、手當、勞働時間並に待遇上の諸條件及職制並に從業員の採用、異動、解雇等の人事に關して協議立案を爲すものとす

但し職員の人事に就ては其の必要ありと認めたる場合に限る

第五條　厚生委員會は會社及組合より各五名宛の代表者を選出して構成し共濟事業、物資配給、給食、住宅、災害防止、衛生施設及敎養慰安等福利厚生に關して協議立案を爲すものとす

第六條　生産、勞務、厚生の各委員會に於ける協議事項は其の必要ありと認めたる場合經營協議會の承認を得たる上成文化して本協約附屬議定書となすことを得るものと

す

第七條　經營協議會の議長は社長とし協議員は會社及組合より各五名の代表者を選任して構成し生産、勞務、厚生の各委員會の委員長より請求ありたる事項並に其他重要事項につき協議決定す

第八條　經營協議會並に各委員會の協議員並に委員の選任規程及び會議規定は本協約の附帶規程として別に之を定む

第九條　本協約に關し紛爭ある場合は先づ所管委員會に附議し其の協議整はざる場合は經營協議會に附議して更に協議するものとす

經營協議會に於ても協議整はざる場合の外會社及組合は作業所閉鎖同盟罷業其他の爭議行爲に出でざるものとす

第十條　會社及組合は本協約を尊重し誠心誠意其の圓滿なる運用に務むるものとす若し本協約に違反し又は規律を紊したる者ありたる場合は責任を以て之を處分するものとす

第十一條　本協約の有效期間は昭和二十一年三月廿三日より向ふ一ケ年間とす

但し會社及組合の合意を以て之を延長することを妨げず

右協約の證として本書參通を作成し會社及組合代表者各壹通を保管し殘り壹通は行政官廳に提出するものとす

日本冶金工業株式會社

社長　森　　㊞





## 勞働協約附帶規程

第一條　協約第一條の除外例として左に揭ぐるものは組合員たることを必要とせず

課長若くは課長以上の任務に在るもの

顧問及囑託

新規採用工員及び職員にして入社三ケ月未滿のもの

第二條　協約第八條に基き經營協議會並に各委員會の協議員並に委員の選任規定は左の通り之を定む

(一)　會社を代表する協議員並に委員は役員及職員中より社長之を指名す、但し組合員中より指名するを妨げず

(二)　組合を代表する協議員並に委員は組合の總意を以て組合員中より選出す

(三)　委員は他の委員會の委員及協議會の協議員を兼任することに妨げず

(四)　協議員及委員の任期は何れも一ケ年とす、但し重任を妨げず

補缺者の任期は前任者の殘存期間とす

(五)　協議員及委員は代人を出席せしむることを得ず

(六)　各委員會は委員の互選を以て委員長を選任す、委員長は委員會の議長となる

(七)　協議會及各委員會は夫々書記を置き議長に附屬して庶務を處理せしむ

第三條　協約第八條に基き經營協議會並に各委員會の會議規定は左の通り之を定む

(一)　協議會及委員會は夫々議長之を召集す

但し協議員及委員三分の一以上の要求ありたる場合議長は延滯なく會議を召集するを要す

(二)　協議會及各委員會の議件は豫め協議員若くは各委員に通告することを要す

協議會は豫告せられたる議件に限り決議をなすことを得るものとす

(三)　協議會及各委員會は定員の三分の二以上の出席を以て成立す

(四)　協議會は出席者の過半數の同意を以て決定し、賛否同數の場合は議長之を決す

(五)　協議會は定員不足の場合は假決議を行ふことを得るものとす、假決議は機關會に附議し若くは持廻り調印を以て定數を充し本決議と爲すことを妨げず、但し持廻りを以て假決議と反對の決議をなすことを得ず

(六)　議長支障ある時は議長指名を以て代理議長を選任す、代理議長の任務は當該會議の終了と共に終了す

(七)　勞働協約及附帶規程の更改に關する經營協議會の決議は出席協議員の三分の二以上の賛同を以て成立す

## 勞働協約書（改訂）

日本冶金工業株式會社（以下會社と云ふ）と日本冶金工業株式會社川崎製造所勞働組合（以下組合と云ふ）とは勞働と産業の社會的國家的意義と其の使命とに鑑み勞働組合法の精神に基いて左の通り協約を締結する

一、組合の地位及組合活動

第一條　會社は組合を川崎製造所内に於て團體交渉權を持つ唯一の組合と認めこれを通じて一切の交渉を行ふ

第二條　川崎製造所の從業員は組合員でなければならない

但し次の者を除く

一、課長以上の職にあるもの

二、勤勞課勞務係長

三、所長秘書

四、顧問、囑託

五、試雇傭期間中のものにして入社後二十日未滿の者

六、その他兩者協議の上定める者

第三條　會社は組合が會社と協議の上きめた組合專任者の組合事務に專任することを認める但し組合專任者の身分待遇は他の從業員と同樣に取扱ふ

第四條　一般組合員の就業時間中に於ける組合活動は會社の許可を要する

出張の場合は定時間勤務したるものと認める

第五條　組合活動のため の旅費は支給しない但し當分の間

組合專任者に限り會社の承認を得た場合は旅費を支給する

第六條　組合規約に依る定期の大會は就業時間中に開催することが出來る但し二日前にその旨を會社に通告する

第七條　組合が會社の諸施設、什器、資材等を使用する場合はその都度會社の承認を要する但し豫め承認を受けたものは除く

第八條　會社は組合が報道、告知に必要なる揭示板を一定の場所を限り設置を認める

第九條　會社は組合員が公職に就く自由を認める
その場合の取扱は次の通りとする
一、衆議院、參議院、知事、市區町村長に就任の場合は任期中休職とする
二、縣會議員に就任の場合は會期中休職とす
三、市區町村會議員就任の場合は會期中休暇扱ひとする
四、其の他の公職に就任したる場合はその都度協議して決定する

## 二、勞働條件

（一）雇入、解雇

第十條　會社は從業員の雇入に關する基準については組合と協議してきめる

第十一條　會社は次の場合を除く外組合員を解雇しない
一、本人の希望に依り退職の申出があつた時
二、懲戒解雇處分を受けたとき
三、勤務成績著しく不良な者で組合が解雇に同意したとき
四、不具廢疾により勤務に堪えられないとき
五、休職期間が滿了し復職しないとき
六、無屆缺勤連續十四日以上に達したとき
七、其の他双方協議して決定したとき但し四、五、六項の場合には會社は組合と協議して決定する

（二）勞働時間

第十二條　勞働時間は原則として一日拘束八時間（實働七時間）とする

第十三條　勞働時間は別表の通りとする但し職場の實狀に應じ組合と協議の上除外例を作ることが出來る

（三）賃　金

第十四條　生活費を基準とする最低賃金制を確立する

第十五條　會社は賃金給與制度について組合と協議の上きめる

第十六條　退職金制度は別表の通りとする

（四）休日、休暇

第十七條　休日は週休制とし其の外に紀元節、天長節、明治節、メーデー、年末年始（十二月三十日―一月三日）及び春秋の皇靈祭とする

第十八條　公休は勤續年數及出勤率八〇%以上の者につき次の通り定める



| 勤續年數 | 日數 |
|---|---|
| （イ）勤續六ケ月以上一年未滿 | 有給　八日 |
| （ロ）同　一年　以上四年未滿 | 〃　一四日 |
| （ハ）同　四年　以上七年未滿 | 〃　一六日 |
| （ニ）同　七年　以上十年未滿 | 〃　一八日 |
| （ホ）同　十年　以上 | 〃　二〇日 |

特に止むを得ない事由に依り前期の出勤率が六〇%以上一八〇%未滿の者に對しては會社は本人の申出に基いて前項の休暇日數の二分の一を認める但しその査定に當つては組合と協議する休暇は上期（四月一日より九月末日）下期（十月一日より三月末日）に二分して實施する

勤續年數は期始に於いて算定する

第十九條　女子の生理休暇は有給一ケ月二日とし、產前產後を通じ十二週間の有給休暇を與える

第二十條　結婚休暇は三日とし物價手當、勤務手當及生活手當を支給する

第二十一條　忌引休暇は次の通り定める

| | |
|---|---|
| （イ）父母、配偶者、子供 | 五日 |
| （ロ）祖父母、配偶者父母、兄弟姉妹 | 三日 |
| （ハ）伯叔父母 | 一日 |

忌引休暇は物價手當、勤務手當及生活手當を支給する

（五）保健、衛生

第二十二條　組合員が業務上負傷し又は疾病に罹つた場合會社は必要なる療養費を負擔しその期間中は給料及び手當の全額を支給する但し健康保險の給付を受けたときはその差額を支給する

第二十三條　會社は定期的に健康診斷を行ひその結果に基いて就業の場所又は業務の轉換、時間短縮等適切なる措置を與へる但しその結果が業務上に起因したものときは猶前條を適用する

第二十四條　會社は組合員が業務上の負傷又は疾病で死亡した場合は別に定め規程による手當を支給する

## 三、人　事

第二十五條　會社は組合員である從業員の任免、異動は組合と協議して決定す　但し非組合員については組合の意向を尊重する

第二十六條　賞罰の基準は左の通り定むる但しその實施に當つては豫め組合の同意を得るものとす

一、次の各號の一に當る者は表彰する
（イ）長期間勤續し品行成績良好な者
（ロ）業務に精勵し從業員の模範となつた者
（ハ）業務上に於いて顯著な功績のあつた者
（ニ）非常變災の際に拔群の功績のあつた者

二、次の各號の一に當るときは處罰する
（イ）重大な過失のあつたとき
（ロ）入社書類を僞つて提出したとき
（ハ）正當な理由がなくて會社の諸規程、通達に違反し

たとき

(二)暴行脅迫の行爲があつたとき

三、表彰は賞狀、賞品又は賞金とし處罰は訓戒、譴責、減俸、出勤停止及び解雇とする

第二十七條　次の場合は休職とする

一、引續き缺勤六十日以上に亘るとき

二、第九條第一項及び第二項に該當するとき

三、本人より願出のあつたとき

四、會社業務上の都合に依る場合で組合の同意を得たとき

第二十八條　休職の期間は原則として六ヶ月とする

## 四、業　務

第二十九條　會社は工場の賣却、讓渡、休業、廢止、閉鎖その他經營上の重大な變更は組合と協議して行ふ

第三十條　會社は從業員に關係のある諸規則の設定、改廢は組合と協議して定める

第三十一條　會社は從業員の福利、厚生施設の運營については組合と協議して行ふ

第三十二條　會社は從業員の教育文化の向上に關する制度及びその方針について組合と協議して決定する

## 五、經營協議會

第三十三條　會社と組合はこの協約の圓滑な運營を圖るため經營協議會を設くる

經營協議會については別に定める

第三十四條　經營協議會で決定した事で會社及び組合で承認した場合はこれを成文化して協約と同一の效力をもたせる

第三十五條　この協約その他について紛爭の起つた場合は經營協議會に附議することを要し且つ經營協議會で協議が調はないことを會社又は組合が確認した場合の外爭議行爲を行はない

## 附　則

第三十六條　この協約の有效期間は昭和二十二年七月十日より向ふ一ケ年とする但し期間中でも當事者双方の合意でこの協約を改廢することが出來る

第三十七條　この協約期間中に次期協約締結又は前條の協約改廢の交涉をし成立しないで有效期間が終了しても新しく締結するまではこの協約を延長する

第三十八條　會社が名稱を變更し或は他と合併したときでもこの協約の效力には變りはない

第三十九條　爭議行爲の發生したときの取扱ひについては別に定める

昭和二十二年七月十日

日本冶金工業株式會社

取締役社長　中島康作

日本冶金工業株式會社

川崎製造所勞働組合

組合長　佐藤主計



## 爭議中に於ける覺書

第一條　會社は原則として爭議中他の勞務者を以て代替業せない

第二條　會社は爭議中と雖も次の場合は賃金を支拂ふ

一、爭議中に於ける事業場の警備保全、食堂の運營等は双方協議して行ひその爲就業した者に就ては賃金の全額を支拂ふ

二、爭議中に於て双方協議の上會社所要のため出動した場合一切の給與は日割計算を以て支給する

第三條　會社及び組合は何れかゞ交涉の申出をした場合は遲滯なく應ずる

第四條　其の他はその都度協議する

昭和二十二年七月十日

日本冶金工業株式會社

取締役社長　中島康作

日本冶金工業株式會社

川崎製造所勞働組合

組合長　佐藤主計

## 日本金屬產業株式會社聯合會

## 勞働協約書

昭和二十一年三月二十二日日本金屬產業株式會社本社に於て經營者側代表と從業員組合代表との間に左の勞働協約を締結せり

一、日本金屬產業株式會社（以下經營者と稱す）は日本金屬產業株式會社從業員組合（以下組合と稱す）を公認し其の團體交涉權を認むるものとす

二、左の事項に關しては經營者は組合より選出せられたる委員と協議の上之を決定す

(イ)從業員の採用、解雇、人事異動、職制の改廢

(ロ)就業勤務に關する諸規則の改廢

(ハ)俸給、賃金、手當金、賞與金、退職手當の制度の設定改廢

但左の原則に準據す

1、生活費を基準とする最低賃金制

2、物價變動に伴ふ生活權の擁護

(ニ)勞働時間制の改定

但現狀に即應するを主旨とし各事業場間相違あることを得るものとす

三、本社並に各工場に於て若干名の組合幹部又は組合書記が組合事務に專任することを認む

但其の員數は一單位組合に付て三名以內とし當該從業員は會社職制より之を除くものとす

四、生產の增强、企業の運營發展、從業員の利益を伸張する目的を以て双方より委員を選出し中央に經營協議會、各工場に生產協議會を設置す

(イ) 經營協議會並に生産協議會の行ふ事業其の組織竝
成其の運營方法等は別に之を定む
(ロ) 經營協議會、生産協議會の決定事項は相互に責任
を以て實行するものとす
五、會社は從業員の福利厚生に關しては能ふ限りの力を以
て援助を致す福利厚生施設の處理には組合代表を參加せ
しむ
六、組合は作業能率の增進工場內規律の維持及不良組合員
に對し其の責任を負ふものとす
七、組合は就業及服務に關し其の規定を遵守するものとす
八、本協約の有效期限は本協定締結の日より壹ヶ年とす
但右期間中にありても双方協議の上協定事項を變更し又
は追加することを妨げず
九、本協定事項に關し紛爭を生じたるときは勞働委員會の
調停又は仲裁に附するものとす

日本金屬産業株式會社
經營者代表 今 廣 記
日本金屬産業株式會社從業員組合
代表組合長 長 江 喜 誠

勞働協約書（改訂）

日本金屬産業株式會社（以下會社と呼ぶ）日本金屬産業株式會社從業員組合（以下組合と呼ぶ）とは、左の通り勞働協約を締結する。

一、會社並びに組合は、相互に勞働權とを確認し、これを尊重する。
二、會社は、この組合を會社內の唯一の自主的團體と認め一切の交涉はこの組合と行い、他のいかなる團體をも認めない。
三、會社の從業員は、左の者を除いてすべて組合員とするイ、會社の職制上、部長、工場長、次長、文書課長、會計課長、總務課長、勤勞課長の職務に在る者
ロ、一時的な履傭を條件として採用される者のうち、組合が組合に加入させないことを適當と認める者
四、會社は、組合と協議の上、從業員の採用、傭屬、人事異動、賞罰並びに給與の決定を行う。
五、會社は、組合と協議の上、職制並びに從業員の勞働條件に關する諸規定の制定、改廢を行う。
六、從業員の勞働時間は、一日八時間（うち一時間を休憩時間とする）制を原則とする。
七、會社は、從業員に對して生活費を基準とする最低賃金を保障し、併せて勞働成果に應ずる賃金を支拂う。
八、組合は、會社に對して組合員の就業、規律について責任を負う。
九、會社並びに組合は、經營の民主化、生産の增强、從業員の利益伸張を目的として、經營協議會並びに工場協議會設置するを。



團體協議會並びに工場協議會の組織運營については、別に規約を設ける。
十、經營協議會の協定事項は、この協約と同一の效力を有する。
十一、會社は、事業の擴張、縮少、目的變更その他從業員の生活に重大な影響がある事項については、組合と充分に協議し、從業員が損失を受けないよう最善の措置を講ずるものとする。
十二、會社は、從業員が公職に就いた場合でも、從業員であることの身分は之を保障する。
十三、會社は、組合の健全な發展に資するため、組合に對し左の便宜を與える
イ、組合に對して事務所の一部を使用させ、また組合のため一定の揭示場所を設けること
ロ、從業員のうち、書記として組合事務に責任ある者を置くこと、但し組合書記は、組合の本部及び各支部について三名を限度とし、これを會社の職制から除外する。
ハ、就業時間內に組合の會合又は組合のために外出を認めること、但し、この場合には、その都度會社の諒解を得るものとする。
十四、會社は、從業員の福利厚生に關する事項については組合と協議の上、これを行う。
十五、爭議が發生した場合、會社は、爭議期間中には、勞務供給請負業者と勞務契約を結ばない。
十六、この協約の有效期間は、昭和二十二年三月二十二日から一ヶ年とする。但し、期間中でも双方の合意によつて、この協約を改定することができる。
十七、期間滿了の三週間前になつても、双方から變更の意思表示のない限り、この協約は、更に一ヶ年間その效力が繼續するものとし、變更の意思表示がある場合には、新協約が成立する迄、その效力を失わない。

昭和二十二年三月二十二日

日本金屬産業株式會社
取締役社長 今 里 廣 記
日本金屬産業株式會社從業員組合
組合長 小 川 八 郎

經營協議會規約

第一條 名稱
本會は日本金屬産業株式會社經營協議會と稱する
第二條 目的
本會は經營民主化に則り會社經營者と從業員組合の協議により會社業務の發展及び從業員の福利增進を圖ることを目的とす
第三條 構成
本會は經營者側及び組合側各十一名の委員を以て構成する。經營者側委員は社長及びその指定する役員又

は組合員でない職員とし、組合側委員は組合長及び組合員依つて選出された従業員とする

経営者側委員及び組合側委員は本會の協議事項について夫々代表權を有するものとする但し委員に專決權のない事項については株主總會、取締役會又は組合大會中央委員會の承認を條件として議決することが出來る

第四條　委員の任期は六ケ月とする但し重任を妨げない

補缺の爲選任された委員の任期は前任者の殘存期間とする

經營者側及び組合側は各五名以內の委員代理者を出席させることが出來る

會　議

第五條　會議の招集は社長、組合長連名で行ふ

第六條　本會に議長を置き議長は會議を主宰する

議長は會議の都度出席委員の互選により出席委員中より選任する

議長は必要に應じて副議長を指名することが出來る

第七條　會議は毎月一回開催する但し委員の半數以上の要求に依つて臨時に開催することが出來る

第八條　會議は委員の三分の二以上の出席に依つて成立し議決は經營者側委員及組合側委員各過半數の同意を必要とする

第九條　本會が必要と認めたるときは議案に關係ある者の出席を求めて報告說明を聽取することが出來る

第十條　議長が必要と認めたときは協議事項の區分に從つて專門委員會を組織し審議を委囑することが出來る

專門委員會で議了した事項は本會の協議に附することを要する

第十一條　專門委員會は委員長一名及專門委員若干名をもつて組織する

委員長及び專門委員は本會の協議に依つて議長が指名する

協議事項

第十二條　本會は左記各號の基本的事項について協議する

一、會社運營の大綱に關する事項

二、生產計畫に關する事項

三、勞働條件に關する事項

四、職制の改變に關する事項

五、福利厚生に關する事項

六、其他本會の目的達成上必要と認めたる事項

右の他紛爭を生ずる虞ある事項は必ず本會の協議に附するものとす

第十三條　本會の議案は緊急の場合を除き會議の五日前迄に相手方に提示することを要する

第十四條　本會の協議に依つて決定した事項は會社の業務組織を通じて双方共誠意を以てその履行に當るものとす

雜　則

第十五條　本會の議事を記錄し庶務に從事する爲經營者側及組合側各一名の書記をおく



第十六條　經營者側代表及び組合側代表協議の上若干名の會議の傍聽を許可することがある

第十七條　委員は職務上知得した機密を他に漏洩してはならない

委員以外の者で本會又は專門委員會に出席した者についても同樣とする

附　則

この規約は昭和二十一年九月一日から實施する

## 日本金屬產業株式會社戶田工場

## 勞働協約書

昭和二十一年三月二十二日日本金屬產業株式會社本社に於て經營者側代表と從業員組合代表との間に左の勞働協約を締結せり

一、日本金屬產業株式會社(以下經營者と稱す)は日本金屬產業株式會社從業員組合聯合協議會(以下組合と稱す)を公認し其の團體交涉權を認むるものとす

二、左の事項に關しては經營者は組合より選出せられたる委員と協議の上之を決定す

(イ)從業員の採用、解雇、人事異動、職制の改廢

(ロ)就業勤務に關する諸規則の改廢

(ハ)俸給、賃金、手當金、賞與金、退職手當の制度の設定改廢

但し左の原則に準據す

1、生活費を基準とする最低賃金制

2、物價變動に伴ふ生活權の擁護

(ニ)勞働時間制の改定

但し現狀に卽應するを主旨とし各事業場間相違あることを得るものとす

三、本社並に各工場に於て若干名の組合幹部又は組合書記が組合事務に專任することを認む

但し其の員數は一單位組合に付三名以內とし當該從業員は會社職制より之を除くものとす

四、生產の增强、企業の運營發展、從業員の利益を伸張する目的を以て双方より委員を選出し中央に經營協議會、各工場に生產協議會を設置す

(イ)經營協議會並に生產協議會の行ふ事業、其の組織構成、其の運營方法等は別に之を定む

(ロ)經營協議會、生產協議會の決定事項は相互に責任を以て實行するものとす

五、會社は從業員の福利厚生に關しては能ふ限りの努力を以て援助を致す福利厚生施設の處理には組合代表を參加せしむ

六、組合は作業能率の增進、工場內規律の維持及不良組合員に對し其の責任を負ふものとす

七、組合は就業及服務に關し其の規定を遵守するものとす

八、本協約の有效期限は本協定締結の日より壹ケ年とす

但し右期間中にありても双方協議の上協定事項を變更し又は追加することを妨げず

九、本協定事項に關し紛爭を生じたるときは勞働委員會の調停又は仲裁に附するものとす

十、本協約は單一組合設立の上は之を繼承するものとす

日本金屬産業株式會社
經營者代表　今里廣記
日本金屬産業從業員組合
聯合協議會代表　田中一幸

## 昭和電工株式會社

### 勞働協約に關する基本協定書

昭和電工株式會社（以下會社と稱す）と昭和電工株式會社勞働組合聯合會（以下聯合會と稱す）は勞働と産業の社會的國家的意義と新日本建設の重大使命に鑑み勞働組合法第三章第二十一條の精神に基き左の通り勞働協約に關する基本協定を締結す

第一條　會社の從業員は原則として聯合會を構成する勞働組合の組合員たるものとす

第二條　會社は聯合會並に其の構成組合幹部が組合運動の業務に專念することを承認するものとす

第三條　會社は聯合會及構成組合との間に經營の民主化、生産增强並に一切の勞働條件の改善を圖るため經營協議會を設置す

經營協議會の構成並に運營に關しては別に之を定む

第四條　會社は社會狀勢の變化並に物價事情に卽應し生活費を基準とする適正賃金を支給し從業員の生活權を擁護すること

第五條　會社は工場鑛山並に事業所の閉鎖、讓渡をなさんとする時は豫め聯合會並に當該組合に計り其の意見を聽するものとす

第六條　會社は人事に關し必要と認むる場合は豫め組合に協議す組合は人事に關し必要と認むる場合は意見を具申し會社は組合の意志を尊重し公正なる人事の實現を圖るものとす

第七條　會社は可及的速に工員職員の不合理なる差別待遇を撤廢すること

第八條　會社と組合との間に紛議を生じたる場合は當該工場經營協議會に附議し其の解決に努め協議整はざる場合は昭和電工經營協議會に附議し圓滿解決を圖るものとす

第九條　以上の契約期限は締結の日より六ケ月とし契約者雙方に於て特に之が改訂の意志表示なきときは自動的に六ケ月宛繼續するものとす本協定につき改訂の意志表示ありたる場合協議成立に至る迄本協定は期間滿了後と雖も存續するものとす

本協定の證として本書參通を作成し會社並に聯合會各一通を保有し壹通は行政官廳に提出するものとす



昭和二十一年七月二十三日

昭和電工株式會社
取締役社長　森　曉　㊞
昭和電工株式會社勞働組合聯合會
中央委員長　土屋晴一　㊞

### 經營協議會規約

昭和二十一年七月二十三日昭和電工株式會社（以下會社と稱す）と昭和電工株式會社勞働組合聯合會（以下聯合會と稱す）との間に締結せられたる勞働協約に關する基本協定書第三條に基き經營協議會規約を左の如く定む

第一條　經營協議會（以下協議會と稱す）は會社側委員二十名と聯合會側委員二十名とを以て構成す

第二條　會社側委員は社長取締役及び社長の任命せる會社從業員にして勞働組合員に非ざるものとし聯合會側委員は聯合會にて選出されたる組合員とす

第三條　委員の任期は六ケ月とし協約成立の日より之を起算す
但し再任を妨げず

第四條　委員にして缺員を生じたるときは會社、聯合會の中缺員委員を指したる側より之を補缺し協議會の承認を得るを要す補缺委員の任期は前任者の殘任期間とす
必要ありたるときは協議會の承認を得て委員を代理又は變更せしむることを得

第五條　協議會は議長一名、副議長一名を委員中より互選す

議長副議長の任期は委員の任期に依る

第六條　議長は會議を統裁す、副議長は議長を補佐し議長事故あるときはその職務を代行す

第七條　協議會に附議すべき事項左の如し
一、生産及び事業運營に關する事項
二、豫算及び決算に關する事項
三、人事に關する一般事項
四、勞働條件に關する事項
五、厚生、福利に關する事項
六、本規約の改正に關する事項
七、其の他目的達成に必要なる事項

第八條　協議會は每年四回之を開催す　但し必要ある場合は臨時之を開催す

第九條　協議會に附議すべき事項は議長豫め之を提示することを要す協議會開催中急を要する事項あるときは前項の規定に拘らず協議會に於て緊急動議を爲すことを得

第十條　協議會は議長之を招集す、會社又は聯合會より會議に附すべき事項を提示して臨時招集の請求ありたるときは議長之を招集す

第十一條　協議會は委員の三分の二以上出席するに非ざれば開會するを得ず　但し委員事故あるときは其の代理者を出席せしむることを得

第十二條　協議會は書記を置き議長に屬せしめ委員會の事務を處理せしむ　書記は協議會の承認を得て議長之を任免す

第十三條　議長は書記をして會議錄を作成せしむ
會議錄は協議會の議事進行に關し記錄し出席委員の氏名を記載し議長並に會社聯合會の代表者之を確認し捺印するを要す
會社並に聯合會は前項の代表者を委員中より選出するものとす
議事錄は會社、聯合會の何れより提示を求めらるゝも之を拒否する事を得ず

第十四條　會社、聯合會は必要なるとき協議會の議事々項につき專門委員を指定し會議に列席せしめ議事につき意見を具申せしむる事を得、專門委員は臨時之を選出し協議會の承認を得るものとす

第十五條　協議會の會議は公開することを得
但し秘密を要する議事に關しては此の限りに有らず

前項但書の場合第十三條第四項の制約を受ける事なし

第十六條　協議會は通常昭和電工株式會社本社に於て開催す

第十七條　協議會委員は妄りに會社の秘密を公開すべからず

第十八條　協議成立したる事項は双方責任を以て之を實施するものとす

第十九條　本規定の有效期間は本規定の準據せる勞働協約の期間とす

右確約す

昭和二十一年九月九日

昭和電工株式會社

社　長　森　㓛㊞

昭和電工株式會社勞働組合聯合會

中央委員長　土　屋　晴　一㊞

日本鑄造株式會社

勞働協約書

日本鑄造株式會社と日本鑄造從業員組合は事業の國家的社會的意義に鑑み勞働組合法の精神に則り左の通り勞働契約を締約す

第一條　日本鑄造株式會社は日本鑄造從業員組合を承認し其の團體交渉權を認むるものとす

第二條　會社は會社事業の運營興隆並に從業員の福利增進地位向上のため經營者としての機能遂行に全力を盡し組合は誠意を以て會社業務の圓滑なる遂行に協力するものとす

第三條　會社は已むを得ざる場合には組合幹部の組合事務に從事することを承認す

第四條　會社は生活費を基準とする最低賃銀制を確立し物



價の著しき變動に卽應して從業員の生活擁護のため努むるものとす、

第五條　賃銀給與に關する規定及制度は組合と協議の上之を行ふ

第六條　會社は從業員の解雇並に賞罰につきては組合と協議の上之を行ふ

第七條　會社は從業員の就業勤務に關する規程の改廢は組合と協議の上之を行ふ

第八條　會社は從業員の福利厚生施設の運營に對し組合の參加を認むると共に組合の厚生事業に對し援助を與ふるものとす

第九條　會社は經營協議會を通じ從業員の經營參加を認むるものとす

附　則

一、本協約は協約締結の日より六ケ月有效とす
期限滿了に至るも更改の發議なきときは更に逐月繼續するものとす

二、本契約書は各參通作成し會社組合代表各壹通を保管し壹通は行政官廳に提出するものとす

昭和廿一年五月廿二日

日本鑄造株式會社

社　長　堤　芳　雄

日本鑄造從業員組合

執行委員長　增　山　大　二

覺　書

昭和廿一年五月廿二日日本鑄造株式會社と日本鑄造從業員組合との間に勞働協約を締結したるに依り之に附帶して左の通り覺書を交換するものなり

一、團體交渉の實行上必要と認めたる組合員は會社組合協議の上組合の指名により會社業務に協力せしむるものとす

日本鑄造株式會社

社　長　堤　芳　雄

日本鑄造從業員組合

執行委員長　增　山　大　二

勞働協約書（改訂）

日本鑄造株式會社（以下會社といふ）と全日本機鋼產業勞働組合（以下組合といふ）との間に左の協約を結ぶ

第一條　會社は組合關東支部及同日鑄分會を會社內で唯一の團體交渉體とし他の交渉體を認めぬこと

第二條　會社の從業員は組合員であること　但し第一級分科の長及第二級分科の長でも秘書課長及總務課長を除く

第三條　會社は組合を脫退し又は組合が除名した者を引續き雇傭せぬこと

第四條　會社の人事（採用、解雇、異動）については組合の承認なくして之を行はぬこと

第五條　生活費を基準とする最低賃銀制を確立すること
第六條　會社は全額負擔の退職金制度（退職當時の皆勤總月收の一ヶ年分を最低基準とする）を確立すること。但し細目については覺書による
第七條　勞働時間は最高拘束八時間（實働七時間）とすること
第八條　休日、休養については有給週休制、全國的地方的休祭日は勿論其の外一ヶ年貳拾日女子生理休暇一ヶ月三日、產前產後通算九十一日及結婚配偶者出產、忌引休暇を總て出勤同樣の有給とすること
第九條　青少年及女子（原則として滿二十五歲以下）は一週三時間以上就業時間內に教育を受けることが出來る
第十條　爭議中會社は他の勞働者を雇傭就業させぬこと
第十一條　會社は工場閉鎖、賃却、讓渡、長期休業、休廢止及經營組織の變更については組合の承認なしには行はぬこと
第十二條　會社は從業員に關係せる諸原則の制定改廢は組合の承認なしには之を行はぬこと
第十三條　會社は從業員の福利厚生に對し組合の參加を認めると共に組合の厚生事業に對して援助を與へること
第十四條　會社は組合員の思想と政黨加入の自由を認め組合員公職に就いた場合は之を妨害せぬこと
第十五條　會社は組合員の組合活動の自由を認め幹部が組合事務に專念することを承認すること組合專任者の身分



待遇等は一切他の從業員と同樣に取扱ふこと
第十六條　會社並に從業員代表で經營協議會を設けること之については別に定めること
第十七條　經營協議會で決めたことで會社と組合が認めた場合成文化して本協約と同一の效力を持たせること
第十八條　會社及組合で名儀其他呼稱を變更した場合でも本協約の效力は變化しない
第十九條　本協約の有效期間は　年　月　日より向三ヶ年とすること
但し當事者双方の合意で有效期間中でも之の改廢をすることが出來る
第二十條　本協約は有效期間前に改訂の交涉をし解決せず有效期間終了のときは新しく締結するまでは本協約を延長すること

## 經營協議會規則

第一條　本會は日本鑄造經營協議會と稱す
第二條　本會は勞働協約の規程に基き會社經營の正當にして能率的なる運營方策を樹立するため會社從業員兩者の圓滑なる協議を通じ日本鑄造の進展と從業員地位の向上を計るを以て目的とす
第三條　本會は前條の目的のため左の事業を行ふ
一、經理概況に關する說明
二、營業方針に關する事項の協議
三、購買方針に關する事項
四、機構規程に關する事項の協議
五、全般的人事に關する事項の協議
六、勞働條件に關する事項の協議
七、從業員の福利厚生に關する事項の協議
八、生產に關する事項の協議
九、技術の向上並に機械設備の補修改善に關する事項の協議
十、工場の安全管理並に從業員の健康增進に關する事項の協議
十一、其の他必要なる事項
第四條　本會の構成は左の通りとす
一、會社代表委員　八名
二、組合代表委員　八名
委員は入社後在職三ヶ年以上の者たることを要す
第五條　委員の任期は六ヶ月とす　但し任期中と雖も委員は交替することあるべし
第六條　本會は分科會として生產勞務及厚生委員會を設置することを得
第七條　本會は每月一回以上開催す分科會は常置機關とす
第八條　議事は左の方法による
一、議　長　社　長
社長あらざる場合は委員の互選により假議長を定む
一、議　決　出席委員の四分の三以上の同意による
第九條　本會に書記貳名を置く

第十條　本會の議事中特に機密を要する事項に關しては公表せざるものとす
第十一條　本會に於て協議決定せる事項は双方責任を以て之を實施するものとす

附　則

一、本規則の變更は本會の決議により之を行ふものとす
二、本規則は昭和廿一年五月廿二日より之を實施す

## 日本高周波重工業株式會社北品川工場

### 勞働協約書

日本高周波重工業株式會社（以下甲と稱す）は日本高周波重工業北品川工場勞働組合（以下乙と稱す）との間に勞働組合法第二十一條の精神に基き左の協約を爲す
第一條　甲は北品川工場の從業員を以て組織したる乙を公認し團體交涉權を認むること
第二條　甲及乙は本目的を達成する爲經營協議會を設置すること經營協議會の構成竝に運營方法は別に定むること
第三條　甲の從業員にして組合事務に從事する者の身分、待遇は他の從業員と異ならざること
第四條　乙は不良組合員に對して其責に任じ甲は乙の除名せるものを引續き雇傭せざること
但し除名に際しては豫め甲の諒解を得ること

第五條　甲は乙の組合員を解雇する場合は豫め乙に連絡すること

第六條　甲、乙間に紛爭を生じ協定成立せざる場合は兩者の協議に依る調停人の調停又は仲裁若しくは勞働委員會の調停又は仲裁に付するものとし調停又は仲裁成らざる場合の外、工場閉鎖、同盟罷業等の行爲をなさざること

第七條　本協約の有效期間は締結の日より滿六ケ月とすること

前項期間內と雖も一般經濟情勢の激變等眞に已むを得ざる事情發生したる場合は甲、乙協議の上之を變更することを得ること

又期間滿了二十日以前に何れよりも改廢の意思表示なき場合は更に遂月有效とすること

右協約の證として本協約書三通作成し甲、乙各一通を保有し一通は行政官廳に提出すること

昭和二十一年八月十日

日本高周波重工業株式會社

專務取締役　安井清

日本高周波重工業北品川工場勞働組合

執行委員長　小瀧巖

## 經營協議會規約

日本高周波重工業株式會社（以下甲と稱す）と日本高周波重工業北品川工場勞働組合（以下乙と稱す）との間に締結せられたる勞働協約に基き經營協議會を組織し左の事項を取極む

第一條　本協議會は甲、乙同數の委員（各八名）を以て組織すること

第二條　委員の任期は六ケ月とすること

但し重任を妨げず

補缺に依り選任せられたる委員の任期は前任者の殘存期間とす

第三條　本協議會は左の事項に付協議を爲す

一、從業員の人事に關する基準的事項

二、勞働條件に關する事項

三、給與の標準に關する事項

四、福利厚生に關する事項

五、生產の合理化に關する事項

六、其他本協議會の目的達成上必要と認めたる事項

第四條　本協議會は豫め議案を提出して每月一回定例會議を開催すること

但し甲乙何れかより申出ありし場合は臨時會議を開催することを得ること

第五條　會議は双方誠意と責任とを以て之を實施すること

第六條　會議に於て双方必要に應じ專門の說明者を出席せしめ得ること

第七條　本協議會の議事を記錄するため甲乙各一名の書記を置くこと



第八條　本規約の改廢變更は本會の決議に依ること

## 日產化學工業株式會社川崎神明工場勞働協約書

第一條　甲は乙の組合活動の自由を認め之が爲作業を妨げる際は總て有給とすること　但し工場の秩序を保持し生產規律を紊さぬこと

第九條　甲は乙の承認なくして工場の賣却、讓渡、解散、組織變更工場閉鎖又は長期休業等會社企業に重大なる影響を及ぼす行爲をしないこと

第十條　爭議繼續中は甲は乙以外の勞務者及勞務請負業者と勞務契約を結ばざること

第十一條　從業員の政黨加入の自由を認め、又は公職につきたる時は之に不利益なる取扱ひをなさざること

第十二條　本協約の有效期間は契約締結の日より向ふ一ケ年とし期限前一ケ月以內に双方何等提議なき時は更に一ケ年その效力を繼續す　以後此の例に依るものとす

第十三條　本協約の改廢は甲及乙の同意に依つて之をなす

第十四條　會社經營の主體變更ある場合又は名稱變更される場合も既に締結せる協約及び該協約に基きたる經營協議會規約は之を引續く義務あるものとす

附　則

第十五條　右協約の證として本協約書三通を作成し各一通を保管し一通は行政官廳に提出するものとす

右契約す

昭和二十一年九月三十日

日產化學工業株式會社

日産化學工業株式會社　社　長　宮　本　地　藏　三
川崎神明工場從業員組合　委員長　横　井　伸　吉

## 經營協議會規約

第一條　本會は日産化學工業株式會社川崎神明工場經營協議會と稱す

第二條　本會は日産化學工業株式會社（以下甲と稱す）と日産化學工業株式會社川崎神明工場從業員組合（以下乙と稱す）との間に締結せられたる勞働協約第五條に依り組織せられたるものにして從業員の經營參加に依り會社の發展と從業員の生活向上を計るを以て目的とす

第三條　本會にて協議すべき事項左の如し
一、會社經營に關する重大なる變更
二、全般的人事に關する事項
三、勞働條件に關する事項
四、從業員の福利厚生に關する事項
五、生産に關する事項
六、會社組織及職制に關する事項
七、其の他必要と認めたる事項

第四條　本會は甲乙同數の委員（各五名）よりなり甲側委員は社長之を任命し乙側委員は乙に於て之を決定す
但乙側委員は入社後滿二年以上の者たる事を要す

第五條　委員の任期は六ケ月とす　但し重任を妨げず
補缺のため選任されたる委員の任期は前任者の殘存期間とす

第六條　議事は左の方法に依る
一、成立　委員七名以上の出席を要す
二、議長　提案者側より之を選出す
三、議決　出席委員の七名以上の同意を以て決定す

第七條　本會は分科會として生産、勞務、厚生委員會を設置することを得分科會は常置機關とす

第八條　本會に甲乙各書記一名を置く

第九條　定例會議は年四回とす
臨時會議は委員の半數以上の要求ありたる時讀め議案を提出して之を開催す

第十條　本會に於て協議決定せる事項は双方責任を以て之を實施す

附　則

第十一條　本規約の變更は本會の決議によつて之をなすものとす

昭和二十一年九月三十日

## 日本曹達株式會社勞働協約書

日本曹達株式會社（以下單に會社と稱す）と日電鋼勞働組合聯合會（以下單に聯合會と稱す）は左記協約事項に關し双方當に誠意と責任を以て之が遵守履行を誓約す

### 協　約

第一條　本協約は會社と聯合會との道義的約定により會社經營の確立及び其の民主化と勞働條件の維持改善を圖るを以て目的とす

第二條　會社は聯合會及聯合會構成組合をし　企業內に於ける唯一の團體交渉機　有すう團體なることを認め從業員は必ず聯合會構成組合の組合員たることとす　但し聯合會構成組合の認めたる者は此（限りに非ず

第三條　會社は聯合會及び聯合會構成組合が其の規約を約定し規定せる事項を其の事業場內で實施す　事及其の他勞働運動に參加する事の自由を認むるものとす

第四條　會社は聯合會員の採用解雇轉任、賞罰等人事に關しては聯合會の構成組合と同意を以て行ふこととす

第五條　會社は社會事情の推移に卽應し聯合會構成組合員の生活を保證し聯合會構成組合は其の適正なる勞働條件に於て能率增進の爲最善の努力を爲すものとす

第六條　會社は從業員の福利厚生施設の運營に就　は聯合會の參加を認むるものとす

第七條　會社並に聯合會及構成組合は聯合會經營協議會に諮らずして工場閉鎖讓業等不當なる爭議に出でざるものとす

第八條　會社及び聯合會は本協約締結の趣旨に依り經營協議會を設置す

第九條　經營協議會に附議すべき事項構成及運營は別に之を定む

第十條　經營協議會の附議決定事項は本協約と同等の效力あるものとす

第十一條　本協約は締結後一ケ年間有效とし期間滿了一ケ月前に一方より改訂若くは破棄申出なき時は更に一ケ年間有效とし爾後之に準ず

本協約は締結の證と　本書三通作成し双方一通を保有し一通を地方長官に提出す

昭和二十一年十月八日

日本曹達株式會社　取締役社長　海　東　要　造
日電鋼勞働組合聯合會　執行委員長　關　川　一　陸

## 覺　書

一、勞働協約第四條の運用に關しては其の決定前に構成組合長と合議決定するものとす

二、前項の決定に關し組合員の總意により不當と思料せられたる場合は再度合議決定するものとす

昭和二十一年十月八日

日本曹達株式會社　取役締社長　海　東　要　造

日鐵鋼勞働組合聯合會
執行委員長　關川一藏

## 經營協議會規約

### 目的

第一條　本協議會は勞働協約の趣旨に則り企業經營を民主化し企業の發展、從業員の利益增進を圖るを目的とす

### 協議事項

第二條　本協議會は左の事項を協議す
(イ)會社經營に關する重要事項
(ロ)人事並に勞務管理の基準に關する事項
(ハ)其の他目的達成に必要なる事項

### 構成

第三條　本協議會は左の委員を以て構成す
(イ)會社側委員
(ロ)聯合會側委員

第四條　本協議會に於て必要と認めたる時は主題に從ひ小委員會を構成し委員は協議により任命す

第五條　本協議會に聯合會役員は隨時出席し得るものとす

### 會議

第六條　本協議會は會社が特に聯合會に諮るを必要と認めたる事項並に聯合會が本協議會に諮るを必要と認めたる時隨時開催す

第七條　議長は議案を提出したる委員側よりその都度選出するものとす

第八條　本協議會の議案は出席委員の一致したる意見により決定す

第九條　本協議會に於て審議決定したる事項は會社に於ては社長の決裁を受け聯合會に於ては其の承認により效力を發生するものとす

### 附則

本規約は勞働協約締結の日より實施す



日本冶金株式會社大阪製鋼工場

## 經營協議會規約

### 目的

第一條　本協議會は勞働協約の趣旨に則り企業經營を民主化し企業の發展從業員の利益增進を圖るを目的とす

### 協議事項

第二條　本協議會は左の事項を協議す
(イ)會社經營に關する重要事項
(ロ)人事並に勞務管理の基準に關する事項
(ハ)其の他の目的達成に必要なる事項

### 構成

第三條　本協議會は左の委員を以て構成す
(イ)會社側委員
(ロ)聯合會側委員

第四條　本協議會に於て必要と認めたる時は主題に從ひ小委員會を構成し委員は協議により任命す

第五條　本協議會に聯合會役員は隨時出席し得るものとす

### 會議

第六條　本協議會は會社が特に聯合會に諮るを必要と認めたる事項並に聯合會が本協議會に諮るを必要と認めたる時隨時開催す

第七條　議長は議案を提出したる委員側よりその都度選出するものとす

第八條　本協議會の議案は出席委員の一致したる意見により決定す

### 附則

第　條　本協議會に於て審議決定したる事項は會社に於ては社長の決裁を受け、聯合會に於ては其の承認により效力を發生せるものとす

## 覺書

一、勞働協約第四條の運用に關しては該事項決定前に構成組合長に合議決定するものとす

二、前項に關しては組合員の總意に依り不當と思料せられたる場合は再度合議するものとす

日本ニッケル株式會社若泉製造所
勞働協約書

日本ニッケル株式會社（以下甲と稱す）と日本ニッケル株式會社若泉製造所勞働組合（以下乙と稱す）は勞働と產業の社會的、國家的意義とその使命とに鑑み勞働組合法第三章第二十一條の精神に基き勞働協約を締結すること左の如し

第一條　日本ニッケル株式會社若泉製造所從業員は原則として乙の組合員たることを要件とす
本條の除外例は本協約の附帶規程として別に之を定む

第二條　甲乙兩者は本協約締結の趣旨に基き左の委員會を設置す
(一)生產委員會
(二)勞務委員會

第三條　生產委員會は甲乙兩者より各五名宛の代表者並に職能委員若干名を選任して構成し左記事項に付協議取決めを爲すものとす
(一)生產豫定數量の決定及工程管理
(二)機械設備の補修改善
(三)新規事業の企劃、立案、設計
(四)技術の向上能率の增進
(五)原價計算
(六)其他生產增强に關する事項

第四條　勞務委員會は甲乙兩者より各五名宛の代表者を選任して構成し左記事項に付協議取決めを爲すものとす
(一)賃金、手當、勞働時間其他待遇上の諸條件
(二)從業員の採用、解雇其他の人事

但し職員の人事に付ては其必要ありと認めたる場合に限る

(三) 福利厚生及衛生施設

(四) 其他勞務管理並に安全管理

第五條 生産、勞務委員會に於ける協議成立したる事項中甲乙双方に於て承認したるときは成文化して本協約附屬議定書若くは勞働協約となすことを得るものとす

第六條 生産、勞務委員會の委員の選任規程並に會議規程は本協約の附帶規程として別に之を定む

第七條 甲乙共生産、勞務委員會に諮らずして作業場閉鎖及同盟罷業其他の爭議行爲に出でざるものとす

第八條 甲乙共本協約を尊重し誠心誠意之を遵守するものとす。若し本協約に違反し又は規律を紊したる者ありたる場合は責任を以て之を處分するものとす

第九條 本協約の有效期間は昭和二十一年五月一日より向ふ一ケ年間とす

但し甲乙合意の上之を延長することを妨げず

第十條 本協約の證として本書參通を作成し甲乙各壹通を保管し壹通は行政官廳に提出するものとす

右協約す

昭和二十一年五月一日

日本ニッケル株式會社

若泉製造所長 中江喜作

日本ニッケル株式會社若泉製造所

## 勞働組合規程

第一條 協約第一條の除外例として左に揭ぐるものは組合員たることを必要とせず

課長若くは課長以上の職務に在るもの

第二條 協約第六條に基き委員會の委員の選任規程は左の通り之を定む

(一) 甲を代表する委員は職員中より班長之を指名す

但し乙の組合員中より指名するを得ず

(二) 乙を代表する委員は乙の總意を以て組合員中より選任す

(三) 職能委員は甲乙双方に於て承認せる技能者より委員會の都度選任す

(四) 委員は他の委員會の委員を兼任することを妨げず

(五) 委員の任期は何れも一ケ年半とす。但し重任を妨げず

委員に缺員を生じたるときは之を補充するものとす。補充者の任期は前任者の殘存期間とす

(六) 委員は委員會に代人を出席せしむることを得ず

(七) 委員會に委員長を置き委員長は所長之に當る

(八) 委員會の議長は甲乙双方より選任したる代表者を以て之に當て交代制とす

(九) 委員會に書記を置き議長に附屬して庶務を處理せしむ。書記は議長之を選任す

第三條 協約第六條に基き委員會の會議規程は左の通り之を定む

(一) 委員會は毎月夫々委員長之を招集す

但し甲乙何れかより議件を示して招集を提起したる場合委員長は遲滯なく之を招集するを要す

(二) 委員會の議件は委員長より豫め夫々各委員に通告することを要す

(三) 議件は甲乙双方より豫め委員長に提示し得るものとす

(四) 委員會は定員の三分の二以上の出席を以て成立す

(五) 委員長支障ある場合は委員長指名を以て代理委員長を選任す

## 勞働協約書（改訂）

日本ニッケル株式會社（以下會社と稱す）と日本ニッケル株式會社若泉製造所勞働組合（以下組合と稱す）とは勞働組合法第四章の規程に基づき本協約を締結し各々誠意を以て之を遵守し互にその義務を履行し勞働能率の增進と産業平和の維持とに協力するものとす

第一條 會社は組合を若泉製造所內に於ける唯一の交涉體なることを公認す

但し課長以上の職務にある者及囑託並に新規採用工員、職員にして入社三ケ月未滿のものは組合員たることを必要とせず

第二條 會社の從業員は原則として組合員たることを要件とす

第三條 會社及組合は本協約締結の精神に基づき別に定むるところにより經營協議會並に生産勞務委員會を設置し會社經營、生産並に勞働條件等につき協議をなす

第四條 會社は組合を脫退したる者及組合から除名された者を雇傭せず、但し雇入れに關しては組合加入を要件とせず

第五條 組合は組合員の組合行動に對し、會社に對し其責に任ずるものとす

第六條 組合は會社を辭任したる者の脫退を拒まず、又組合より除名せんとする場合は事前に會社と協議するものとす

第七條 會社は給料、賞金、諸手當等組合員の給與を社會情勢の變化に即應し會社經營の狀況を考慮して組合員の生活安定に資するものとす

第八條 組合員の給與制度（退職慰勞金を含む）並に就業條件の變更は双方協議の上決定するものとす

第九條 勞働時間は休憩一時間を含め一日に付八時間一週に付四十八時間とす。但し必要によりては時間外、休日深夜の勤務をなすものとす

第十條 休日を左の通り定む

一、一週一回

二、産後六週、午末年始、
三、女子產前產後八十四日
四、一ケ年以上勤續者に對し一ケ年を通じ十四日の有給休暇
五、女子生理の爲一回二日の有給休暇
第十一條　組合員業務上負傷し又は疾病にかかつた場合は會社は必要なる療養費を負擔し其期間給料、手當と勞働者災害補償保險法による保險給付との差額を支給す
第十二條　生產勞務委員會に附議し其協議整はざる場合は經營協議會に附議し更に協議するものとす
第十三條　經營協議會に於て協議成立したる事項は成文化して本協約の附屬協約となすことを得るものとす
第十四條　經營協議會に於て協議整はざる場合の外會社は工場の閉鎖實却、讓渡、休業、廢止等をなさず、組合は爭議行爲に出でざるものとす
第十五條　會社の厚生施設の原則的運營に付ては組合に協議するものとす
第十六條　勞働組合法第二條の精神に基づき組合運動は經濟活動を目的とし政治活動を認めず
組合員が公職に就いた場合の取扱は別に定む
第十七條　就業時間中は組合事務に携はること並に組合會合をなすことを得ず、社業に專念するものとす
第十八條　組合員に周知せしむる事項を揭示せんとする場合は會社の承認を得て爲すものとす
第十九條　本協約の有效期間は昭和二十一年五月一日より向上一ケ年とす、但し會社及組合の合意を以て有效期間中の改廢及延長を妨げず
右協約の證として本書三通を作成し會社及組合代表者各壹通を保管し殘り壹通は行政官廳に提出するものとす
昭和二十二年五月一日



## 經營協議會規程

第一條　勞働協約第三條に基づく經營協議會は本規程により運營す
第二條　本會は生產勞務委員會に於て協議整はざる場合及生產勞務委員長より請求ありたる事項に付協議するものとす
第三條　本會に於て協議すべき事項左の如し
一、人事職制に關する基準的事項
二、勤勞條件に關する事項
三、給與の一般的原則に關する事項
四、社則、就業規則に關する事項
五、福利厚生に關する事項
六、生產に關する事項
七、營業に關する事項
八、資材に關する事項
九、經理に關する事項
一〇、經營方針に關する事項
一一、其他本會の目的達成上必要と認めたる事項
第四條　本會の議長は社長とし委員は會社組合より十名宛の代表者及職能委員若干名を選任して構成す
第五條　本會の委員の選任規程並に會議規程は生產勞務委員會規程第五、第六條を準用す
第六條　本會に於て協議成立したる事項は成文化して勞働協約となすことを得るものとす

## 生產勞務委員會規程

第一條　勞働協約第三條に基づく生產勞務委員會は本規程により運營す
第二條　生產委員會は會社及組合より各五名宛の代表者並に職能委員若干名を選任して構成し左記事項につき協議をなすものとす
一、生產計畫及工程管理
二、機械設備の補修改善
三、新規事業の企業、立案、設計
四、技術の向上、能率の增進
五、原價計算
六、資材の入手
七、營業方針
八、其他生產に關係する事項
第三條　勞務委員會は會社及組合より各五名宛の代表者を選任して構成し左記事項に付協議をなすものとす
一、賃料、賞金、手當、其他勞働條件
二、從業員の採用、解雇、異動、賞罰等の人事
但し職員の人事に付ては其必要ありと認めたる場合に限る
三、福利厚生及衛生施設
四、其他勞務管理並に安全管理
第四條　生產勞務委員會に於て協議整はざる場合は經營協議會に諮るものとす
第五條　委員會の委員の選任規程は左の通り之を定む
一、會社を代表する委員は職員中より所長之を任命す
但し組合員中より任命することを得す
二、組合を代表する委員は組合の總意を以て組合員より選任す
三、職能委員は會社組合双方に於て承認せる技能者より委員會の都度之を選任す
四、委員は他の委員會の委員を兼任することを妨げず
五、委員の任期は何れも一ケ年とす、但し重任を妨げず
委員に缺員を生じたるときは補充するものとす、補充者の任期は前任者の殘存期間とす
六、委員は委員會に代人を出席せしむることを得す
七、委員會に委員長を置き所長之に當る
八、委員會の議長は會社組合双方より選任したる代表者を以て之に當て交代制とす
九、委員會に書記を置き會議に陪席して庶務を處理せし

む書記は議長之を選任す

第六條　委員會の會議規程は左の通り之を定む

一、委員會は毎月定例一回委員長之を招集す、但し會社組合何れかより議案を示して招集を發起したる場合委員長は遲滯なく之を招集するを要す

二、委員會の議案は委員長より豫め夫々各委員に通告することを要す

三、議案は會社組合双方より豫め委員長に提案し得るものとす

四、委員會は定員の二分の一以上の出席を以て成立す

五、委員長支障ある場合は委員長指名を以て代理委員長を選任す

## 日本鋳鋼株式會社

## 勞働協約書

日本鋳鋼株式會社（以下單に會社と稱する）は日本鋳鋼從業員組合（以下單に組合と稱する）と勞働組合法第十九條に依つて次の通り勞働協約を締結する

第一條　會社と組合は御互に民主々義の理念を把握して締結した勞働協約に對しては誠意を以て之を遵守し從業員の生活安定及地位向上の爲能率の增進を圖り産業平和を維持して社業の發展に協力する

第二條　會社は勞働組合法に定められた組合の地位を充分に尊重して組合の健實な發展と其の運營に協力する

第三條　會社の從業員は原則として全員組合員である事を必要とする但し組合の同意を得たる者は其の限りでない

第四條　組合は不良組合員に對しては其の責に任じ會社は組合が除名した者を引續き雇傭しない事にする但し除名に際しては豫め會社の同意を得るものとす

第五條　會社は組合に對し組合事務所を提供すること又組合の會議に必要な場合には申出に依り會場を貸與する

第六條　會社は豫め屆出でたる組合員二名が自由に組合事務に從事することを認める猶必要ある場合は若干名の組合員が其の都度會社の同意を得て組合事務に從事することを認めるものとす

第七條　會社は組合に對し組合員の生活擁護及向上の爲行ふ行動は就業時間に影響あるときでも前以て會社の同意を得れば其の自由を認める

第八條　左の事項は組合の同意を得たる上行ふものとす

一、人事に關する事項

二、給與制度に關する事項

三、勤務時間其の他勞働條件に關する事項

四、從業員の福利施設並に共濟に關する事項

第九條　組合員の生計を基準とした給與制度を確立する

第十條　會社及組合は第一條の目的達成の爲會社代表と組合代表と職能代表とで經營協議會を設置す

第十一條　經營協議會の構成並に運營に就ては別に其の規



定を定める

第十二條　經營協議會で協議したもので會社及組合が認したもの〻內必要なものは成文化して本協約と同一の效力がある樣にする

第十三條　本協約の解釋又は適用に疑を生じたときは會社と組合に於て協議する

第十四條　經營上會社及組合に於て意見一致しないで紛爭が生じた時は勞働委員會の調停又は仲裁にかけること

第十五條　本協約の有效期間は締結の日より六ケ月間とす但し當事者双方の合意に依り有效期間中と雖も之が改訂をする事が出來る

第十六條　本協約は有效期間前に改訂の交涉をなし解決せずして有效期間終了の際は新しく締結する迄は本協約を延長すること

第十七條　右協約の證として本協約書三通を作成して會社及組合代表が各一通を保管し一通は行政官廳に提出する

右協約す

昭和二十一年十月十八日

日本鋳鋼株式會社

取締役社長　油田貴郎

日本鋳鋼從業員組合

組合長　高田正男

## 經營協議會規定

第一條　本會は日本鋳鋼經營協議會と稱す

第二條　本會は會社の經營に就て御互の意見を交換し經營の民主化を圖り會社の健全なる經營と從業員の經濟的社會的地位の向上を計ることを以て目的とす

第三條　本會に於て協議すべき事項左の如し但し協議すべき事項に付き特別問題なき限り之を以て經營を拘束するものに非らず

一、生産企畫及合理化に關する事柄

二、能率增進、監督打開、無駄排除等に關する事柄

三、從業員雇入の方針、異動、解雇、賞罰及懲戒に關する事柄

四、從業員の就業時間、休日其の他勞働條件に關する事柄

五、從業員の給料賃金、其の他給與制度の基準決定に關する事柄

六、厚生、福利、共濟に關する事柄

七、工場安全に關する事柄

八、職制の制定又は改變の方針に關する事柄

九、會社經理の大綱に關する事柄

一〇、其の他從業員の利害に影響ある一切の事柄

第四條　本會は組合の選舉會構成員中より理事會に於て指名したる委員と會社從業員及組合員に非らざる從業員中よ

り会社の指名せる委員とを以て構成し委員の数は左の通りとす

会社指名の委員　五名（会長を含む）
組合指名の委員　五名
但し開者共三名以上出席するに非らされば会議を開くことを得ず

第五條　本會は開會の都度必要に應じ專門事項を協議するため會社及組合の合議の上選定せる專門委員若干名を本會に出席せしむるものとす

第六條　本會の會長は會社の代表者とし議長は會長又は會長の指名せるもの之に當る但し專門委員は表決權を有せざるものとす（議長は表決權を有す）

第七條　本協議會に於て協議成立せる事柄にして會議直ちに於て重役會又は組合理事會に於て否認せられたるものは其の協議事項を再協議に附するものとす

第八條　本會は毎月一回之を開催す但し必要ありと認めたる時は會社代表者又は組合代表の申出に依り臨時に會議を開催することを得

第九條　本會の議案は會議開催の五日前迄に會長に申出づるものとす

第十條　會長は議案を開會五日前に豫告するものとす
但し緊急と認めたる場合は其の限りに非らず

第十一條　本會規定の解釋に疑義を生じたる時は本會に於て先づ協議するものとす

第十二條　本規定は勞働協約と共に其の效力を發生し且つ消滅するものとす

第十三條　本規定は會社並に組合の双方の承認なくしては改變することを得ざるものとす

## 日本鋼管株式會社川崎製鐵所

### 勞働協約書

日本鋼管株式會社（以下會社と稱する）と日本鋼管株式會社川崎製鐵所從業員組合（以下組合と稱する）は經營民主化の精神に基き勞働組合法に則つて左の通り勞働協約を締結する

第一條　日本鋼管株式會社川崎製鐵所（以下單に所と稱する）從業員は總て組合員とする。但し會社と組合との合意による場合は此の限りではない

第二條　會社は會社の業務に支障を來さない限り組合員が就業時間中組合業務に從事することを認め組合運營に必要な所設備の利用を認める

第三條　會社は所從業員の人事並に所內職制に關しては之を左の通り行ふ
一、解雇、異動及職制の制定並に改廢に付ては組合と協議決定の上之を行ふ
二、採用及び賃金の基準並に方針に付ては組合と協議決定する



第四條　會社は組合員の生活權の擁護を目的とした賃金制を確立して組合員の生活の安定を計る

第五條　會社は從業員の勞働條件其の他待遇等に關した事項は凡て組合の承認がなくては行はない

第六條　會社は從業員の厚生福利施設の管理運營は組合の積極的參加を認める

第七條　會社並に組合は本協約締結の趣旨に基き經營協議會を設置する經營協議會の構成運營其の他に關しては双方協議の上別に之を定める　經營協議會に於て決定した事項は本協約と同じ效力を有する

第八條　會社及び組合は無警告で作業場閉鎖又は同盟罷業等の爭議行爲を行はない

第九條　本協約事項に就て紛爭がある時は双方の承認を得なければ調停又は仲裁に附さない

第十條　本協約の有效期間は調印の日より六ケ月とする但し期間滿了一ケ月前當事者双方より特別の意思表示のないときは自動的に六ケ月宛延長する

### 附　則

本協約を確認するため協約書參通を作成し會社組合各壹通を保管し壹通は行政官廳に提出する

右協約す

昭和二十一年十月十日

日本鋼管株式會社
取締役社長　波　邊　政　人

日本鋼管株式會社川崎製鐵所從業員組合
執行委員長　松　本　榮

日本鋼管株式會社川崎製鐵所從業員組合

## 覺　書

日本鋼管株式會社と日本鋼管株式會社川崎製鐵所從業員組合との間の勞働協約締結に伴ひ左の通り覺書を締結する

一、會社並に組合は本契約締結の精神に基き共に生產增强能率增進に努め事業の興隆發展に協力する

二、第一條に關する覺書
川崎製鐵所從業員とは日本鋼管病院從業員及び川崎駐在の本社從業員を含むものとする

三、第二條に關する覺書
（一）所從業員と仕第一條の覺書に示されて居る從業員中組合員たる者を謂ふ
（二）組合員でない者に付ては會社は組合と協議し組合の納得のゆくべき人事を行ふ

右覺書仍而如件

昭和二十一年十月十日

日本鋼管株式會社
取締役社長　波　邊　政　人

日本鋼管株式會社川崎製鐵所從業員組合
執行委員長　松　本　榮

日本鋼管株式会社と日本鋼管株式会社川崎製鉄所労働組合とは相互の間に締結された労働協約に基き左の如く経営協議会を設置する

第一條　本協議会は日本鋼管株式会社川崎製鉄所経営協議会と称し、川崎市南波田川崎製鉄所内に設置する

第二條　本協議会は従業員の経営参加により経営の民主化を達成し当所事業の健全な発展と従業員の地位の向上を図り国家経済の興隆に寄与することを目的とする

第三條　本協議会は左の事項について協議決定する
イ、経営方針並に生産計画に関する事項
ロ、賞与、決算に関する事項
ハ、人事（採用、移動、解雇、賞罰等）並に機構に関する事項
ニ、技術設備の改善、能率増進に関する事項
ホ、労働条件の改善に関する事項
ヘ、従業員の福利厚生並に教育に関する事項
ト、其の他必要と認める事項

第四條　本協議会は中央協議会、専門協議会を以て構成、

第五條　中央協議会は当所に於ける最高の協議決定機関とする
専門協議会は中央協議会の諮問に應じ又は各専門調査事項に関し協議を行ふ為め左の通りこれを常置する

一、経営専門協議会
二、技術専門協議会
三、労務専門協議会
四、厚生専門協議会

第六條　各協議会は会社及び組合の代表者で構成する
会社代表は社長及び其の指名した委員、組合代表は執行委員長及び其の指名した委員を以てこれに充てる
但し特に必要と認めた者は委員協議の上これを指名出席させ意見を聴取する事ができる
尚組合員を会社代表の委員とすることは出来ない

第七條　各協議会委員の任期は六ケ月とする
但し補欠補任者の任期は前任者の任期による

第八條　各協議会は原則として月一回これを開催する其の他必要に應じ臨時開催す
議長は会社及び組合側協議の上其の都度之を決定する
各協議会は会社及び組合側委員各々三分の二以上出席しなければ開催することが出来ない

第九條　中央協議会で決定された事項はこれを成文化し会社、組合双方の責任に於て実施する

第十條　本協議会規則の改廃は中央協議会の協議によりこれを行ふ

附　則

本規則は昭和二十一年十二月二十一日より実施する



## 團體協約書

第一條　日本鋼管株式会社（以下会社と略称する）と日本鋼管株式会社鶴見製鉄所労働組合（以下組合と略称する）は生産の社会性を昂揚し経営の民主化と組合員の地位向上、業務の発展のためにこの協約を締結する

第二條　日本鋼管株式会社鶴見製鉄所（以下所と略称する）従業員は組合員とする但し組合の認めたるものを除く（覚書参照）

第三條　会社は本組合を團體交渉権を持つ唯一の従業員團體と認める会社は社長又は社長の委任した重役、所長を組合は執行委員長又は執行委員会の選任した組合員を交渉相手としての代表とする

第四條　会社は組合員が就業時間中組合業務に従事することを認め又組合運営に必要な会社設備の利用を認める
但し之が運営に關しては双方協議の上別に之を定める
（覚書参照）

第五條　人事權は会社に属することを双方確認し其の具體的行使に當りては会社は必ず左の通り行ふ
一、従業員の採用、異動に關しては事前に其の方針、基準條件に付き組合の同意を得、実施に當つては組合と合議する
二、従業員の解雇は組合の同意を得る

第六條　会社は生活費を基準とする最低賃銀制を確立し物価の變動に應じて従業員の生活の安定を計り組合は従業員としての職分遂行に協力する

第七條　会社は工場を閉止、長期休業又は賃却するときは左の如く措置する
一、閉止、長期休業するときは予め組合と協議する
二、賃却するときは人事の措置に付き予め組合と協議する

第八條　第一條の精神により会社代表と従業員代表とで組織する經營協議會を設置し別に定める規約により經營、生産、人事、給與、厚生並に勞働條件に就ての事項を協議する

第九條　經營協議會で決定した事項はこの協約と同じ效力がある

第十條　会社と組合との間に紛爭の起きた時は双方の永關なしにこれを調停又は仲裁に附さない

第十一條　この協約を改廢するときは双方協議の上實行する

第十二條　この協約の效力は調印と同時に發生して三ケ月有效とする有效期間滿了迄に更改の協議なきとき又は改訂の協議成立しないときはこの效力は三ケ月宛自動的に延長される

第十三條　この協約の實施の細則又は明示してない事項は

第一條の精神に副ふて協議決定の上行ふ
但し會社と組合との合意による場合は此の限りではない
（覺書參照）
第十四條　第九條、第十三條の規定は勞働組合法に認められたる權利を拘束しない
第十五條　この協議が成立したときは本書三通を作成し双方一通づゝ保管して一通を地方長官に提出する
右書約す
昭和二十一年七月二十四日
日本鋼管株式會社
代表取締役社長　渡邊政人
日本鋼管株式會社鶴見製鐵所勞働組合
執行委員長　谷口市太郎

## 勞働協約書（改訂）

日本鋼管株式會社（以下會社と略稱する）と全日本鐵鋼産業勞働組合鶴見製鐵所分會（以下組合と略稱する）は生産の社會性の昂揚經營の民主化、組合員の地位向上及業務の發展のため左の協約を結ぶ
第一條　會社は組合を日本鋼管株式會社鶴見製鐵所（以下所と略稱する）内に於ける唯一の交渉體とし他の交渉體を認めず且この組合以外の如何なる組合も認めない
但し全日本鐵鋼産業勞働組合が交渉に加はることを認める
第二條　所の從業員は組合員とする
但し組合の認めたるものを除く
第三條　會社は組合を脫退し又は組合が除名した者は形式



の如何を問はず所及所に關する業務に關係させない
但し會社と組合との合意による場合は此の限りではない
（覺書參照）
第四條　會社は所及所に關係ある從業員の人事に關しては之を左の通り行ふ
一、從業員の採用に關しては事前に其の方針、基準條件につき組合の同意を得實施に當つては組合と合議する
二、從業員の異動、解雇については組合の同意なしには之を行はない
第五條　會社は生活費を基準とする最低賃銀制を確立し物價の變動に應じて從業員の生活の安定を計る
第六條　會社は社會情勢に應じた全額負擔の退職金制度を確立する
第七條　正規就業時間は八時間（實働七時間）を以て之とする
第八條　會社は日曜日、國家的祝祭日、會社創立記念日及年末（十二月三十一日）年始（一月二日）休暇を休日とし他に休暇一ケ年二十日、女子生理休暇一ケ月三日、産前産後休暇通算八十四日を認める、以上の休暇及休日は凡て有給とし缺勤扱ひとしない
前項の細目に關しては別に之を定める
第九條　會社は工場を閉止、休業又は實却廢業するときは左の如く措置する
一、廢止、休業するときは豫め組合と協議する

二、實却廢業するときは人事の措置に付き豫め組合の同意を受ける
第十條　會社は從業員諸規則の制定改廢は組合の承認なしには行はない
第十一條　會社は從業員の厚生福利施設の管理運營に組合の積極的參加を認める
第十二條　會社は組合員の政黨加入並に公職に就くことの自由を認める
但し前項の場合に於ける處理に關しては別に之を定める
第十三條　會社は就業時間内に於ける組合員の組合活動の自由及其幹部が組合業務に從事することを認め又組合運營に必要な會社設備の利用を認める
組合幹部の身分待遇は一切他の從業員と同樣に取扱ふ
（覺書參照）
第十四條　會社は青少年從業員のために教育制度を設ける
但し之が實施に當りては組合と協議決定する
第十五條　會社並に從業員代表は經營協議會を設け別に定める規約に依り勞働條件福利厚生教育組織並に經營について協議決する
經營協議會の協議事項は豫め組合に連絡する
第十六條　會社並に組合の名義其の他呼稱に變更のあつたときも本協約の效力は變化しない
第十七條　會社と組合との間に紛爭の起きたときは双方の承認なしにこれを調停又は仲裁に附さない

第十八條　この協約の實施の細則又は例示してない事項は本協約の精神に則つて協議決定の上行ふ
第十九條　本協約の效力は調印と同時に發生し六ケ月有效とする但し有效期間前に改訂の協議成立しないときは新しく締結する迄は本協約を延長する
右書約す
昭和二十二年三月三十一日
日本鋼管株式會社
代表取締役社長　渡邊政人
全日本鐵鋼産業勞働組合鶴見製鐵所分會
執行委員長　谷口市太郎

## 覺書

日本鋼管株式會社（以下會社と略稱する）と全日本鐵鋼産業勞働組合鶴見製鐵所分會（以下組合と略稱する）との間に勞働協約締結に伴ひ左の如き覺書を締結する
本覺書は勞働協約と雖しては何等の效力を持たない
第三條の覺書
但書の合意に當つては會社は原則として組合に同意する
第十三條の覺書
イ、組合大會（含所要時間）は同意を受けること
ロ、執行委員會は會社に屆出をすること
ハ、組合幹部とは常任執行委員並に部長をいふ
ニ、一般組合員が業務に從事する場合は其の部署所屬課

長の開業を受けること
ホ、会社の設備、什器の利用は個々に付会社の同意を受けること
ヘ、組合の業務運営上必要な書類の使用は会社の同意を受けること

## 團體協約書

第一條　この會は日本鋼管株式會社鶴見製鐵所勞働協議會と謂ふ
第二條　この會は事務所を横濱市鶴見區末廣町二ノ一日本鋼管株式會社鶴見製鐵所内におく
第三條　この會は團體協約書により生産の社會性の昂揚、經營の民主化、業務の發展、從業員の地位向上と福祉増進のため左の事項を協議議決す
一、從業員の勞働條件に關する事項
(イ)給　與
(ロ)勤　務
(ハ)身　分
(ニ)人　事
(ホ)其　の　他
二、從業員の福利厚生教育に關する事項
(イ)工場の安全管理、衛生保健
(ロ)厚生福利施設
(ハ)教育訓練
(ニ)其の他
三、會社の組織に關する事項
(イ)職制、業務分掌
(ロ)部課長以上の人事
(ハ)其の他
四、會社の經營に關する事項
(イ)經營の基本方針
(ロ)經理狀況
(ハ)生産計畫及能率
(ニ)社外請負
(ホ)資材の需給
(ヘ)製品の販賣
(ト)其の他

第四條　この會は委員十六名で構成し書記二名を置く
委員は會社の役員及び會社の指名せる社員と組合の選任せる從業員代表各八名とする。但し都合により代理委員を設けることが出來る
會社と組合とは豫め委員と八名以内の代理委員の名簿を交換する。書記は双方より一名宛出す
第五條　委員の任期は三ケ月とし重任を認める。補缺委員の任期は前任者の殘任期とする
第六條　會議は毎月一回開き議案は一週間前に提示する。何れか一方の要求により臨時に開催出來る
第七條　會議は委員十二名以上出席したるとき成立し、會



議の議長は交互に選出する。議事は提出議案に付て協議し出席委員の過半數の賛成で定める。但し議長は議決權を持つ
必要あるときは專門説明者を列席させることが出來る
第八條　この會で議決したことは會社と組合で確認の上議定書を交換し双方誠意を以て實施する
第九條　必要あるときはこの會に小委員會を設けることが出來る
第十條　この會と小委員會とは從業員に公開する（傍聽者數に付ては其の都度定める）特に機密な事は双方委員の合意で非公開とすることが出來る
第十一條　この會で必要な書類は會社と打合せの上使用が出來る
第十二條　この規約は會社と組合双方協議の上で改廢することが出來る

## 覺　書

日本鋼管株式會社（以下會社と略稱する）と日本鋼管株式會社鶴見製鐵所勞働組合（以下組合と略稱する）との間に團體協約締結に伴ひたの如き覺書を締結する
本覺書は團體協約と雖しては何等の效力を持たない
一、第二條の覺書
組合は除名した者に對し必ずしも會社に解雇を要求しない
一、第四條の覺書
(イ)組合大會（含所要時間）は同意を受くること
(ロ)執行委員會は會社に屆出をすること
(ハ)會社に勤め屆出をした組合幹部（含任執行委員及部長）は其の都度屆出を要さない
(ニ)一般組合員が組合の業務に從事する場合は其の都度所屬課長の同意を受けること
(ホ)會社の設備、什器の利用は個々に付會社の同意を受けること
(ヘ)組合の業務運營上必要な書類の使用は會社の同意を受けること
一、第十四條の覺書
本條は會社及組合双方に於て其の利益を行使し得るものなること

執行委員長　谷口市太郎



一、第三條第四項（ホ）（ヘ）に對しては從業員側は會社經營の機動性を尊重する
右確認す
昭和二十一年十一月一日
日本鋼管株式會社
代表取締役社長　渡邊政人
日本鋼管株式會社鶴見製鐵所勞働組合

有効期間
昭和二十一年七月二十四日

日本鋼管株式會社
代表取締役社長　渡邊政人
日本鋼管株式會社鶴見製鋼所勞働組合
執行委員長　谷口市太郎

日本特殊鋼株式會社

勞働協約書

日本特殊鋼株式會社（以下會社と稱す）と日本特殊鋼從業員組合（以下組合と稱す）との間に於て健全なる産業民主々義に則り産業の平和を維持し以て社業の發展と從業員の地位の向上を圖る爲め勞働組合法の精神に基き協約を締結すること左の如し

第一條　會社は勞働組合法に據り組合を承認し進んで其の運營ある發達に協力し組合は勤勞誠率の增進に努むること

第二條　會社の從業員は組合の構成員たるべきこと、但し從今の規定又は當事者の協議に依り定められたる者を除くこと

第三條　會社及び組合は別に定むる協議會規程に依り協議を行うべきこと

第四條　前條の協議會に關する事項は當事者協議の上別に之を定むること

第五條　協議會に於て協議したる事項中當事者双方に於て特に必要と認めたるものは之を成文化し本協約と同一の效力を有するものと爲すこと
前項の事項は會社の業務機關を通じて之を施行し當事者互に誠意を以つて其の實行に當ること

第六條　協議會に於て慎重に熱誠懇談を行ふも尚結局至らざる場合は協議の上適當なる調停機關の調停又は仲裁に附すべきこと當事者は調停又は仲裁期間中は互に爭議行爲を爲さざること

第七條　會社は組合員に對し特殊技能及び生活費を基準としたる給料賃金を支拂ふべきこと。但し諸手當は之を包含せしむること

第八條　前條の給料賃金の額之に包含せらるる諸手當の制合之が支拂を受くべき者の範圍及び各個人に對する査定基準は協議會に諮るべきこと

第九條　會社及び組合は其の規律を乘し勞働協約に違反したる者に對し各々責任を以て處理すること

第十條　本協約の有效期間は昭和二十一年七月十一日より向上三箇月とすること。但し當事者双方に於て特に之が改訂又は廢止の意思表示無きときは自働的に三箇月宛延長すること
本協約は前項の有效期間中と雖も臨時必要あるときは當事者の協議に依り之を改訂するを得ること



本協約書は三通作成し一通は官廳に提出し會社及び組合に於て各々一通を所持すること
昭和二十一年七月十一日

日本特殊鋼株式會社
取締役社長　渡邊三郎
日本特殊鋼從業員組合
組合長　松本功

協議會規程

第一條　本會は勞働協約第三條に依り之を設置し協議會と稱すること

第二條　本會は當事者相互の意思疎通を圖り協約の具體的事項を協議することを以て目的とすること

第三條　本會は左の各號の代表委員十名宛を以て之を構成すること
一、會社代表
二、組合代表（正副組合長を含み且勤續滿二年以上の者たること）前項の委員は其の協議指名に依り當該議案に關係を有する五名以內の從業員をして本會々議に出席せしめ其の意見を徵することを得ること

第四條　委員の任期は六箇月とすること、但し重任を妨げざること。補缺の爲め選任せられたる委員の任期は前任者の殘存期間とすること

第五條　本會は委員定數の三分の二以上出席するに非されば會議を開くことを得ざること

第六條　本會に於て取扱ふべき事項左の如し
一、給與、休日に關する事項
一、福利厚生に關する事項
一、農務規律に關する事項
一、生産豫定に關する事項
一、作業能率に關する事項
一、生産技術に關する事項
一、作業工程に關する事項
一、作業環境に關する事項
一、人事及び賞罰に關する事項

第七條　本會の提案事項は會議の五日前に書面を以て夫々議長の手許に提出すること
議長は前項の提案を受理したるときは遲滯なく之を整理し少くとも會議の三日以前に各委員に通告すべきこと

第八條　本會は每月一回之を開催すること、但し臨時必要あるときは此の限に在らざること

第九條　本會の議長は會社代表委員の互選したる者を以て之に充つること

第十條　本會議事の取極は出席委員の三分の二以上の同意に依り之を行ふこと、但第三條第二項に該當する者は取極に加はることを得ざること
人事及び賞罰に關する事項
議案事項

一、人事及び賃銀の基準
二、重要人事
右に付き協議する
個々の影響の少い事項については之を報告すること

## 勞働協約書（改訂）

日本特殊鋼株式會社（以下會社と稱する）と日本特殊鋼從業員組合（以下組合と稱する）との間に於て勞働組合法の精神に基いて左の通り協約を締結する

第一條　會社は組合を承認し今後會社内で勞働關係に關する一切の交渉は組合と行ひ他の如何なる交渉團も認めぬこと

第二條　會社の從業員は組合員たること但し兩者協議の上定めた者は之を除くこと

第三條　會社は組合を脫退し又は組合が除名した者を引續き雇傭せぬこと但し第二條但書の者は此の限りでない

除名の場合は兩者協議すること

第四條　組合員に關する人事（採用、解雇、異動）については兩者協議決定して之を行ふこと

組合員に非ざる從業員の人事については豫め組合の意見を徵し之を行ふこと

第五條　會社は職務、技術、能率及び物價に應じた生活費と基準とした給料賃金制（諸手當を含む）を設け生活權を擁護すること

第六條　會社は退職金制を設けること

第七條　勞働時間は原則として休憩一時間を含む八時間とすること

第八條　青少年女子（二十五歲未滿）は一週四時間乃至六時間就業時間中會社内に於て敎育を受けることが出來る但し之が實施については兩者協議の上之を行ふこと

第九條　休日休暇に關しては左の通りとする

一、日曜日
二、年末年始（自十二月三十一日至一月三日）
三、天長節、紀元節
四、勞働祭（五月一日）
五、其の他一ケ年を通じ十三日
六、女子生理休養月二日
七、產前產後休養通算七十五日

前項第一號は現行賃金制では無給とし第二號乃至第七號は有給とす但し第七號については健康保險法による給付額を控除すること

第十條　爭議中會社は通常作業持續のため他の勞務者を雇傭就業せしめ敢て爭議を紛糾に導かないこと

第十一條　會社は工場閉鎖、長期休業、解散、合併、名稱變更等重要なる事項（賠償の場合も含む）については通告なしには行はぬこと

第十二條　從業員に關係ある諸規則の制定改廢は組合の意見を徵し之を行ふこと



第十三條　兩利厚生施設の運用は兩者協議の上之を行ふこと

第十四條　會社は組合員の組合活動を認め組合事務に專念する幹部の身分待遇等は他の從業員と同樣に取扱ふこと

第十五條　會社と組合とで經營協議會を設けること

經營協議會に關する事項は兩者協議の上別に之を定めること

第十六條　經營協議會で協議した事項中會社と組合とで特に必要と認めたものは之を成文化して本協約と同一の效力を持たせること

第十七條　兩者間で常設事項について誠意を以て愼重に協議しても仍ほ意見が一致しない場合は勞働委員會の調停又は仲裁に附することが出來る

第十八條　本協約の有效期間は昭和二十一年十二月一日より向ふ六ケ月とし期限に到り兩者改訂の意思表示がないときは自動的に六ケ月宛延長すること但し兩者の合意に依つて有效期間中でも之を改廢することが出來る

第十九條　本契約は有效期間中に改訂の交渉をして解決せずに有效期間終了の際は新に締結する迄は本契約を延長すること

昭和二十一年十一月二十七日

日本特殊鋼株式會社
取締役社長　渡邊三郎

日本特殊鋼從業員組合
組合長　松本功

## 覺書

一、前文
勞働組合法の精神とは同法第一條第二條及第二十一條に盛られたものを謂ふ

二、第一條
團體交涉の場合は全般勞の協力を認めること

三、第三條
第三條第二項の意味は組合が除名を決議し本人に通告する前に會社とその處置につき協議するを謂ふ

四、第五條
給料賃金制とは現在實施して居る程度のものを謂ふ

五、第九條
第九條第一項第六號に於て已むを得ざるものは更に一日休業することが出來る

六、第十一條
組合も解散、合併、名稱變更等重要なる事項については通告なしには行はぬこと

## 諒解事項

第十四條に付ては左の通りとする
一、組合活動
1、就業時間中の組合活動の規律については組合が自主

的に談合を以て處理する

2、就業時間中の組合集會は左の要綱に依る

(イ) 大　會　定期は年二回、臨時を含み組合より會社に通告

(ロ) 委員會　毎週木曜午後三時より約五十五名の委員を以て構成

(ハ) 執行部會　毎週火木土午前八時より約二時間約九名の委員を以て構成

(ニ) 專業部會　毎週四大體就業時間外なるも延長することあり

(ホ) 職場會　委員會後休憩時を原則とするも延長することあり
又其職場にて必要ある時は作業を考慮し其當該部長の許可を得て行よものとす

3、就業時間中の外部出張については其都度組合より當該部長に通告後之を行よものとす
尙外部連絡者にして定時出張するものは左の通りである

| | | |
|---|---|---|
| 松本組合長 | 全鐵勞副組合長 | 每週水曜當任委員會 |
| 松村副組合長 | 〃 組織部長 | 〃 月、水 〃 |
| 奥東治二 | 〃 關東支部書記長 | 〃 木曜 〃 |
| 金澤副組合長 | 〃 委員 | 〃 一回委員會 |
| 小平　修 | 〃 | 〃 |

古明地青年部長　〃 青年部常任幹事　〃 常任幹事會
石原茂八、上島秀信、小林伊三郎、石川森三郎
統南地區共同鬪爭委員會委員、每週月、金、內一名
とし組合により代理出席することが出來る

二、組合幹部及び書記として臨時組合事務に專念する者は左の通りである

| | | | |
|---|---|---|---|
| 組合長 | 松本　功 | 厚生部長 | 岡部　義男 |
| 副組合長 | 金澤　千春 | 青年部長 | 古明地博正 |
| 〃 | 松村　弘 | 調査委員長 | 加水吉三郎 |
| 本部長 | 須藤　好男 | 本部書記 | 林　勇 |
| 指導部長 | 藤森　武英 | 〃 | 角田　貞治 |

## 經營協議會規程（改訂）

第一條　本會は勞働協約第十五條によつて之を設け經營協議會と稱する

第二條　本會は當事者の意思疏通を圖り協約の具體的事項を協議することを目的とする

第三條　本會は左の各號の代表委員十名宛を以て構成する
一、會社代表委員（會社の指定した非組合員）
二、組合代表委員（組合員の互選した組合員）

第四條　本會は補助機關として左の專門部會を設けることが出來る
一、生產部會
一、勞務部會



一、厚生部會

專門部會に關する規定は別に之を定める

第五條　本會は協議指名に依つて其の議案に關係ある從業員を本會に出席させて其の意見を聽くことが出來る

第六條　委員の任期は六ケ月とする、但し重任は妨げない
補缺の爲め選任された委員の任期は前任者の殘存期間とする

第七條　本會は委員定數の三分の二以上の出席なくては會議を開くことが出來ない

第八條　本會の議長は會社委員の互選した者とする

第九條　本會に於て取扱ふ事項は次の通りとする
一、勞働協約の具體化に關する事項
一、生產並作業に關する事項
一、其の他本會の目的達成に必要なる事項

第十條　本會の提案事項は會議の五日前に書面を以て議長の手許に提出し議長は直ちに之を整理して少くとも會議の三日以前に各委員に通告することを原則とする

第十一條　本會は每月一回之を開催すること、但し臨時必要あるときは此の限りでない

第十二條　本會の議事取極は出席委員の三分の二以上の同意によつて之を行ふこと

## 專門部會ニ關スル取極事項

一、經營協議會の圓滑な運營と迅速な處理を圖る爲左の專門部會を設ける
(一) 生產部會
(二) 勞務部會
(三) 厚生部會

夫々其の所管事項に就き調査、研究、立案すること
(一) 生產部會
生產技術、能率、設備其の他生產に關する事項を掌管す
(二) 勞務部會
給與、勞働時間其の他勞働條件に關する事項を掌管す
(三) 厚生部會
物資配給、給食、住宅、衞生、災害防止、敎養、娛樂等の福利厚生に關する事項を掌管す

二、各專門部會は經營協議會に於て協議指名せる專門部會委員（數名）を以て構成し各十名を限度とすること

三、經營協議會に於て必要と認めたるときは其の調査立案を專門部會に依頼す
專門部會に於て調査、研究、立案せる事項にして必要と認めたものは經營協議會に於て之を提出し協議す

四、專門部會委員は他の部會又は經營協議會の委員を兼任することを妨げない

二、各專門部會は左の事項を擔當する
(一) 生產部會
生產（計畫、技術、能率、設備等）に關する事項
(二) 勞務部會
給與、勞働時間、其の他勞働條件に關する事項
(三) 厚生部會
物資配給、給食、住宅、保健衞生、災害防止、敎養、娛樂等、福利厚生に關する事項
三、專門部會は常時其の擔當事項に關して調査研究立案し經營協議會の依頼に應じて其の資料を提出する
四、專門部會の委員（以下部員と稱す）は經營協議會に於て指名し各部會三名乃至十名とする
部員は他の部會又は經營協議會の委員を兼ねることを妨げない
五、部員は其の職務遂行上自己の立場に捉はれない

## 日本金屬工業株式會社川崎工場

### 勞働協約書

第一條　日本金屬工業株式會社（以下會社と稱す）と日本金屬工業株式會社川崎工場從業員組合（以下組合と稱す）は相互に誠意を以て產業の民主化と平和維持に努力し以て事業の發展と從業員の生活安定を計り併せて產業の社會的貢献を爲す目的を以て本協約を締結す

第二條　會社は組合を承認し其の團體交渉權を確認す
第三條　會社の從業員は組合員たること
第四條　會社は組合を脫退し又は組合が除名したる者を解雇すること
第五條　會社從業員の人事（採用、解雇、轉勤、移動に關する事項及給與の基本的事項等）に就いては組合と協議なくしては行はぬこと、組合員に非らざる工場長、部長課長、次長等の採用、更迭に就いては組合と協議の上之を決定すること
第六條　在職中應召、入營し未だ復員せざる者は復員後原則として復職させること
但し復職を適當と認められざる者は此の限りではない其の適否は組合と協議の上取極めること
第七條　生活費を基準とする最低賃金制を確立すること
第八條　會社は全額負擔の退職金制度を確立すること
第九條　工場閉鎖實却、縮減、休業、廢止等工場が操業を停止する場合には普通退職手當金の外各自の在職年限技倆勤務成績を斟酌し退職後當分の生活安定資金として相當の退職金を支給すること
第十條　勞働時間は最高八時間（實働七時間）とすること
第十一條　女子、年少者、夜勤者及公傷病死、不具疾病、怪我に對しては充分なる保護を與へること
第十二條　休日休業に就いては有給週休制、休暇は祝祭日勞働祭工場記念祭、年末年始（二十九―三日迄）外に一



年十二回更に特別の事情により特別休暇を認めること。
女子生理休暇は一ケ月三　及產前、產後通算七十五日の休暇とし出勤扱とすること、但し醫師の必要と認めたるときはこれを延長すること
第十三條　爭議中會社は他の勞務者を臨時就業せしめざること
第十四條　會社は工場閉鎖、實却、讓渡、休業、廢止等經營組織の變更に就いては組合と協議なくしては之を行はねこと
第十五條　會社は從業員に關係ある諸規則の設定改廢は組合と協議なくしては之を行はぬこと
第十六條　會社は厚生福利施設關係に關して組合の運營參加を認めること
第十七條　會社は組合員の政黨加入の自由を認め組合員公職に就きたる場合は之の防害をせぬこと
第十八條　會社は組合員の組合活動の自由及其の幹部が組合事務に專念することを認め組合事務所及組合運營上必要なる事項に就いては便宜を與へること
第十九條　組合專任者の身分待遇等は一切他の從業員と同樣に取扱ふこと
第二十條　會社並に組合は本協約目的達成のため經營協議會を設けること經營協議會に就いては別に之を定める
第二十一條　經營協議會で決定したることは之を成文化して本協約と同一の效力を持たせること
第二十二條　會社並に組合に於いて名義其の他呼稱に變更ありたる場合と雖も本協約の效果は變更しないこと
第二十三條　本協約の有效期間は昭和二十一年十一月一日より向ふ六ケ月とすること
但し當事者双方の合意に依り有效期間中と雖も之が改廢をする事が出來る
第二十四條　本協約は當事者双方より改訂改廢の申出なきときは更に六ケ月間自動的に期限を延長すること
第二十五條　本協約は有效期間前に改訂の交渉をなし解決せずして有效期間終了の際は新しく締結する迄本協約を延長すること
右確約の證として本協約書三通を作成し會社及組合各一通を保管し一通を行政官廳に提出す

昭和二十一年十一月一日

日本金屬工業株式會社
取締役社長　宮代彰
日本金屬工業株式會社川崎工場從業員組合
組合長　金子順次郎

### 經營協議會規定

第一條　昭和二十一年十一月一日日本金屬工業株式會社（以下會社と稱す）及日本金屬工業株式會社川崎工場從業員組合（以下組合と稱す）間に締結せられたる勞働協約第二十條に基く經營協議會（以下本會と稱す）の運營

は本規定による

第二條　本會は會社及組合の勞働協約に基き生産能率の増進及從業員の勤勞關係改善に關する事項を協議し企業の繁榮發展を計るを目的とす

第三條　本會は會社を代表する六名と組合を代表する六名（本社、川崎、横濱、仙臺各一名以上）とを以て構成し議長は双方代表中より交互に就任するものとす

第四條　本會は毎月一回開催するものの外會社組合何れか一方より要求ありたる場合臨時之を開催するものとす

本會は双方代表の三分の二以上の出席により成立し議否は全員の同意により決定するものとす

第五條　本會に附議する事項は豫め一週間前文書に依り通告することを要す

但緊急を要する事項は双方何意の上文書にて通告することなく直に開催することを得

第六條　本會は左の事項につき協議するものとす

1、會社の經營の企畫並に方針に關する事項

2、會社經理狀態に關する事項

3、業務運營の改善並に諸規定の制定改廢

4、勞働條件勞働條件作業環境諸給與に關する事項

5、厚生、福利に關する事項

6、從業員人事に關する事項

7、勞働協約に關する事項

8、其他必要ある事項

第七條　本會は必要に應じ特定期間特別委員會を設置し專門事項の協議をなすことを得

第八條　本會の議事に關しては双方の必要と認めたる專門委員を會議に參加させることを得

但專門委員は議決權を有せず

第九條　本會は協議機關に關して双方平等の立場で相互に基本的權利を尊重し協議運用するものとす

第十條　各工場、事業場毎に單位協議會を設置し細則に關しては別に之を定む

第十一條　本會運營の細目につき必要事項は双方協議の上、別に之を定む

第十二條　本會の經費は會社負擔とする

第十三條　本規定の變更は會社、組合兩者の協議によるものとす

今般締結せられたる勞働協約經營協議會規定の中左記の事項は運營を明確ならしむるため能解事項として左の通り協定する

記　能解事項

一、勞働協約第五條從業員人事に關する事項中採用に就ては個々に協議會に掛けること關係なるに付左の通り行ふこととする

（イ）工社員は就業すべき地位の長の意見を順次求めたる上本社人事課に於て採用すること

但營業事業場の長は從業員組合代表の意見を徴すること



ととする

（ロ）工場に於ける準社員は當該工場の從業員組合代表の意見を求めたる上工場に於て採用すること

二、經營協議會規定第六條第一項及第二項は報告說明を行ひ組合側の意見も聽取し更に質疑應答を行ふ

三、經營協議會規定第六條第四項中賃給與に關しては給與形態及支給方法の變更並に初任給及最低賃金の取極等給與に關する一般的事項とし個々人の給與に亙らざること但部下の昇給、賞與等に就ては順次其の長の意見を徴した上之を行ふこと

## 株式會社日東製鋼所

### 勞働協約書

株式會社日東製鋼所（以下單に會社と言ふ）と全日本機械金屬産業勞働組合關東支部日東製鋼所分會（以下單に分會と言ふ）との間に左の如き協約を結ぶ

第一條　新日本の建設の眞意義に徹する民主的經營に分會は協力し同者は全從業員の社會的、經濟的、文化的地位の向上に對する熱意を具現し産業意欲、勞働能率を增進し責任完遂の爲産業平和の實現に努力する事を約す

第二條　會社は組合關東支部日東製鋼所分會を會社（事業場內）に於ける唯一の交涉體とし他の交涉體を認めぬこと

第三條　會社の從業員は分會員たること

第四條　會社の人事（採用、解雇、異動等）に就いては分會と合議の上之を行ふこととし會社は分會を設置し又は分會が除名したる者は之を履行せざること

第五條　會社は生活費を基準とする最低賃銀制を確立し並會社全額負擔退職金制度を確立すること

第六條　勞働時間は最高拘束八時間（實働七時間）とすること

第七條　休日、休養に就いては有給週休制、全國的、地方的休祭日を除き一ケ年に二十日以內の有給休暇、女子生理休暇は一ケ月三日及產前產後通算七十五日とし出勤扱ひ、業務上傷害に因る休業に關しても同樣之を出勤扱ひとすること

第八條　爭議中會社は他の勞務者を臨時就業せしめぬこと

第九條　會社は工場閉鎖實却罷業休業廢止等經營組織の變更に就いては分會と合議の上に非ざれば之を行はぬこと

第十條　會社は從業員に關係ある諸規則の設定、改廢は會社、分會兩者合議の上之を行ふこと

第十一條　會社の厚生福利施設は分會と合議の上行ふこと

第十二條　會社は組合員の組合活動の自由を認め其の幹部が組合事務に專念することを承諾　ること

組合專任者の身分、特遇等は一切他の從業員と同樣に取扱ふこと

第十三條　會社並に從業員代表で經營協議會を設くること

經營協議會に於いては別に之を定むること

第十四條　經營協議會で定めた事は本協約と同一の效力を持たせること

第十五條　會社並に分會に於て名義其の他呼稱に變更ありたる場合と雖も本協約の效力は變化しないこと

第十六條　本協約の有效期間は昭和二十一年十一月五日より向ふ一ケ年とし期間滿了一ケ月前双方より何等申出なき時は更に之を一ケ年延長することを得以下之に準ず但し双方合議に依り有效期間中と雖も之が改訂をなすことを得

右協約の證として本協約書參通を作成し會社、分會代表調印の上各壹通を保管し壹通は行政官廳に提出するものとす

昭和二十一年十一月五日

株式會社日東製鋼所

取締役社長　吉川兵次郎

全日本鐵鋼産業勞働組合關東支部

日東製鋼所分會

分會長　鬼形齋

---

# 經營協議會々則

昭和二十一年十一月五日株式會社日東製鋼所（以下單に會社と稱す）と全日本鐵鋼産業勞働組合關東支部日東製鋼所分會（以下單に分會と稱す）の間に成立したる勞働協約第十三條に依り經營協議會を設置するため本會則を定む

第一條　本協議會は生産能率增强及從業員の勤勞福祉改善に關する事項を協議し企業の圓滿なる運營發展を圖るを目的とす

第二條　第一條の目的を達成するために會社並に分會は同數の委員を以つて協議會を構成す

（イ）會社側代表委員　五名

（ロ）分會側代表委員　五名

（ハ）職域代表委員　六名

但し職域代表委員は當該議案に關係ある從業員を會社分會双方協議の上此れを決す

第三條　本協議會の運營上夫々の機關を設置す



一、生産委員會

二、勤勞委員會

第四條　生産委員會に於ける協議事項次の如し

（イ）生産計畫の樹立及其れに關する諸事項

（ロ）從業員の異動配置に關する事項

（ハ）寺村獲得配分に關する事項

（ニ）其の他生産上の障碍打開に關する事項

第五條　勤勞委員會に於ける協議事項次の如し

（イ）勞働力の獲得配分及勤勞條件に關する諸事項

（ロ）賃給與の基準及會社經理に關する事項

（ハ）工場安全管理並に從業員の健康保持增進に關する事項

（ニ）厚生物資の獲得配分に關する事項

第六條　本協議會に於ける協議事項中細目に關する案議をなすため小委員會を開催することを得

但し會社分會同數の委員を以つて構成す

第七條　本協議會は每月廿五日生産委員會同拾日勤勞委員會を開催す（當日休日なるときは翌日とす）

但し會社分會又は委員の過半數による要求ありたる場合は臨時開催することを得

第八條　本協議會は各代表委員の過半數出席するに非ざれば會議を開く事を得ず

第九條　本協議會會議の進行上委員の互選により議長を選任す。議長、議事進行を勞む

第拾條　本協議會の決議は出席委員の同意によるものとす但し票決による場合は職域代表委員は決に加はることを得ず

第拾壹條　本協議會に提出すべき諸事項は原則として開催拾日前に會社分會双方の間に手交するものとす

第拾貳條　本協議會に書記一名を置く書記は會社分會双方協議の上之れを定め議事を記錄せしむ

第拾三條　本協議會の決議事項は成文化し會社分會夫々一通を保管し、兩者責任に於て即時實施すること

第拾四條　本協議會々則は昭和貳拾壹年拾貳月壹日より實施す

右會則を創定し會社並に分會代表者左に調印するものなり

昭和二十一年十二月一日

株式會社　日東製鋼所

取締役社長　吉川兵次郎

全日本鐵鋼産業勞働組合關東支部

日東製鋼所分會

分會長　山脇正人

---

# 東部製鋼株式會社

# 勞働協約書

東部製鋼株式會社（以下簡單に會社と省略する）と東部製鋼從業員組合（以下簡單に從組と省略する）との間に左

記の各條項に關して團體に書約を結び兩者は常に誠實と責任を以てこれを遵守することを書約す

第一章　總　則

第一條　此の協約は民主的の精神に據り產業を合理化しその興隆發展に貢獻する爲に會社經營の確立向上と勞働條件の維持改善を圖るのを目的とする

第二條　會社はその企業內で從組を唯一の團體交涉權を持つ從業員團體として認め從組は社長或は社長の委任をうけた者を唯一の交涉相手としての資本家代表と認めること

第三條　會社は營業時間中でも從組がその規約や此の協約に定めてある會議を開催することに異議をとなへないこと但從組は會社の業務上の都合による營業の申入れを認めること

第四條　會社は從組が規約中にある事業を行つたり全日本機械產業勞働組合やその他の勞働運動に參加することの自由を認めること

第五條　第九條の經營協議會に提案しないで會社は工場を閉鎖したり賣却しないこと從組も爭議を行はないこと

第六條　會社の人事、雇傭、昇給從組に提示するものとし特に從業員の採用、解雇、異動を行ふときは從組の諒解を求めること

第七條　從組は不良組合員に對する責任を負ふこととし會社は從組で除名した者を引續き雇傭しないこと但し除名に關して從組に提案すること

第八條　會社は從組の役員や書記の身分と特遇を他の從業員と同樣に取扱ふこと

第二章　經營參加

第九條　第一條の目的を達成する爲めに會社と從組は同數の委員で組織する經營協議會を設けて經營、生產、人事給與竝に勞働條件の重要な事項を協議する

此の協議會は會社の內部では會社と從組双方の最高決定機關とする但し業務の執行は會社の組織に依つて實施すること

第十條　經營協議會で決定した事項は此の協約と同樣の效力のあること

第十一條　經營協議會の大綱は左の通りとし細目については別に協議して決定する

(イ)協議會を別けて經營委員會、生產委員會、勞務委員會とし此內生產委員會は綜合生產委員會と事業場別生產委員會に分ける

(ロ)經營委員會は本社で開催し會社の提案する經營上の重要な事項と從組の建議事項を協議する

(ハ)生產委員會の內事業場別生產委員會は各事業場で綜合委員會は本社で開催する

此の會では生產の確保等に關する事項を協議する

(ニ)勞務委員會は會社が取扱上勞働條件や第六條の定めに關して從組が提案したときに開催する

第三章　雜　則

第十二條　會社は業務に支障のない範圍で會社の建物の中に從組の本部や支部を置くことと從組の一切の會議に必要な場所を貸與することを認めること

第十三條　此の協約を改訂したり破棄したりするときは双方が協議の上で實行する

第四章　附　則

第十四條　此の協約を締結した時は本書三通を作成して双方一通宛保管し一通を地方長官に提出すること

第十五條　此の協約の有效期間は昭和二十一年五月十日から向ふ三ヶ年とする

右書約する

昭和二十一年五月十日

東部製鋼株式會社

取締役社長　高　妻　俊　秀

東部製鋼從業員組合

中央執行委員長　德　原　弘

勞働協約書（改訂）

東部製鋼株式會社（以下單に會社と云ふ）と全日本機械產業勞働組合關東支部東部製鋼分會（以下單に分會と云ふ）との間に左記各條項に關して團體的に協約を結び兩者は常に誠實を以て之を遵守することを書約す

第一條　此の協約は勞働條件の維持改善を圖ると目的とする

第二條　會社は組合關東支部及東部製鋼分會の外他の交涉團を認めぬこと

第三條　會社の從業員は組合員たること　但し兩者協議の上定めたる職務に就く者は之を除く

第四條　會社の人事は豫め分會に提示するものとし特に從業員の場合は分會の同意なく之を行はぬこと

第五條　會社は生活費を基準とする最低賃金制並に能率給能に伴ふ合理的賃金制度を施行すること

第六條　會社は別表の退職金制度を施行すること

第七條　會社は從業員の勞働時間を最高拘束八時間（實働七時間）制とすること

第八條　男女青少年（滿十九歲以下）には就業中一週六時間以上の教育を受けしむること

第九條　休日は週休制の外全國的休祭日及兩者協議の上認めたる休日とすること

休暇は勤續一ヶ年以上の者に對しては年次二十日とす女子の生理休暇は其の都度三日及產前產後は通算九十一日とし出勤扱ひとすること

病休日休暇の細部に關しては別に定める

第十條　會社は健康診斷其他に依り部作業職種への轉換、時間短縮一定期間の休業等適切なる處置を行ふこと

第十一條　會社は爭議對抗手段として他の勞働者を勞働從事せしめぬこと

第十二條　會社は分會の要求ありたるときは經營の公開に應ずること

第十三條　會社は經營協議會に提案しないで解散事業場閉鎖、實質譲渡休業廢止等經營の變更を行はぬこと

第十四條　會社は從業員に關係ある諸規則の設定改廢は分會の承認なくこれを行はねこと

第十五條　厚生福利施設の運營は前者協議の上決定し分會の管理下に置くこと

第十六條　會社は組合員の政治活動の自由を妨げ不利益な取ひをなさぬこと

第十七條　會社は其の建物の中に分會の本部や支部の事務所を置くことを認め會議に必要な一切の職場を貸與し就業中でも會議を開催することに異議をとなへないこと

第十八條　會社は組合員の組合活動の自由を認め其の幹部や書記が組合事務に專任し得ることを承認し組合專任者の身分待遇等は一切他の從業員と同樣に取扱ふこと

第十九條　會社並に從業員代表で經營協議會を設けること

第二十條　經營協議會で決定した事項で會社並に分會が承認した場合はこれを成文化して本協約と同一の效力をもたせること

第二十一條　會社並に組合の名儀其の他呼稱に變更ありたる場合と雖も此の協約の效力は同一たること

附　則

第一條　此の協約の有效期間は昭和二十二年三月十五日から向上一ヶ年とすること　但し當事者双方合意に依り有效期間中と雖もこれが改廢をなすことが出來る

第二條　本協約滿了の際は新しく締結するまで本協約を有效とす

第三條　此の協約は本證三通を作成して各一通宛保管し一通を地方長官に提出すること

昭和二十二年三月十五日

東部製鋼株式會社

事務取締役　白木武男

全日本機鋼産業勞働組合

關東支部東部製鋼分會

分會長　篠原弘

東洋電機製造株式會社

勞働協約書

一、東洋電機製造株式會社（以下會社と稱す）は東洋電機製造株式會社從業員組合（以下組合と稱す）を承認す

二、東洋電機製造株式會社從業員（以下從業員と稱す）は東洋電機製造株式會社從業員組合員たることを要す但し會社及組合協議の上承認したる者に付ては此の限りにあらず

三、會社及組合は各同數の代表者を以て委員會を設け勞働條件、生産能率等に關し經營の民主的發展に努むるものとす

但し委員會は勞働委員會、生産委員會及人事委員會の三部とし各部の委員數は各五名とす

四、現存諸規定の改廢、規程の新設に當りては會社は組合と協議の上組合の承認を要す

五、從業員の解雇、異動並に雇入方針に關しては組合と合議するを要す

六、會社及組合は勞働協約に對し誠意を以てこれを實行し生產の能率を增進し新日本建設に協力するものとす

七、會社及組合は其の規律を紊し本勞働協約に違反したる者に對し責任を以てこれを處理す

昭和二十一年三月八日

東洋電機製造株式會社は東洋電機製造株式會社從業員組合と右の通り勞働組合法第十九、二十、二十一、二十二條の規定に從ひ勞働協約を締結し有效期間は向ふ三ヶ年とす但し期間滿了の場合は再締結を爲すものとす

東洋電機製造株式會社

取締役社長　上遠野亮三

東洋電機製造株式會社從業員組合

中央執行委員長　望月石松

勞働協約書（改訂）

第一條　東洋電機製造株式會社（以下會社と稱す）は東洋電機製造株式會社從業員組合（以下組合と稱す）を承認す

第二條　會社從業員は組合に所屬する各工場從業員組合（以下單位組合と稱す）の組合員（以下組合員と稱す）たることを要す

但し會社及組合協議の上承認したる者に付ては此の限りにあらず

第三條　會社及組合は本協約締結の目的達成の爲經營協議會を設置し別に定むる經營協議會規程に基き協議す本協議會に於て協議整ひたる事項は會社、組合双方實行するものとす

第四條　勞働條件に關する諸規程の新設並に改廢に當りては會社は組合と協議の上決定するものとす

第五條　會社從業員の解雇、異動並に雇入方針に關しては組合と合議するものとす

第六條　會社は組合と協議の上共通當と認むる人員、期限を限り會社從業員たる組合事務に携はることを承認す

此の場合に於て右組合員の旅費其他會社の正規勤務以外の費用は會社之を負擔せず

第七條　會社は現在の會社工場内に於ける聯合組合及單位組合の事務所は其の存置を認むるものとす　但し存置場所變更の必要生じたるときは協議の上之を變更するものとす

第八條　會社及聯合組合は本協約締結の趣旨に則り協力勤

職の防止に努め經營協議會に於て協議整はざる場合には勞働委員會の調停に付するものとす

第十條　會社及聯合組合は勞働協約に對し誠意を以て之を實行し生産の能率を增進し新日本建設に協力するものとす

第十一條　本協約の有效期限は一ケ年とす
但し期限滿了二ケ月前に會社又は聯合組合より改廢の申出なきときは本協約は更に一ケ年有效とす
右協約締結の證として本協約書二通を作成し會社及聯合組合に於て各其の一通を保有す

昭和二十一年十二月十四日

東洋電機製造株式會社
取締役社長　上遠野亮三

東洋電機製造株式會社從業員聯合組合
組合長　野村義江

經營協議會規程

第一條　東洋電機製造株式會社（以下會社と稱す）と東洋電機製造株式會社從業員聯合組合（以下組合と稱す）と協勞働協約に基く經營協議會を設く

第二條　本協議會は左の事項を協議し之が解決を圖るものとす
一、會社經營に從業員の健全なる總意を反映し民主的に運營する具體的事項
（イ）從業員の解雇、異動並に入退等の基準方針に關する件
（ロ）職制に關する件
（ハ）生産能率增進に關する件
（ニ）從業員の賞罰に關する件
（ホ）其の他必要なる件
二、從業員の福祉に關する事項
（イ）勞働條件に關する諸規程の設定並に改廢の件
（ロ）諸給與に關する諸規程の設定並に改廢の件
（ハ）從業員の厚生並に福利に關係する諸規程の設定改廢並に施設の件
（ニ）其の他必要なる件

第三條　本協議會は必要に應じ會社側より全般的經營方針並に經理狀況に關し報告を受くるものとす

第四條　本協議會は聯合協議會及び工場協議會を以つて構成す
一、聯合協議會は全職場を總括するものにして本社に於て開催す
二、工場協議會は各工場に設置し該工場に關するものを協議す



第五條　本協議會の構成委員は左記の通りとす
一、聯合協議會委員
會社側より十名以內とし會社代表者之を選任す
組合側より十名以內とし中央執行委員會の決議に依り之を任免す
二、工場協議會委員
會社側より五名以內とし會社代表者之を選任す
組合側より五名以內とし當該單位組合の幹事會の決議に依り之を任免す

第六條　各協議會の座長は委員中一名を之に充つ

第七條　各協議會に會社側、組合側の委員中より幹事各一名を選出し各事務を管掌せしむ

第八條　聯合協議會は原則として隔月一回上旬開催するものとし幹事之を召集す
工場協議會は原則として毎月一回上旬開催するものとし幹事之を召集す
但し會社側又は組合側の要求ありたる時は臨時に開催することを得

第九條　聯合協議會の提案事項は協議會開催の日の二週間前迄に工場協議會の提案事項は協議會開催の日の一週間前迄に夫々提出するものとす

第十條　各協議會の召集日時及會議事項は少くとも二日前に委員に通知するものとす
但し急を要する場合は此の限りに非ず

第十一條　會議の運營は座長制に依り双方の同意を得るに非ざれば決議を爲す事を得ず

第十二條　各協議會は必要に依り委員以外の會社側職員又は組合員を出席せしめ報告を徵することを得

第十三條　各協議會の議事に付ては議事錄を作成し會社側、組合側に於て各一通を保管す
議事の公表は幹事之を爲すものとす

第十四條　各協議會に於て必要あるときは小委員會を設置することを得
前項の小委員會は各協議會の承認を得たる委員を以て構成す

## 東京製鐵株式會社

### 協定書

一、東京製鐵株式會社と東京製鐵株式會社從業員相互組合とは勞働と産業の社會的國家的の宣揚と其の使命に鑑み勞働組合法第三章第二十一條の精神に基き左の通り契約をなす

二、東京製鐵株式會社は東京製鐵株式會社從業員を原則として東京製鐵株式會社從業員相互組合員なることを要件として其の團體交涉權を確認す

三、會社及組合は本協約締結の趣旨に鑑み本協約第一項の精神に基き左の二委員會を設置す

(一) 勞務委員會
(二) 生產委員會

四、勞務委員會は勞資各同數の代表者を以て構成し勞働條件の改善福利施設の管理及人事行政の改善に關して協議をなすものとす
但し組合の意見を尊重するも具體的人事の任免は本質的に實任者の決定に基くものとす

五、生產委員會は勞資各同數の代表者並に勞資双方に於て承認せるものを以て構成し作業條件の合理化に就て協議するものとす

六、勞務委員會並に生產委員會の委員數及び會議規程は勞資双方協議に依り別に定むるものとす

七、勞務委員會並に生產委員會で協議成立したる事項中勞資双方が之を承認したるときは成文化して勞働協約とするものとす

八、組合に於て除名せるものを會社に於て引續き雇傭することを得ず
又會社に於て其の都合に依り從業員を解雇若くは轉勤せしめんとする時は豫め勞務委員會の協議に附すを要するものとす

九、組合は組合規約第二十九條の規定を嚴重に履行することを約す

十、會社は無警告に工場閉鎖又は實却を行はず組合又無警告に同盟罷業等の爭議行爲を行はざるものとす

十一、本協約は一方的に破棄することを得ず
右協約成立の證として本書三通を作成し會社及組合代表が保管一通は行政官廳に提出するものとす

昭和二十一年五月四日

東京製鐵株式會社
取締役社長　尾關秀一良

東京製鐵株式會社從業員相互組合
組合長　榎田竹松

232

勞働協約書

東京製鐵株式會社（以下單に會社と云ふ）と東京製鐵株式會社從業員相互組合（以下單に組合と云ふ）との間に左の協約を締結す

第一條　會社は組合の會社内に於ける團體交渉權を確認す

第二條　會社從業員は入社と同時に組合員となること

第三條　會社は組合が除名せる者を引續き雇傭せぬこと
但し組合が組合員を除名せんとするときは豫め會社と協議すること

第四條　會社は組合員の人事方針に就ては經營協議會の決議によること

第五條　生活費を基準とする最低賃金制を確立すること
但し給與審議會で決定せし際は之を基準とすること

第六條　會社は全額負擔の退職金制度を確立すること

第七條　勞働時間、食事及休憩時間を含む實働八時間とすること

第八條　休日は休業に關しては有給週休制、全國的休祭日を除き勞働基準法案による有給休暇女子生理休暇は一ケ月三日及產前產後通算七十五日とし出勤拔ひとすること

第九條　會社は工場閉鎖實却讓渡休業廢止等經營組織の變更に就いては時前に組合に通知すること
組合も又無警告にて同盟罷業等の爭議行爲を行はぬこと

第十條　會社は從業員に關係する諸規則の設定改廢並に厚生福利施設の運用は關者協議の上之を行ふこと

第十一條　會社は組合員の政黨加入の自由を認め組合員公務に就きたる場合は之が妨害をなさぬこと

第十二條　會社は業務に支障をきたさざる範圍に於て組合員の組合活動を公務として取扱ふこと
但し社外に出向く場合は豫め責任者の承認を得ること

第十三條　青少年女子組合員は一週十二時間以上就業時間中に教育を受くることが出來ること

第十四條　會社並に組合代表で經營協議會を設けること
經營協議會に就いては別に之を定むること

第十五條　前條經營協議會で定めたことにして會社並に組合が承認した場合は之を成文化して本協約と同一の效力を持たせること

第十六條　會社並に組合に於て名譽其の他呼稱に變更ありたる場合と雖も本協約の效力は變更しないこと

第十七條　本協約の有效期間は昭和二十一年十一月十六日より向ふ一ケ年とすること
但し當事者双方の合意に依り有效期間中と雖も之が改訂をなすことが出來る

第十八條　本協約は有效期間前に改訂の交渉をなし有效期間終了の際は新しく締結する迄は本協約を延長すること

勞働協約成立の證とし本書三通を作成し會社及組合各々一通を保管し一通を行政官廳に提出する

昭和二十一年十一月十六日

東京製鐵株式會社
會社代表取締役社長　尾關秀一良

東京製鐵株式會社從業員相互組合
組合代表　組合長　榎田竹松

233

勞働協約附帶覺書

一、勞働協約第五條の最低賃金制の決定迄は暫定措置として諸手當形式を以て最低七五〇圓平均一、二〇〇圓の給與を九月分より支給すること

二、勞働協約第八條有給とは基本給料及諸手當を含みたる趣味とする

三、會社は業務に支障のない範圍で組合の一切の會議に必要なる職場を無償貸與すること
四、厚生年金、健康保險料全額會社負擔のこと
五、通勤費は會社負擔のこと
六、公傷缺勤の場合は有給とすること
公傷缺勤直前の三ケ月間の實收入を以て平均月收を算出し此の月收を基準として日割計算を定め健康保險法に依り給付を受くべき休業扶助料の控除したる差額とすること
本覺書の有效期間は勞働協約の有效期間とす
前項の有效期間內と雖も改訂の必要を生じたるときは會社及組合協議の上之が變更をなし得ること
本覺書は三通作成し勞働協約の附帶覺書として添附すること

勞務委員會及生產委員會規程

第十條　本委員會は東京製鋼株式會社（以下會社と稱す）と東京製鋼株式會社從業員相互組合（以下組合と稱す）との協定書に基き設ける
第二條　勞務委員會にては次の事に關し協議する
1、勞働條件の適正化
2、勞働者保安の確保
3、勞働能率の向上
4、生活必需物資の獲得竝に配分
5、厚生施設の整備竝に管理
6、人事行政
7、職務不適者の處置
8、其の他之等に準ずること
第三條　生產委員會にては次の事に關し協議する
1、作業條件の合理化
2、生產工程雛定數量の決定
3、技術の向上並に機械設備の補修改善に關すること
4、資材及副資材等の獲得
5、生產上の監督打開に關すること
6、其の他之等に準ずること
第四條　委員會は各委員會別に會社並に組合より夫々三名の推選された委員により構成する會社及組合は委員會の前日迄に夫々委員を通告せねばならぬ
第五條　委員は任期なく且つ隨時委員を變任することが出來る
第六條　委員につき會社又は組合で相手方に對し委員たることを希望することも出來又不適任と認めたる者には一回限り其の者の委員となることを拒否することも出來る
第七條　委員會は夫々全委員が參集し議長を互選で定めて成立する
第八條　議長は委員會の運行に關して責任をもつ
第九條　勞務委員會は毎月第一月曜日十三時より生產委員會は毎月二十七日十三時より（當日休日の場合は各々前日とする）開く



但し會社又は組合より要求あつた場合は臨時に開くことが出來る此の場合は要求の日より三日以內とする
第十條　委員會の決定は會社及組合の意見の一致を以て成立する
第十一條　委員會で決定した事項は會社及組合が承認せねば效力無く兩者の承認があつた場合は議長は之を公示し社長又は組合長は責任を以て即時之を實施する
第十二條　委員會の決定した事項は委員會開催の日より三日以內に反對を表示しない場合は承認したものとみなす
第十三條　委員會は會社又は組合の要求あつた場合には公開で行はねばならぬ
但し議長が必要と認めた時は全委員に計り非公開とすることが出來る
第十四條　委員會は必要な書類の提示又は委員以外の人を招きすることが出來る會社及組合は之を拒むことが出來ない
但し委員以外の人は必要以外の事につき發言したり委員會の要求なく意見を述べたりすることは出來ない
第十五條　委員會には別に書記を置き決定事項及其の他の意見の總てを記錄し保存しなければならない

## 特殊製鋼株式會社

### 勞働協約書

特殊製鋼株式會社（以下會社と稱す）は特殊製鋼株式會社從業員勞働組合（以下組合と稱す）の團體交涉權及團體協約權を確認したる上組合との間に左の通り勞働協約を締結す

勞働協約

一、會社はその取締役、監査役、部長、人事課書課長、勞務課長を除く全從業員を組合員と認む
二、組合は製鋼產業再建異變の爲に努力し會社は組合員の待遇改善に努力するものとす
三、勞働條件の協定に付ては會社、組合双方とも同種の產業に於ける一般情勢を充分に考慮す
四、會社及組合は無警告にて夫々爭議行爲に出づることなく事前に充分情を盡し誠實意を傾け努めて爭議行爲を避くること
五、會社及組合は會社內に他の如何なる組合の設置をも認めず
六、會社は組合員の就業權、休業權を承認し組合員の解雇賞罰及組合役員の人事異動に關しては事前に組合と協議するものとす
七、組合は組合員の行動に對しては其の責任を負ふべきこ

と

八、不良組合員の除名の場合は組合は會社と協議するものとす

九、會社は經營に關し組合の意志を尊重し之に對する方途を確立す

十、會社は解散に當りては政府の指示に從ひ亦可能なる範圍にて爾後の生活保證をなす

十一、金屬單一勞働組合結成し團體協約成立せるときは本協約は無效とす

右協約を證するため本協約書二通を作成し夫々其の一通を保持し之が誠實なる履行を約す

昭和二十一年四月十一日

特殊製鋼株式會社

取締役社長　石原米太郎

特殊製鋼株式會社從業員組合

勞働組合長　小林忠雄

勞働協約書（改訂）

特殊製鋼株式會社（以下單に會社と云ふ）と全日本鐵鋼産業勞働組合特殊製鋼分會（以下單に組合と云ふ）との間に勞働組合法の趣旨に基いて左の協約を結ぶ

第一條　會社は組合を會社内に於ける唯一の交渉體とし他の交渉團を認めぬこと

但し組合は交渉に全日本鐵鋼産業勞働組合本部及び關東



支部も加へることが出來る

第二條　會社の從業員は組合員たること

第三條　會社は組合を脫退し又は組合が除名した者を雇傭せぬこと

第四條　會社の人事（採用解雇、異動賞罰）に就いては會社と組合と協議の上定めること

第五條　生活費を基準とする最低賃金制を確立すること

第六條　會社、全額負擔の退職金制度を確立すること

退職當時の皆勤總月收の最低一ケ年分以上とする

第七條　勞働時間は最高拘束八時間實働七時間とすること

第八條　休日休養に就いては別に定める所に依る

第九條　青少年男女組合員は一週六時間以上の教育を就業時間中に受けることが出來る

第十條　爭議中會社は通常の生産作業機構のため他の勞働者を雇傭就業せしめぬこと

第十一條　會社は工場閉鎖實却罷業怠業止等經營組織の變更に就いては組合の同意の上行ふこと

第十二條　會社は從業員に關係のある諸規則の設定改廢は組合同意の上行ふこと

第十三條　厚生福利施設の運營は會社と組合の協議に依り行ふ

第十四條　會社は組合員が政當員たること及び組合員公職に就きたる場合は之が妨害をなさぬこと

第十五條　會社は組合員の組合活動の自由を認め其の幹事



が組合事務に專念することを承認すること、組合專任者の身分待遇等は一切他の從業員と同樣に取扱ふこと

第十六條　會社並に從業員代表で經營協議會を設くること

經營協議會に就いては別に定める

第十七條　經營協議會で定めた事に會社並に組合が承認した場合は之を成文化して本協約と同一の效力を持たせること

第十八條　會社並に組合に於て名稱其の他呼稱に變更ありたる場合と雖も本協約の效力は變化しないこと

第十九條　本協約の有效期間は昭和二十一年十一月二十六日より向ふ一ケ年とすること

但し當事者双方の合意に依り有效期間中と雖も改廢することが出來る

第二十條　本協約は有效期間前に改訂の交渉をなし解決せずして有效期間終了の際は新しく締結する迄本協約を延長すること

右協約を證するため本協約書三通を作成し會社、組合各一通を保持し一通は之を行政官廳に提出する

昭和二十一年十一月二十八日

特殊製鋼株式會社

取締役社長　石原米太郎

全日本鐵鋼産業勞働組合特殊製鋼分會

分會長・安場善三

覺書

昭和二十一年十一月二十八日締結の勞働協約に關する覺書を左記の通り定める

記

一、第二條の從業員とは取締役、監査役、部長、病院長、同事務長、勞務課長、人事總務課長及組合と協議して定めた者を除く

二、第三條に於ける除名の場合の規定に就いては會社の了解を得ること

三、第四條の會社の人事とは取締役、監査役を除く

四、第六條の基準は勤續年數五年とし增減する

1、昭和二十年八月終戰に基き一時退職し昭和二十一年五月末日迄に復職引續き勤務中の者に就いては勤續年數は昭和二十年十月一日以前に溯及通算する、但し兵役服務中の者が復員に依り復職した場合は昭和二十一年五月末日以後と雖も該當者とする

2、退職手當の支給額は昭和二十年八月終戰時支給した一時退職手當金を控除する

3、支拂時期及支拂方法は別に協議して定める

五、第八條の別に定むる事項は昭和二十一年十月二十四日經營協議會決定事項とする

但し左記事項を訂正及追加する

1、追加——加有給週給制

産前産後通算七十五日とし出勤扱とする
2、訂正――特別休暇一ヶ年に付十日以内とす
女子生理休暇一ヶ月三日
六、第九條の實施に就いては會社と組合協議の上定める該當者は廿歳未滿とす
七、第十一條は爭議行爲に依らざる場合と了解す
八、第十五條の組合幹部とは左の者とする
1、正副分會長　書記長　書記一名
2、正副支部長　支部事務局長　支部執行委員
3、正副組合長　事務局長　中央執行委員　中央委員
昭和二十一年十一月廿八日
特殊製鋼株式會社
取締役社長　石原米太郎
全日本鐵鋼産業勞働組合特殊製鋼分會
分會長安場巻三

了解事項

昭和二十一年十一月二十八日締結の勞働協約に關する了解事項を左記の通り定める

記

一、第六條に於て組合は組合員が恣意に依り退職する事を自主的に極力制限する
二、第八條に於ける特別休暇は昭和二十二年一月一日よりとする
三、第十五條に於ける組合員の組合活動の自由を認めるとは組合活動を拘束不自由にしないと云ふ趣旨である
從つて外出等の際は會社事務に支障を來さない樣注意し屆出をなす

昭和二十一年十一月二十八日
取締役社長　石原米太郎
分會長安場巻三

勞働規約第二一條ノ細部ヲ左ノ通リ規定ス

記

本組合員にして左の事項に該當する場合は除名、解任、又は權利を停止す
一、著しく德義心を缺き社會的秩序を紊す場合
二、故意に犯罪を犯したる場合
三、正當の理由なく出缺常ならざる場合
四、故意に會社服務規定に違反する行爲をなしたる場合
五、故なく著しく自己の任務を怠る場合
六、理由なく組合費を三ヶ月以上滯納したる場合
七、組合の正常なる發展を故意に防害したる場合
八、組合大會に於て民主的に決議されたる事項の實行を防害する場合
右に該當すると認めらるゝ者に就ては組合實行委員會に於て本人及び證人の辨明及び證言を聽取し民主的に充分なる審議の上決定する
除名に關する組合實行委員會に會社は二名以內立合人として出席することが出來る

昭和二十一年十一月二十八日

組合長

勞資第二項に於ける除名の場合の規定となし右を承認す
但し右は適正に運用せらるゝを要す

特殊製鋼株式會社
社長　石原米太郎

大會決議錄

一、議題
「特殊製鋼分會が將來正しき組合運動より逸脫し共產黨の政策に依る指令に基き行爲をなしたる事が確認された場合は會社は組合が全日本鐵鋼產業勞働組合の分會たることを認めない」
事に就き組合長より大會に提議す
二、採決
議長より右提案に對し異議の有無を諮り全員異議なく右提案を承認す
右決議錄一通後日の爲會社に提出す

昭和二十一年十一月二十六日
特殊製鋼分會長　安場巻三

特殊製鋼株式會社
取締役社長　石原米太郎殿

勞働協議會規約

第一條　本會は特殊製鋼經營協議會と稱し組合員の誠意なる總意を經營に反映させて事業の異常を圖ると共に組合員の地位の向上を期する爲め主として生產、勞働、福祉に關する事柄を協議することを目的とす
第二條　本會は次の事柄を協議する
一、生產に關すること
二、勞働條件に關すること
三、給與の基準に關すること
四、厚生福利に關すること
五、其他勞働協約に定めた協議事項等本會の目的達成のため必要と認められること
第三條　本會は會社と組合から選ばれた各五名の委員で構成する。双方の委員は夫々委員長を互選し委員長は本會の事務を統轄する
第四條　委員は勤續滿一年以上のものなること
但し委員長が承認したときはこの限りでない
第五條　本會は毎月一回定期に開く
但し一方の委員長の申出のあつたときは臨時に開くこと
第六條　本會は規定の委員數の五分の三以上に依て開かれ取極めは出席委員の過半數で決める

委員は代理者を出席させることが出來、代理者は表決權を持つ、代理者の資格は委員の場合と同じとする

第七條　議事に關するため委員長會議の上會議に委員外の關係者を列席させることが出來る、但し此の者は表決權に參加することは出來ない

第八條　本會で取極めた事柄で會社と組合が認めたことは勞働協約と同じ效力を持つ

第九條　本會は必要に應じて分科會を設け分科委員を置くことが出來る、分科會は本會の諮問機關とする

第十條　本規約と細則の變更は會社と組合とで決める

第十一條　本規約は昭和二十一年九月十二日より實施する

昭和二十一年九月十二日

特殊製鋼株式會社

取締役社長　石原米太郎

特殊製鋼株式會社勞働組合

組合長　安場善三

## 經營協議會運營細則

左の通り定める

一、本會は毎月第一水曜日に之を開く

當日事故あるときは順延とする

二、本會の議案は原則として會議を開く日の一週間前迄に提案する側の委員長より通知する

三、本會に書記を置く

書記は會社側と組合側各一名とし夫々委員長の命を承け事務を處理する

四、本會の議事錄は書記が之を作り各委員長記名捺印の上會社側と組合側とで各一通を保持する

五、本會で決めた事柄は會社と組合が認めた後經營協議會決定事項として會社より之を代表する

昭和二十一年九月十二日

## 株式會社波邇製鋼所

### 從業員組合勞働協約書

一、株式會社波邇製鋼所從業員は原則として波邇製鋼所從業員組合員たること

二、株式會社波邇製鋼所は波邇製鋼所從業員組合を公認すること

三、組合は不良組合員に對して其の責任を負ふこと

四、會社は出來得る限り從業員を優遇し組合は作業能率の增進に努力すること

昭和二十一年三月十九日

會社側代表　取締役社長　波邇康一

組合側代表　組合長　金澤政雄

### 協約書

株式會社波邇製鋼所並に波邇製鋼所從業員組合は兩々波邇製鋼所經營協議會を通じ一切の交涉協議を行ふものとす



右協約す

昭和二十一年五月八日

會社側代表　波邇康一

組合側代表　金澤政雄

## 勞働協約書（改訂）

株式會社波邇製鋼所（以下單に會社と云ふ）と波邇製鋼所從業員組合（以下單に組合と云ふ）とは左の通り協約を締結し互に信義誠實の原則に從ひ之を遵守遂行することを協約す

第一條　會社は經營の民主化に依り事業の健全なる發達を圖り組合員の勞働條件の維持改善其の他經濟的地位の向上を圖ること

組合は作業能率を增進し勞働秩序を保持し事業の健全なる發達に協力すること

第二條　會社は波邇製鋼所從業員組合を承認すること

第三條　會社は組合以外に會社內に於て團體交涉權を持つ他の如何なる團體をも認めないこと

第四條　會社の部長及び組合と協議に依り職制上使用者の利益を代表する者と認められたる課長並に試傭期間中の者を除く外は從業員は組合員であること

第五條　組合は組合員の第一條の目的遂行を阻害する所爲に付き會社に對し其の責に任ずること

會社は組合を脫退したる者及び組合で除名處分に付した



る者を引續き雇傭せざること

但し組合は謝め會社と協議成立するに非されば組合員を除名處分に付せざること

第六條　會社は生活費を基準とする最低給與制度を確立し物價の變動に應じ組合員の生活に不安定を來さざる樣に極力努力すること

組合は會社が前項の義務を遂行し得る樣協力し以て作業能率の增進に極力努力すること

第七條　第一條の目的達成の爲會社側代表及び從業員の總意による代表をもつて構成する經營協議會を設置すること。經營協議會については別に之を定める

第八條　經營協議會に於て協議成立したる事項は凡て成文化し本協約と同一の效力を持たせること

第九條　會社は組合と謝め協議成立するに非されば從業員を解雇せざること

會社は第四條に依り閉鎖約款の適用を除外せられたる者を除く外新に從業員を採用し又は人事の異動を決定したる場合は直ちに組合に通告すべきこと此の場合其の採用及び異動が第一條に抵觸するものと認めたる場合は組合は會社に對し異議の申立を會社は協議不成立の場合は採用及び異動を取消すものとすること

第十條　會社は會社全額負擔の退職給與制度を設立すべきこと

第十一條　標準就業時間は一日八時間とし標準就業時間內

に於て一時間の休憩時間を設けること
作業の都合により必要ある場合には標準就業時間を超えて及び休日に於ても従業せしむることを得ること
但し前項は組合に報告するものとし作業強化が過度に互りかへつて第一條に抵觸するものと認める場合は組合は會社に異議を申立て協議成立せざる場合は會社は作業強化を休止するものとす

第十二條　休日は毎週一回之を設くる外全國的休祭日及びあらかじめ會社組合協議の上特別休日制度を定め之を設くること
會社は一ケ年最高二十日の範圍内に於て休暇を附與すること其の率及細則は經營協議會に於て定めること
會社は必ず從業員に對し一ケ月三日の特別休日を附與すること
前各項の休日及び休暇は凡て有給とすること

第十三條　會社は經營協議會の協議成立するに非れば從業員の待遇福祉に關する諸規定の制定改廢を行はざること

第十四條　會社は厚生福利施設の運營方法及び厚生物資の配給方法は經營協議會の協議により之を定むること

第十五條　從業員に對する賞罰は經營協議會の協議により之を行ふこと

第十六條　第七條の經營協議會に於て協議を盡したる後に非れば會社は工場の閉鎖讓渡休業讓止等をなさず組合は同盟罷業をなさざること

第十七條　會社は會社の建物中に組合の事務室を設けること
作業の都合により必要ある場合には標準就業時間を超えて及び休日に於ても從業せしむることを得ること
但し前項は組合に報告するものとし作業強化が過度に互りかへつて第一條に抵觸するものと認める場合は組合は會社に異議を申立て協議成立せざる場合は會社は作業強化を休止するものとす

第十八條　會社は第一條に抵觸せざる限り組合員の自由なる活動を認める
但し其の具體的なる活動の範圍については豫め經營協議會にて協議の上定める

經營協議會に於て認められたる從業員が組合の事務に從事することを認むること
會社は前項の從業員が單に組合事務に從事するの故を以て他の從業員と處遇を異にせざること

第十九條　會社並びに組合の名稱に變更のあつた場合何等の手續をしなくても本協約の效力には何等變更を及ぼさないこと

第二十條　本協約の有效期間は締結の日より向ふ六ケ月間とし其の期間中は一方的に之を破棄することは出來ない
但し不可抗力其の他止むを得ない事情ありと認められる場合は關係協議の上之を變更することが出來る有效期間滿了一ケ月前迄に何れか一方より更改發議なきとき又は改訂の協議が成立しないときは本協約の效力は自動的に延長されるものとす

第二十一條　本協約の適用又は解釋に付異議を生じたる時は會社と組合に於て協議する
右協約の證として本協約書三通を作成し會社組合代表各一通を保管し一通は行政官廳に提出する

昭和二十二年一月三十一日

右締結す

會社側代表　取締役社長　波邊康一
組合側代表　組合長　豊井貞之助

## 經營協議會

一、目的
本協議會は波邊製鋼所從業員組合の綱領趣旨に則り積極的に從業員の利益向上を助長し併て企業の安定發展を圖るを目的とす

二、機構
本協議會は左の委員により組織す
(イ)會社側代表　六名
(ロ)組合側代表　六名

三、事業
(イ)勞働條件竝に從業員の待遇決定に關する事項
(ロ)人事方針に關する事項
厚生福利方針に關する事項
生産技術向上に關する事項
其の他經營方針一般に關する事項

四、運營
(イ)協議會は毎月十日本社會議室に於て開催す
但し會社組合何れかの要請により隨時開催するものとす
(ロ)會議の運行は議長制による議長は社長之に當り社長出席なきときは組合側代表之に當る
(ハ)決議は出席委員の過半數を以てなす
(ニ)決議せられたる事項は別條(イ)項に關しては會社側は責任を以て即時實施のこと(ロ)に關しては會社組合双方誠意を以て之を尊重し之が趣旨の實現を圖ること

## 大阪鐵板製造株式會社東京工場

### 勞働協約書

大阪鐵板製造株式會社（以下會社と言ふ）と大阪鐵板製造株式會社從業員組合（以下組合と言ふ）は勞働組合法第一條と第二十一條の趣旨に基き會社の合理的運營と從業員の福利增進を目的として左の協約を結ぶ

第一條　會社は組合を只一つの交渉團體として此れを認む

第二條　會社は社會經濟狀勢に應じて會社の經營狀態の許す限り從業員の福利易上に最善を盡すことを約束し組合は組合員を統制し作業能率の增進に努力し本協約の趣旨に反し行動しないことを約束する

第三條　會社は從業員の採用解雇轉勤に就ては組合の意見を參酌す

第四條　本協會を圓滑且つ誠實に實行する爲めに會社及び組合双方より提出した各同數の委員を以て經營協議會を設け其規約に從ひ勞働條件其の他必要なる事項を協議決定する

本規約は本協約書の附屬書として別に定める

第五條　經營協議會に於て決定した事項は本協約と同一の效力を持つ

第六條　經營協議會に諮ることなくして會社は工場閉鎖を爲さず、組合は會社に對してストライキ、サボタージ等一切の爭議行爲を爲さざることを約束する

第七條　組合幹部は勤務時間中特に業務に差支なき限り會社の了解を得たる上組合の事務に從事する事が出來る

第八條　本協約の有效期間は昭和二十二年一月二十日より向ふ六ケ月間とする

右期間終了に至るも會社及組合各々改廢の意志表示なきときは本協約の效力を更に六ケ月間延長する

第九條　本協約は本證書三通を作製し各代表者署名捺印し各々一通を保管し一通は行政官廳に提出する

昭和二十二年一月二十日

大阪鋼板製造株式會社
取締役社長　岡田儀一

大阪鋼板製造株式會社從業員
組合長　三好嘯一

## 經營協議會規約

第一條　本協議會規約は勞働協約書第四條の規約に從ひ規約し大阪鋼板製造株式會社東京工場經營協議會と稱へる

第二條　本協議會は會社社長の選任したる委員五名組合より選出せられた委員五名を以て構成する

第三條　本協議會は左の事項を協議決定する

一、生產能率技術の向上に關する事項

二、從業員の給料賞金、勞働時間其他必要なる勞働條件に關する事項

三、從業員の厚生及其施設に關する事項

四、其他必要なる事項

第四條　本協議會の定例會議は每月一回開催する但し會社又は組合の一方の請求がある場合は臨時に之を開催する事が出來る

第五條　本協議會の議案は開催豫定日より一週間以前に相手方に交附せねばならない

第六條　本協議會の議決は出席全委員の贊成議決を得なければならない

議決を得られない場合は議案を次回協議會に持越し尙議決が得られない場合は適當なる調停者に委任する

第七條　本協議會の議決した事項は決議錄に記入し出席委員各々署名捺印する



第八條　前條の決議錄に記入せられた事項は勞働協約書と同等の效力を持つ

## 關東鋼鐵株式會社澁川工場
## 勞働協約書

第一條　關東製鋼株式會社（甲）と關東製鋼株式會社澁川工場勞働組合（乙）とは會社事業の圓滿なる發達と澁川工場從業員（從業員）の社會的經濟的地位の向上を圖る爲本協約を締結す

第二條　甲は乙及其の團體交涉權を承認し進んで其の堅實なる發達に協力し乙は甲の業務組織を重じ進んで勞働能率の增進と秩序の自律的保持に努む

第三條　甲は從業員の解雇及給與の變更に關しては兼ね乙の承認の上、履行及異動の基準等に關しては乙と協議調印の上之を行ふものとす

第四條　甲及乙は本協約締結の趣旨に基き經營の民主化、勞働條件の調整改善、生產能率の增强等を圖る爲經營協議會（協議會）及之に附屬する委員會を設置す

第五條　協議會及委員會に於て協議成立したる事項は甲乙双方誠意を以て之を實施す

前項の事項中（委員會に關する事項を除く）甲又は乙に於て必要ありと認めたるものは之を成文化し本協約附屬書と爲すことを得

第六條　協議會及委員會の機構及運營は甲乙協議の上別に之を定む

第七條　甲乙間に紛議を生じ協定成立せざる場合は甲乙協議の上神馬縣地方勞働委員會の調停者は仲裁に附するものとし、調停者は仲裁成立せざる場合の外工場閉鎖同盟罷業等爭議行爲を行はず

第八條　本協約の改廢變更は協議會に諮り甲乙の同意を要するものとす

第九條　本協約の有效期間は六ケ月とす

期間滿了前壹ケ月以內に甲乙何れよりも改廢の意志表示なきときは更に六ケ月間有效とす

附　則

右確約の證として本協約書參通を作成し甲乙各代表壹通を保有し壹通を行政官廳に提出す

昭和二十一年九月二十八日

關東製鋼株式會社
甲代表者　取締役社長　賀田秀一

關東製鋼株式會社澁川工場勞働組合
乙代表者　執行委員長　荒巻右兵衛

## 經營協議會規約

第一條　關東製鋼株式會社（甲）と關東製鋼株式會社澁川工場勞働組合（乙）は昭和二十一年九月二十八日甲乙間に締結せられたる勞働協約第四條に基き經營協議會（協

(第十)及び左の委員會を設置す

一、生産委員會

二、勞務委員會

第二條　協議會議長は社長とし協議員は甲及乙より各七名の代表者を選任して構成し、重要事項、人事機制の基準に關する事項、前條の委員會の委員長より提出ありたる事項其の他に付協議す

第三條　生産委員會は甲及乙より各五名宛の代表者を選出して構成し生産計畫の樹立及遂行、所要原材料及生産費の低減並設備技術及能率の改善に付協議立案す

第四條　勞務委員會は甲及乙より各五名宛の代表者を選出して構成し左の事項に付協議立案す

一、給與の基準並に勞働條件に關する事項

二、福利厚生に關する事項

三、其の他特選上の諸條件に關する事項

第五條　協議會並に各委員會の協議員並に委員の選任は左の各號に依る

一、甲を代表する協議員並に委員は甲の役員及職員（組合員を除く）中より社長之を指名す
但し生産委員會にありては澁川工場長を含むものとす

二、乙を代表する協議員並に委員は組合の總意を以て組合中より選出す

三、協議員並に委員の任期は何れも六ケ月とす、但し重任を妨げず

四、協議員並に各委員は互に兼任することを妨げず

五、協議員及委員は代理人を出席せしむることを得ず

六、生産委員會の委員長は工場長とす。勞務委員會の委員長は乙を代表する委員中より總委員の互選に依り選任す

前委員會に於て委員長は委員會の議長となる

七、協議會及委員會には甲乙各壹名の書記を置く
書記は議長の指揮を受け庶務を處理す

第六條　協議會並に各委員會の會議は左の各號に依る

一、協議會及各委員會は少くとも隔月に議長之を召集す
但し協議員又は各委員の參分の壹以上の要求ありたる場合協議會の議長は七日以內に、委員會の議長は五日以內に、會議を召集する事を要す

二、協議會の議案は會議開催の三日以前に協議員に、各委員會の議案は豫め各委員に通告することを要す

三、協議會及各委員會は定員の參分の貳以上の出席を以て成立す

四、協議會の議事は出席者の總意を以て成立す

五、議長支障ある時議長は協議員又は委員中より代理議長を指名す
代理議長の任務は當該會議終了と共に終了す

本規約を確認す

昭和二十一年九月二十八日



開東製鋼株式會社
甲代表者　取締役社長　賀田秀一
開東製鋼株式會社澁川工場勞働組合
乙代表者　執行委員長　荒卷右兵衛

覺書

一、勞働協約締結に際し經營協議會の協議員又は附帶委員會の委員を會社側に於て現組合中より任命せんとする時は豫め組合の承認を得組合は事前に當該組合員の脫會を認むるものとす

二、勞働協約折衝當初に於て組合側より提出せる勞働協約案中第四條乃至第八條に關しては後日速に經營協議會に於て協議し決定事項は昭和二十一年九月十六日附にて實施するものとす

右確約の證として覺書貳通を作成し當事者各壹通を保有す

昭和二十一年九月二十八日

開東製鋼株式會社
取締役社長　賀田秀一
開東製鋼株式會社澁川工場勞働組合
執行委員長　荒卷右兵衛

## 株式會社加藤製鋼所

### 勞働協約書

株式會社加藤製鋼所と全日本機器勞働組合及同株式會社加藤製鋼所分會とは勞働組合法第一條及第三章第十九條第二十一條の趣旨に基き加藤製鋼所の正常なる發展と從業員の生活の安定維持及其地位の向上とに貢獻するを目的とし玆に左の諸條項を勞働協約とし締結す

記

一、株式會社加藤製鋼所（以下會社と略稱す）は全日本機器勞働組合及株式會社加藤製鋼所分會（以下組合と略稱す）を承認し其團體交渉權及協約權を確認し爾後一切の從業員並に組合に關する交渉は本協約を基とし組合を通じてのみ之を行ふものとす

二、從業員は組合に於て特に承認せるものを除き組合員たる者とし、會社は會社內に於ける他の如何なる勞働組合或は勞働運動を認めざるものとす

三、會社は組合の勞働運動に關する一切の活動に對し何等拘束なし得ざるものとす

四、會社は從業員に對し其生活權を擁護なすべきものとし之が確實なる實行の爲物價を基準とせる最低賃金制を確立なすべきものとす

五、會社は賃金、給與等に關する規定制度の改廢は組合の

承認なくして行はざるものとす

六、會社は從業員に對する賃給與賞與及昇給は別項規定の經營協議會の專門分科委員會（給與委員會）に依り組合と合議の上査定なすべきものとす

七、會社は從業員の採用、解雇、人事異動、賞罰等其他人事に關する事項は組合の承認なくして行はざるものとす

八、會社は會社機構制の變更及從業條件の規定制度の改廢は組合の承認なくして行はざるものとす

九、會社の福利、厚生施設の運營は會社、組合が共同管理なすものとす

十、（五）（六）（七）（八）（九）の各項に含まざるものに於てもそれが從業員に影響を及ぼすか乃至は關係を有する事項については會社は組合の承認を要すると共に組合は之等の事項に關し臨時事の說明を求め又別項規定の經營協議會に建議爲し得るものとす

十一、從業員の代表と會社の代表とより成る經營協議會を設け組合は第四項を要求なす立場に於て其目的達成の爲會社經營に參加するものとす

尙其趣旨、構成協議事項と關係規約は本協約に基き之を別に定む

十二、會社、組合の協議交涉により決定せる事項は本勞働協約と同樣の效力を有するものとす

十三、會社、組合相互間の通告並に回答は總て文書を以て爲すべきものとす

十四、會社は從業員が組合業務に携ることを承諾し組合業務は會社業務と全く同等の取扱を受くるものとす

十五、會社が本協約を一方的に破棄或は違反せる如き行爲を爲したる場合は組合及從業員は其執られたる處置に就ては何等服するの責を持たず爾後の行動は何等會社側よりの拘束を受くるの義務なきものとす

十六、組合は本協約に拘はらず會社に對し從業員の生活擁護の爲一切の行動の自由を留保す

附　則

一、本協約の疑義、解釋に就ては兩者協議の上決定す

二、本協約は會社其名義を變更し組合の名稱所屬組合を異にせる場合も引續き效力を有するものとす

三、本協約の有效期間は締結の日より六ケ月とし本協約の期間滿了一ケ月前に當事者の何れか一方より改定又は廢棄の通告を表示せざる時は本協約は更に六ケ月有效とす

改廢に際し和協不調の場合は妥協締結の日迄有效とす

四、本協約の期間中と雖も何れか一方より改定の要求ありたる場合兩者協議を以て改め得るものとす

昭和二十一年九月二十八日

株式會社　加藤製鋼所

取締役社長　加藤辰次郎

全日本機器勞働組合埼玉支部

常任執行委員長　且丘昇

全日本機器勞働組合埼玉支部



株式會社　加藤製鋼所分會

執行委員長　鈴木政太

## 經營協議會規約

一、本協議會は勞働協約第十一項に基き設置せる會社經營の爲め會社組合の協議機關にして組合は之に依り經營に從業員の生活擁護の目的達成の立場に於て參加爲すものとす

二、本協議會は從業員の總意を經營に反映し以て企業の正當にして能率的なる運營を圖ると以て目的とす

三、本協議會は會社側從業員側同數の委員を以て構成し兼ね之を相互に通告するものとす

四、會議は每月一回定期的に之を開催するか、何れか一方の要求ありたる時は臨時之を開催することを得

五、會議の運行は會長制に依り其會長は參議々案提出者側より互選なすものとす議事は出席委員の過半數を以て決す

尙必要に應じ專門經驗者を列席せしめ得るもそれは議決權を有せざるものとす

六、本協議會は必要に應じ各專門分科別に分科委員會を設け分科委員を任命することを得

七、本協議會は左の諸事項に就き協議を行ふものとす

イ、會社運營及生產計畫と共實施に關する事項

ロ、生產技術の向上並に設備の改善に關する事項

ハ、從業條件給與其他勞務管理に關する事項

ニ、人事（從業員採用、解雇、轉勤其他）に關する事項

ホ、庶務（機構、職制等諸規定及其の他）に關する事項

ヘ、福利、厚生施設に關する事項

ト、會社、經理會計、豫算、利益金處分等に關する事項

チ、其他の事項にして參議の要求ありたる事項

八、本協議會の決議事項にして組合の承認せるものは會社組合間の決定事項として會社誠實責任を以て實行に當り組合は之に對し最善の努力を以て之が達成に協力なするものとす

九、本規約の改廢は勞働協約に附議して之を行ふものとす

昭和二十一年九月二十八日

株式會社　加藤製鋼所

取締役社長　加藤辰次郎

全日本機器勞働組合埼玉支部

常任執行委員長　且丘昇

全日本機器勞働組合埼玉支部

株式會社　加藤製鋼所分會

執行委員長　鈴木政太



高砂機工株式會社

勞働協約書

高砂機工株式會社（以下會社と稱す）と全日本機械金属

労働組合（略称全鉄労）高砂鐵工志村分會（以下組合と稱す）とは労働組合法第十九條に基き左記事項を協約し関者互に誠意を以て之を遵守し労働關係の増進と産業平和の維持とに協力する事を確約するものなり

一、會社は全日本鐵鋼産業労働組合高砂鐵工志村分會を志村工場に於ける唯一の自主的團體と認め今後一切の交渉は當組合と行ひ他の如何なる團體をも之を認めざるものとす

二、志村工場に勤務せしむる從業員は原則として組合員たる事を要す但し特に定めたるものを除くものとす

三、會社は從業員（間接に家族を含む）に對し安定せる生活を保證する責務を負ひ且從業員の勞働條件の改善並に福利増進及社會的地位の向上の爲積極的に努力するものとす

四、賃金給料は生活費を基準とせる最低賃金制を認むるものとす

五、從業員の雇入、解雇、異動及勞働條件の決定變更等は總て組合の承認を要するものとす

六、經營を民主的ならしむると共に本協約に附帶する細目に關し協議する目的を以て經營協議會を組織し別に定むる規定に依り運營するものとす

七、經營協議會に於て取極めたる事項にして會社及組合が承認せる事項は當協約と同様の效力を有するものとす

八、組合員は政黨支持並に政治及組合活動の自由を有し尚其の幹部は場合に依り組合業務に專念する事を承認す

九、會社は工場閉鎖實却、長期休業、名義變更又は重要なる土地並に建物設備等の讓渡に關しては組合の承認を要す

十、組合は經營協議會に於て協議整はず會社側の措置が一方的にして組合の意思に反するものと認めたる場合は會社側に通告の上一切行動の自由を有するものとす

十一、本協約の有效期間は本協約締結の日より向ふ六ケ月とす。但し有效期間中と雖も双方の合意に依り改正することを得

十二、本協約終了二週間前双方異議の申出なき場合は更に六ケ月間延長するものとす又期間終了し變更の意思表示ありたる場合に於ても新規協約の成立するに至る期間は其の效力を失はざるものとす

十三、期間中に於て會社又は組合其の名稱を變更し又は他と合併したる場合と雖も何等本協約の效力には變化なきものとす

右勞働協約證として本協約書參通を作成し會社及組合代表者各壹通を保管し壹通は行政官廳に提出するものとす

昭和二十一年九月二十日

高砂鐵工株式會社

會社代表　取締役社長　原　繁造

取締役工場長　舟橋　清

全日本鐵鋼産業勞働組合志村分會



組合代表　分會長　西平艶太郎

## 經營協議會規定

一、高砂鐵工株式會社（以下會社と稱す）と全日本鐵鋼産業勞働組合高砂鐵工志村分會（以下組合と稱す）は其勞働協約書第六項に基き經營協議會を設く

二、本協議會に附議すべき事項概ね左の如し

1、生産豫定、生産工程、原材料、設備技術能率の向上等生産に關する事項

2、經營方針及經理狀態の說明檢討等資本面を除く經營に關する基本的事項

3、雇入解雇勤務配置賞罰並に職制等人事に關する事項

4、勞働時間、休憩、休日休暇及災害防止等就業條件に關する事項

5、給與形態給與構成及退職手當等賃金に關する事項

6、福利、厚生施設物資配給及敎育保健對策等に關する事項

7、其の他會社側又は組合側にて必要と認めたる事項

三、本協議會は座長一名委員若干名幹事二名書記若干名を以て組織す

座長　委員の互選に依り之を定む

委員　會社側委員　五名

組合側委員　組合員中より選任せるもの　五名

幹事　會社側幹事　一名

組合側幹事　役員中より選任す　一名

書記　會社側及組合側より夫々二名以內を選任す

但座長及幹事は委員の職務を兼ねるものとす

又諮問等の爲必要あるときは双方に於て適當と認めたる者を列席せしむる事を得

四、各委員の任期は之を定めず必要あるときは之が一部又は全部の更迭をなす事を得

五、本協議會は毎月一回開催し幹事招集す但し會社又は組合必要ありと認めたるときは豫め幹事に申出でたる上隨時之を開催し得るものとす

前項但書の場合に於て一方の開催申出に對し他方は特別の事由なき限り之を拒む事を得ず

會議は委員總數の三分の二以上出席するに非ざれば成立せず

六、本協議會に附議すべき事項は會社組合何れよりも提案し得るものとし原則として會議に先立ちて幹事に通告するを要す

七、本協議會に附議せられたる事項に就き出席せる全委員の合意ありたる時は協議整ひたるものとす

本協議會に於て協議整ひ會社及組合の双方に於て認めたる事項は原則として公表し双方責任を以て實行する事を要す

八、提案及協議事項は總て議事錄二部を作成し出席委員署名の上組合及會社に於て各々保存すべきものとす

本協定は昭和二十一年九月二十日より實施す

## 協　定　書

勞働協約書第五項の本旨は經營の民主化を圖り會社の不當なる壓迫を拒否するを目的とするものにして會社經營權を侵害する意圖を有するものに非す卽ち右の趣旨に鑑み左記二項を協約するものなり

一、組合は經營協議會に於て會社の經營權を侵害するが如き事項は提案せざるものとす

二、會社は前述の範圍內に於て事由正當なるとき又は證據を要し且緊急にして經營協議會を開催するの暇なきときは組合に對し事後承諾を求むることあるべし

昭和二十一年九月二十日

高砂鐵工株式會社

會社代表　取締役社長　原　繁　造

取締役工場長　舟　橋　清

全日本鐵鋼產業勞働組合志村分會

組合代表　分會長　四平龍太郎

## 株式會社永瀨鑄物工所

## 協　約　書

第一條　株式會社永瀨鑄物工所（以下甲と稱す）と株式會社永瀨鑄物工所從業員組合（以下乙と稱す）は產業と勞働の社會的使命を自覺し經濟民主化の趣旨に則ひ經營目的及方法の民主化を促進し以て日本經濟の再建興隆に貢する爲左の契約を締結す

第二條　甲の從業員は原則として乙の構成員たることを要件とす

第三條　甲は乙の目的遂行に當り左の事項を承認す

一、甲は乙に對し組合事務所を提供し且乙の會議に必要なる會場を貸與する

二、甲に對し屆出たる組合幹部は組合事務に專念し得べきこと

三、甲の從業員にして組合事務專任者の身分及待遇は他從業員と同一の取扱をなすこと

前項第一號に付ては乙は甲の業務上の都合に依る希望の申入れを認むること

第四條　甲は從業員人事の基本的事項に關し乙の同意を要す

第五條　乙は不良組合員に對して其の責に任じ甲は乙の除名せるものを引續き雇傭せざること但し除名に際しては愼め甲の了解を得ること

第六條　甲及乙は勞働組合法の精神に則り企業經營の民主化並に勞働條件の維持改善を目的とし經營協議會を設置す

第七條　經營協議會に於て協議成立したる事項中必要あるものに付ては之を成文化し團體協約とす



第八條　經營協議會の構成及運營は別に之を定む

第九條　本協約の有效期間は締結の日より滿一ケ年とす

前項期間內と雖も一般經濟情勢の激變等眞に已むを得ざる事情ありたると認むる場合は甲乙協議の上變更することを得又期間滿了一ケ月前迄に何れよりも改廢の意思表示なき場合は更に逐月有效とす

第十條　右協約の證として本協約書を三通作成し甲乙各代表が保管し一通は行政官廳に提出すること

右契約す

昭和二十一年五月　日

株式會社永瀨鑄物工所

取締役社長　永瀨平五郎

株式會社永瀨鑄物工所從業員組合

組合長　早川文作

## 經營協議會規定

### 名稱及位置

第一條　本會は株式會社永瀨鑄物工所經營協議會と稱す本會の事務所は川口市青木町四丁目百番地株式會社永瀨鑄物工所內に置く

### 目　的

第二條　本會は株式會社永瀨鑄物工所（以下甲と稱す）と株式會社永瀨鑄物工所從業員組合（以下乙と稱す）との間に締結せる勞働協約に依り組織せらるゝものにして從業員の經營參加に依る民主的經濟體制の確立及企業の發展に關する事項を協議するを以て目的とす

### 構　成

第三條　本會は甲乙各十名の代表委員を以て組織す議案說明の爲め委員の指名せるものを議事に出席せしむることを得但し說明者は採決に加はることなし

第四條　委員は勤續年數壹年以上にして年齡當二十五歲以上たることを要す

第五條　委員の任期は一ケ年とす但し重任を妨げず補缺のため選任せられたる委員の任期は前任者の殘存期間とす

第六條　本會の議事を記錄し庶務を掌るため二名の書記を置く

### 會　議

第七條　議事は左の方法に依る

一、成立は委員の三分の二以上の出席を要す
二、議決は出席委員の過半数を要す
第八條　本會に議長副議長を置く議長は工場長又は其の指名者、副議長は組合長又は其の指名者とす
第九條　議長は會議を主宰す
第十條　定例會議は毎月一回開催す尚議長、副議長特に必要ありと認めたる時臨時會議を開催す
第十一條　本會に於て必要と認めたる時は協議事項の區分に依り專門委員會を組織することを得專門委員會に於て審議せられたる事項は本會の議を經たる後之れを採決す

協議事項

第十二條　本會に於て協議すべき事項左の如し
一、生産に關する事項
二、人事に關する基本事項
三、勞働條件に關する事項
四、給與の基準に關する事項
五、福利厚生に關する事項
六、會社の組織及機構に關する事項
七、其他必要と認めたる事項

附　則

第十三條　本會に於て協議成立したる事項は社長の承認を經たる後甲乙双方誠意を以て之れを實施す

# 株式會社本田鑄工場蒲田工場

## 勞働協約書

全日本機器勞働組合及全日本機器勞働組合東京支部本田鑄工所蒲田工場分會（以下組合と稱す）は株式會社本田鑄工所（以下會社と稱す）と左の勞働協約を締結す

第一條　會社と組合は互に誠意を以て本協約を守り産業平和の維持と勞働能率の增進及從業員の生活改善に協力するものとす

第二條　會社は組合を本田鑄工所蒲田工場内に於ける唯一つの自主的團體と認め今後一切の交涉は組合と行ひ他の如何なる團體をも認めざる事

第三條　會社は組合所屬の從業員に對し生活費を基準とせる最低賃銀制を確立し物價騰貴に即應して賃銀を增額し生活權を擁護するものとす

第四條　人事異動並に社内の職制改廢は組合の承認を得たる後之を行ふ事

第五條　從業員の雇入解雇は組合の承認を得たる後之を行ふ事

第六條　組合より除名された從業員は會社は直ちに解雇するものとす

第七條　就業關係に關する制度及規定の改廢は組合の承認を得たる後之を行ふ事



第八條　賃銀給與制は組合の承認なくして之を變更せざること

第九條　現場工員の職制は公選制度によるものとす

第十條　勞働時間は原則として八時間とする　但し一時間の休憩を含む

第十一條　休日は有給週休制とし別に一年十四日間の有給休暇を附與するものとす

第十二條　婦人の生理休暇は月三日として別に產前三十日產後四十日間の有給休暇を附與するものとす

第十三條　福利厚生施設は概ね組合の管理下に置くものとす

第十四條　會社は工場閉鎖　長期休業、名義變更又は土地並に建物設備機械器具資材の讓渡等に關し組合の承認なくして之を行はざること
但し組合員の利益を擁護するために行はれる事に關しては之の限りにあらず

第十五條　爭議發生中會社は他の勞働供給請負者及勞務者と勞務契約を結ぶ事なし

第十六條　事業經營に關する所要事項に付いては經營協議會を設置し會社代表と從業員代表とにより所要事項を協議す　但し經營協議會の內容は別に定む

第十七條　經營協議會で決定した事項で會社組合關者が之を認めた場合は此の協約と同一の效力を有す

第十八條　會社は組合所屬の從業員が組合事務に專務する事を認むるものとす

第十九條　會社は組合所屬の從業員の政黨加入の自由を認むると共に公職に就任又は公職に準ずる業務に關與する場合其の行動を妨げないものとす

第二十條　組合は此の協約の外に會社に對し組合所屬從業員の生活擁護向上のための自由を有す

第二十一條　本協約の有效期間は昭和二十一年十月二十三日より向ふ六ケ月間とし協約當時者双方に於いて改正又は解約の意思表示なさざるときは自動的に更に六ケ月間繼續するものとす

第二十二條　本協約に關し會社組合何れかが改正、變更又は解約の意思表示をなしたる場合と雖も新規協約の締結迄其の效力を有するものとす

第二十三條　本協約は有效期間中と雖も必要に應じ會社組合合意により改正する事を得るものとす

第二十四條　本協約は會社組合何れかが名稱又は組織を變更せし場合と雖も其の效力を有するものとす

第二十五條　本協約書は三通を作成し會社組合各一通を保有し一通を監督官廳に提出するものとす

右協約す

昭和二十一年十月二十三日

株式會社　本田鑄工所　代表者　本田研一

全日本機器勞働組合

常任中央執行委員長　青　　印
全日本機器労働組合東京支部
幸田鉄工所精田工場分会
委員長　岡本光雄

野村製鋼株式会社

團體協約書

野村製鋼株式會社（以下會社と稱す）と野村製鋼株式會社労働組合（以下組合と稱す）は健全なる産業民主主義に則り産業平和を維持し以て社業の發展と從業員の地位の向上を圖る爲労働組合法の精神に基き團體事項に關し本契約を締結す

記

第一條　會社は組合の健全なる發達に協力し組合は作業能率の增進と労働秩序の自主的保持に努力す

第二條　會社は本組合を團體交渉權を持つ唯一の從業員團體と認め兩者の折衝は會社及組合員中より夫々選任したる代表者を以て之をなす

第三條　會社は生活費を基準とする最低賃金を確保し物價の變動に應じ生活の安定を圖るべく努力し組合は之に諒意を以て應ふるものとす

第四條　本協約の目的達成のため會社側代表と組合員の總意に依る代表とを以て構成する經營協議會を設置し、生産、給與、職制、組合員の人事、勤務、厚生並に其他労働條件についての事項を審議す

但し人事權並に團體厚生施設及物資の所有權は會社に屬する事を双方確認す

第五條　經營協議會に於て審議したる事項にして組合に於て認め且つ社長の決裁を得たる場合は本協約と同じ效力を有し會社の職制に依り之を實施す

第六條　組合員の賞罰は會社職制に依る賞罰委員會に於て審議し組合の同意を得て之を行ふ

第七條　會社は組合が全日本機鋼産業労働組合關東支部に加入することを承認す

第八條　會社は組合が組合の聯合に參加し或は組合員が組合運動又は個人的に政治活動をなすことに對し干渉せず

第九條　會社は組合役員の組合業務に從事することを認め其の待遇は他の組合員と同樣に取扱ふ

第十條　組合大會（含日時並に所要時間）の開催、會社の設備、什器、利用並に會社書類の使用は會社の同意を得ること

第十一條　本協約の有效期間は締結の日より昭和二十二年三月末日迄とし一方的に之を破棄することを得ず

但し期間中と雖も不可抗力其他已むを得ざる事情ありと認められる場合は會社組合協議の上之を變更することを得

有效期間滿了一ヶ月前迄に會社組合何れかより更改の發



議なきとき又は改訂の協議成立せざる時は本協約の效力は自動的に延長さる

附　則

右確約の證として本協約書三通を作成し會社組合各代表之を保管し一通は行政官廳に提出す

昭和二十一年八月三十一日

野村製鋼株式會社
取締役社長　阪田靖人

野村製鋼株式會社労働組合
組合長　原田今朝喜

團體協約書（改訂）

野村製鋼株式會社（以下會社と云ふ）と全日本機鋼産業労働組合關東支部の分會である野村製鋼株式會社労働組合（以下組合と云ふ）とは昭和二十一年八月三十一日附で締結した團體協約書を改訂し次のやうに協約を締結する

第一條　會社は組合の健全なる發達に協力し組合は作業能率の增進と労働秩序の自主的保持に努力する

第二條　會社は全日本鉄鋼産業労働組合關東支部野村製鋼分會を承認する

第三條　會社は本組合を團體交渉權を持つ唯一の從業員團體と認め兩者の折衝は會社及び組合員中より夫々選任した代表者で行ふ

第四條　會社の從業員は組合員であること、但し部課長及試傭期間中の者を除く

會社は組合を脱退し又は組合が除名した者を雇傭しない

組合は除名に關しては會社に協議する

第五條　會社は生活費を基準とする最低賃金制を確立し物價の變動に應じ生活の安定を圖るやう努力し組合は之に諒意を以て應へる

第六條　會社側代表と組合員の總意に依る代表とで構成する經營協議會を設置する、但し經營協議會規定については別に之を定める

第七條　經營協議會に於て審議した事項で組合が認め且つ社長の決裁を得た場合は本協約と同じ效力を有し會社の職制に依り之を實施する

第八條　會社は從業員（部課長を除く）の人事異動、採用解雇は組合の承認を得て社長の決裁で行ふ

第九條　會社全額負擔の退職金制度を確立する

第十條　労働時間は最高拘束八時間（實働七時間）とする

第十一條　休日休養に就いては週休制、全國的、地方的休祭日を除き一ヶ年最高二十日の有給休暇、女子生理休暇は一ヶ月三日及び産前産後通算七十五日とし出勤扱ひとする

第十二條　會社は從業員に關係ある諸規則の設定、改廢は組合の承認を得て社長の決裁で之を行ふ

第十三條　會社は厚生關利施設の運營及物資の配給は組合に協議して行ふ

第十四條　組合員の賞罰は會社職制に依る賞罰委員會で審議し組合の同意を得て之を行ふ

第十五條　會社は組合が組合の聯合に參加し或は組合員が組合運動又は個人的に政治活動をなすことに對し干渉しない

第十六條　會社は組合役員の組合業務に從事することを認め其の待遇は他の組合員と同樣に取扱ふ

第十七條　男女青少年は勞働時間中に敎育を受けることが出來る其の細目に就いては別に經營協議會で定める

第十八條　組合大會（含日時並に所要時間）の開催、會社の設備、什器の利用並に會社書類の使用は會社の同意を得ること

第十九條　爭議中會社は他の勞務者を雇傭就業させず、組合は會社工場の施設や機構については積極的に其の維持保全運行をすること

第二十條　會社は工場閉鎖、賃却、讓渡、休業、廢止、投資等會社並びに組合員に重大なる影響があると認める事項は組合に協議すること
但し法令による場合は此の限りでない

第二十一條　會社並びに組合に於て單に名稱其他呼稱に變更あつた場合でも本協約の效力は變化しないこと

第二十二條　本協約の有效期間は締結の日より向ふ一ケ年とし一方的に之を破棄することは出來ない
但し期間中であつても不可抗力其他已むを得ない事情が

あると認められる場合は會社組合協議の上之を變更することが出來る

有效期間滿了一ケ月前迄に會社組合何れかより更改の發議ないとき又は改訂の協議成立しないときは本協約の效力は自動的に延長される

右確約の證として本協約書三通を作成し會社組合代表各一通を保管し一通は行政官廳に提出する

昭和二十一年十月二十六日

野村製鋼株式會社

取締役社長　阪田靖人

野村製鋼株式會社勞働組合

組合長　原田今朝喜

昭和二十一年十月二十六日附で締結した團體協約附帶事項取極め書

首題協約に附帶し左の事項の取極をする

一、團體協約書第十一條の細目については經營協議會で協議する

二、團體協約書第十五條及第十六條の規定は會社業務に差支へない範圍で行ふといふことである

三、會社と組合とは互に會社業務や組合運動の遂行については爭議の場合でも勞合單の命令指示に違反しないこと

四、會社と組合との間に協議が整はない事態が起つたらどうするかは別に定めた方法によるのである



右附帶事項として會社組合双方確認する

昭和二十一年十月二十六日

野村製鋼株式會社

取締役社長　阪田靖人

野村製鋼株式會社勞働組合

組合長　原田今朝喜

## 經營協議會規定

第一條　當社は勞働組合の工場經營參加のもとに一致協力大いに生産を昂揚せんが爲め經營協議會を設置す

第二條　本協議會は生産委員會、勤勞委員會及厚生委員會を以て構成す

第三條　各委員會は委員長一名、副委員長一名及委員若干名を以て組織す。委員長は會社側より副委員長は勞働組合側より選出し委員は會社側及勞働組合側より選出し社長之を任命す委員の任期は六ケ月とし重任を妨げず
各委員會に書記一名を置き議事を記錄せしむ

第四條　生産委員會は左の事項を協議す

一、生産計畫
二、受註及納品計畫の檢討
三、輸送計畫
四、作業能率及技術の改善
五、機械設備の補修改善
六、生産阻害の打開
七、其の他生産の增强に關する事項

第五條　勤勞委員會は左の事項を協議す

一、勞働條件の變更
二、勞務管理
三、勞働諸規則の檢討

第六條　厚生委員會は左の事項を協議す

一、厚生施設の運營
二、厚生物資の配給方針
三、其の他從業員の福祉に關する事項

第七條　各委員會は每月一回以上開催するものとし委員長之を召集す
委員半數以上の要求ありたる場合亦同じ

第八條　各委員會に於て協議整ひたる事項は社長の決裁を經て會社の職制により之を實施す

第九條　本規定の改正は各委員會の合議を經て社長の決裁を受くるものとす

## 三機工業株式會社川崎工場

### 勞働協約書

第一條　三機工業株式會社（以下會社と稱す）は勞働組合法に準據し三機工業株式會社川崎工場勞働組合（以下組合と稱す）の團體交渉權を認め會社と組合は健全なる産業民主主義に則り産業平和を維持し以て斯業の發展と組

合員の経済的地位の向上を図る為め開當事者間に本協約を締結す

第二條　三機工業株式會社川崎工場従業員は原則として組合員たるものとす

但し會社組合協議の上定めたる者は此の限りに在らず

第三條　會社及び組合は本協約締結の精神に基き經營協議會（以下協議會と稱す）を設置す

第四條　協議會に於て協議したる事項中會社組合雙方に於て必要と認めたるものは之を成文化し勞働協約とす

前項の事項は會社の業務組織を通じ會社組合雙方誠意を以て之を實施するものとす

第五條　協議會の機構並に運營は會社組合協議の上別に之を定む

第六條　會社は組合の指名する組合員が積極的に組合の業務に携はることを認め且つ之に必要なる便宜を與へると共に當該組合員の身分待遇に關し他の従業員と同樣に取扱ふことを保證するものとす

第七條　會社従業員にして秩序を紊し生産を阻害する等の行爲ありたる者に對しては會社及び組合は協議の上雙方責任を以て之を處分するものとす

第八條　會社組合は夫々協議會に於て協議したる後に非されば工場の閉鎖又は同盟罷業其の他の爭議行爲を行はざるものとす

第九條　本協約の有效期間は締結の日より滿六ケ月とす

前項の期間中と雖も一般經濟情勢の激變其の他變に已むを得ざる事情ありと認めらるる場合は會社組合協議の上之を變更することを得

期間滿了前一ケ月以内に會社組合何れよりも改廢の意思表示なき場合は更に六ケ月間有效とす

附　則

右確約の證として本協約書三通を作成し會社組合代表之を保管し一通は行政官廳へ提出するものとす

昭和二十一年九月十九日

三機工業株式會社

代表取締役社長　岡田信治

三機工業株式會社川崎工場勞働組合

幹事長　橋川三郎

## 勞働協約調書

第六條身分待遇に關する保證の事書

イ、川崎工場に直接關係ある組合運動に關しては之を保證す

ロ、外部の勞働團體との提携の爲め必要ある場合は當該本人が川崎工場に於て定時間勤務せる限度に於て之を保證す

## 經營協議會規約

第一條　三機工業株式會社川崎工場勞働組合（以下組合と稱す）と三機工業株式會社（以下會社と稱す）との間に締結せる勞働協約書（以下協約書と稱す）第五條に基く經營協議會（以下協議會と稱す）に付ては本規約の定むるところに依る

第二條　本會は勞働組合法の精神及び勞働協約の趣旨に則り組織せられ業務運營の促進を計る爲め左の事項を協議、することを目的とす

一、人事に關する基準的事項

二、勤勞諸條件に關する事項

三、従業員の福利厚生に關する事項

四、生産豫定數量の決定に關する事項

五、其他生産上の協路打開に關する事項

第三條　本會は前條の目的達成の爲め會社に對し左の事項に付報告又は説明を求むることを得

一、事業の一般計畫に關する事項

二、事業の經理内容に關する事項

第四條　本會は會社役員其他一般従業員中より選出せられたる會社及び組合各六名の代表議員を以て之を組織す

前項議員協議の上指名したる者にして當該議案に關係を有する従業員は會議に出席せしむることを得

第五條　議員の資格は勤續滿一ケ年以上にして年齢滿二十五歳以上の者とす

第六條　議員の任期は六ケ月とす但し重任を妨げず

補缺の爲め選任せられたる議員の任期は前任者の殘任期間とす

第七條　本會の會議は議員の半數以上より要求ありたる時開き議案を提出し社長之を招集す

第八條　本會は會社組合各々議員の三分の二以上出席するに非されば會議を開くことを得ず

第九條　本會の議事を司る爲め議長を置く、議長は議員中より其の都度之を互選す

第十條　本會議議事の取決めは出席議員全員の同意に因り之を行ふ但し第四條第二項の者は取決めに加はることを得ず

第十一條　本會は勤勞及び生産の兩委員會（以下委員會と稱す）を設置し之に第二條記載事項の協議を委嘱することを得

委員會は會社及び組合より選出せられたる各七名の代表委員を以て組織し委員の互選に因る委員長之を招集す

本會議員は委員を兼任することを得

委員會の運營に關しては本會規約の各條項を準用す

委員會に於て議決せる事項は協議會の承認を經るものとす

第十二條　協議會及び各委員會に夫々會社組合雙方より各一名の書記を置き議事を記錄せしむ

第十三條　本規約の改廢變更は本會の決議に因り之を行ふものとす

三機工業株式會社

代表取締役社長　岡田信治
三機工業株式會社川崎工場勞働組合
幹事長　橋川三郎

## 株式會社新潟鐵工所聯合會

### 勞働協約書

株式會社新潟鐵工所（以下會社と稱す）は株式會社新潟鐵工所勞働組合聯合會（以下聯合會と稱す）を承認し其の團體交渉權を認め産業の民主的平和的發展と從業員の社會的經濟的地位の向上とを圖る目的を以て本協約を締結す

第一條　會社及聯合會は本協約に關し相互に誠意を以て之を遵守し勞働能率の增進と企業の發展とに協力するものとす

第二條　會社從業員は聯合會に加盟する各組合（以下單位組合と稱す）の組合員たるものとす但し從業員にして會社の利益を代表するもの及會社及單位組合協議の上承認したるものは此の限に在らず

第三條　會社は生活費を基準とする適正賃金制を確立し物價に卽應して從業員の生活を擁護するものとす

第四條　會社及各單位組合は其の代表よりなる經營協議會を設置す經營協議會の規約は別に之を定む

第五條　人事に關する基本的事項は會社及各單位組合相互同意の上之を行ふものとす

第六條　賃金其の他諸給與の標準及賞罰に關しては會社及各單位組合相互同意の上之を行ふものとす

第七條　其の他勞働條件の變更に關しては會社及各單位組合相互同意の上之を行ふものとす

第八條　從業員の福利厚生施設は會社及各單位組合協同して之を運營するものとす

第九條　組合役員は會社業務に特に支障なき限り組合の運營上必要なる活動をなすことを得

第十條　會社と聯合會との間に協定せる事項は各單位組合に對し其の效力を及ぼすものとす

聯合會は各單位組合の行動に對し其の責に任ずるものとす

第十一條　本協約に關し會社及各單位組合の間に紛爭起りたる場合は團體協議の上之を調停又は仲裁に附するものとす

第十二條　本協約は調印の日より滿六ケ月間有效とす但し必要ある場合は期間中と雖も會社及聯合會の合議により本協約の改廢をなすことを得

期間滿了後と雖も新協約成立迄は本協約によるものとす

本協約締結の證として本書參通を作成し會社及聯合會各壹通を保有し壹通は行政官廳に提出するものとす

昭和廿一年六月廿一日

株式會社新潟鐵工所



取締役社長　長島吉次郎
新潟鐵工所勞働組合聯合會
中央執行委員長　大橋房治郎

## 勞働協約書（改訂）

株式會社新潟鐵工所（以下會社と呼ぶ）は株式會社新潟鐵工所勞働組合聯合會（以下聯合會と呼ぶ）と勞働組合法第一條及第二十一條に準據して次の通り勞働協約を結ぶ

第一條　會社は聯合會と之に加盟する各單位組合（以下單位組合と呼ぶ）を唯一の勞働組合と認め一切の交渉は聯合會又は各單位組合と行ひ他の如何なる勞働組合をも認めない

第二條　從業員は聯合會に加盟する各單位組合の組合員とする但し從業員で會社の利益を代表するもの及會社と各單位組合又は聯合會で協議の上承認したものは此の限でない

會社の利益を代表する者の範圍は會社及各單位組合又は聯合會で協議する

第三條　會社は生活費を基準とした最低賃金以上の給與をなし從業員の生活を擁護する

第四條　會社と聯合會、會社と各單位組合とは其の代表で經營協議會を設け經營の民主化を圖る

夫々の經營協議會の規約は別に之を定める

第五條　會社は本店各工場事業所の機構變革の改廢に付ては各單位組合と諒解の上之を行ふ

第六條　會社は從業員の解雇に關しては各單位組合と協議

○上行ふ

会社は従業員の採用の方針に付ては各單位組合と協議する

会社は従業員の登用異動に付各單位組合に於て異議ある場合は協議の上行ふ

第七條　賃金其の他の給與の標準と賞罰とは会社は各單位組合又は聯合會と協議して決める、但し其の結果に付各單位組合又は聯合會に於て妥當でないと認めたるときは其の申出により協議して決める

第八條　勞働條件の變更其の他從業員に關係のある重要な規程の改設は會社と各單位組合は聯合會と協議の上之を行ふものとする

第九條　福利厚生施設の運營は會社と各單位組合協同して之を行ふ

第十條　會社は工場、事業場、營業所の閉鎖、長期休業等組合員の生活上に大なる影響のある場合に付ては各單位組合又は聯合會の諒解を得て行ふ

第十一條　會社は組合以外のものと勞務又は作業契約をなすときは各單位組合の同意を得ることにする

第十二條　會社業務に重大な支障がない限り組合役員及組合員は組合活動をすることができる

この場合組合長は證め會社に屆出る

第十三條　組合員が組合活動に關連して公の議員、委員等に就いたため會社はこの者に不利益を與へない

第十四條　會社と聯合會との間で協定し決ことは各單位組合に其の效力を及ぼす

第十五條　會社と各單位組合との間に爭議が起つた場合は聯合經營協議會に附議する

聯合經營協議會は其の日から一週間以內に解決するやう努力する

前項の期間中は工場閉鎖、同盟罷業、怠業等の爭議行爲を行はない

第十六條　この協約の有效期間は昭和二十一年十二月二十二日から向ふ六ケ月間とする

第十七條　期限になつても何れか一方から變更又は終結の意志表示のなかつたときは更に六ケ月間效力がある。變更の意志表示があつても次の新協約が成立する迄はこの協約は有效とする

この協約は三通作成して會社聯合會各一通宛持ち一通は關係官廳に屆出る

昭和二十一年十二月二十二日



## 經營協議會基本規約

第一條　株式會社新潟鐵工所（以下會社と稱す）と株式會社新潟鐵工所勞働組合聯合會（以下聯合會と稱す）とは勞働協約書第四條の規定に基き經營協議會を設置す

第二條　經營協議會は聯合會加盟の各組合（以下單位組合と稱す）毎に之を設くるものとす

第三條　經營協議會は左の事項に付協議するものとす

一、生産に關する事項

二、人事に關する基本的事項

三、勞働條件に關する事項

四、給與の標準に關する事項

五、福利厚生に關する事項

六、其の他本協議會に附議するを適當と認めたる事項

第四條　本協議會は委員長一名及會社側委員若干名並に之と同數の組合側委員を以て構成す

委員の任期は六ケ月とす但し重任を妨げず

補缺委員の任期は前任者の殘存期間とす

第五條　委員の資格は會社從業員にして勤續滿一年以上年齡滿二十歳以上の者たることを要す

第六條　委員長は所長、工場長（本店にありては總務部長）又は其の指名する者を以て之に任ず委員長は會議を召集す

第七條　本協議會の會議は會社側委員（及組合側委員）各三分の二以上の出席者を以て成立す

協議會は出席者の過半數の同意を得て成立す

會議に總長を置く

總長は委員長及組合長協議の上委員中より之を決定す

總長は議事を主宰す但し表決の數に加はざるものとす

會社役員は必要により本協議會の會議に出席し意見を述べ又は開陳することを得

第八條　本協議會は毎月一回會議を開催す但し緊急事項を要する事項あるとき又は委員半數以上の發議ありたるときは隨時之を開催す

第九條　本協議會は必要に應じ別に專門委員會を設け生産研究せしむるものとす

專門委員會の構成及運營は本法に準ず

第十條　本協議會の議事に關し必要あるときは專門委員會の委員又は指導係員を出席せしめ其の意見を徵することあるべし

第十一條　會議に於て協議成立したる事項に付ては會社及單位組合は責任を以て實行に當るものとす但し實行困難と認めたる場合は會社及單位組合の一方より之が再審議を申出づることを得

第十二條　本協議會に書記一名を置く

書記は委員長之を任命す

附　則

本規約は昭和二十一年二月二十二日より之を實施す

## 經營協議會規約（改訂）

第一條　株式會社新潟鐵工所（以下會社と呼ぶ）は株式會社新潟鐵工所勞働組合聯合會（以下聯合會と呼ぶ）と勞働協約第四條の規定に依つて經營の民主化のため經營協議會を設ける

第二條　經營協議會は會社と聯合會並に各工場（營業所を

業所を含む以下同じ）と各單位組合毎に設ける

第三條　單位經營協議會は次のことを協議する

一、生産に關する事項
二、營業に關する事項
三、經理に關する事項
四、人事に關する事項
五、勞働條件に關する事項
六、給與に關する事項
七、福利厚生に關する事項
八、其の他必要なる事項

第四條　聯合經營協議會は第三條に定めた事項につき次の事由あるとき協議する

一、各單位經營協議會で決定し難い事項
二、各單位組合に共通の重要事項
三、其の他附議するを適當と認めた事項

第五條　經營協議會は委員長一名會社側委員若干名と是と同數の組合側委員を以て構成する
委員の任期は六ケ月とする、但し重任してもよい補缺委員の任期は前任者の殘した期間とする

第六條　委員長は聯合では社長、單位では所長、工場長（本店では總務部長）又は其の指名する者が任ずる
委員長は會議を召集す

第七條　經營協議會は會社側、組合側委員各三分の二以上出席し協議の成立は出席委員の過半數の同意を得なければならない
會議に座長をおく
座長は出席委員の互選により決定し議事を主宰する
座長は表決權を持たない。座長を出した側は委員一名を增す

第八條　單位經營協議會は毎月一回定例會議を開く
但し會社又は組合より緊急審議を必要とする申出があつたときは隨時之を開く
聯合經營協議會は第四條の事項につき會社又は聯合會より申出のあつたとき開く
前項の申出を受けたときは委員長は一週間以內に開催しなくてはならない協議は成案を得る迄引續き繼續する

第九條　經營協議會は必要に應じて別に專門委員會を設け審議研究させる。其の構成と運營はこの規約に準ずる

第十條　經營協議會の議事に付必要あるときは從業員を出席させて其の意見を聽取することが出來る
會社役員は必要によつて經營協議會の會議に出席して意見を開陳することが出來る

第十一條　經營協議會で決定したことは會社、組合双方直ちに責任を以て實行しなければならない　但し實行困難であつた場合は會社組合の一方より再審議を申出ることができる申出は決定後一週間以內とする

第十二條　經營協議會には會社側組合側各一名の書記を出す



附　則

本規約は昭和二十一年十二月二十二日から實施する
前協約締結に關連して左の覺書を取り交した

覺　書

勞働協約及經營協議會規約の締結に際して次の覺書を定める

一、勞働協約第六條は從業員の人事に關し社內の民主化を重視するものであつて其の運用に當つては會社は各單位組合の意向を尊重して行ふ

二、勞働協約第十一條は當時にあつては工場の明朗化、能率の增進を意圖するものであるから其の運營に付て事務の渋滯並に生産機構に支障を來さないことを目途として所長、工場長、各單位組合と協議する

昭和特殊製鋼株式會社

協　定　書

昭和特殊製鋼株式會社（以下單に會社と稱す）と昭和特殊製鋼從業員組合（以下單に組合と稱す）間に於て協定すること左の如し

第一條　組合を公認すること

第二條　組合員の組合業務執行は會社公務に準ずること

第三條　組合員の勞働條件並に待遇の改善に關しては協議すること

第四條　會社從業員は部長及次長を除き全員組合に加入すること

第五條　組合員の解雇は別に締結する協議會に諮り決定すること

第六條　組合員就業規則に違反したる場合組合に於て責任を負ふこと

右協定を證する爲本書貳通を作成し當事者双方調印の上各壹通を保有するもの也

協定書作成件

昭和二十一年三月十九日

昭和特殊製鋼株式會社
代表取締役　立山重記

昭和特殊製鋼從業員組合
代表者組合長　安達幸吉

勞働協約書

昭和特殊製鋼株式會社（以下甲と云ふ）全日本鐵鋼産業勞働組合關東支部昭和特殊製鋼分會（以下乙と云ふ）間に左記の通り勞働協約を締結する

第一條　本協約は甲の民主的經營體制の確立發展と從業員の地位向上を圖り以て勞働能率の增進と産業平和の維持に協力するのが目的であつて協約事項は双方互に誠意と責任を有つて之を守る

第二條　甲はその企業内に於て乙を唯一の團體交渉權を有つ從業員團體と認め他の交渉權を認めない

第三條　甲の從業員は乙の組合員であること
但し甲乙双方で認めたものは之の限りでない

第四條　甲は乙の目的遂行に必要な次の事項を認める
一、甲は乙に組合事務所を提供する外乙の會議に必要な會場を貸與すること
二、甲に屆出た凡ての會議
三、甲に屆出た場合の組合員の組合業務執行は甲の公務と看做すること
四、甲の從業員で組合事務專任者の身分及び待遇は他の從業員と同一に取扱ふこと
但前項第一號、第二號、第三號に付いては乙は甲の業務上の都合に依る變更の申入を認めること

第五條　甲は乙の同意の上左の事項を行ふ
一、從業員の採用、解雇、異動、賞罰
二、勤務改廢、就業勤務に關した規定及び制度の改廢
三、賃金給與に關した規定及び制度の改廢

第六條　乙は不良組合員に對する責を負ふ
甲は乙が除名した者及び乙を脫退した者を屆備しないこと

第七條　生活費を基準にした最低賃金制を確立すること

第八條　甲は全額負擔の退職金制度を確立すること

第九條　勞働時間は最高拘束八時間、實働七時間とする

第十條　休日、休暇に付いては左の通り定める
一、有給週休制
二、有給休暇は一ケ年最高二十日として女子には更に生理休暇一ケ月三日を與へる
三、產前產後は通算七十五日を與へ出勤扱ひとする
四、全國的、地方的休祭日に付いては就業規則で定める

第十一條　爭議中甲は他の勞働者を屆備就業させない
但し眞に止むを得ない事情が發生した場合は甲乙協議の上で之を處理する

第十二條　甲は工場閉鎖、賣却讓渡、賃貸、休業、廢止等經營組織の變更に就いては豫め乙と協議なしには行はない

第十三條　甲の厚生福利施設に乙の參劃を認める

第十四條　甲と乙で經營協議會を設ける
經營協議會の機構及び運營は別に定める

第十五條　經營協議會で協議成立した事項中必要なものは之を成文化し勞働協約とする

第十六條　甲並に乙の名義その他呼稱が變つた場合でも本協約の效力は變らない

第十七條　本協約の有效期間は締結の日より滿六ケ月とする
前項期間内でも一般經濟社會情勢の激變等眞に已むを得ない場合は甲乙協議の上變更することが出來る

第十八條　本協約は有效期間滿了前に甲乙何れかより改訂



の意志表示がない場合は有效期間は更新する
有效期間滿了前に改訂の意志表示があつた場合でも新しい協約が締結されるまではその效力は持續される

第十九條　經營協議會で協議不成立の場合の外工場閉鎖、同盟罷業等の爭議行爲は出來ない

右契約す

昭和二十一年十一月三十日

昭和特殊製鋼株式會社
取締役社長　立山重紀

全日本機鋼產業勞働組合關東支部
昭和特殊製鋼分會
分會長　安達幸吉

（第十六條）
一、乙の青少年及び女子は指定の教育を受けることを認める
但之が實施に付いては甲乙協議の上行ふ

右誓約す

昭和二十一年十一月三十日

昭和特殊製鋼株式會社
取締役社長　立山重紀

全日本機鋼產業勞働組合關東支部
昭和特殊製鋼分會
分會長　安達幸吉

## 誓　書

昭和二十一年十一月三十日昭和特殊製鋼株式會社（以下甲と云ふ）と全日本機鋼產業勞働組合關東支部昭和特殊製鋼分會（以下乙と云ふ）との間に締結した勞働協約に附帶して左の如き誓書を交換する

一、團體交涉の場合は必要に應じて全機勞組合代表の協力を認める（第二條）

二、乙が組合員を除名せんとする場合は豫め甲乙で協議する（第六條）

一、時間外勤務に付いては甲乙協議の上定める（第九條）

一、甲乙共名義その他呼稱が變る場合は豫め通告すること

## 勞働協約書

株式會社日立製作所（以下會社と言う）及び日立製作所勞働組合總連合（以下總連合と言う）は勞働組合法の趣旨に基いてこの協約を結ぶ

第一條　會社は總連合を構成する單位組合の共同交涉の場合總連合を團體交涉權を持つ勞働組合と認める

第二條　重大なる會社機構及び職制の改變は總連合との協議を經てこれを行う

第三條　會社及び總連合は双方より協議員を選出し中央經營協議會を設けて會社經營について協議取極をする。中

央經營協議會の構成並に運營については別に之を定める

第四條　中央經營協議會で取極めた事項は會社と總連合とが承認した上でこの協約と同樣な效力を以て實施される

第五條　この協約の有效期間は昭和二十二年一月二十一日から六ケ月間とする

但し期間中でも双方の合意で改訂することが出來る。期限になつても申出がなければこの協約は同一條件で更新される

但し申出は原則として期間滿了の一ケ月前迄にするものとする

前項の申出があつたときでも新協約が成立するまでこの協約は效力を失わない

第六條　勞働協約有效期間中に會社又は總連合が名稱を變更し又は分割若くは合併したときでもこの協約の效力には變りがない

昭和二十二年一月二十一日

株式會社日立製作所

取締役社長　小平浪平

日立製作所勞働組合總連合

中央執行委員長・石野久男

覺書

昭和二十二年一月二十一日附株式會社日立製作所と日立製作所勞働組合との間に締結された勞働協約に附帶して左の諒解事項を覺書とする

一、總連合は日立製作所勞働組合總連合規約及びその附屬規定を改變したときはこれを會社に通達するものとする

二、勞働規約に規定する中央經營協議會に協議員として又は傍聽その他の爲に出席するものはすべて會社從業員に限る

三、協約第二條及び中央經營協議會規程第三條において重大な會社機構の改廢に關して協議するについては左の場合を含む

企業勞働に關連して會社が從業員の生活に大きな影響を及ぼす樣な經營形態の變革、名儀の變更等をしようとするときは總連合と協議してこれを行う

但しその實施に支障を來たす爲に協議が出來ない事項についてはこの限りでない

昭和二十二年一月二十一日

株式會社日立製作所

取締役社長　小平浪平

日立製作所勞働組合總連合

中央執行委員長　石野久男

中央經營協議會規程

第一章　總則

第一條　勞働協約第三條に基く中央經營協議會（以下本協議會と稱す）は本規程により運營す



第二條　本協議會は勞働協約締結の精神に基き左の事項につき協議取極を行ふ

一、給料、賃金、昇給、賞與、其の他給與制度に關すること及執務休暇等就業條件に關する基本的なること

二、生産及業務能率の增進、科學、技術の向上、工程管理其の他生産昂揚に關すること

三、勞働協約第二條に定むる人事に關すること

四、福利費及福利施設の新設立運營厚生物資の配給等福利厚生に關すること

五、前各號に掲ぐるものの他本協議會に附議するを適當と認めたること

本協議會の運營に資するため會社は本協議會に於て定期的なる會社經理狀況を說明なすものとす

第二章　構成及役員

第三條　本協議會は會社の役員及從業員より指名するもの並びに總聯合が組合員中より選出するもの各十五名以內の協議員を以て構成す

第四條　本協議會に協議員長一名副協議員長一名を置く

協議員長及副協議員長は協議員の互選により之を定む但し正副協議員長は同一側より選出することを得ず

第五條　協議員長は會務を總括し副協議員長を補佐し協議員長事故あるときは之を代行す

第六條　協議員の任期は六ケ月とす但し重任を妨げず

補缺により選出せられたる協議員の任期は前任者の殘任期間とす

第三章　協議會

第七條　本協議會は少くとも一週間前に會議の目的たる議案の內容を示し每月一回協議員長これを招集す協議員長必要ありと認めたるとき又は協議員總數の三分の一以上の請求ありたるとき協議會長は遲滯なく招集することを要す

第八條　本協議會は會社側及總聯合側各協議員總數の三分の二以上出席するに非されば成立せず

第九條　本協議會成立するときはその都度議長副議長互選す但し議長副議長は會社側及總聯合より交互に之を選出す

議長は議事を整理し議長事故あるときは副議長之を代行す

第十條　本協議會は協議員以外の出席を認めず但し本協議會に於て承認せる場合の外はその限りに在らず

本協議會は必要に依り協議員以外のものの出席を認め說明を聽取することを得

第十一條　本協議會の議案は會社又は總聯合より協議員長に提出するものとなす

第四章　特別委員會

第十二條　第二條に掲ぐる事項に關し協議會に於て必要ありと認めたるとき特別委員會を設け問題を附託してこれを審議せしむることを得

特別委員會の構成及運用に關しては別に之を定む

## 第五章　賞　則

第十三條　本社又は各事業所協議會の規程は本規程に準じ定むるものとす

第十四條　本規程は昭和二十一年六月一日より之を實施す

## 覺　書

株式會社日立製作所（以下會社と稱す）及び日立製作所勞働組合總聯合（以下總聯合と稱す）は昭和二十一年六月一日締結せる勞働協約に附帶し左の諒解事項を覺書とす

一、總聯合は日立製作所勞働組合總聯合規約及び其の附屬規程に改變ありたるときは之を會社側に經達すること

二、會社及總聯合は事前に協議交涉することなくして爭議行爲を爲さざるものとす

三、第二條第一項に付左の事項を定む

1、本號には休職を命ぜられたる場合を含む

2、留保とは發令に伴ふ效力の發生を協議による決定ある迄停止する意味なり從つて其の效力發生迄の身分竝に給與其の他の諸條件に付發令以前と同樣とす

3、決定は双方信義公正の原則に基き慎重に協議するものとし決定に依り效力は發令の時に遡り發生するものとす但し協議により別の定めをなしたるときはそれによる

4、生産設備の閉鎖移轉に伴ひ人事上の紛議を生ずる虞あるときは會社は總聯合會と協議し特に慎重を期するものとす

四、第三條第二項により組合員の給與においては生活の安定を保障するについては併せて會社經營の狀況をも考慮するものとす

五、第二條第六項により組合の役員は必要に應じ組合事務に專念し得ることを定めたるも之が爲會社業務に重大なる支障を來さゞる範圍に總聯合又は單位組合に於て考慮するものとす

六、第六條に關し

1、本社又は事業所と單位組合との間に設置せらるゝ協議會の名稱は業務協議會、工場協議會と統一すること

2、本社及各事業所間に於ける協約締結に依み會社は各事業所長の人事經理其他に關する權限を具體的に明瞭ならしむること

昭和二十一年六月一日

株式會社日立製作所
取締役社長　小平浪平

日立製作所勞働組合總聯合
中央執行委員長　高橋雪生



# 日立製作所日立工場

## 勞働協約書

株式會社日立製作所日立工場竝に日立研究所（以下工場と稱す）と日立製作所日立工場勞働組合（以下組合と稱す）とは株式會社日立製作所（以下會社と稱す）日立製作所勞働組合總聯合（以下總聯合と稱す）との間に締結せられたる勞働協約に準據し本協約を締結し各々誠意を以て之を遵守し從業員の福祉並に生產能率の增進と產業平和の維持とに協力するものとす

第一條　工場從業員は組合の組合員たるべきものとす但し從業員にして工場の利益を代表するもの及組合に於て除外するを適當と認めたる者は之を除く

第二條　工場及組合は左の事項を協定す但し工場及組合は總聯合に所屬する單位組合共通の事項に關し會社及總聯合間に協議整はざるに先立ち取極めを爲さゞるものとす

一、從業員の採用、解雇、登用、異動及賞罰に當り組合に於て公正ならずと認めその旨申入れたる場合は之を留保し工場及組合協議（以下双方協議と稱す）の上之を決定すること

二、給料、賃金、諸手當等組合員の給與は社會情勢及當該地域の生活條件に應じ生活の安定を保障するものなること

三、組合員の給與制度（退職慰勞金、退職手當を含む）及その額並に就業條件の變更は双方協議の上之を決定すること

四、組合員の昇給及賞與の一般的實施方法に關し前期と異なる場合は双方協議の上之を決定すること

五、女子の待遇はその能力に應じ男子並に改善すること

六、工場は組合員及組合の役員たるの故を以て之に對し不利益なる取扱を爲さざること

組合の役員は必要に應じ組合の事務に專念し得ること

七、工場の福利厚生施設の運營につき組合より申入ありたるときは双方協議の上之を決定すること

第三條　工場及組合は本協約締結の趣旨に鑑み別に定むる所に依り工場協議會を設置す

第四條　工場協議會に於て協議成立したる事項は工場及組合の承認を經て之を實施す

第五條　組合は組合員の組合行動に對しその責に任ずるものとす

第六條　本協約は昭和二十一年六月一日を以て成立しこの日より向ふ六ケ月間效力を有す。尙期間滿了二ケ月前に工場又は組合より申出なき場合は本協約は同一條件を以て更新するものとす

本協約を證するため協約書參通を作成し當事者各壹通を保有し他の壹通は行政官廳に屆出づるものとす

昭和二十一年六月十日

株式會社日立製作所日立工場
工場長 大西定壽
株式會社日立製作所日立研究所
所長 森島貞一
日立製作所日立工場勞働組合
組合長 山本寺勝男

# 工場協議會規程

## 第一章 總則

第一條 株式會社日立製作所日立工場並に日立研究所（以下工場と稱す）日立製作所日立工場勞働組合（以下組合と稱す）との間に締結せられたる勞働協約第三條に基く工場協議會（以下本協議會と稱す）は本規程に依り運營す

第二條 本協議會は勞働協約締結の精神に基き左の事項につき協議取極めを行ふ

一、給料、賃金、昇給、賞與その他給與制度に關すること及執務、休暇等就業條件に關すること

二、生産及業務能率の增進、科學技術の向上、工程管理その他生産昂揚に關すること

三、勞働協約第二條に定むる人事に關すること

四、福利費及福利施設の新設並に運營、厚生物資の配給等福利厚生に關すること

五、前各號に揭ぐるものの外本協議會に附するを適當と認めたるもの

本協議會の運營に資する爲工場は本協議會に於て定期的なる工場經理の狀況を說明するものとす

## 第二章 構成及役員

第三條 本協議會は工場從業員中より工場長の指名ある者並に組合が組合員中より選出する者各十五名以內の協議員を以て構成す

第四條 本協議會に協議員長一名、副協議員長一名を置く協議員長及副協議員長は協議員の互選により之を定む但し正副協議員長は之を同一側より選出することを得ず

第五條 協議員長は會務を總轄し副協議員長は協議員長を補佐し協議員長事故あるときは之を代行す

第六條 協議員の任期は六ケ月とす但し重任を妨げず補缺により選出せられたる協議員の任期は前任者の殘任期間とす

## 第三章 協議會

第七條 本協議會は少くとも一週間前に會議の目的たる議案の內容を示し每月一回協議員長之を招集す

協議員長必要ありと認めたるとき又は協議員總數の三分の一以上の請求ありたるときは協議員長は遲滯なく之を招集することを要す

第八條 本協議會は工場側及組合側協議員數の三分の二以上出席するに非ざれば成立せず

第九條 本協議會成立せるときはその都度議長及副議長を



互選す但し議長及副議長は工場側及組合側より交互にこれを選出す。議長は議事を整理し議長事故あるときは副議長之を代行す

第十條 本協議會は協議會に於て承認せる場合の外協議員以外の出席を認めず

本協議會は必要により協議員以外の出席を求め說明を聽取することを得

第十一條 本協議會の議案は工場又は組合より協議員長に提出すること

## 第四章 特別委員會

第十二條 第二條に揭ぐる事項に關し本協議會に於て必要なりと認めたるときは特別委員會を設け問題を附託して之を審議せしむることを得

特別委員會の構成及運用に關しては別に之を定む

## 第五章 附則

第十三條 本規程は昭和二十一年六月一日之を實施す

# 覺書

株式會社日立製作所日立工場並に日立研究所（以下工場と稱す）と日立製作所日立工場勞働組合（以下組合と稱す）とは昭和二十一年六月一日締結せる勞働協約に附帶し左の諒解事項を覺書とす

一、組合は日立製作所日立工場勞働組合規約及其の附屬規程に改變ありたるときは之を工場側に通達するものとす

二、工場及組合は事前に協議交涉することなくして爭議の行爲を爲さざるものとす

三、第二條第一號

1、本號には休職を命ぜられたる場合を含む

2、留保とは發令に伴ふ效力の發生を協議による決定ある迄停止する意味とす、從つてその效力發生まで身分並に給與其の他の諸條件に付ては發令以前と同樣とす

3、決定は双方信義公正の原則に基き愼重に協議するものとす決定に依る效力は發令のときに遡り發生するものとす但し協議により別に定めたるときは此の限りに在らず

4、生産設備の閉鎖、移轉に當り人事上の紛議を生ずる虞あるときは工場は組合と協議し特に愼重を期するものとす

四、第二條第六號により組合の役員は必要に應じ組合事務に專念し得ることと定めたるもこれが爲會社業務に重大なる支障を來さざる樣常に組合に於て考慮するものとす

本覺書の證として覺書貳通を作成し當事者各壹通を保有す

昭和貳拾壹年六月拾日

株式會社日立製作所日立工場
工場長 大西定壽
株式會社日立製作所日立研究所
所長 森島貞一
日立製作所日立工場勞働組合

# 日立製作所水戸工場

## 勞働協約書

株式會社日立製作所水戸工場（以下工場と稱す）と日立製作所水戸工場勞働組合（以下組合と稱す）は株式會社日立製作所（以下會社と稱す）及日立製作所勞働組合總聯合（以下總聯合と稱す）との間に締結せられた協約に準據し本協約を締結し各々誠意を以てこれを遵守し從業員の福祉並に生產能率の增進と產業平和の維持とに協力するものとす

第一條　工場從業員は組合の組合員たるべきものとす但從業員にして工場利益を代表する者及組合に於て除外することを適當と認めたる者を除く

第二條　工場及組合は左の事項を協定す但し工場及組合は總聯合に所屬する單位組合共通の事項に關し會社及總聯合間に協議整はざるに先立ち取極めを爲さざるものとす

一、從業員の採用、解雇、登用、異動及賞罰に當り組合に於て公正ならずと認めその旨申入れたる場合はこれを留保し工場及組合協議（以下双方協議と稱す）の上これを決定すること

二、給料、賃金、諸手當等組合員の給與は社會情勢及當該地區の生活條件に應じ生活の安定を保障すること

三、組合員の給與制度及その運營に就業條件の變更は双方協議の上これを決定すること

四、組合員の昇給賞與の割合を前期の額より引下ぐる場合は双方協議すること

五、女子の待遇は其の能力に應じ男子並に改善すること

六、工場は組合員及組合の役員たるの故を以てこれに對し不利益なる取扱を爲さざること又組合の役員の必要に應じ組合事務に專念し得ること

七、工場の厚生施設の運營につき組合より申し入れありたるときは双方協議の上これを決定すること

第三條　工場及組合は本協約締結の趣旨に基み別に定むるところにより工場協議會を設置し工場管理及勞働條件等に關し協議取極めをなすものとす

第四條　工場協議會に於て協議の成立したる事項は工場及組合の承認を經て之を實施す

第五條　組合は組合員の組合行動に對しその責に任ずるものとす

第六條　本協約は昭和二十一年六月一日を以て成立しこの日より向ふ六ケ月間效力を有す、尙期間滿了二ケ月前に至工場又は組合より申出なき場合は本協約は同條件を以て更新するものとす

## 工場協議會規程

### 第一章　總　則



第一條　株式會社日立製作所水戸工場及日立製作所水戸工場勞働組合（以下組合と稱す）は本規程により運營す

第二條　本協議會は勞働協約締結の精神に基き、左の事項につき協議取極めを行ふ

一、給料、賃金その他給與制度に關すること及執務休暇等就業條件に關すること

二、生產及業務能率の增進、科學技術の向上、工程管理その他生產昂揚に關すること

三、勞働協約第二條に定むる人事に關すること

四、福利費及福利施設の新設並に運營、厚生物資の配給等福利厚生に關すること

五、前各號に掲ぐるの外本協議會に附議するを適當と認めたること

本協議會の運營に資する爲工場は本協議會に於て定期的なる工場經理の狀況を說明するものとす

### 第二章　構成及役員

第三條　本協議會は工場從業員中より工場の指名するもの並に組合が組合員中より選出するもの各々十名以內の協議員を以て構成す

第四條　本協議會は協議員長一名副協議員長一名を置く協議員長副協議員長は協議員の互選により之を定む

但正副協議員長は同一側より選出することを得ず

第五條　協議員長は公務を總理し副協議員長は協議員長を補佐し協議員長事故あるときは之を代行す

第六條　協議員の任期は六ケ月とす但し重任を妨げず補缺により選出せられたる協議員の任期は前任者の殘任期間とす

### 第三章　協　議　會

第七條　本協議會は少くとも一週間前に會議の目的たる議案の內容を示し每月二回協議員長之を招集す

協議員長必要ありと認めたるとき又は協議員總數の三分の一以上の請求ありたるときは協議員長は遲滯なく招集することを要す

第八條　本協議會は工場側及組合側各協議員數の三分の二以上出席するに非されば成立せず

第九條　本協議會成立せるときはその都度議長及副議長を互選す

但し議長及副議長は工場側及組合側より交互に之を選出す

議長は議事を整理し議長事故あるときは副議長之を代行す

第十條　本協議會は協議員以外の出席を認めず但し本協議會に於て承認せる場合はこの限りに非ず

本協議會は必要により協議員以外の出席を求め說明を聽取することを得

第十一條　本協議會の議案は工場又は組合より協議員長に提出するものとす

### 第四章　特別委員會

第十二條　第二條に掲ぐる事項に關し協議會に於て必要ありと認めたるときは特別委員會を設け問題を附託して審議せしむることを得

特別委員會の構成及び運用に關しては別に之を定む

第五章　附　則

第十三條　本規程は昭和二十一年六月一日より之を實施す

## 株式會社日本製鋼所

### 勞働協約書

株式會社日本製鋼所（以下甲と稱す）と株式會社日本製鋼所從業員組合聯合會（以下乙と稱す）は勞働と産業の公共的意義と其の使命に鑑み經營の民主化と勞働條件の維持改善を促進し以て能率の向上と産業平和の維持確立を圖り我國經濟の再建興隆に資せんが爲左の協約を締結す

第一條　甲の從業員は乙（其の構成各組合を含む以下同じ）の組合員たるべきものとす但し乙の認むるものに就ては此の限りに非ず

第二條　甲に於て其の都合に依り組合員を解雇せんとする時は豫め乙の同意を要す

第三條　甲は乙の給與に就き一般經濟界の趨勢と會社經理狀況に對應せる最善の方法を講じ以て組合員の最低生活を保障す

第四條　甲は組合員の組合業務執行を會社業務に準じ取扱ふものとす

第五條　甲及乙は本協約締結の趣旨に基き各々同數の委員を以て構成する左の協議會を設置す

一、中央經營協議會

二、工場經營協議會

第六條　中央經營協議會及工場經營協議會附議事項の範圍組織、運用其の他に就ては甲乙双方の協議に基き之を定む

第七條　甲及乙は無警告に作業場（本店及營業所を含む）閉鎖又は同盟罷業等の爭議行爲を爲さざるものとす

第八條　本協約の有效期間は締結の日より六ケ月とし期間滿了一ケ月前に甲又は乙より更改の意志表示なきときは更に六ケ月延長せらるるものとす但し右期間中にありても双方協議の上協定事項の追加又は變更を爲すことを得るものとす

本協約書は三通作成し甲乙代表各一通を保管し一通は行政官廳に提出するものとす

右協約す

昭和二十一年六月十九日

株式會社日本製鋼所

取締役社長　石　塚　朱　蔵

株式會社日本製鋼所從業員組合聯合會

理事長　泉　谷　鯛　一



昭和二十一年六月十九日株式會社日本製鋼所（以下甲と稱す）と株式會社日本製鋼所從業員組合聯合會（以下乙と稱す）との間に締結せる勞働協約に基き設置する經營協議會附議事項の範圍、組織、運用其の他に關し左の通協定す

### 經營協議會ニ關スル規定

#### 第一章　中央經營協議會

第一條　中央經營協議會は甲の運營に關する重要事項、各製作所（營業所を含む以下同じ）共通の事項其の他中央協議を必要とする事項の協議又は決議機關として本店に設置す

第二條　中央經營協議會に附議すべき事項は左の範圍とす

一、勞働條件の基準に關する事項の協議決定

二、從業員の採用及解傭の基準に關する事項の協議決定

三、生産及技術に關する事項の協議又は決定

四、經理に關する事項の協議

五、營業政策に關する事項の協議

六、會社の組織に關する事項の協議

七、特定人事に關する協議

八、其の他會社運營に關する重要事項の協議又は決定

第三條　中央經營協議會は社長又は其の代理者を議長とし委員十一名（議長を含む）を以て構成す

委員は開催の都度甲の役員又は從業員中より甲乙各々其の半數を選出す

第四條　中央經營協議會は毎年六月及十二月定期に之を開催するの外甲又は乙より豫め議案を提示し申出ありたるときは隨時之を開催するものとす

第五條　中央經營協議會は甲及乙の委員各々半數以上出席するに非されば議事を行ふことを得ず

決議は甲及乙の出席委員各々半數以上の多數を得るに非されば之を爲すことを得ず

第六條　中央經營協議會附議事項中專門的事項の審議の爲分科委員會を設くることを得

分科委員會の組織、運用其の他に關しては甲乙協議の上別に之を定む

#### 第二章　工場經營協議會

第七條　工場經營協議會は具體的施策決議機關として各製作所毎に設置す

第八條　工場經營協議會に附議すべき事項は左の如し

一、給與、人事、勤勞及厚生に關する事項

二、作業の計畫及方式其の他生産に關する事項

三、經營、組織、營業方針其の他業務に關する事項

第九條　工場經營協議會は所長又は其の代理者を議長とし甲乙同數の委員（議長を含む）を以て構成す

委員は開催の都度甲の役員又は從業員中より選出す

委員定員數は各製作所毎に別に之を定む

第十條　工場經營協議會は甲又は乙より豫め議案を提示し申出ありたるとき隨時開催するものとす

第十一條　議決方法其の他に關しては第五條の規定を準用

す

第十二條　工場經營協議會附議事項中專門的事項の協議又は決定の爲小委員會を設くることを得
小委員會の組織、運用其の他に關しては甲乙協議の上各職作所毎に別に之を定む

附　則

第十三條　經營協議會議事記錄の爲開催の都度甲乙同數の書記を選出することを得

第十四條　經營協議會に於て決議せる事項は會社業務組織を通し甲乙誠意を以て之を實施すべきものとし必要あるときは書面に依り勞働協約と爲すものとす

第十五條　本協定の有效期間は並總協約たる勞働協約の有效期間に準ずるものとす

右協定す

昭和二十一年六月十九日

株式會社日本製鋼所
取締役社長　石塚朱膝
株式會社日本製鋼所從業員組合聯合會
理事長　泉谷鶴一

石川島重工業株式會社

勞働協約書

第一條　石川島重工業株式會社（以下甲と稱す）及び石川島勞働組合（以下乙と稱す）は產業の興隆文化の進展に寄與する目的を以て本協約を締結す

第二條　甲の職員は乙の組合員たるものとす但し甲及び乙協議の上承認したるものは此の限にあらず

第三條　甲及び乙は双方の代表者を以て生產協議會を設置し勞働條件竝に生產能率に關する事項を協議するものとす

生產協議會に關する規程は双方協議の上別に之を定む

第四條　生產協議會に於て協議成立し甲乙双方に於て之を承認したる事項中其の必要あるものに付ては之を成文化するものとす

第五條　甲及び乙は勞働協約に關し互に誠意を以て之を遵守し生產能率の維持增進と產業の平和的發展に協力するものとす

第六條　生產協議會に於て協議調はず甲乙兩者間に紛爭を生じたる場合は勞働組合法に基く勞働委員會の調停又は仲裁に附するものとす

第七條　本協約の有效期間は協約成立の日より貳ケ年とす
右期間に於て協約當時と其の事情を著しく異にするに至りたる場合甲又は乙は其の相手方に對し本協約の改訂を申出づることを得
本協約書は貳通作成し甲及乙各壹通之を保有するものとす

昭和二十一年五月十七日

石川島重工業株式會社



取締役社長　笠原逸二

石川島勞働組合
組合長寺內堅

生產協議會規程

第一條　昭和二十一年五月十七日石川島重工業株式會社及び石川島勞働組合間に締結せられたる勞働協約第三條に基く生產協議會（以下本會と稱す）に關しては本規程に依る

第二條　本會は會社並に組合双方同數の代表委員を以て之を組織す

第三條　本會は左記事項に關し協議するものとす
一、賃給與に關すること
二、勞働時間、休日、休暇に關すること
三、採用、解雇、昇格、異動等の條件及び規準に關すること
四、賞罰の種類及び規準に關すること
五、厚生、福利、保健、安全に關すること
六、經營の改善に關すること
七、生產技術、作業能率に關すること
八、協約の改訂に關すること
九、其の他必要なる事項

第四條　本會に議事を圓滑ならしむる爲議長を置く、議長は委員の互選に依る

第五條　本會は毎月一回定例開催す但し會社、組合何れかにより協議事項を提示せられたる場合其の必要に應じ臨時之を開催す

第六條　本會に於て必要と認めたる場合は特別委員會を設くることを得

附　則

第七條　本規程は昭和二十一年五月十七日より之を實施す

生產協議會ニ於ケル協議事項ニ關スル覺書

一、昭和二十一年五月十七日石川島重工業株式會社（以下甲と稱す）及び石川島勞働組合（以下乙と稱す）間に締結せられたる勞働協約に基く生產協議會の協議事項中第六項の範圍に關しては甲及び乙双方の合意に依り之を定むるものとす

右後日の爲め本覺書貳通を作成し甲及び乙各壹通宛之を保管す

昭和二十一年五月十七日

石川島重工業株式會社
取締役社長　笠原逸二

石川島勞働組合
組合長寺內堅

# 理研工業株式會社組聯合會

## 勞働協約書

理研工業勞働組合聯合會は其の傘下の全日本機器勞働組合準備會及び全日本鑄鋼産業勞働組合に屬する左記の分會と左記の單獨組合とを代表して理研工業株式會社と次の協約を結ぶ

理研工業株式會社
機械工業部從業員組合聯合會（機械工業部）
〃 熊谷工場從業員組合（熊谷工場）
〃 本社從業員組合（本　社）
〃 宮内出張所從業員組合（新潟工業部宮内出張所）
〃 文化用品部從業員組合（文化用品部）
全日本機器勞働組合準備會
理研柏崎工場分會（柏崎工場）
〃 理研小千谷工場分會（小千谷工場）
〃 理研前橋工場分會（前橋工場）
〃 理研鋼材工業部本部分會（鋼材工業部本部）
〃 理研鋼材工業部壓延工場分會（鋼材工業部壓延工場）
〃 理研鋼材工業部發條工場分會（鋼材工業部發條工場）
〃 理研鋼材工業部荒川工場分會（鋼材工業部荒川工場）
〃 理研鋼材工業部木根川工場分會（鋼材工業部木根川工場）
全日本鑄鋼産業勞働組合
理研柏崎工場分會（柏崎工場）
〃 理研製鋼工業部分會（製鋼工業部）
〃 理研鑄鐵分會（鑄鐵工業部）

第一條　會社は理研工業勞働組合聯合會を社内全體に跨る唯一の自主的團體と認め社内全體に跨る問題に關しては一切の交渉をこの組合と行ひ

全日本機器勞働組合準備會及び次の分會は左記工場の從業員を代表して理研工業株式會社と次の協約を結ぶ

理研柏崎工場分會（柏崎工場）
〃 小千谷工場分會（小千谷工場）
〃 前橋工場分會（前橋工場）
〃 鋼材工業部本部分會（鋼材工業部本部）
〃 壓延工場分會（〃 壓延工場）
〃 發條工場分會（〃 發條工場）
〃 荒川工場分會（〃 荒川工場）
〃 木根川工場分會（〃 木根川工場）

全日本鑄鋼産業勞働組合及び次の分會は左記工場の從業員を代表して理研工業株式會社と次の協約を結ぶ

理研柏崎工場分會（柏崎工場）
〃 製鋼工業部分會（製鋼工業部）
〃 鑄鐵分會（鑄鐵工業部）

第一條　理研工業株式會社は全日本機器勞働組合準備會及び前記の各分會を夫々その事業所内での唯一の自主的團體と認め今後一切の交渉はこの組合

組合と行ひ他の如何なる團體も認めない

会社は職員工業勞働組合聯合會に加盟してゐる全日本機器勞働組合準備會及び全日本機器勞働組合に屬する各分會と單獨組合とを夫々それが組織されてゐる事業所内での唯一の自主的團體と認めその事業所だけに關係のある問題に關しては一切の交涉をその分會若しくは單獨組合と行ひ他の如何なる團體も認めない

第二條　前條に揭げた各分會若は單獨組合が組織されてゐる事業所の從業員は凡て夫々の事業所内の組合に加入しなければならない。但し特に組合で除外を必要と認めた者を除く

會社は組合から除名された從業員を直ちに解雇する

第三條　會社は牧支財政上の事情に拘りなく生活費を基準とする最低賃金を保證する會社は勞働成果に比例し且つ一般物價と均衡する適正な賃金を支拂ふ

前二項の賃金を支拂つて尙利潤がある時は會社は利潤の一部を組合に分配する

第四條　就業時間は一日八時間以内（休憩時間一時間を含む）とする

第五條　左の日を有給「基本給及通常支給する諸手當を含む以下同じ」休日とする

イ、毎週一日

ロ、年末年始（自十二月三十日至一月五日）一週間

ハ、メーデー五月一日

ニ、全國的又は地域的祝祭日年七日以内（實施細目は第二十四條により定める）



ホ、會社の都合による臨時休業日

第六條　有給休暇は左の通りとする

イ、勤勞休暇一年に付十四日

ロ、女子に對し生理休暇一ケ月三日以内

ハ、女子に對し産前六週間産後七週間

ニ、父母及び配偶者の爲に服するとき七日

ホ、子女の爲に服するとき五日

ヘ、祖父母（父方及母方）兄弟姉妹及び配偶者の父母の爲に服するとき三日

ト、伯叔父姑の爲に服するとき一日

チ、父母の配偶者及子女の法要又は祭祀をいとなむとき一日

リ、本人が結婚するとき五日

ヌ、子女が結婚するとき三日

ル、妻が出産するとき五日以内

ヲ、選擧權其の他公民としての權利を行使し又は公の職務を執行する場合必要日數

ワ、公の義務により官廳其の他に出頭を命ぜられたとき必要日數

カ、傳染病豫防法其の他により交通遮斷をされたとき當該日數

ヨ、水火災其の他非常の災厄に罹つたとき必要日數（第廿四條により協議する）

第七條　會社は作業に關し完全なる安全設備及衛生設備をする

第八條　從業員が業務上負傷し又は疾病に罹つたときは療養費全額及療養期間中の標準賃金（基本給及通常支給する諸手當を含む以下同じ）全額を支給する。但し療養開始後三ケ年を經過しても負傷又は疾病が治癒しない時は會社は標準賃金の六十ケ月分以上の打切補償金を支拂ひ其の後は療養費及標準賃金を支拂はなくてもよい

前項に該當する者が治癒した後に身體障害が存する時は其障害の程度に應じて標準賃金に別表に定める月數を乘じて得た金額以上の傷害補償金を支拂ふ

前項に該當する者が從前の給與條件で復職出來ぬ場合は會社は同人が獨立の生計を營むことが出來る他職業の再教育をなす義務を負ふ、但し再教育に要する費用を前二項の各種補償金から差除しない

第三項の補償を受ける權利は從業員の退職によつて變更されることはない

從業員が業務上死亡した時は會社は標準賃金の四十五ケ月分以上の遺族補償金及標準賃金二ケ月分以上の葬祭料を支拂ふ

第九條　前條に定める各種の補償を受ける權利は讓渡し又は差押へをしてはならない尙補償を受ける者が同一の事由について民法による損害賠償を受けた時、又は健康保險法若は厚生年金保險法によつて保險給付を受けた時は會社は其の金額の限度に於て補償の責を免れる

関係に於ける負傷、疾病、身體障害及び死亡の原因が業務に因るか否かの認定は組合と會社とが決議して行ふ

第十條　從業員が傷病に因つて缺勤する場合で組合と會社とが協議して指定した醫師の證明のある場合は次の處置をとる

イ、一ケ月未滿の期間　基本給及び賄手當を支給する

（細目は第二十四條による）

ロ、一ケ月以上一年未滿の期間　基本給及び家族手當を支給する

ハ、一年以上三年未滿の期間　休職として基本給を支給する

ニ、三年以上の期間は休職として支給しない

前項に該當する者が健康保險法若は厚生年金保險法によつて保險給付を受けた時は會社はその金額の限度に於て前項の支給額から差除することが出來る

第十一條　從業員の都合により退職する場合は會社は別に定める退職支給規定による退職金を支拂ふ

第十二條　會社の都合に依り解雇する場合は前條に定める退職金の外に標準賃金の十二ケ月分以上の解雇手當金を支拂ふ

第十三條　會社は組合の同意なしに左記の事柄を行はない

イ、昇給、賞與、賃率

ロ、就業規則、給與規程其の他勞働條件に關係のある諸規定、變更、廢止

ハ、工場閉鎖、長期休業、名義變更又は土地建物及重要な設備、機械、器具、資材等の賣り渡し及び移動若は貸與

第十四條　會社は完全な教育福利施設をする組合は一切の教育福利施設の管理運營に參加する

第十五條　未成年從業員は一週十二時間を限度とし其の他の從業員は一週四時間を限度として就業時間中に教育を受ける事が出來る

第十六條　會社代表と從業員代表とで構成する經營協議會を設け經營に關する重要な事柄を協議決定する但しその會則は別に定める

第十七條　經營協議會で決定した事柄で會社と組合と双方が之を認めた時は此の協約と同等の效力をもつ

第十八條　爭議繼續中會社は他の勞務供給請負業者と勞働契約を結ばない

第十九條　組合員が組合の爲めに行ふ業務は會社のために行ふ業務と同等と看做す、特に組合の幹部は組合の業務に專念することが出來る

第二十條　組合員が公職若くは公共團體の役員に就いた場合には會社は之を妨げない



第二十一條　此の協約の有效期間は一九四六年一〇月一六日より向ふ三ケ年とする、但し期間中でも双方の合意で此の協約を改訂することが出來る

第二十二條　此の協約の期間滿了の一ケ月以前に何れか一方から變更又は終結の申出のない時は此の協約は更に三ケ年其の效力を延長する、變更又は終結の申出があつた時でも新協約が成立する迄は此の協約は其の效力を失はない

第二十三條　此の協約の有效期間中に會社又は組合が名稱を變更したり他と合併した時でも此の協約の效力には變りがない

第二十四條　各事業所の各單位組合及び分會は前記の各條項の趣旨に反しない限りに於て夫々その事業所の代表者との間に追加事項若は運用細則を協約することが出來る

第二十五條　組合はこの協約の定める所に拘りなく從業員の生活の擁護向上のためにする一切の行動の自由を留保する

此の協約書は三通作成し、會社と組合とが各々一通宛保有し一通は監督官廳に届出ることにする

右協約の證據として左記の者が署名捺印する

一九四六年一〇月一六日

理研工業株式會社

取締役社長　藤本輝夫　印

取締役　松井琢爾　印

〃　近藤道夫　印

〃　小野忠五郎　印

〃　加藤徳衛　印

〃　村松健蔵　印

〃　中林源吉　印

〃　小平俊雄　印

〃　太田周次　印

〃　平井慶蔵　印

〃　古川廣雄　印

理研工業勞働組合聯合會

中央執行委員長　林昇　印

全日本機器勞働組合準備會

理研柏崎工場分會

執行委員長　遠藤一弘　印

〃　小千谷工場分會

〃　加藤泰正　印

〃　前橋工場分會

〃　神谷實　印

理研工業株式會社

取締役社長　藤本輝夫　印

取締役　松井琢爾　印

〃　近藤道夫　印

〃　古川廣雄　印

全日本機器勞働組合準備會

常任中央執行委員長　　道　印
全日本機械労働組合
理研柏崎工場分会
　執行委員長　遠藤一弘　印
〃　小千谷工場分会
　〃　加藤泰正　印
〃　前橋工場分会
　〃　神谷實　印
鋼材工業部本部分会
　〃　八木龍雄　印
〃　長延工場分会
　〃　飯山喜代吉　印
〃　発條工場分会
　〃　小池栄照　印
〃　荒川工場分会
　〃　小原新　印
理研工業株式会社
　取締役社長　藤本輝夫　印
　取締役　松井琢磨　印
　〃　小野忠五郎　印
　〃　小平俊雄　印
　〃　中林源吉　印
全日本鉄鋼産業労働組合
　委員長　徳原弘　印

全日本機械労働組合
理研柏崎工場分会
　執行委員長　小熊増七　印
〃　製鋼工業部分会
　〃　佐々木儀次　印
〃　造機分会
　〃　關口栄三郎　印
鋼材工業部本部分会
　執行委員長　八木龍雄　印
〃　長延工場分会
　〃　飯山喜代吉　印
〃　発條工場分会
　〃　小池栄照　印
〃　荒川工場分会
　〃　小原新　印
〃　木根川工場分会
　〃　清水竹太郎　印
全日本鉄鋼産業労働組合
理研柏崎工場分会
　執行委員長　小熊増七　印
〃　製鋼工業部分会
　〃　佐々木儀次　印
〃　造機分会
　〃　關口栄三郎　印

理研工業機械工業部従業員組合聯合会
　〃　眞下正直　印
理研工業熊谷工場従業員組合委員長
　委員長　野原節郎　印
〃　本社
　〃　西侃一郎　印
〃　宮内出張所従業員組合
　執行委員長　土田秀次　印
〃　文化用品部従業員組合
　〃　新田正一　印
〃　木根川工場分会
　〃　清水竹太郎　印

別表

| | |
|---|---|
| 一　級 | 六十七ヶ月分 |
| 二　級 | 六十ヶ月分 |
| 三　級 | 五十三ヶ月分 |
| 四　級 | 四十七ヶ月分 |
| 五　級 | 四十一ヶ月分 |
| 六　級 | 三十五ヶ月分 |
| 七　級 | 三十ヶ月分 |
| 八　級 | 二十五ヶ月分 |
| 九　級 | 二十ヶ月分 |
| 十　級 | 十六ヶ月分 |
| 十一級 | 十二ヶ月分 |
| 十二級 | 八ヶ月分 |
| 十三級 | 五ヶ月分 |
| 十四級 | 二ヶ月分 |

中央経営協議会々則

第一條　此の会は理研工業株式会社中央経営協議会と呼ぶ
第二條　此の会は理研工業株式会社と理研工業労働組合聯合会との間に結ばれた労働協約第十六條によつて設ける
第三條　此の会は次の事柄を協議決定する
一、財閥解体指令等に依る会社整理の方針と其の実施成果の検討並に其の合理化に関する事柄
二、経営方針並に業務の検討並に其の合理化に関する事柄
三、労働条件、人事、賞罰に関する事柄
四、其の他重要なる事柄
第四條　此の会は次の様に構成する
一、会社側代表
一、従業員側代表
第五條　此の会に会長一名と副会長一名を置く
会長は社長として会務を掌る
副会長は会長の指名したる会社側代表がなり会長が事故のときに代理する
第六條　此の会は毎月一回定例の会議を開く
但し会長が必要と認めたときは中央執行委員会の要求が

あつたときは臨時に開く

第七條　此の會は會社側代表と従業員側代表と夫々五名以上出席しなければ開けない

第八條　此の會の決議は會社側と従業員側との一致で成立する

第九條　此の會の決議は全従業員に公示すると共に會社は其の實施に付て責任を以ち組合は其れに對して十分の協力をする

第十條　此の會で協議する議案は少く共開催日の二週間前に双方の代表に提出し參考書類を交換する

第十一條　此の會則を改めるには此の會で決議する

第十二條　此の會則は一四九六年十月十六日より實施する

## 覺書

一九四六年十月十六日全日本機器勞働組合準備會、全日本鐵鋼産業勞働組合及び理研工業勞働組合聯合會と理研工業株式會社との間に締結された勞働協約に附帶して左記の覺書を交換する

一、第二條に於て除外を必要と認めたるものは各分會若くは各單獨組合より氏名を會社側に遞に通知する

二、第三條に於て組合とは従業員といふ意味である

三、第六條に於て

（1）慰勞休暇の計算日は毎年六月一日或は十二月一日とする尙實施細目は第二十四條によることが出來る

（2）公の戰務とは法律に定められた議員及委員等である

四、第十條に於て缺勤期間の計算については次の通りにする

「引續き缺勤した者が出勤した場合は體續十日以上出勤しなければその缺勤期間は中斷しない」

五、第十二條に於て失業保險法が實施されたときは併用手當金について別個に協議する

六、第十三條に於て（イ）及（ハ）は組合にとつては重要な關係を持つ場合をいふ

七、第十七條に於て組合とは聯合會を意味する

八、第十九條に於て組合との幹部の氏名は其の都度會社に通知する

本覺書を二通作製し會社と組合とが各々一通宛保有する

右覺書の證據として左記の者が署名捺印する

一九四六年十月十六日

理研工業株式會社
取締役社長　藤本輝夫　印

全日本機器勞働組合準備會
常任中央執行委員長　菅　進　印

全日本鐵鋼産業勞働組合
委員長　德原弘　印

理研工業勞働組合聯合會中央會
執行委員長　林　昻　印



# 自動車鑄物株式會社

## 勞働協約書

自動車鑄物株式會社（以下甲と稱す）と自動車鑄物株式會社従業員組合（以下乙と稱す）は勞働と産業の公共的意識と其の使命に鑑み「經營の合理化」と勞働條件の「維持改善」を促進し以て能率向上と産業平和の維持確立を計り我國經濟の再建興隆に資せんがため左の協約を締結す

第一條　甲の従業員は原則として乙の組合員たるべきものとす

但し甲乙双方協議の上認めたるものはこの限りに非ず

第二條　甲に於て其の都合により組合員を解雇せんとするときは豫め乙の同意を得るものとす

第三條　甲は乙の給與につき一般經濟界の趨勢會社經理の狀況に對應せる最善の方法を講じ以て組合員の最低生活を保障す

第四條　甲は組合員の組合事務執行を會社業務に準じ取扱ふものとす但し所屬部課長の諒解を得るものとす

第五條　甲及び乙は本協約締結の趣旨に基き各々同數の委員を以て構成する左の協議會を設置す

一、工場協議會

第六條　工場協議會附議事項の範圍組織運用其の他に就ては甲乙双方の協議に基き別に之を定む

第七條　甲及び乙は無警告に作業場閉鎖又は同盟罷業其等の爭議行爲を爲さざるものとす

第八條　本協約の有效期間は締結の日より六ケ月とし期間滿了一ケ月前迄に甲又は乙より更改の意志表示なきときは更に六ケ月延長せらるゝものとす

但し右期間中にありても双方協議の上協定事項の追加又は變更を爲すことを得るものとす

本協約書は三通作成し甲乙代表各一通を保管し一通は行政官廳に提出するものとす

附　則

本協約に疑義を生じたる場合は申合せ事項に依り決定するものとす

右協約す

昭和二二年十月十三日

会社代表　結城安次

組合長　坂田三郎

## 工場協議會規定

第一條　自動車鑄物株式會社（以下會社と稱す）と自動車鑄物株式會社従業員組合（以下組合と稱す）との間に昭和二十一年十月十三日締結せられたる勞働協約に規定せる工場協議會（以下協議會と稱す）については本規定の定むるところによる

第二條　協議會は左の事項につき協議解決を圖るものとす

一、会社の経営方針にして組合に重大なる影響ある事項
一、就業條件に關する事項
一、給與條件に關する事項
一、生産の增强能率の增進に關する事項
一、厚生、福利に關する事項
一、其他協議會の議に附することにつき會社及び組合の意見一致せし事項

第三條　協議會は會社側、組合側より選出せられたる各八名の委員を以て之を構成す
委員の任期は六ケ月とす、但し再選重任を妨げず
委員に缺損を生じたる場合は直ちに之を補充す、此の場合新任者は前任者の任期を踏襲するものとす

第四條　會議は委員の三分の二以上出席するに非されば開催することを得ず
委員事故ある場合會社側及組合側委員は夫々委任狀を有する他の委員若くは委員以外のものを代理人として出席せしむることを得
必要と認めたる場合會社側、組合側協議の上委員以外の者を出席せしめ其の意見を聽取することを得

第五條　協議會に委員の互選による議長副議長を置く
議長は本會を統理し會議を主宰す
副議長は議長事故ある場合その職務を代行す

第六條　協議會は毎月一回議長之を招集す
但し會社側若くは組合側より議案竝に理由を附し開催の請求ありたるときは臨時に之を招集す

第七條　議長協議會を招集する場合は緊急止むを得ざる場合を除く外少なくとも三日前迄に議案を明示して各委員に通知するを要す

第八條　紛糾を生じ本協議會に於て協議ととのはざるときは勞働委員會の調停に附するものとす

第九條　協議會に會社側、組合側委員以外より各一名の幹事をおき庶務事項の處理竝に連絡に任ぜしむ

第十條　議長は幹事をして議事錄を作製せしめ之を保管す
議事錄には會社側、組合側委員各一名署名捺印す

第十一條　本規定を改正せんとするときは會社側と組合側の協議により之を定む

附　則

本規定は昭和二十一年十月十日より之を實施す

武藏製鋼株式會社

武藏製鋼株式會社（以下單に會社と云ふ）と全日本鑛山産業勞働組合關東支部の分會である武藏製鋼株式會社從業員組合（以下單に組合と云ふ）とは次の通り協約を締結する



第一條　會社は本組合を會社內に於ける唯一の交渉團体として他の交渉體を認めぬこと

第二條　會社の從業員は組合員たること、但し勞働組合法第二條第一號に該當するものとして課長以上及其の前歷者並に人事關係の係主任は此の限りでない

第三條　會社は組合を脫退し又は組合が除名した者を引續き雇傭せぬこと但し組合が組合員を除名するときは會社の承認を得て之を行ふこと

第四條　會社は從業員の人事に關しては組合の承認を經て之を行ふこと

第五條　會社は生活費を基準とする最低賃銀制を確立し從業員の生活權を擁護すること

第六條　會社は毎年四月及十月に定期昇給を行ひ六月及十二月に賞與を支給すること

第七條　會社は全額會社負擔の退職金制度を確立すること

第八條　勞働時間は最高拘束八時間（實働七時間）とすること

第九條　休日、休憩に就ては有給週休制、全國的地方的休祭日を除き一ケ年二十日の有給休暇女子生理休暇は一ケ月三日及產前產後休暇は通算七十五日とし出勤扱ひとすること

第十條　爭議中會社は他の勞働者を雇傭就業せしめず又組合は會社工場の施設機構につき積極的に其の維持保全に努めること

第十一條　會社は工場閉鎖、讓渡、休業、廢止其他組合員に重大なる影響ある事項に就ては組合に協議することなくしては之を行はざること

第十二條　會社は從業員に關係ある諸規則の設定改廢については組合の承認なしに之を行はぬこと

第十三條　會社は厚生施設の運營及物資の配給につき組合に協議して之を行ふこと

第十四條　會社は組合員の政黨加入の自由を認め組合員が公職に就きたる場合に於ても之を妨害せぬこと

第十五條　會社は從業員の組合活動の自由を認め組合員が作業時間中と雖も作業に差支なき限り組合活動に從事することを認めること
會社と組合との協議により組合中より組合事務專任者を定めたる場合は其の身分待偶は組合員と同樣に取扱ふこと

第十六條　會社並に從業員の代表で經營協議會を設けること
經營協議會に就ては別に規程を定めること

第十七條　經營協議會で定めた事項にして會社並に組合が承認した場合は之を成文化し本協約と同一の效力を持たせること

第十八條　會社並に組合に於て名義其の他呼稱に變更ありたる場合と雖も本協約の效力は變更しないこと

第十九條　本協約の有效期間は本協約締結の日より向ふ三

ケ年とすること但し當事者双方の合意に依り有效期間中と雖も之れが改廢を爲すことが出來る

第二十條　本協約有效期間終了前に其の繼續又は改訂の交渉を爲し解決せずして有效期間を終了した際は新しく締結する迄本協約を延長すること

附　則

第二十一條　昭和二十一年一月二十五日附で締結した團體協約は本協約の締結により之を廢止す

右締約の證として本協約書貳通を作成し會社、組合各壹通を保有す

昭和二十一年十二月五日

取締役社長　富　永　良　三

組　合　長　吉　田　延　雄

**團體協約附帶覺書**

昭和二十一年十二月五日附締結の團體協約附帶覺書として左記事項を定む

一、會社は組合の健全なる發達に協力し組合は組合内の民主化を徹底すると共に飽くまで其の自主性を維持す

二、協約第七條の退職金制度は會社内の任意退職金制度の意とす

三、協約第九條に定むる休日、休暇につき勞働基準法の制定せられた場合は同法の規定に沿ひ改めて協議すること

昭和二十一年十二月五日

武藏製鋼株式會社

取締役社長　富　永　良　三

武藏製鋼株式會社從業員組合代表

組　合　長　吉　田　延　雄

**經營協議會規約**

第一條　武藏製鋼株式會社（以下單に會社と云ふ）と武藏製鋼株式會社從業員組合（以下單に組合と云ふ）とは昭和二十一年十二月五日附團體協約に基き經營協議會（以下單に協議會と云ふ）を設置す

第二條　協議會は會社及組合相互の意思の疏通並に經營の民主化を圖るを目的とす

第三條　會社は協議會に於て經營の現況を明確にし隔意なき協議を遂ぐるものとす

第四條　協議會に於ては左の事項を協議決定するものとす

一、會社經營並營業の方針に關する事項

二、工場生産の企畫、實施に關する事項

三、技術の向上並機械設備の保修改善に關する事項

四、從業員の人事に關する事項

五、從業員の給與、福利厚生其の他勞働條件一般に關する事項

六、其他從業員全般に重大なる影響を　ぼす事項

第五條　協議會は左の委員を以て組織す

一、會社側委員　　五名

二、組合側委員　　五名



三、職能代表委員　　六名

會社側委員は會社代表者の指定せる者、組合側委員は組合に於て選定せる者職能代表委員は會社並に組合の協議により選定せるものとす

前項會社側又は組合委員已むを得ざる事故あるときは前項同樣の方法により選出せられたる代理人を出席せしむることを得、但し此の場合に於ては協議會開催に先立ち會社並に組合は相互に相手方の諒解を得るものとす

第六條　協議會は會社代表者之を司會す

第七條　會社及組合は委員の中より各一名の幹事を選出し協議會の事務を管掌せしむるものとす

第八條　協議會は原則として毎月一回開催す、但し會社又は組合に於て必要と認めたるときは隨時之を開催するを得

協議會の招集は會社代表者組合長連名を以てす

前項の招集には日時、場所、議題を明示し開催日二日以前に各委員に通知するものとす、但し緊急を要する場合は此の限りに非ず

第九條　協議會は會社、組合並に職能代表委員の各半數以上の出席により成立す

第十條　協議會に常設專門委員會として生産委員會及勤勞委員會を設く

生産委員會及勤勞委員會の構成につきては別に之を定む

鑛山機械・紡織機械
印刷機・製斷機
船舶・セメント機
車輛・各種部品

昭和電氣製鋼株式會社

本社　高崎市東町一五〇番地
東京事務所　東京都千代田區神田小川町三丁目六番地
電話神田(25)二四八八・二四八九

營業種目
十八・八ステンレス鋼鈑、棒、線、管、鑄物、鍛物、其他
アルミニューム鈑、棒、線、管、鑄物、其他
電弧熔接機其他電氣熔接機械器具
變壓器其他電氣機械器具
ドリル・ガッター・リーマー其他精密工具
スピンドル其他紡織機精密部品

日本冶金工業株式會社

本社　東京都中央區日本橋通二丁目一番地　電話日本橋(24)三五四四・一九二五・一九二六
大阪支店　大阪市北區梅ケ枝町一一六四番地
九州支店　小倉市室町四丁目一三〇番地
川崎製造所　神奈川縣川崎市大師河原小島新田七〇七番地
住吉工場　大阪市住吉區北加賀町四番地
金澤精工場　金澤市三池町六八番地
大江山支社　京都府與謝郡吉津村須津

## 北海電化工業株式會社

### 勞働協約締結書

北海電化工業株式會社（以下甲と稱す）は北海電化勞働組合（以下乙と稱す）と勞働組合法第三章第二十一條の精神に基き勞働協約を締結する事左の如し

第一條　甲の從業員は原則として乙の組合員たる事
但し會社側代表者及其補佐の者を除く

第二條　甲の代表と乙の代表よりなる經營協議會を設置し經營に對する乙の參加を認め圓滑なる運營を期するものとす

經營協議會の機構に對しては別に定むる規定に依る

第三條　經營協議會の決議事項に對しては甲乙兩者共之を尊重し責任を以て實行する事

第四條　從業員の服務紀律に關しては甲乙兩者之を協議の上行ふ事

第五條　組合員組合より除名又は脫退したるときは甲は之を解雇するを原則とす

第六條　左の事項に付ては甲乙兩者協議の上決定するものとす

一、工場人事の異動
二、昇格及昇給、給料、賃金、賞與の基準
三、諸給與並に就業規則の變更

第七條　甲乙兩者は會社の實力と社會狀勢等を考慮し適正なる賃金を協議の上決定する事

第八條　甲は組合役員の組合業務に從事する事を認むる事

第九條　本協約の有效期間は締結の日より一ケ年とす
但し其期間內と雖も社會狀勢の變動により協議の上改廢し得るものとす

右勞働協約締結の證として本書三通を作製調印し双方各一通を保有し一通を行政官廳に屆出するものとす

昭和二十一年七月　日

北海電化工業株式會社
社　長　近藤統次
右代理　常務取締役工場長　富岡重雄
副署人　伏木工場次長　森山貞次郎
龍町工場次長　加藤純一

北海電化勞働組合
委員長　吉野米次郎
副委員長　今井元信
同　西木徹



### 勞働協約締結書（改訂）

北海電化工業株式會社（以下會社と稱す）と全日本化學勞働組合並雷山精化學工業勞働組合聯合會の加盟組合である北海電化勞働組合（以下組合と稱す）は民主日本建設社業の發展並に組合員の繁榮を圖るの目的を以て兩者間に勞働協約を締結すること左の如し

第一條　會社は組合を公認し其の團體交渉を承認する

第二條　會社はこの組合を唯一の組合と認め他の如何なる組合をも認めざること

第三條　會社は從業員及其の家族の生活を保證し双方協力して會社事業の發展と企業體制の民主化を計る

第四條　會社の從業員は組合員たること
但し勞働組合法第二條第一號に該當するものは此の限りでない

第五條　會社は左に掲げる事項に付ては組合と協議の上決定すること
一、從業員の採用解雇移動
二、從業員の賃銀、賞與、退職金等の基準その他待遇條件の變更
三、從業員の勞働時間、公休、休暇の變更
四、一切の職制、諸規定の改廢
五、工場の賣却、閉鎖長期休業

第六條　第四條但書に該當する者の人事（採用、異動、解雇）に關しては組合と協議する

第七條　會社及組合は經營權と勞働權の平等を認めること

第八條　會社は組合の經營參加を認め本協約締結の主旨に基き經營協議會を設置すること
經營協議會の細目は別に定める

第九條　會社は組合役員の組合業務に從事することを認め又勤務時間中組合數會及組合運營上必要ある事項に便宜を與へること

第十條　會社は左の事項について組合と協議の上實行する
一、從業員の身分的差別撤廢
二、生活費を基準とする最低賃銀制
三、同價値勞働に對する賃金は男女同額を支拂ふこと
四、年令の差別による不當な差別待遇をしないこと
五、勞働時間は一日八時間（實働七時間）以內
六、女子の有給生理休暇は一ケ月三日、産前、産後の有給休暇は九十一日であること
但し醫師が必要と認めたるときはこの限りでない
七、女子及年少者の就業に對しては充分保護を與へること
八、公病傷死、不具、廢疾、疾病怪我等に對しては充分なる保護を與へること
九、危險作業その他勤勞に依り事故を受けたとき充分なる補償を行ふこと

第十一條　會社は從業員の福利厚生施設の運營に組合の參加を認めること

第十二條　會社は組合員の政黨加入公職につく自由を認めこれに依り不利益な取扱をしないこと

第十三條　會社は組合の爭議行爲中は他の勞働者及勞務請負業者等と勞務契約を結ばないこと

第十四條　爭議中でも會社及組合は共に團體交渉の申出を拒否しないこと

第十五條　この協約の有效期間は締結された日より滿六ケ月とするこの協約が終了する十五日以前に協約改正の申出なきときは更に六ケ月づつ延長する

第十六條　この協約後新に締結される協約事項はこの協約に追加記載し更に必要の部度細目を締結出來る

第十七條　會社經營の主體が變更した場合でもこの協約及びこれに基いた覺書は有效である

右勞働協約締結の證として本書三通を作製調印し双方各一通を保有し一通を行政官廳に屆出するものとす

昭和二十二年三月二十五日

北海電化工業株式會社

社　長　近藤眞一

右代理　常務取締役　富岡重憲

副署人　取締役工場長　赤山貞次郎

能町工場次長　加藤純一

北海電化勞働組合

組　合　長　野村啓一郎

副署人　副組合長　西木嚴

書記長　吉野米次郎

## 經營協議會規約

第一條　本協議會は團體勞働協約締結の精神に基き積極的に從業員の經濟的社會的地位の向上を計り工場經營の合理的遂行に依り社業の發展を期するを目的とす

第二條　本協議會は會社及組合双方同數の委員若干名を以て構成す

第三條　本協議會は左の事項を協議決定するものとす

イ、勞務配置並に管理に關する主要なる事項

ロ、生產計畫及實施に關する主要なる事項

ハ、經費節減に關する主要なる事項

ニ、技術の向上及諸設備の整修に關する主要事項

ホ、食糧其他厚生物資の入手配分に關する主要事項

ヘ、安全管理保健管理福利施設文化向上等に關する主要なる事項

ト、其他工場運營に關する主要なる事項

第四條　本協議會は毎月一回之を開催す

但會社及勞働組合役員又は過半數の委員の要求ありたるときは臨時開催するものとす

第五條　議事進行は工場長を議長に推し之を行ふ

本協議會に於て必要と認めたる時は小委員會を開催することを得

本協議會及小委員會に於て專門委員の出席を求むる事を得

## 附　則

本規約は昭和二十一年七月　日より實施す

經營協議會規約（改訂）

勞働協約第八條に謂ふ北海電化工業株式會社經營協議會（以下協議會と稱す）の機構及細則については左記の通り之を定む

第一條　本協議會は北海電化工業株式會社經營協議會と稱す

第二條　本協議會は北海電化工業株式會社內に置く

第三條　本協議會は次の事項を協議するものとす

一、人事に關する事項

二、經理に關する必要なる事項

三、勞働條件の維持改善に關する事項

四、福利厚生に關する事項

五、生產に關する事項

六、文化の向上に關する事項

七、職制並に就業規則及重要なる諸規程の制定改廢に關する事項

八、其の他經營に關する事項

第四條　本協議會は會社及組合双方同數の委員若干名を以て構成す

第五條　本協議會に於て協議成立したる事項にして會社組合双方承認したる時は相互に責任を以て實施するものとす

第六條　本協議會は毎月一回定例會議を開催す

但し會社及組合又は過半數の委員の要求あるときは臨時開催する

第七條　本協議會に諮問に應ずる專門委員を置くことを得

第八條　本協議會の會議運行の爲め座長を置く座長はその都度互選の上定める

第九條　本協議會は會社及組合双方の委員各三分の二以上出席したる時成立する

會議の議決は萬場一致を原則とするも双方各三分の二以上の贊成あれば決することが出來る

第十條　本協議會の圓滑なる運營のため會社及組合双方の委員より幹事一名宛を出し左の事項を司る

一、協議會事務の處理

二、協議會の準備連絡

三、議事錄の作成

第十一條　本協議會に附議すべき議案は開催期日一週間前に幹事に提出し幹事は之を議事日程と共に各委員に通知することとす

但し緊急を要するときはこの限りでない

昭和二十二年三月二十五日

# 日本高周波重工業株式會社富山工場

## 勞働協約書

日本高周波重工業株式會社（以下會社と略稱す）と日本高周波富山工場勞働組合（以下組合と略稱す）とは左記事項を取極む

一、日本高周波富山工場從業員は原則として組合員たるべきこと

二、會社は組合を公認し團體交渉權を認むること

三、會社は事業發展が組合の組織的協力に負ふ所以を認識し組合員の地位向上を圖り、組合は社業の國家的社會的使命に鑑み其の全組織を擧げて勞働能率の增進に努力すると共に組合員の行動に對し自主的に責任を負ふこと

四、本協約の趣旨に基き工場協議會を開催し組合員に重大なる關係ある事項を審議す

前項協議會の構成、協議事項竝に權限に關しては會社組合双方協議の上別に覺書を作成して之を定むるものとす

五、當該勞働協約に關し紛爭ある場合には調停又は仲裁に付すること

六、本協約の有效期間は締結の日より六ケ月とす

但し期間滿了一ケ月前迄に會社組合何れよりも改訂の意志表示なきときは更に六ケ月間自動的に延長せらるゝものとす

本協約を確認するため協約書竝に覺書各參通を作成し双方各壹通を保管し壹通は富山縣知事に提出するものとす

昭和二十一年五月七日

會社代表　日本高周波重工業株式會社
專務取締役　土橋圖利

組合代表　日本高周波富山工場勞働組合
執行委員長　中川力三

## 覺書

日本高周波重工業株式會社（以下單に會社と稱す）と日本高周波富山工場勞働組合（以下單に組合と稱す）との間に昭和二十一年五月七日締結せる勞働協約に基き本覺書を協定す

第一章　工場協議會

第一條　工場協議會（以下單に協議會と稱す）は協約書第四の趣旨に基き會社、組合何れかの要請により隨時之を開催すること

第二條　協議會は議長及會社側五名、組合側十名の議員を以て構成し議長は工場長若くは其の指名する者之に當り議員は工場長、組合代表より夫々指名任命す

第三條　議長は協議會を主宰す

議員は會議に出席し參議事項に關し協議決定す

第四條　協議會は富山工場に於ける左の事項に付審議す

一、勞働條件の基準に關する件
二、從業員雇入計畫に關する件
三、從業員解雇に關する件
四、厚生福利施設運營に關する件
五、作業能率に關する件
六、機構の合理化に關する件
七、從業員の賞罰に關する件

第五條　協議會は前條各號に關し必要に應じ專門分科會を開催す

第六條　協議會に於て審議決定し會社組合双方之を承認したるものは必要に應じ成文化して勞働協約となすものとす

第七條　協議會運營に關する細則は別に之を定む

第二章　其の他

第八條　協約書第一は左記の者を組合員より除くものとす

一、新規採用者にして三ケ月を經過せざる者

第九條　組合規約改訂の場合は會社に提示し組合規約に基き組合員を除名せんとする時は會社の了解を得ること

第十條　組合の業務執行に關し會社は事情の許す範圍に於て便宜を供與す

前項に關する具體的事項に關しては組合より書面申請をなすこと

昭和二十一年五月七日

日本高周波重工業株式會社
專務取締役　土橋圖利

日本高周波富山工場勞働組合
執行委員長　中川力三

## 勞働協約書（改訂）

日本高周波重工業株式會社（以下會社と稱ふ）と日本高周波富山工場勞働組合（以下組合と稱ふ）は左の條項について協約を締結し双方誠意を以て履行することを誓約する

第一條　會社は事業發展が組合の組織的協力に負ふ所以を認識し組合員の地位向上を圖り組合は社業の國家的社會的使命に鑑み其の全組織を擧げて勞働能率の增進に努力すると共に組合員の行動に對し自主的に責任を負ふこと

第二條　會社は組合を富山工場內で唯一の團體交渉權を持つ團體として認めること

第三條　富山工場の從業員はすべて組合員であること

但し兩者協議の上定めたものは除くこと

第四條　會社は組合で除名した者を引續き雇傭しないこと

但し除名に際しては組合は豫め會社と協議すること

第五條　會社は組合を脫退した者を引續き雇傭しないこと

但し兩者協議の上雇傭することは差支ない

第六條　會社は從業員の雇傭、解雇及異動其の他人事に關する基本方針は組合と協議の上定め個々の人事は會社が行ふ

但し組合に於て變裝すると認めた時は兩者協議すること

第七條　會社は従業員の生活を保障する適正賃金制を確立すること

第八條　會社は退職手當制度を確立すること

第九條　會社は従業員の勞働時間を實働八時間（休憩時間を含む）とすること

第十條　會社は各日曜日、三大節、年末年始、盆、地方的祭日を有給休日とすること

第十一條　會社は勤續一ケ年以上の者に對しては六日以上の年次有給休暇を與へること

第十二條　會社は女子従業員で生理上必要と認めた者に對しては一ケ月二日の生理休暇を與へること

第十三條　會社の厚生福利施設の運營は兩者協議の上定めること

會社が従業員のために入手した物資の配給は組合が責任を以て行ふこと

第十四條　會社は従業員が業務上負傷し又は疾病にかゝつたときは法定の治療費を除く外療養に必要な費用の全額を負擔し且療養のため休業する場合は平均賃金の百分の六十の休業補償をすること

第十五條　會社は従業員が業務上死亡した時はその遺族に對し充分な補償をはかること

第十六條　會社は従業員に對し定期的に健康診斷を行ひ其の結果に基いて保健上必要な措置を講ずること

第十七條　會社は福祉施設の整備には誠意を以て萬全の措置を講ずると共に安全に關する諸事項に付いては組合と協議實施すること

第十八條　會社は爭議行爲中は他の勞務者を生産業務に就業させないこと

第十九條　會社は經營協議會で協議せずに工場閉鎖、長期休業等組合員に不慮の動搖を與へるやうな行爲はなさないこと

第二十條　會社は従業員に關係ある諸規則の設定、改廢は組合の同意を得ること

第二十一條　會社は組合及組合員の政治的活動或は公職就任の自由を認めること

但し其の爲會社の業務に支障が起る場合は兩者協議の上定めること

第二十二條　會社は會社の建物の中に組合事務所を置くこと及組合の會議に必要な職場を貸與すること

第二十三條　組合活動は就業時間外に行ふことを原則とし就業時間內に行ふ場合又は其の爲に工場外に出向する場合は豫め會社の承認を求めること

第二十四條　會社は組合員の組合活動の自由を認め且組合役員が組合事務に從事することを承認し役員の身分と待遇等は一切他の従業員と同樣に取扱ふこと

第二十五條　會社と組合は本協約の趣旨に基いて經營協議會を設けること、經營協議會に付ては別に定めること

第二十六條　經營協議會で協議決定した事項で會社並に組



合が承認したものは成文化して本協約と同一の效力を持たせること

但し成文化しないものでも會社及組合は遵守履行すること

第二十七條　會社並に組合の名稱に變更あつた場合は兩者協議の上本協約を再確認すること

第二十八條　本協約に關し紛爭の生じたときは勞働委員會の調停に附すること

第二十九條　本協約の有效期間は締結の日より六ケ月とする、但し當事者双方の合意により有效期間中でも改廢することが出來ること、尙其の有效期間滿了二週間前當事者の一方から改訂の交涉をし解決しないで有效期間滿了の際は新しく締結する迄本協約は有效とすること

右協約する

昭和二十二年六月二十日

日本高周波重工業株式會社

會社代表　專務取締役　土　橋　國　利

日本高周波富山工場勞働組合

組合代表　執行委員長　波　邊　悅　藏

勞働協約附帶覺書

日本高周波重工業株式會社（以下會社と謂ふ）と日本高周波富山工場勞働組合（以下組合と謂ふ）との間に昭和二十二年六月二十日締結した勞働協約の附帶覺書として左の通り協定する

一、第三條但書に付いて

（イ）課長以上のもの勤勞係長及新規採用者で三ケ月を經過しない者

（ロ）法令の改變又は職制機構の改廢があつた場合は改めて定める

二、第九條に付いて

休憩時間は四十分間とする

三、第十條に付いて

（イ）各日曜日の給與計算の取扱ひは現行通りとする、其の他の休日は基本給を支給する

（ロ）三大節は紀元節（二月十一日）天長節（四月二十九日）明治節（十一月三日）年末年始は十二月三十一日より一月三日迄の四日間、盆は七月十六日、地方的祭日は春秋二日とする

四、第十一條に付いて

（イ）勤續年數の起算日は昭和二十二年一月一日とする

（ロ）一年間繼續勤務し全勞働日の八割以上出勤したものに對しては繼續し又は分割した六日とする

一年以上繼續勤務した者に對しては一年を越える繼續勤務年數一ケ年に付いて前項の休暇に一日を加算する

但しこの場合に於て總日數二十日を越えない

（ハ）有給とは平均賃金を支給することを云ふ

五、第十二條に付いて
生理休暇は無給とする、但し休暇日は出勤扱ひとする
右協定する
昭和二十二年六月二十日
日本高周波重工業株式會社
會社代表　專務取締役　土　橋　國　利
日本高周波富山工場勞働組合
組合代表　執行委員長　渡　邊　悅　藏

## 經營協議會規約

第一條　本協議會を日本高周波重工業株式會社富山工場經營協議會と謂ふ
第二條　本協議會は協約書の趣旨に基いて經營の正當で能率的な運營を圖るを目的とする
第三條　本協議會は會社及組合側を代表する委員各十名で構成し委員の氏名は其の都度双方書面で通告する
第四條　本協議會は會社側又は組合側何れか一方の要請に基いて隨時開催することゝし議長は双方委員合議の上定める
第五條　本協議會は双方委員半數以上が出席しなければ議事を行ふことは出來ない、議決は合議制とする
第六條　本協議會で協議決定した事項に付ては協約書第二十六條を準用する
第七條　本協議會に書記を置くことが出來る
但し書記の任命は議長が行ふ
第八條　本協議會は何れか一方の委員の提案に基いて說明者を出席させることが出來る
第九條　本協議會は必要に應じて特定の議案に對し分科會を設け分科會委員は双方委員合議の上議長が任命する
第十條　本協議會で左の事項を協議する
一、生産計畫及作業工程
二、賃金、勞働時間、休日其の他勞働條件
三、人事の基本方針
四、從業員に關係ある諸規則の設定改廢
五、安全、衛生、厚生、福利施設の運營
六、其の他協約書で協議する旨定めた事項
第十一條　本協議會で左の事項を說明する
一、會社の經營方針
二、經理、資材、販賣の現況
三、職制、機構の改廢

附　則

一、本協議會の運用其の他に付て疑義のあつたときは双方合議の上定める
二、本規則の改正變更に付いては双方協議を要する
三、本規約は昭和二十二年六月二十日から實施する
昭和二十二年六月二十日
日本高周波重工業株式會社
會社代表　專務取締役　土　橋　國　利



日本高周波富山工場勞働組合
組合代表　執行委員長　渡　邊　悅　藏

## 日本曹達株式會社新發田工場
## 經營協議會規約

名　稱

第一條　本會は日本曹達株式會社新發田工場經營協議會と稱し日本曹達株式會社新發田工場（以下單に工場と稱す）に置く

目　的

第二條　本會は日電鋼勞働組合聯合會と會社との間に締結せし勞働協約の趣旨に則り工場の經營を民主化し工場の發展從業員の利益增進を圖るを目的とす

協議事項

第三條　本會は左の事項を協議す
（イ）工場經營に關する重要事項
（ロ）人事に關する事項
（ハ）勞働條件に關する事項
（ニ）給與並に賞與に關する事項
（ホ）福利、厚生に關する事項
（ヘ）生産に關する事項
（ト）其の他必要と認めたる事項

構　成

第四條　本會は工場、組合各五名の代表委員を以て構成す
前項委員協議の上指名したる者にして當該議案に關係を有する者は會議に出席し議事に參與することを得
第五條　組合側委員の資格は滿一年以上勤續せる者たることを要し任期は六ケ月とす
補缺の爲選任せられたる委員の任期は前任者の殘存期間とす
第六條　本會に於て必要と認めたるときは主題に從ひ小委員會を構成し委員は協議により任命す
小委員會に於て採決せられたる事項は本會の協議を經ることを要す

會　議

第七條　會議は工場側並に組合側にて提案事項ありたるとき一方の申立により隨時開催するものとす
第八條　議長は議事を提案したる側より其の都度選定す
第九條　會議の議案は開催三日前に提案側より相手方へ通告すべきものとす　但し急を要するときは此の限りに非ず
第十條　本會議の議決は出席委員全員の同意に依り之を行ふ
但し第四條第二項の者は議決に加はることを得ず
第十一條　本會の議事を記錄する爲各一名の書記を置くことを得
第十二條　會議は必要に應じ組合役員に公開することを得

第十三條　本會に於て審議決定したる事項は工場に於ては工場長の決裁、組合に於ては組合の承認により其の效力を發生す
但し議決事項にして本社日電鋼勞組聯合會其の他關係官廳に對し認許可を要するものに付ては各々其の手續を經て之を實施するものとす
第十四條　本會に於て採決を得ざる事項は工場側は本社へ組合側は日電鋼聯合會に提起するものとす

附　則

第十五條　本規約の改廢は本會の議決に依る
第十六條　本規約は昭和廿　年十一月卅日より之を實施す

昭和二十一年十一月三十日

日本曹達株式會社　霞田工場
工場長　進藤久雄
日本曹達株式會社新霞田工場勞働組合
組合長　金井末吉

## 日本曹達株式會社直江津製鋼工場

### 勞働協約書

日本曹達株式會社（以下單に會社と稱す）と日本曹達株式會社直江津製鋼工場從業員組合（以下單に組合と稱す）との間に左の勞働協約を締結す

第一條　會社は勞働組合法制定の精神に基き結成せる組合を公認し團體交涉權を認む

第二條　會社は直江津製鋼工場に勤務せしむる從業員が組合に加入の義務あるを認む

第三條　會社は組合員の人格を尊重し爲し得る限り組合員の待遇の改善並に地位の向上に努力す

第四條　組合は組合員の人格を陶冶し技術の向上を計り作業能率の增進に努め社運の興隆に寄與す

第五條　組合は不良組合員に關し其の責任を負ふものとす

第六條　會社及組合は勞働條件其の他に關し組合と會社との間に於て意見を異にする事項を附議する爲左記に依り勞働協議會を設置す
會社及組合は協議の成立、不成立に至る迄相互に實行爲に移らざるものとす

左記

一、構成委員　會社及組合共各五名とし其の都度双方に於て選任するものとす
二、召　集　會社並に組合何れかの要求に依り臨時開催す
三、議決方法　會社、組合双方の出席委員全員の同意あるを要す

第七條　會社が組合員の處罰及解雇せんとするとき又組合が組合員を除名せんとするときは豫め相互に通告す
前項の事項に付異議あるときは各勞働協議會に附議す

第八條　會社は組合より除名せられたる組合員を引續き當



該工場に從業せしめず

第九條　會社は工場を閉鎖、賣却、休業、及讓渡せんとするとき並に經營を他に委任せんとするときは豫め組合に諒知せしむ
右協約內容相違なきことを確認し會社組合双方共誠意を以て遵守することを確約す

昭和二十一年五月十八日

日本曹達株式會社
取締役社長　大和田悌二
日本曹達株式會社直江津製鋼工場
從業員組合
組合長　關川一能

## 中央電氣工業株式會社

### 勞働協約書

中央電氣工業株式會社（以下單に會社と稱す）と中央電氣工業株式會社勞働組合（以下單に組合と稱す）との間に左の勞働協約を締結し双方互に誠意を以て之を遵守し勞働能率の增進と產業平和の發展に協力するものとす

一、會社は組合の公認し團體交涉權を認めるものとす
二、會社從業員は組合員たることを原則とす
三、會社は從業員の待遇改善並に地位の向上に努力し實施に關しては組合と協議するものとす
四、會社は從業員の履歷書及解雇に關しては組合の議を經るものとす
五、組合は勿論組合員は相互の技能及作業能率の向上に努力するものとす
六、勞働條件の改善及其他の問題に關して會社と組合に於て解決出來ざる場合は勞者双方より委員を選定し協定委員會を設置し之に諮り解決するものとす
七、本協約條項改訂の必要を生じたるときは勞資双方合議の上改訂するものとす
八、本協約期限は一ケ年とす
但し期間滿了一ケ月前に會社及組合の何れか一方より失效若は改訂の申出なきときは更に一ケ年間繼續し爾後之に準ずるものとす
右協約を確認して本書三通を作成し會社及組合各其の一通を保有し一通は新潟縣知事に提出するものとす

昭和廿一年五月二十三日

中央電氣工業株式會社
取締役社長　丸山五男
中央電氣工業株式會社勞働組合
組合長　千種康人

中越電化工業株式會社

経営協議會規定

第一條　本協議會は中越電化工業株式會社經營協議會と稱す

第二條　本協議會は中越電化工業株式會社に置く

第三條　本協議會は組合員の意見を會社經營に反映せしめ經營の合理化と社運の發展並に組合員の經濟的向上を計るを以て目的とす

第四條　本協議會は左の項目に付き協議し決定事項は會社並に組合の共同責任を以て實施するものとす

一、生産經營に關する事項

一、技術に關する事項

一、組織機構に關する事項

一、人事及勞働條件其他勞務管理に關する事項（賞罰は人事に含む）

一、賃銀並諸給與に關する事項

一、福利厚生に關する事項

一、其の他

第五條　本協議會は左の委員を以て組織し取締役社長司會するものとす

イ、會社側委員　五名

ロ、組合側委員　五名

但し會社側委員は社長之れを任命し組合側委員は委員選擧によるものとす

第六條　本協議會は委員の要求に基き隨時之れを開催す

第七條　本協議會の議題は五日以前に委員に明示するを原則とす

第八條　本協議會の議事錄作製は社長指名の書記之れに當るものとす

第九條　本協議會は必要ある場合は委員外の者と雖も之れに參與せしめ意見を徵することあるものとす

第十條　本協議會に諮らずして工場閉鎖、同盟罷業其の他の爭議行爲に出でざるものとす

昭和二十二年三月十七日

中越電化工業株式會社

社長　堀　基豊一

中越電化從業員組合

執行委員長　早川卯三郎

日本鋼管株式會社富山電氣製鈑所

勞働協約書

日本鋼管株式會社（以下會社と稱する）と日本鋼管富山電氣製鈑所勞働組合（以下組合と稱する）は勞働組合法の本旨に則り左の通り協約を締結する

第一條　日本鋼管株式會社富山電氣製鈑所（以下所と稱す

る）從業員は總て組合員とする但し兩者の合意によつて認めた者は此の限りではない

第二條　會社は所從業員の人事並に所內職制に關しては左の通り行ふ

一、解雇、移動及職制の改廢に付ては組合と協議決定の上行ふ

二、採用及賞罰の基準並に方針に付ては組合と協議決定する

第三條　組合幹部の認めた組合員は就業時間中と雖も組合業務に從事し且運營に必要な所の設備を利用することが出來る

第四條　會社は組合員の生活權の擁護を目的とした賃金制を確立して組合員の生活の安　を計り組合は極力生産能率の增進其の他會社業績の向上に努力する

第五條　會社と組合は本協約の趣旨に則つて經營協議會を設置する

經營協議會は責任ある會社代表と信任を得た組合代表とを以て構成する

經營協議會の細目に付ては双方協議の上別に定める

第六條　經營協議會で決定した事項は本協約と同じ　力を有する

第七條　會社及組合は無警告で作業場閉鎖又は同盟罷業　の爭議行爲を行はない

第八條　本協約事項に付て紛爭が生じたときは双方の承認を得なければ調停又は仲裁に附さない

第九條　本協約の有效期間は三ケ月とする但し期間滿了一ケ月前迄に何れよりも改廢の意志表示がないときは更に逐月有效とする尙改廢の意思表示を行ひ協議中有效期間が滿了したときは協定成立までこの協約は有效とする

第十條　本協約に定めてない事項は會社と組合とが協議の上決める

附　則

本協約を確認するため協約書參通を作成し會社、組合各壹通を保管し壹通を行政官廳に提出する

右協約する

昭和二十一年十二月二十四日

日本鋼管株式會社

社　長　渡邊政人

日本鋼管富山電氣製鈑所勞働組合

執行委員長　牧　伊作

覺　書

日本鋼管株式會社と日本鋼管富山電氣製鈑所勞働組合は勞働協約書に關し左の通り覺書を締結する

一、第二條に就て

所從業員中組合員でない者に付ては會社は組合と協議し組合の納得の行くべき人事を行ふ

二、第五條に就て

イ、責任ある會社代表とは社長、重役、所長又は會社に
職責を有する者の中其の權限を委任された代理人を謂
ふ
ロ、信任ある組合代表とは組合員の總意により組合員中
より選任せられた代表者を謂ふ
右覺書とする
昭和二十一年十二月二十四日
日本鋼管株式會社
社長渡邊政人
日本鋼管富山電氣製鐵所勞働組合
執行委員長牧伊作

日本ステンレス株式會社
勞働協約書

日本ステンレス株式會社（以下單に會社と稱す）と日本ステンレス株式會社本社從業員組合（以下單に組合と稱す）との間に左記の勞働協約を締結し双方互に誠意を以て遵守するものとす

記

第一條　日本ステンレス株式會社本社從業員（研究所從業員並に部課長代理を除く）は日本ステンレス株式會社本社從業員組合員（以下單に組合員と稱す）たるべきこと

第二條　勞資双方共一切の勞働條件の改善に關しては所屬工場事業場及關係團體等の條件を充分に考慮すること

第三條　會社は會社の職員が組合の組織的協力に負ふ所以を認識し其の地位の向上に對する熱意に應へること
組合は社業の國家的社會的使命に鑑み其の全組織を擧げて勞働能率の增進に努力すると共に組合員の行動に對し自主的に責任を負ふこと

第四條　本協約の趣旨に基き勞資交渉會議を開催し組合員に關係ある事項を審議す
前項交渉會議の構成及協議事項並に權限に關しては勞資双方協議の上別に覺書を作製して之を定むるものとす

第五條　從業員の昇給、賞與に關しては其の都度實施支給條件の基準を諒め組合に提示し勞資双方打合せをなすものとす

第六條　會社は本社並に所屬工場事業場の賣却、休廢、委託經營等會社經營上の重大變革を成さんとする場合その決定前に組合の充分なる諒解を得ること
組合は無警告に同盟罷業等の爭議行爲を行はざるものとす

第七條　組合規約を改訂せる場合之を會社に提示すること
組合規約に基き組合員を除名せんとするときは會社へ通告し之を行ふこと

第八條　從業員の雇入れ、解雇及異動（轉入轉出を含む）に關しては會社は本人並に組合の承諾を得ること

第九條　組合の業務執行に關し會社は事情の許す範圍に於



て便宜を供與す

第十條　本協約の有效期間は締結の日より三ケ月とす但し期間滿了一ケ月前迄に勞資何れよりも改訂の意思表示なきときは更に三ケ月間自動的に延長せらるゝものとす
本協約を確認するため協約書參通を作製し勞資双方各壹通を保管し壹通は新潟縣知事に提出するものとす

昭和二十一年六月二十八日
日本ステンレス株式會社
取締役社長吉村清治
日本ステンレス株式會社本社從業員組合
執行委員長石川誠次

覺書

日本ステンレス株式會社（以下單に會社と稱す）と日本ステンレス株式會社本社從業員組合（以下單に組合と稱す）との間に昭和二十一年六月二十八日締結せる勞働協約に基く勞資交渉會議に關し本覺書を締結す

第一條　勞資交渉會議は協約書第四條の趣旨に基き勞資何れかの要請に依り隨時之を開催すること

第二條　勞資交渉會議は議長及び勞資各五名以上同數の議員を以て構成し議長は社長若しくはその指名するもの之に當り議員は社長、執行委員長より夫々指令任命す

第三條　議長は勞資交渉會議を主宰す
議員は會議に出席し審議事項に關し協議又は交渉をなす

第四條　勞資交渉會議は本社に於ける左の事項に付審議するものとす
一、勞働條件に關する件
二、厚生福利施設運營改善に關する件
三、業務組織改善に關する件
四、從業員査問に關する件
五、其他組合員に關係ある事項

第五條　勞資交渉會議に於て協議成立し勞資双方之を承認したるものは必要に應じ之を成文化して覺書となすものとす
本覺書を確認する爲め覺書參通を作製し勞資双方各壹通を保管し壹通は新潟縣知事に提出するものとす

昭和二十一年六月二十八日
日本ステンレス株式會社
取締役社長吉村清治
日本ステンレス株式會社本社從業員組合
執行委員長石川誠次

勞働協約書（改訂）

第一條　日本ステンレス株式會社（以下甲と稱す）と日本ステンレス株式會社本社從業員組合（以下乙と稱す）とは勞働組合法の趣旨に基いて本協約を締結する

第二條　甲並に乙は敗戰後に於ける日本經濟と社業の現實とを深く認識し惡條件を克服して社運の興隆を圖り併せ

て日本経済に貢献する為め双方誠意と熱意を以て各々責任の遂行に努めることを約約する

第三條　甲は乙を甲の本社に於ける唯一の交渉體と認める

第四條　甲の本社の従業員はすべて乙の組合員であることを要件とする

但し甲乙双方了解の上定めた者は此の限りでない

第五條　甲は乙を脱退し又は乙が除名した者を雇傭しない

但し前條但書により脱退する場合は此の限りでない

第六條　乙の組合員は甲の本社に於ける従業員就業規則を遵守する義務を負ふと共に生産意慾の昂揚に就ては自主的に責任を負ふものとする

乙は甲の製品品質並に歩留の向上労働能率増進に對して積極的且つ組織的に協力する

第七條　甲は従業員の採用、解雇、登用、異動（課單位以上の轉入轉出を含む）に就いては乙の承諾なくしては之を行はないこと

但し従業員にして意識的に生産意慾著しく低下の状態にありと甲乙共に認める者ある場合は協議の上甲は之を解雇することが出來る

第八條　甲は甲の本社並に所屬工場、事業場等の賣却、休業、委任經營、吸收合併等會社經營上重大變革及び業務組織の變更をなそうとする場合その方針決定後速かに乙の充分な諒解を得ることとし乙は無警告に爭議行爲をなさないこととする



爭議中は甲乙双方共他の労働者を職場に就業せしめないこと

第九條　甲の開催する會議には甲乙協議の上乙の代表を出席させること

第十條　労資交渉會議（甲の各單位労働組合合同して行ふ場合は労資協議會以下同じ）を開催し左の事項に就き協議する

一、生活費を基準とする最低賃金制に關する事項

二、労働條件の基準に關する事項

三、従業員の人事に關する事項

四、昇給賞與登用の基準に關する事項

五、従業員の表彰及び懲罰に關する事項

六、經營並に作業能率に關する事項

七、厚生福利施設の運營に關する事項

八、教育及び安全衛生に關する事項

九、従業員に直接關係ある諸規則の設定改廢に關する事項

十、其の他従業員に關係ある事項

労資交渉會議は甲乙一方の要請により臨時之を開催すること

労資交渉會議は委員長及び委員を含む甲乙同數で構成し委員長は社長若くはその指名する者が之に當り委員は社長執行委員長より夫々指名任命する

委員長は會議を主宰し委員は會議に出席し審議事項に關し協議又は決定する

第十一條　労資交渉會議は前條各號に關し必要に應じ專門分科會を開催する

專門分科會の構成は労資交渉會議でその都度之を決定することとし必要ある場合は常置することが出來る

第十二條　労資交渉會議に於て協議成立し甲乙共に之を承諾したものは必要に應じ成文化し労働協約と同等の效力を有するものとする

第十三條　甲乙は經營協議會を設置することとしその構成運營並に權限に關しては甲乙協議の上別に之を定める

第十四條　甲及び乙に於て名儀共の他呼稱に變更あつた場合も本協約の效力は變化しない

第十五條　甲は乙の組合員が公職に就いた場合それに必要な行動の自由を認めること

第十六條　甲は乙の組合員の組合活動に對し充分な便宜を與へること

一、組合業務に專念する爲め專任書記若干名置くことを認めること

專任者記の身分待遇は一切他の従業員と同樣に取扱ふこと

二、乙が就業時間中會議を開催する場合は豫め甲に通知して之を行ふこととし甲は業務上支障ない限り之を認めること

三、乙の組合員が組合用務で出張するときは其の間服務の取扱とすること

四、其の他組合運營上の必要に應じ人員勝手電物消耗品等の便宜を與へること

第十七條　乙は組合規約を改訂した場合甲に之を提示すること

第十八條　本協約の有效期間は昭和二十一年十二月二十五日より向ふ六箇月間とすること　但し甲乙双方の合意に依り有效期間内と雖も改廢することが出來る

又期間滿了一箇月前迄に甲乙何れよりも改訂の意志表示がないときは更に六箇月間自動的に延長するものとする

第十九條　本協約の有效期間中に改訂の交渉をなし解決しないで有效期間が滿了する場合は新しく締結する迄は本協約を延長すること

本協約を確認するため協約書參通を作成し甲乙各壹通を保管し壹通は新潟縣知事に提出すること

昭和二十一年十二月二十五日

日本ステンレス株式會社

取締役社長　吉村清治

日本ステンレス株式會社従業員組合

執行委員長　石川誠次



## 覺書

日本ステンレス株式會社（以下單に甲と稱す）と日本ステンレス株式會社本社従業員組合（以下單に乙と稱す）と

の間に昭和二十一年十二月二十五日締結せる労働協約に關し本覚書を作成する

記

第一　協約書第四條は左記の者を組合員より除くものとする

部長、次長、部長代理、課長、課長代理

（但し課長代理に就ては甲乙協議の上決定するものとする）

労働関係等の業務を擔當する一部の者に付ては個々に協議の上決定するものとする

第二　乙はその組合規約に基いて組合員を除名しようとする場合は予め甲に提案協議することとする

第三　協約書第七條の登用は係長代理以上に登用する場合を指すものとする

第四　協約書第十條第一項第一號の最低賃金制の實施に際しては第二條の精神を尊重すること

第五　第十條第一項第四號の登用は資格變更の場合を指すものとする

第六　協約書第十四條の名稱變更に伴ひ性格を變更した場合は協約に就て改めて甲乙協議すること

第七　協約書第十五條に於ける公職に關しては官廳に於て公職として取扱をなすものに準じて行ふものとし公職に在るもの又は公職に就かうとする者は乙を通じて甲に届出ずるものとする

第八　協約書第十六條第三號の場合勤務成績に影響せしめないが奨勵加給又は精勤加給は拂はないこととする

右覚書を確認する爲め本書貳通を作成し各壹通を保有するものとする

昭和二十一年十二月二十五日

日本ステンレス株式會社

取締役社長　吉村清治

日本ステンレス株式會社本社従業員組合

執行委員長　石川誠次

日本ステンレス株式會社高岡工場

團體協約書

一、日本ステンレス株式會社（以下單に會社と稱す）は、日本ステンレス高岡工場労働組合（以下單に組合と稱す）を承認し左記の労働協約を締結し双方誠意を以て遵守し労働能率の増進と産業平和の維持とに協力するものとす

記

（イ）會社は一切の労働條件の改善に關し社會狀勢に即應し労働者の生活を擁護すべきこと

（ロ）賃金給與制度は双方の協議なくして之を變更せざること

（ハ）従業員の採用解雇人事異動は組合の諒解を經て之



を行ふこと

（ニ）昇給賞與はその都度實施基準を定め組合に提示し双方合議決定の上之を行ふものとす

（ホ）組合の業務執行に關しては會社は便宜を供與す

（ヘ）従業員の團體加入脱退については双方同數の委員を以て構成したる上實施すること

（ト）工場の委託經營實施後閉鎖に關しては組合との合議を經て之を行ふこと

（チ）本協約の存在に拘はらず労働條件改善等一切従業員の地位向上の爲正當なる行動の自由を保留す

（リ）本協約は昭和二十一年七月四日より向ふ三ケ月間有效とす

但し期限に至るも組合、會社双方より變更の發議なき限り更に三ケ月間有效となし順次延長するものとす

日本ステンレス株式會社

社長　吉村清治

日本ステンレス株式會社高岡工場労働組合

執行委員長　上坂作

日本ステンレス株式會社松本工場

労働協約書

日本ステンレス株式會社（以下單に會社と稱す）と日本ステンレス株式會社松本工場労働組合（以下單に組合と稱す）との間に左記の労働協約を締結し双方互に誠意を以て之を遵守するものとす

記

第一條　日本ステンレス株式會社松本工場従業員（労働組合法第二條第一號該當者を除く）は日本ステンレス株式會社松本工場労働組合員（以下單に組合員と稱す）たるべきこと

第二條　労資双方共一切の労働條件の改善に關しては組合所在地區に於ける他の労働組合及び同種産業の條件を充分に考慮すること

第三條　會社は會社の繁昌が組合の組織的協力を負ふ所以を認識しその地位の向上に對する熱意に應へること

組合は社業の國家的使命に鑑み其の全組織を擧げて生産能率の増進に努力すると共に組合員の行動に對し自主的にその責任を負ふこと

第四條　本協約の趣旨に基き労資交渉會議を開催し組合員に關係ある事項を審議す

前項交渉會議の構成及協議事項に關しては労資双方協議の上別に覚書を作製して之を定むるものとす

第五條　會社が開催する會議には組合代表を出席せしむること

第六條　従業員の昇給賞與に關しては其の都度實施要綱條件の基準を定め組合に提示し労資双方打合せをなすものとす

第七條　會社は本社並に所屬工場事業場の實却休業委任經營等會社運營上重大變革をなさむとする場合その決定前に組合の充分なる諒解を得ること

第八條　組合は無警告に爭議行爲を成さざること

第九條　組合は規約を改訂せる場合之を會社に提示すること

組合は規約に基き組合員を除名せむとするときはあらかじめ會社へ通告し之を行ひ除名と同時に解傭すること

第十條　從業員の雇入轉勤解傭登用に關しては本人並に組合の承認を得ること

第十一條　第三條の主旨により組合並に組合役員の組合運營事項に關する限り會社執務時間中と雖も之を認め必要に應じ人員、建物、器材、消耗品等の便宜を與へること

第十二條　本協約の有效期間は締結の日より三ケ月とす但し期間滿了一ケ月前迄に勞資孰れよりも改訂の意志表示なきときは更に三ケ月間自動的に延長せらるゝものとす

本協約を確認するため協約書參通を作製し勞資双方各一通を保管し一通は長野縣知事へ提出するものとす

昭和二十一年六月二十八日

日本ステンレス株式會社

取締役社長　吉村清治

日本ステンレス株式會社松本工場勞働組合

組合長　井ノ根惠

# 覺書

日本ステンレス株式會社（以下單に會社と稱す）と日本ステンレス株式會社松本工場勞働組合（以下單に組合と稱す）との間に昭和二十一年六月二十八日締結せる勞働協約に基く勞資交涉委員會に關し本覺書を締結す

第一條　勞資交涉委員會は協約書第四條の趣旨に基き勞資何れかの要請に依り臨時之を開催すること

第二條　勞資交涉委員會は委員長及び勞資各五名以上同數の委員を以て構成し委員長は工場長若くはその指名するもの之に當り委員は工場長組合長より夫々指名任命す

第三條　委員長は勞資交涉委員會を主宰す委員は會議に出席し參議事項に關し協議又は交涉をなす

第四條　勞資交涉委員會は工場に於ける左の事項に付參議するものとす

一、賃金改訂に關する件

二、勞働條件に關する件

三、厚生福利施設運營に關する件

四、業務組織改變に關する件

五、生產技術向上に關する件

六、從業員査問に關する件

七、其の他組合員に關係ある事項

第五條　勞資交涉委員會に於て協議成立し勞資双方之を承認したるものは必要に應じ之を成文して覺書となすもの



とす

本覺書を確認するため覺書參通を作製し勞資双方各一通を保管し一通は長野縣知事に提出するものとす

昭和二十一年六月二十八日

日本ステンレス株式會社

取締役社長　吉村清治

日本ステンレス株式會社松本工場勞働組合

組合長　井ノ根惠

# 勞働協約書（改訂）

第一條　日本ステンレス株式會社（以下甲と稱す）と日本ステンレス株式會社松本工場勞働組合（以下乙と稱す）とは勞働組合法の趣旨に基いて本協約を締結する

第二條　甲並に乙は敗戰後に於ける日本經濟と社業の現實とを深く認識し惡條件を克服して社運の興隆を圖り併せて日本經濟に寄與する爲双方誠意と熱意を以て各々責任の遂行に努むることを誓約する

第三條　甲は乙を甲の松本工場に於ける唯一の交涉體と認める

第四條　甲の松本工場の從業員はすべて乙の組合員であること

但し甲乙双方了解の上定めた者は此の限りでない

第五條　甲は乙を脫退し又は乙が除名した者を雇傭しないこと

但し前條但書により脫退する場合は此の限りでない

第六條　乙の組合員は甲の松本工場に於ける從業員就業規則を遵守する義務を負ふと共に生產意慾の昂揚に就いては自主的に責任を負ふものとする

乙は甲の製品の品質並に歩留の向上と勞働能率增進に對して積極的且つ組織的に協力する

第七條　甲は從業員の採用、解雇、登用、異動（課單位以上の轉入轉出を含む）に就いては乙の承諾なくしては之を行はないこと

但し從業員にして意識的に生產意慾著しく低下の狀態にありと甲乙共に認められる者ある場合は協議の上甲は之を解雇することが出來る

第八條　甲は甲の本社並に所屬工場、事業場等の實却休業委任經營吸收合併等會社經營上重大變革及び業務組織の變更をなさんとする場合その方針決定後速に乙の充分なる諒解を得ることとし乙は無警告に爭議行爲をなさないこととする

尙爭議中甲乙双方共他の勞働者を雇傭就業せしめないこと

第九條　甲の開催する會議には甲乙協議の上乙の代表を出席させること

第十條　工場委員會（甲の各單位勞働組合合同して行ふ場合は勞資協議會以下同じ）を開催し左の事項に就き參議すること

一、生活費を基準とする最低賃金制に関する事項
二、労働條件の基準に関する事項
三、従業員の人事に関する事項
四、昇給賞與の基準に関する事項
五、従業員の表彰及び懲罰に関する事項
六、経営並に作業能率に関する事項
七、厚生關利施設の運営に関する事項
八、教育及び安全衛生に関する事項
九、従業員に直接関係ある諸規則の設定改廃に関する事項
十、其の他従業員に關係ある事項

工場委員會は甲乙一方の要請により隨時之を開催すること工場委員會は委員長及び委員を含む甲乙同數で構成し委員長は社長又は工場長若くは其の指名する者が之に當り委員は社長、工場長、組合長より夫々指名任命す委員長は會議を主宰し委員は會議に出席し審議事項に關し協議又は決定する

第十一條　工場委員會は前條各號に關し必要に應じ專門分科會を開催する專門分科會の構成は工場委員會でその都度之を決することとし必要ある場合は常置することが出來る

第十二條　工場委員會に於て協議成立し甲乙共に之を承認したものは必要に應じ成文化し勞働協約と同等の效力を有するものとする

第十三條　甲乙は經營協議會を設置しその構成運營並に議決に關しては甲乙協議の上別に之を定む

第十四條　甲及び乙に於て名義其他呼稱に變更あつた場合も本協約の效力は變化しない

第十五條　甲は乙の組合員が公職に就いた場合それに必要な行動の自由を認める

第十六條　甲は乙の組合活動に對し充分なる便宜を與へること

一、組合義務に專念する爲專任書記若干名を置くことを認めること專任書記の身分待遇は一切他の従業員と同樣に取扱ふこと

二、乙が就業時間中會議を開催する場合は豫め甲に通知して之を行ふこととし甲は業務上支障なき限り之を認めること

三、乙の組合員が組合用務で出張するときは其の旅費等の取扱とすること

四、其の他組合運營上の必要に應じ人員、器材、設備、消耗品等の便宜を與へること

第十七條　乙は組合規約を改訂した場合甲に之を提示すること

第十八條　本協約の有效期間は昭和二十一年十二月二十五日より向ふ六ケ月間とすること但し甲乙双方の合意に依り有效期間内と雖も改廢することが出來る又期間滿了一ケ月前迄に勞資何れかより改訂の意志表示がないときは



更に六ケ月間自動的に延長するものとする

第十九條　本協約は有效期間中に改訂の交渉を爲し解決しないで有效期間が終了したる場合は新しく締結する迄は本協約を延長すること

本協約を確認する爲協約書參通を作成し勞資双方各壹通を保管し壹通は長野縣知事に提出するものとす

昭和二十一年十二月二十五日

日本ステンレス株式會社
取締役社長　吉村清治

日本ステンレス株式會社松本工場勞働組合
組合長　井ノ根惠

覺書

日本ステンレス株式會社（以下單に甲と稱す）と日本ステンレス株式會社松本工場勞働組合（以下單に乙と稱す）との間に昭和二十一年十二月二十五日締結せる勞働協約書に關し本覺書を作成する

記

第一　協約書第四條は左記の者を組合員より除くものとする

次長、部長、部長代理、勤勞課長
勞働勞關係の業務を擔當する一部の者に付ては個々に協議の上決定するものとする

第二　乙はその組合規約に基いて組合員を除名しようとする場合は豫め甲に提案協議することとする

第三、協約第七條の登用は係長代理以上に登用する場合を指すものとする

第四　協約書第十條第一項第一號の最低賃金制の實施に關しては第二條の精神を尊重すること

第五　第十條第一項第四號の登用は資格變更の場合を指すものとする

第六、協約書第十四條の名稱變更に伴ひ性格を變更した場合は協約に就いて改めて甲乙協議すること

第七　協約書第十五條に於ける公職に關しては官廳に於て公職として取扱をなすものに準じて行ふものとし公職に在るもの又は公職に就かうとする者は乙を通じて甲に届出をなすものとする

第八　協約書第十六條第三號の場合勤務成績に影響せしもないが奬勵加給又は精勵加給は附けないこととする

右覺書を確認する爲本書貳通を作成し各壹通を保有するものとする

昭和二十一年十二月二十五日

日本ステンレス株式會社
取締役社長　吉村清治

日本ステンレス株式會社松本工場勞働組合
組合長　井ノ根惠

# 日本ステンレス株式會社直江津工場

## 團體協約書

日本ステンレス株式會社（以下單に會社と稱す）と日本ステンレス株式會社直江津工場勞働組合（以下單に組合と稱す）との間に左記の團體協約を締結し双方互に誠意を以て之を遵守し勞働能率の增進と産業平和の維持とに協力するものとす

記

第一條　日本ステンレス株式會社直江津工場從業員は原則として日本ステンレス株式會社直江津工場勞働組合員（以下單に組合員と稱す）たるべきこと

第二條　勞資双方共一切の勞働條件の改善に關しては本社並に所屬他工場及び同一産業の條件を充分に考慮すること

第三條　會社はステンレス工業の隆昌が組合の組織的協力に負ふ所以を認識し其の地位の向上に對する熱意に應へ組合は社業の國家的社會的使命に鑑み其の全組織を擧げて、勞働能率の增進に努力すると共に組合員の行動に對し自主的に責任を負ふこと

第四條　本協約の趣旨に基き工場委員會を開催し組合員に重大なる關係ある事項を審議す

前項委員會の構成及協議事項並に運營に關しては勞資双



方協議の上別に覺書を作成して之を定むるものとす

第五條　工場が開催する會議には勞資申合せの上組合代表を出席せしむること

第六條　從業員の昇給賞與に關しては其の都度實施支給條件の基準を諮め組合に提示し勞資双方打合せをなすものとす

第七條　會社は無警告に工場閉鎖又は休業を行はず組合亦無警告に同盟罷業等の爭議行爲を行はざるものとす

第八條　本協約の有效期間は締結の日より六ケ月とす

但期間滿了一ケ月前迄に勞資何れよりも改訂の意思表示なきときは更に六ケ月間自動的に延長せらるるものとす

本協約を確認するため協約書並に覺書各參通を作成し勞資双方各壹通を保管し壹通は新潟縣知事に提出するものとす

昭和二十一年四月二十五日

日本ステンレス株式會社

代表取締役　吉村清治

日本ステンレス株式會社直江津工場勞働組合

組合長　中川一郎

## 覺書

日本ステンレス株式會社（以下單に會社と稱す）と日本ステンレス株式會社直江津工場勞働組合（以下單に組合と稱す）との間に昭和二十一年四月二十五日締結せる團體協約に基き左記に關し本覺書を協約す

### 第一章　工場委員會

第一條　工場委員會（以下單に委員會と稱す）は協約書第四條の趣旨に基き勞資何れかの要請により隨時之を開催すること

第二條　委員會は委員長及び勞資同數の委員を以て構成し委員長は工場長若はその指名する者之に當り委員は工場長組合長より夫々指名任命す

第三條　委員長は委員會を主宰す

委員は會議に出席し審議事項に關し協議又は決定をなす

第四條　委員會は直江津工場に於ける左の事項に付審議するものとす

一、勞働條件の基準に關する件

二、從業員雇入計畫に關する件

三、從業員解雇に關する件

四、厚生福利施設運營に關する件

五、作業能率に關する件

六、從業員就業規則第四十三條に基く從業員査問に關する件

第五條　委員會は前條各號に關し必要に應じ專門分科會を開催す

專門分科會の構成は工場委員會其の都度之を定む

專門分科會は必要に應じ常置なすものあるべし

第六條　委員會に於て協議成立し勞資双方之を承認したるものは必要に應じ成文化して團體協約となすものとす

### 第二章　其の他

第七條　協約書第一條は左記の者を組合員より除くものとす

一、部課長（課長代理を含む）以上の者

二、新規採用者にして三ケ月の試驗雇傭期間に在る者

第八條　組合規約改訂の場合は會社に提示し組合規約に基き組合員を除名せんとするときには會社の了解を得ること

第九條　業務組織の改變に關しては一般發表に先き立ち組合に提示し之が趣旨を發明す

第十條　組合員たる從業員の異動（轉入、轉出を含む）に關しては能ふ限り本人に內示承諾を得るものとす

第十一條　組合の業務執行に關し會社は事情の許す範圍に於て便宜を供與す

前項に關する具體的事項に關しては組合より書面申請をなすこと

昭和二十一年四月二十五日

日本ステンレス株式會社

代表取締役　吉村清治

日本ステンレス株式會社直江津工場勞働組合

組合長　中川一郎

## 勞働協約書

第一條　日本ステンレス株式會社（以下甲と稱す）と日本

ステンレス株式會社直江津工場勞働組合（以下乙と稱す）とは勞働組合法の趣旨に基いて本協約を締結する

第二條　甲並に乙は敗戰後に於ける日本經濟と社業の現實とを深く認識し勞使協力して社運の興隆を圖り併せて日本經濟に寄與する爲め双方誠意と熱意を以て各々責任の遂行に努めることを誓約する

第三條　甲は乙を甲の直江津工場並に技術研究所に於ける唯一の交渉團と認める

第四條　甲の直江津工場並に技術研究所の從業員はすべて乙の組合員であることを要件とする
但し甲乙双方了解の上定めた者は此の限りでない

第五條　甲は乙を脫退し又は乙が除名した者を雇傭しない
但し前條但書により脫退する場合は此の限りでない

第六條　乙の組合員は甲の直江津工場に於ける從業員就業規則を遵守する義務を負ふと共に生產意慾の昂揚に就ては自主的に責任を負ふものとする
乙は甲の製品品質並に歩留の向上勞働能率增進に對して積極的且つ組織的に協力する

第七條　甲は從業員の採用、解雇、異動（課單位以上の轉入轉出を含む）に就いては乙の承諾なくしては之を行はないこと
但し從業員にして意識的に生產意慾著しく低下の狀態にありと甲乙共に認める者ある場合は協議の上甲は之を解雇することが出來る



第八條　甲は甲の本社並に附屬工場事業場等の廢止、休業、委任經營吸收合併等會社經營上最大影響を及ぼす重要事項の變更をなそうとする場合その方針決定後遽かに乙の充分な諒解を得ることとし乙は無事故に爭議行爲をなさないことゝする
尙爭議中は甲乙双方其他の勞務者を最小就業せしめないこと

第九條　甲の開催する會議には甲乙協議の上乙の代表を出席させること

第十條　工場委員會（甲の各單位勞働組合合同して行ふ場合は勞資協議會以下同じ）を開催し左の事項に就き協議する
一、生活費を基準とする最低賃金制に關する事項
二、勞働條件の基準に關する事項
三、從業員の人事に關する事項
四、昇給賞與登用の基準に關する事項
五、從業員の表彰及び査問に關する事項
六、經營並に作業能率に關する事項
七、厚生福利施設の運營に關する事項
八、教育及び安全衛生に關する事項
九、從業員に直接關係ある諸規則の設定改廢に關する事項
十、其の他從業員に關係ある事項
工場委員會は甲乙一方の要請により臨時之を開催すること



工場委員會は委員長及び委員を含む甲乙同數で構成し委員長は社長又は工場長若くはその指名する者が之に當り委員は社長工場長組合長より夫々指名任命する
委員長は會議を主宰し委員は會議に出席し審議事項に關し協議又は決定する

第十一條　工場委員會は前條各號に關し必要に應じ專門分科會を開催する
專門分科會の構成は工場委員會で其の都度之を決定することとし必要ある場合は常置することが出來る

第十二條　工場委員會に於て協議成立し甲乙共に之を承諾したるものは必要に應じ成文化し勞働協約と同等の效力を有するものとする

第十三條　甲乙は經營協議會を設置することとしその構成運營並に權限に關しては甲乙協議の上別に之を定める

第十四條　甲及び乙に於て名義其の他呼稱に變更あつた場合も本協約の效力は變化しない

第十五條　甲は乙の組合員が公職に就いた場合それに必要な行動の自由を認めること

第十六條　甲は乙の組合員の組合活動に對し充分な便宜を與へること
一、組合業務に專念する爲め專任書記若干名置くことを認めること專任書記の身分待遇は一切他の從業員と同樣に取扱ふこと
二、乙が就業時間中會議を開催する場合は豫め甲に通知して之を行ふこととし甲は業務上支障ない限り之を認めること
三、乙の組合員が組合用務で出張するときは其の賃銀物の取扱とすること
四、其の他組合運營上の必要に應じ人員器材建物消耗品等の便宜を與へること

第十七條　乙は組合規約を改訂した場合甲に之を提示すること

第十八條　本協約の有效期間は昭和二十一年十二月二十五日より向ふ六箇月間とすること　但し甲乙双方の合意により有效期間內と雖も改訂することが出來る
又期間滿了一ケ月前迄に甲乙何れよりも改訂の意志表示がないときは更に六ケ月間自動的に延長するものとする

第十九條　本協約の有效期間中に改訂の要望をなし解決しないで有效期間が滿了する場合は新しく締結する迄は本協約を延長すること

本協約を確認するため協約書參通を作成し甲乙各壹通を保管し壹通は新潟縣知事に提出すること

昭和二十一年十二月二十五日

日本ステンレス株式會社
取締役社長　吉村清治

日本ステンレス株式會社直江津工場勞働組合
組合長　中川一郎

覺書

日本ステンレス株式會社（以下單に甲と稱す）と日本ステンレス株式會社直江津工場勞働組合（以下單に乙と稱す）との間に昭和二十一年十二月二十五日締結せる勞働協約に關し本覺書を作成する

記

第一條　協約書第四條は左記の者を組合員より除くものとする

次長、部長、副長、部長代理、課長、課長代理

貸動勞關係等の業務を擔當する一部の者に付ては個々に協議の上決定するものとする

第二條　乙は其の組合規約に基いて組合員を除名しようとする場合は豫め甲は提案協議することとする

第三條　協約書第七條の登用は係長代理以上に登用する場合を指すものとする

第四條　協約書第十條第一項第一號の最低賃金制の實施に際しては第二條の精神を尊重すること

第五條　第十條第一項第四號の登用は責務變更の場合を指すものとする

第六條　協約書第十四條の名稱變更に伴ひ性格を變更した場合は協約に就て改めて甲乙協議すること

第七條　協約書第十五條に於ける公職に關しては官廳に於て公職として取扱をなすものに準じて行ふものとし公職に在るもの又は公職に就かうとする者は乙を通して甲に屆出をなすものとする

第八條　協約書第十六條第三號の場合勤務成績に影響せしめないが奬勵加給又は精勤加給は附かないこととする

右覺書を確認する爲本書貳通を作成し各壹通を保有するものとする

昭和二十一年十二月二十五日

日本ステンレス株式會社

取締役社長　吉村清治

日本ステンレス株式會社直江津工場勞働組合

組合長　中川一郎

日本電氣冶金株式會社

勞働協約書

日本電氣冶金株式會社（以下會社と稱す）と日本電氣冶金株式會社勞働組合聯合會（以下聯合會と稱す）及其の所屬單位組合（以下組合と稱す）は左の通り勞働協約を締結す

第一條　會社は聯合會が組合により正當に組織せられたる聯合團體なることを承認し聯合會及組合の團體交渉權を確認す

第二條　會社は聯合會及其れに所屬する各單位組合以外の如何なる組合をも認めず



第三條　會社從業員は原則として聯合會所屬組合の組合員たることを要件とす

但し双方承認したるものは此の限りに非ず

第四條　會社に於て組合員を解雇せんとするときは豫め組合の同意を要す

第五條　會社と聯合會及組合は經營協議會を設置し勞働條件、人事、厚生、生産其他經營に關し別に定むる經營協議會規約に基き協議す

第六條　經營協議會に於て協議成立したる事項中必要ありと認めたるものに付ては勞働協約とす

第七條　會社並に組合は經營協議會に諮らずして作業場閉鎖、長期休業又は同盟罷業其他の爭議行爲を爲さざるものとす

第八條　本協約の有效期間は協約成立の日より一ケ年とす

但し期間滿了に至るも双方より改廢の意思表示なき場合は本協約は更新したるものと看做す

昭和二十一年十月八日

## 經營協議會規約

第一條　日本電氣冶金株式會社（以下會社と稱す）と日本電氣冶金株式會社勞働組合聯合會（以下聯合會と稱す）及其の所屬單位組合（以下組合と稱す）は其の勞働協約第五條に基く聯合經營協議會及單位經營協議會を設置す

第二條　本會は會社經營の民主化、生産增强從業員の地位向上を圖るを以て目的とす

第三條　本會は左の委員に依り組織す

イ、會社代表委員

ロ、組合代表委員

ハ、職能代表委員

但し第二項委員は組合の決議に依り第三項委員は會社及組合代表委員の協議に依り決定するものとす

第四條　本會の運行は議長制に依る

第五條　本會議長は社長之に當り社長事故あるときは其の指名したる委員之を代理す

第六條　本會の協議要綱を左の通りとす

1、勞働時間、休憩、休日、休暇及災害防止等就業條件に關する事項

2、從業員の履歷、解雇、職制、異動、賞罰等人事に關する事項

3、給與形態、給與標準及退職手當等諸給與に關する事項

4、生産、經理、營業等會社經營に關する事項

5、福利厚生に關する事項

6、其他双方に於て必要ありと認めたる事項

右事項中各事業場に共通する事項及特に主要と認めたるものに付ては聯合經營協議會に諮るものとす

第七條　本會は會社より全般的經營方針並に業績の概要に關し報告を受くるものとす

第八條　本會の決定事項は會社並に組合の責任に於て實行す

第九條　本會に於て必要と認めたる場合は別に小委員會を設くることを得

第十條　本會は會社又は組合の要求ありたる場合臨時之を開催す

第十一條　本會に必要と認めたる場合は書記及臨時委員を任命することを得

昭和二十一年十月八日

日本電氣冶金株式會社　取締役社長　桑原雅藏

日本電氣冶金株式會社勞働組合聯合會　組合長　相倉　勝

日本電氣冶金株式會社從業員會　本社代表　黒田　良夫

日本電氣冶金株式會社從業員組合　栗田支部長　田島　時夫

日本電氣冶金株式會社從業員式合　諸江支部長　赤崎　義

## 理研工業株式會社柿崎工場

### 勞働協約書

昭和二十一年五月二十五日理研工業株式會社新潟工業所に於て事業主側代表と理研工業株式會社柿崎工場從業員組合代表との間に左の勞働協約を締結す

一、理研工業株式會社新潟工業所（以下事業主と稱す）は理研工業株式會社柿崎工場從業員組合（以下組合と稱す）を公認し其の團體交渉權を認むるものとす

本組合は事業主に於て別に定むる就業規則に依る勞働の義務を負よものとす

但し本協約の定むる處に反する義務を負よことなし

二、事業主は組合員に對し左の基準に依る賃金を支給するものとす

（イ）財政的事情の如何に拘らず最低の生活を保證するものとす

（ロ）勞働に對して正當なる評價を以て算定するものとす

（ハ）柿崎工場に於ける業績向上に依る利益の一部を以て公平妥當なる配分をなすものとす

四、就業時間は一日八時間（休憩一時間を含む）を原則とす

但し特別の事由に依り就業時間の延長をなす場合は事業主と組合との協議に依り之を決定するものとす

五、有給休日を左の通り定むるものとす

但し有給とは通常の基本給及諸手當一切を含むものとす

（以下實金と稱す）

（イ）毎週日曜日

（ロ）年末年始（自十二月三十日至一月五日）

（ハ）メーデー（五月一日）

（ニ）全國的又は地域的祝祭日

但し一年間を通じ七日以内とするも實施日に就ては事業主と組合との協議に依り決定するものとす

六、有給休暇は左の通り定むるものとす

（イ）慰勞休暇平期七日

但し四の但書に依り延長なしたる場合は其の延長相當時間を換算の上休暇日數を追加するものとす　尙本休暇日數に滿たざる場合は其の日數に應じて相當實金を支給するものとす

（ロ）其の他就業規則に定むる休暇

七、事業主は組合に對し作業に因る死亡及傷病に付左の通り手當を支給するものとす

但し作業に起因せるや否やの決定は事業主と組合との協議に依るものとす

（イ）死亡の場合は實金月收相當額の十二ケ月分以上

（ロ）負傷及疾病は療養中其の期間實金の全額

（ハ）不具廢疾の場合は事業主と組合協議の上決定せる額

八、事業主は組合員の退職に對し左の手當を支給するものとす

但し實施に就ては事業主と組合との協議に依り之を決定するものとす

（イ）組合の都合に依りたる場合は別に定むる退職手當金

（ロ）事業主の都合に依りたる場合は（イ）及傍層手當金として實金月收相當額の十二ケ月分以上

但し整理傍層の場合を除く

九、事業主は組合との協議決定するにあらざれば左の事項を實施する事を得ざるものとす

（イ）服制、傍層

（ロ）賃銀の改廢

（ハ）重要なる人事の異動

（ニ）昇給、昇格、進退、懲戒

一〇、事業主は組合に對し組合事務遂行の爲組合員のなす行爲は之を業務上の行爲と看做すものとす

一一、事業主は教育購利施設の管理運營に對し組合代表者を參加せしむるものとす

一二、事業主は組合に對し相互同數の代表者を構成する經營協議會を設置するものとす

一三、經營協議會の運營は別に定むる理研工業株式會社柿崎工場經營協議會規約に依るものとす

一四、經營協議會の決定事項は事業主の責任に於て急速に實施するものとす

但し組合員の總意に反したる場合は拒否することを得

一五、組合は本協約の定むる處に不拘組合員の社會的經濟的地位の向上の爲めにする一切の行動の自由を留保す

一六、本協約の有效期限は締結の日より六ケ月間とす

但し何れかの一方より期間滿了三週間前に更改の申出なきときは更に六ケ月繼續するものとす

一七、期間中にありても双方協議の上協約事項を變更し又は追加する事を得るものとす

一八、本協約事項に關し紛爭を生じたるときは勞働委員會の調停又は仲裁に附するものとす

右協約を證する爲本書三通を作成し双方調印の上各一通を保有するものとし他の一通は行政官廳に提出するものとす

理研工業株式會社新潟工業部

事業主代表取締役工業部長　松井琢磨

理研工業株式會社柿崎工場從業員組合

組合代表執行委員長　小熊增七



## 經營協議會規約

第一條　本會は理研工業株式會社柿崎工場經營協議會と稱す

第二條　本會は理研工業株式會社新潟工業部と理研工業株式會社柿崎工場從業員組合との間に締結せられたる勞働協約第十二條に基き設置す

第三條　本會は工場の合理的且つ能率的なる運營を圖るを以て目的とす

第四條　本會は前條の目的達成のため左に掲ぐる事項は總て其の實施前に協議決定するものとす

1、經營方針、業績、檢討並に其の合理化に關する事項

2、勞働條件人事機構に關する事項

3、其の他重要なる事項

第五條　本會の構成は左記に依る

1、工場側代表　五名

2、組合側代表　五名

第六條　本會に會長副會長各一名を置く

會長は工場長之に當り會務を主掌するものとす

副會長は會長の指名に依る工場側代表之に當り會長事故ある時は會務を代行す

第七條　本會は毎月一回定例會議を開催するものとす

但し双方何れかの要求ありたる時は臨時會議を開催するものとす

第八條　本會の決議は構成人員の多數決に依る

第九條　本會には双方何れかの提案に基き必要なる擔當者の出席を求め發言せしむることを得

但し議決權を有せず

第十條　本會には議事を記錄せしむるため書記若干名を置く

第十一條　本會の決議は全從業員に告示すると共に工場は其の實施に就て責任を持ち組合はこれに對し十分の協力をなすものとす

第十二條　本會の協議事項は其の議案を開催日五日以前に双方代表者に提示するものとす

第十三條　本規約は之を昭和二十一年五月二十五日より實施するものとす

第十四條　本規約の改正は本會の決議に依る

## 不二越鋼材工業株式會社

### 勞働協約書

不二越鋼材工業株式會社（以下甲と稱す）は不二越勞働組合（以下乙と稱す）と勞働組合法に則り本勞働協約を締結す

第一條　甲に於て爲す組合員の解雇及人事異動に關しては乙の代表者の了解を得るものとす

第二條　甲の從業員は原則として乙の組合員たることを要件とす

第三條　甲は經濟狀勢に應じ組合員の生活を保障し其の經濟的社會的地位の向上に、乙は勞働秩序の維持並作業能率の增進に努力するものとす

第四條　甲と乙は本協約締結の趣旨に則り經營協議會（以下協議會と稱す）を設置す

第五條　協議會は別に定むる規約に從ひ甲乙各同數の代表者を以て組織し左記事項を協議するものとす

一、服實、生產及資材計畫に關する事項

二、勞働條件竝に待遇に關する事項

三、充員竝適正配置に關する事項

四、生產設路打開に關する事項

五、福利厚生文化に關する事項

六、機構機構に關する事項

七、賞罰に關する事項

八、其他甲又は乙に於て必要と認むる事項

第六條　協議會の協議採決事項は甲、乙双方に於て責任を以て之が實現を圖るものとす

第七條　甲及乙は双方とも協議會に諮らずして工場閉鎖同盟罷業其他の爭議行爲に出でざるものとす

第八條　本協約の有效期間は締結の日より六ケ月とす

右期間滿了後と雖も新協約成立せざるときは本協約によ

るものとす
甲及乙は本協約書各壹通を保有す
昭和二十一年八月二十七日
不二越鋼材工業株式會社
取締役社長　井村荒喜
不二越勞働組合
執行委員長　堂谷隆篤

## 覺書

本覺書は昭和二十一年八月二十七日締結せる勞働協約書に基き甲乙双方に於て確認せるものなり
一、第一條の組合の代表者は執行委員長とし本條記載事項に關しては專決權を有するものと看做すこと
二、第七條に基く紛議事項の協議に際し甲乙何れか一方より不同意にして協議打切りの意志表示ありたるときを以て協議整はざるものと看做す
三、甲は乙が同一目的を有する他の團體と協力する場合は特に支障なき限り之を認むること
甲及乙は本覺書各壹通を保有す
昭和二十一年八月二十七日
取締役社長　井村荒喜
執行委員長　堂谷隆篤

## 勞働協約書

第一條　本協議會は不二越鋼材工業株式會社經營協議會と稱し甲乙間に締結せる勞働協約の第五條及第七條に關し隔意なき協議により圓滿なる取極解決を目的となす協議機關とす
第二條　本協議會は不二越鋼材工業株式會社本社内に置く
第三條　本協議會は甲乙双方代表委員各々拾名以内を以て組織す
第四條　甲委員は社長の指令、乙委員は執行委員會の選出により夫々代表權を有するものとす
第五條　本協議會の定例會議は毎月一回之を開催す
但し双方又は一方の要求により臨時に開催すること を得
第六條　會議の運行は座長制とす
第七條　本協議會の取極は甲乙双方委員の同意によるものとす
第八條　本協議會は統計其の他資料の提出を甲及乙に要求し報告を求むる事を得、必要あるときは關係者を招致して説明を聽取し或は意見を開陳せしむることを得
第九條　本協議會は特別委員會を設けることを得
甲及乙は本規約書各壹通を保有す
昭和二十一年八月二十七日
不二越鋼材工業株式會社
取締役社長　井村荒喜



不二越勞働組合
執行委員長　堂谷隆篤

## 申し合せ事項

一、本協議會の議題は少くとも開催日三日以前に各委員に通告するものとす
但し緊急を要する場合は此の限りに非ず
二、本協議會の運營事務は總務部勞務課之を擔當す
三、本協議會に關する費用は會社之を負擔す

## 株式會社小松製作所

### 勞働協約書

株式會社小松製作所（以下會社と稱す）と株式會社小松製作所從業員組合（以下組合と稱す）は產業の健全なる發展と從業員の福利の增進を圖るため勞働組合法第一條並に第二十一條の精神に基き左の協約を締結する
一、會社は本組合以外の組合を認めないこと
二、會社の從業員は本組合の組合員たること　但し會社組合協議の上勞働組合法第二條第一項に該當するものと認めた者は此の限りでない
三、團體交渉を誠實すること
四、組合の經營參加を承認し經營協議會を設置する、經營協議會の構成運營其他に關しては會社組合協議の上別に定めること
五、會社の解散又は工場閉鎖は組合の承認を得ること
六、從業員の採用、解雇、移動等は組合の承認を得ること
七、會社は組合員で組合より除名された者を引續き雇傭しないこと　但し組合は組合員の除名に關し事前に會社に連絡すること
八、職制の制定改廢並に重要なる人事に關する事項は組合の承認を得ること
九、昇給、賞與、昇進、懲戒等は組合と協議の上實施すること
一〇、社則並に重要なる社達等は組合と協議の上實施すること
一一、從業員の福利、教育、厚生施設は會社組合協議の上改善し情勢の熟するを俟ち逐次組合の管理に移すこと
一二、就業時間は原則として八時間とすること
一三、原則として生活費を基準とする最低賃金を保證すること
一四、有給休暇及有給休日を認めること
一五、退職金は組合と協議の上支給すること
一六、傷疾病者及其の扶養家族に對しては最低生活の保證に努めること
一七、會社組合間に紛爭ありたる際は双方の承認なくして調停又は仲裁することは出來ない
一八、會社組合間に紛爭ありたる際の工場閉鎖又は同盟罷業は互ひに事前通告をなすこと

一九、職業中に於て會社は勞務供給請負業者及其他と勞務供給契約をなすことが出來ない　但し工場施設保全のために要する最少限の勞務確保は此の限りでない

二〇、會社は組合員に對し組合活動の自由を認めること

二一、會社及組合が他の組合及其他の團體を工場に出入せしめる必要があるときは互ひに承認を求めること

二二、本協約による會社組合協議の上決定せる事項に就ては本協約と同等の效力を有すること

二三、本協約の有效期間は昭和二十一年八月十四日より昭和二十二年八月十三日迄とする
但し期間滿了一ケ月前迄に會社組合何れよりも改廢の意志表示がないときは更に六ケ月自動的に延長せられる

右協約の證として本書四通を作成し會社組合各一通を保有し他の二通は監督官廳に屆出する

昭和二十一年八月十四日

株式會社小松製作所
　專務取締役　竹內壯一郎

小松製作所從業員組合
　執行委員長　近吉三男

## 經營協議會規約

一、本協議會は經營民主化の精神に基き左記事項に關し會社組合相互の協議を行ふを目的とする

一、經營の民主化に關する事項

二、從業員の勞働條件並に生活安定に關する事項

三、生産計畫並に生産能率の增進に關する事項

四、會社經理に關する事項

五、工場經營協議會より提案せられた事項

六、其の他經營に關する重要な事項

二、本協議會は會社代表（以下會社側と稱する）並に組合代表（以下組合側と稱する）より成る委員を以て構成する

委員の定數は會社側十一名並組合側十五名とする

會社委員は專務取締役が指名し組合側委員は常任執行委員が決定する

會議に上程せられた議案に關係のある從業員で委員の協議により指名せられた者は會議に出席し議事に參與することができる

三、委員の任期は六ケ月とする

四、會議に議長を置く

五、議長は出席委員の互選により定める　議長は議事を整理する

六、協議會に幹事及書記を置く

七、幹事は會社側より一名及組合側より二名各委員中より選出する　幹事は會の事務を掌理する

八、書記は會社側及組合側双方より各一名宛幹事が委囑する　書記は議事錄作成に從事する

九、會議は每月一回第一火曜日に開く、但し緊急必要のあるときまたは委員の三分の一以上より要求があつたときは臨時に開くことができる

一〇、會議は會社側及組合側双方委員の各過半數出席しなければ開くことができない

一一、議事は會社側及組合側双方出席委員の各過半數の同意により決する

一二、協議會は議案に付必要であると認めるときは會社側及組合側双方委員の合意に基き臨時研究委員會を設け特定事項に關する調査研究を附託することができる

一三、會議は原則として公開する

一四、本規約を改廢する必要があるときは會社取締役及組合常任執行委員會の合意により決する



## 信越化學工業株式會社直江津工場

### 協　約　書

一、信越化學工業株式會社と勞働組合總同盟信越化學直江津工場勞働組合は勞働と産業の社會的國家的意義とその使命とに鑑み勞働組合法第一章第二十一條の精神に基き左の通り契約を締結す

二、信越化學直江津工場從業員は原則として勞働組合總同盟直江津工場勞働組合員たる事を要件とす　但し勞資双方に於て承認したる者に付きては之の限りに非ず

三、勞資兩者は本協約締結の趣旨に鑑み本協約第一項の精神に基き左記三委員會を設置す

1、勞務委員會

2、生産委員會

3、配給委員會

四、勞務委員會は勞資各同數の代表者を以て構成し賃金勞働時間其他待遇上の諸條件に關し協議取極めを爲し解雇雇入登用等從業員の人事並に共濟事業災害防止衞生施設福利施設に關しては申入に依り協議取極めを爲すものとす

五、生産委員會は勞資各同數の代表者並に勞資双方に於て承認せる技術者を以て構成し生産計劃の樹立及之が實施原材料の檢討經費の節減等に付き協議取極めを爲すものとす、之が爲必要なる時は勞資双方より原價計算書其の他資料の提示に應ずべきものとす

六、配給委員會は勞資各同數並に配給事務擔當者を以て構成し生活物資の配給に關し協議取極めを爲すものとす

七、勞務委員會生産委員會及配給委員會の委員數及會議規定は勞資双方協議により別に之を定むるものとす

八、勞務委員會生産委員會及び配給委員會に於て協議成立したる事項中勞資双方に於て之を承認したるときは成文化し勞働協約とするものとす

九、勞資共に勞務委員會又は生産委員會に圖らずして作業場閉鎖又は同盟罷業の擧に出でざるものとす

一〇、本協約書は各三通を作成し勞資代表各一通を保管し

一通は行政官廳に提出するものとす
一一、本協約の締結期間は昭和二十一年六月五日より向ふ一ケ年とす
右協約す
昭和二十一年六月五日
信越化學工業株式會社
社長 小坂順造
信越化學工業株式會社直江津工場勞働組合
代表 田上實

勞資（生産）委員會規程

一、勞資（生産）委員會（以下委員會と云ふ）は昭和二十一年六月五日信越化學工業株式會社と同社直江津工場勞働組合との間に締ばれた勞働協約に基いて設けられたものである
二、委員會の目的は凡て（生産を增强し）勞働者の自主的地位の向上を圖るにあり、委員は使用者勞働者各一方の爲の利害を代表するものではない
三、委員會の構成は左の通りである
使用者側委員　會社の任命した十人以內の常時缺員
勞働組合側委員　組合の指名した同數の組合員
（技術員　若干名）
書記　勞資双方より選定した各一人
右の外必要に應じ補助委員を置くことがある、補助委員は專門の事項に付委員會の時間を受ける（技術員は委員會で推薦し會社の承認を得た職場代表の組合員で會議に出席し意見を述べ決議事項を實際に行ふに當り指導力となるものである）
四、委員長は使用者側上席委員、副委員長は勞働組合長とする、副委員長は委員長に事故のあるときこれを代理する
五、委員長は委員會議長となる。議案の提出、議事の進行は議長が一切之にあたる
六、委員の任期は一年とし缺員を生じたときは殘りの期間委員を補充する
七、委員會は毎月一回定期に開き、必要のあるときは臨時に開くことが出來る
八、勞資どちらか一方の申入により委員會を開くときは委員長は申入を受けた後一週間以內に會議を招集しなくてはならぬ
九、委員會の決議は委員が夫々三分の二以上出席しなければ效力がない
十、書記は議事錄を作成する。決議に關する議事錄には委員長、副委員長の署名が必要である
十一、此の規定は昭和二十一年六月五日から實施する

生活物資配給委員會々則

第一條　生活物資の配給を圓滑ならしめ生活の安定を計り能率



の向上と生産力の增大とに寄與するを以て目的とす。
第二條　委員會の組織左の如し。
會長　一名
副會長　二名
委員　若干名
幹事　二名
第三條　會長は工場長とす。會長は會務を總理す。副會長は工場次長とす。副會長は會長を補佐し會長事故あるときは之を代理す。
委員は各課長、第一生活係（配給所）主任及之と同數の勞働組合選出の委員とす。
幹事は第一生活係擔當者一名とす。幹事は會長の命を承け會の實務を行ふ。
第四條　委員會は每月一回定期に之を開催す。但し會長必要ありと認めたるときは臨時開催することあるべし。
第五條　委員會の決定事項及每月の配給狀況は之を公表す
附則
本則は昭和二十一年六月五日より之を實施す。

## 昭和電工株式會社松本工場

### 經營協議會規約

第一條　昭和電工松本工場（以下工場と稱す）と昭和電工松本工場勞働組合（以下組合と稱す）は昭和電工株式會社と昭和電工株式會社の勞働組合聯合會との間に締結せられたる勞働協約に關する基本協定書第三條に基き工場經營協議會を設置す
第二條　本協議會は左の委員に依り組織す
一、工場側代表　四名
一、勞働組合側代表　四名
第三條　工場側代表は工場長及び工場長の任命せる工場從業員にして勞働組合員に非ざる者とし組合側代表は委員會に於て委員中より互選す
第四條　委員の任期は六ケ月とし缺員を生じたるときは協議會の決定に基き補充することを得　補充委員の任期は前任者の殘任期間とす
第五條　本協議會は議長一名を委員中より互選す
第六條　議長は會議の處理に任ずるものとす
第七條　協議會は左の諸事項を協議し之が解決を圖るものとす
一、生産及工場運營に關する事項
二、人事に關する一般事項
三、勞働條件に關する事項
四、福利厚生に關する事項
五、其の他工場又は組合の提議に基き本協議會に附託せられたる事項
第八條　協議會は每月一回之を開催す　但し工場側又は組合側の要求ありたるときは臨時に開催す

第九條　協議會に附議すべき事項は豫め議長に之を提示し議長は各委員に事前通告をなすものとす
協議會開催中急を要する事項あるときは前項の規定にかゝわらず協議會に於て緊急動議をなすことを得
第十條　協議會は議長之を招集す　工場又は組合より會議に附すべき事項を提示し臨時招集の要求ありたるときは議長之を招集す
第十一條　協議會は委員の四分の三以上出席するに非されば開會するを得ず
第十二條　協議會は必要に應じ左の專門委員會を設け之に諮問し其の意見を徵することを得
一、生産委員會
二、人事給與委員會
三、厚生委員會
第十三條　專門委員會は左の委員を以て構成し委員の任免は工場及組合協議の上之を決定す
一、協議會委員若干名
二、從業員中の經驗又は專門の技術技能あるもの若干名
第十四條　本協議會に於て協議成立したる事項は勞資双方責任を以て即時實施するものとす
第十五條　本規約の有效期間は本規約の準據せる勞働協約の期間とす
右契約す
昭和二十一年十月二十日

昭和電工株式會社松本工場
工場長　奥村參三
昭和電工松本工場勞働組合
組合長　田中正明

昭和電工株式會社鹽尻工場

勞働協約書

第一條　昭和電工株式會社鹽尻工場（以下工場と稱する）と昭和電工株式會社鹽尻工場勞働組合（以下組合と稱する）は昭和電工株式會社と昭和電工株式會社勞働組合會合との間に締結された勞働協約に關する基本協定書に基づきこの協約を締結する
第二條　基本協定書第三條により工場と組合との協議機關として工場經營協議會を設ける
第三條　工場並に組合は次に揭げる事項を事前に必ず工場經營協議會に附議することを要する
一、事業の計畫及び運營に關する事項
二、從業員の最低解雇異動に關する事項
三、從業員の待遇其の他勞働條件に關する事項
四、從業員の表彰慰安に關する事項
五、從業員並に其の家族の福利厚生に關する事項
六、工場安全及び衞生に關する事項
七、其の他工場又は組合の提案に基づき本會に附託せら



れた事項
第四條　工場經營協議會は工場側（工場長、總務課長、勤勞課長、現場の課長の中一名）組合側（正副組合長、課長、工員五名）により構成さる
第五條　この協議會は毎月一回開催する但し工場又は組合から要求のあつた場合には其の都度開催する
第六條　この協議會で決つた事項は双方共に誠意を以て履行する
第七條　工場及び組合はこの協議會に諮らないで工場閉鎖同盟罷業等を行はぬこと
第八條　この協約中で改訂を要する事項が生じた場合はこの協議會に附議することを要する
第九條　この協約の期限は昭和二十一年七月二十八日より三ケ月とし協約者双方が特に改訂の意志表示をしない時は自動的に參ケ月宛繼續する
改訂の意志表示があつた場合は協議成立に至るまで本協約は期間滿了後であつても存續す
第十條　本協約が成立した事を證するため本書參通を作成し工場及び組合に各壹通を所持し壹通は行政官廳に提出する

昭和二十一年七月二十八日

昭和電工株式會社鹽尻工場
工場長　川島具次郎
昭和電工株式會社鹽尻工場勞働組合
組合長　宮正雄

## 工場經營協議會規約

第一條　勞働協約第四條の委員により構成す
第二條　委員の任期は三ケ月とし協約成立の日より之を起算す
但し再任を妨げず
第三條　委員にして缺員を生じたるときは工場、組合の中缺員を生じたる側より之を補充し本會の承認を得るものとす
補缺委員の任期は前任者の殘任期間とす
第四條　本會は議長一名副議長一名を互選す
第五條　議長は會議を統裁す
副議長は議長を補佐し議長事故あるときはその職務を代行す
第六條　本會に附議すべき事項は勞働協約第三條による
第七條　本會の開催は勞働協約第五條による
第八條　本會に附議すべき事項は議長豫め提示することを要す
但し緊急事項はこの限りにあらず
第九條　本會は議長之を招集す
第十條　本會は委員の三分の二以上出席するに非ざれば開會することを得ず

第十一條　本會に社會部を置き部長に專任せしめ本會の事務を處理せしむ

書記は本會の承認を得て會長之を任免す

第十二條　部長は書記をして會議錄を作成せしむ

會議錄は本會の議事の進行に關し記錄し出席委員の氏名を記載し議長並に部議長之を檢印するものとす

第十三條　工場、組合は必要あるとき本會の議事に付き專門委員を指定し會議に列席せしめ意見を具申せしむることを得

專門委員は臨時之を選定し本會の承認を得るものとす

第十四條　本會委員は工場の祕密を公開すべからず

第十五條　本規定の有效期間は勞働協約の期間とす

播磨工業株式會社松任工業

勞働協約書

播磨工業株式會社（以下會社と稱す）と播磨工業株式會社松任工場勞働組合（以下組合と稱す）との間に左の勞働協約を締結したり

第一條　會社及松任工場勞働組合は本組合をして松任工場內に於ける唯一の交涉體とし他の交涉體を認めず、又他の交涉體を作らざること

第二條　松任工場の從業員は總て本組合員たること

第三條　會社は組合員の組合活動の自由を認め之が專任者貳名以內を置き專任者の身分待遇等は一切他の組合員と同樣に取扱ふこと

第四條　會社は從業員に關する諸規則の設定改廢は組合の承認なしには之を行はねこと

第五條　會社の福利厚生施設は組合の管理下に置き專任者貳名以內を置くこと

第六條　會社並組合代表を以て組織する經營協議會を設けること

協議會で決定したる事項は本協約と同一の效力を有するものとす經營協議會に就ては別に之を定む

第七條　會社並組合に於て名義其他呼稱に變更ありたる場合と雖も本協約の效力は變更せざるものとす

第八條　本協約の有效期間は締結の日より向ふ一年間とす

右期間滿了以前會社又は組合より別段の意志表示を爲さざるときは更に一ケ年づつ繼續するものとす

第九條　本協約は有效期間中と雖も會社並組合双方の合意に依り之が改廢をなすことを得るものとし又一方的に改訂の交涉をなし解決せずして有效期間終了の際は本協約の延長を双方共承認するものとす

本協約成立を證する爲本書參通を作成し會社及組合各自其の豐通を保有し豐通を行政官廳に提出する

昭和二十二年三月二十五日

播磨工業株式會社
取締役社長　菊野良雄

播磨工業株式會社松任工場勞働組合
組合長　的場克巳



團體協議會協議事項

第一條　經營合理化に關する事項

第二條　生產計畫及び之を實行するために必要な作業計畫に關係ある事項

第三條　作業研究、技能改善其の他勞働能率の向上に關係ある事項

第四條　勞働配置其の他作業條件の合理化に關係ある事項

第五條　危險防止其の他作業環境の整備に關係ある事項

第六條　勞働時間賃金其の他勞働條件の適正化に關係ある事項

第七條　厚生配給物資に關する事項

第八條　從業員住宅、醫療施設其の他の厚生施設の整備改善に關する事項

第九條　厚生基金制度其の他の設置運用に關する事項

# 中部支部

## 愛知製鋼株式會社刈谷工場

### 團體協約書

一、愛知製鋼株式會社は會社經營の民主化を全面的に支持しその意味によつて設立されたる愛知製鋼刈谷工場從業員組合を承認しその團體協約權を認め將來組合を通じて一切の交渉を行ふものとす

### 細　則

(イ) 會社側は組合と協議の上生活費を基準とする最低賃金制及給料制を確立し物價騰貴並に增收に從ひ賃金を增額し福利施設を强化し全從業員の生活水準の向上をはかること

(ロ) 賃金給料手當並に賞與及びこれが額は組合と協議の上決定のこと

(ハ) 昇格轉勤又は懲戒等に就ては組合に諮りこれを決すること

(ニ) 從業員の採用解雇及解職等につきては組合にはかり組合の意志を尊重すること

(ホ) 會社側代表と同數の組合代表とより成る事業經營協議會を設立し組合代表は事業經營に參加するものとす又

事業經營協議會の決定事項は會社側に於て責任を以て實行すること

(ヘ) 勞働時間を短縮し原則として八時間勞働制を實施すること

(ト) 組合幹部の會社就業時間中に於ける組合事務處理はこれを承認すること

以上愛知製鋼株式會社と愛知製鋼刈谷工場從業員組合と協約すると共に組合は第一項に從ひ必要に應じ新なる交渉を行ふものとす

昭和二十一年二月一日

愛知製鋼株式會社

取締役社長　大島理三郎

愛知製鋼刈谷工場勞働組合

組合長　鈴木直助



勞働協約書（改訂）

愛知製鋼株式會社（以下單に會社と云ふ）と全日本鐵鋼產業勞働組合（以下單に組合と云ふ）との間に次の如き協約を結ぶ

第一條　會社は組合、東海支部及愛知製鋼刈谷工場分會を會社（事業場）內に於ける唯一の交渉體として他の交渉體を認めぬこと

第二條　會社の從業員は組合員たること

第三條　會社は組合を脫退し又は組合が除名した者を解雇せぬこと

第四條　會社は職制、人事（採用、解雇、異動等）に就ては組合の承認なくしては之を行はぬこと

第五條　生活費を基準とする最低賃金制を確立すること

第六條　會社は會社全額負擔の退職金制度を確立すること

第七條　勞働時間は最高拘束八時間（實働七時間）とすること

第八條　休日、休暇に就ては有給週休制、全國的、地方的休祭日を除き一ケ年二十日の有給休暇、女子生理休暇は一ケ月三日及產前產後通算七十五日とし出勤扱ひとすること

第九條　爭議中會社は他の勞務者を臨時就業せしめぬこと

第十條　會社は經營組織の變更を理由に從業員を譴首せざること

第十一條　會社は工場閉鎖、賃却譲渡、休業廢止等經營組織の變更に就ては組合の承認なしには之を行はぬこと

第十二條　會社は從業員に關係ある諸規則の改定改廢は組合の承認なしには之を行はぬこと

第十三條　會社は厚生福利施設を組合運營下に置くこと

第十四條　會社は組合員の政黨加入の自由を認め、組合員全般に渉きたる場合は之の防害をなさぬこと

第十五條　會社は組合活動の自由を認め、其の幹部が組合事務に專念することを承認すること

組合專任者の身分待遇等は一切他の從業員と同樣に取扱ふこと

第十六條　會社並に從業員代表で經營協議會を設くること

經營協議會に就ては別に之を定むること

第十七條　經營協議會で定めた事にして會社並に組合が承認した場合は之を成文化して本協約と同一の效力を持たせること

第十八條　會社並に組合に於て名儀其他呼稱に變更ありたる場合と雖も本協約の效力は變化しないこと

第十九條　本協約の有效期間は昭和二十一年十一月十一日より向ふ三ケ年とすること

但し當事者雙方の合意に依り有效期間中と雖も之が改訂をすることが出來る

第二十條　本協約は有效期間中に改訂の交渉をなし解決せずして有效期間終了の際は新しく締結する迄は本協約を延長すること

昭和二十一年十一月十一日

愛知製鋼株式會社

取締役社長　大島理三郎

全日本鐵鋼產業勞働組合

組合長　鵜原弘

同

東海支部長　大西孝

同愛知製鋼刈谷工場

分會長　鈴木直助

# 協約書

昭和廿一年十一月十一日愛知製鋼株式會社と全日本鐵鋼産業勞働組合との間の勞働協約の締結に當り會社及組合は左記各項を認める

記

一、前文及第一條に就て
全日本鐵鋼産業勞働組合は單一組合の性格を有するものとして本協約を締結する
分會は分會の自主性を確認し自主的分會の幹特を以て會社との主たる交渉體となる

二、第三條に就て
解雇、個別退職により組合員たる資格を失ひたる場合は本條を適用しない、分會が業種を變更せるため其の所屬組合員が組合員の資格を失ひたる場合も亦同じ

三、第八條に就て
有給週休制による給與は會社と分會と協議して定める。
一ケ年廿日の有給休暇の規定は勞働基準法の制定により變更しない

四、第十四條に就て
公職の範圍に就ては會社及分會協議の上別に定める

五、其の他
第十一條、第十二條、第十三條、第十七條に於ける「組合」は「分會」の意義と解釋する

右の證として本覺書を作成し會社、組合各一通を所持するものとす

昭和二十一年十一月十一日

愛知製鋼株式會社
取締役社長　大島理三郎

全日本鐵鋼産業勞働組合
組合長　德原弘
支部長　大西孝
分會長　鈴木直助

## 勞働協議會規約

### 第一章　總則

第一條　協議會は愛知製鋼刈谷工場經營協議會と稱す

第二條　本協議會は愛知縣碧海郡刈谷町愛知製鋼株式會社刈谷工場内に置く

第三條　本協議會は愛知製鋼株式會社刈谷工場（以下會社と稱す）と全愛勞愛知製鋼刈谷工場分會（以下分會と稱す）とが昭和二十一年十一月十一日附にて締結せる勞働協約に基き勞資相互の意思を疏通して會社の民主的經營體制の確立並に發展のため會社經營諸般の事項を協議して産業の平和を維持し社會の進運に寄與すると共に會社從業員の地位の安定と生活の向上を計るを以て目的とす

第四條　本協議會は主として愛知製鋼株式會社刈谷工場に於ける經營並に之と關聯ある事項につき協議す

### 第二章　組織

第五條　本協議會は會社側代表並に分會代表を以て組織す

第六條　會社側代表とは會社役員、部課長、會員並に其の委嘱したる分會員にあらざる者とし分會側代表とは分會員中より選出し理事會に於て之を任免す
委員は委員名簿に登錄し置くものとす

第七條　會社側代表及分會側代表の數は各十名を以て組織するを原則とするも必要と認めたるときは諮問機關として委員外から關係者の出席を求め其の意見を聽取することを得
但し委員事故ありたるときは會社側は分會員に非ざる者分會側にありては補缺分會員の選出委員に限り之を代理することを得

第八條　委員の任期は一ケ年とし重任を妨げず、但し委員事故ありたるときは任期中と雖も更新することを得

第九條　本協議會に事務處理のため幹事二名を置き又書記若干を置くことを得幹事並に書記に關しては別に之を定む

### 第三章　會議

第十條　會議は原則として毎月一回開催す、但し必要あるときは臨時に之を開催することを得

第十一條　會議は議案提出側の要請により開催するものとす



第十二條　會議の議案並に開催期日は開催期日の十日前に幹事より通告するものとす
但し緊急を要する場合は右の通告期間に拘らず開催することを得

第十三條　會議は會社側及分會側双方の代表各半數以上出席するにあらざれば開催することを得ず

第十四條　會議の進行は座長之を行ふ

第十五條　座長は議案提出側代表互選に依るものとす

第十六條　會議の進行は合議に依る

第十七條　會議は議案の裁決に當る拒絶權なし
但し本會議は勞働組合法による分會の團體交渉權及爭議權を拘束せず、會社は分會が行ふ其の正當なる行使を認す

第十八條　會議の議事は議事錄に記載せられ、議事錄は會社側及分會側の閲覽の爲め常時備へ置くものとす

第十九條　本會に於ては左の項目に付き協議す
（イ）勞務關係
一、從業員の人事に關する事項
二、從業員の給與に關する事項
三、從業員の職制に關する事項
四、從業員の福利厚生教育賞罰に關する事項
五、從業員の勞働條件に關する事項
六、諸制度諸規定の制定及改廢に關する事項
七、其の他重要なる事項

（ロ）生産關係
一、生産計畫並にその結果に關する事項
二、生産增强能率向上に關する事項
三、技術研究に關する事項
四、機械器具新設補修並に改善に關する事項
五、資材關係の獲得並に配分に關する事項
六、直接間接消耗品の節約並に代用品に關する事項
七、勞働力の獲得並に維持配分に關する事項
八、生産促進打開に關する事項
九、其の他の重要なる事項
（ハ）事務關係
一、損益に關する事項
二、原價に關する事項
三、資金に關する事項
四、原資先選定並に價格に關する事項
五、輸送並に保管に關する事項
六、外註先の選定並に其の內容に關する事項
七、經理並に營業に關する事項
八、其の他の重要なる事項
會必要と認めたるときは諮問機關として專門委員會を開催することを得
專門委員會の構成は必要の都度之を定む、但し委員は本協議會の委員たるも妨げず
第二十條　左の事項は之を當該主務者側に於て會議に報告



することを要す
一、每月の生産狀況
二、每月の經理狀況
三、每月の勞務狀況
四、每月の決算
五、株主總會に於ける決定事項
六、株式の現況
七、其の他會社經營に關し質問ありたる事項

## 第四章　附　則

第二十一條　本會議に於ける決議は之を成文化し會社並に分會の確認を經て勞働協約と同等の效力を有せしめ双方誠意を以て實行するものとす
第二十二條　本會議に於て協議せられたる事項は全業上又は社會通念上機密を要するものを除き社內に發表す
第二十三條　本會議に出席せる者は其の職務上知得したる機密を漏洩することを得ず
會機密範圍は左に依り決定す
一、會議に於て指定したる事項
二、社會通念上機密を要する事項
第二十四條　本規約を改正せんとするときは會社側及分會側双方各代表十名よりなり規約改正委員會を組織し之に附議するものとす
但し前者代表の夫々三分の二以上出席し、出席委員の三分の二以上の同意を得るにあらざれば決議することを得

第二十五條　本規約に必要なる細則は協議會に於て別に定む
第二十六條　本規約は昭和二十一年十一月十一日より之を施行す

## 細　則

第九條に依る幹事の選定並に任務に付左の通り規定す
一、幹事は本協議會の選舉に際し事務的處理事項並に開者選互の連絡に任するものとす
二、幹事は會社側並に分會側代表中より各一名選出す
三、幹事の任期は六ケ月とし再選を妨げず、但し事故ありたるときは任期中と雖も更舉することを得
四、幹事の任務左の如し
（イ）定例又は臨時協議會の議案並に開催期日の通告
（ロ）會議の議事を議事錄に記載し整理保管すること
（ハ）會議で決定したる事項を成文化し開者代表の確認を求むると共に會社內に發表す
（ニ）其の他會議に關する一切の事務的處理事項並に連絡
第八條　休日休暇に就ては有給週休制、全國的、地方的休祭日を除き一ケ年に十四日の有給休暇、女子生理有給休暇は一ケ月三日、產前產後通算七十五日有給休暇とすること
第九條　爭議中會社は他の勞働者を職場離脫せしめぬこと



## 勞働協約書

愛知製鋼株式會社（以下單に會社と云ふ）は全日本機械金屬產業勞働組合愛知製鋼知多工場分會（以下單に分會と云ふ）との間に左の如き協約を結ぶ
第一條　會社は分會を愛知製鋼知多工場に於ける唯一の交涉團體として他の交涉團を認めぬこと
第二條　前條交涉團の組織員は分會員たること　但し會社及分會協議の上定めたるものはこの限りに在らず
第三條　會社は分會を脫退し又は分會が除名したる者を引續き分會所屬事業場に雇傭せぬこと
第四條　會社は從業員の入事、職制（採用、昇進、異動等）に關する事項に就ては分會と協議の上定むること
第五條　生活費を基準とする最低賃銀制を確立すること
第六條　會社は會社全從業員の退職金制度を確立すること
第七條　勞働時間は原則として八時間（實働七時間）とすること
第八條　休日休暇に就ては有給週休制、全國的、地方的休祭日を除き一ケ年に十四日の有給休暇、女子生理有給休暇は一ケ月三日、產前產後通算七十五日有給休暇とすること
第九條　爭議中會社は他の勞働者を職場離脫せしめぬこと

第十條　會社は工場閉鎖、賣却、讓渡、休業、廢止及經營組織等の變更等に就ては分會と協議なしには行はぬこと
第十一條　會社は經營組織の變更を理由に從業員を馘首せざること但し前條により協議調ひたる場合はこの限りに非ず
第十二條　會社の厚生福利施設の運營は分會と協議の上行ふこと
第十三條　會社は從業員に關係ある諸規則の設定改廢は分會と協議の上行ふこと
第十四條　會社は分會員の政黨加入の自由を認め分會員公職に就きたる場合は之に妨害をなさぬこと
第十五條　會社は分會員の組合活動の自由を認め其の幹部が組合專務に專念することを承認すること
前項の專任者の身分、待遇等は一切他の從業員と同樣に取扱ふこと
第十六條　會社並に從業員代表で經營協議會を設けること
經營協議會に就ては別に之を定むること
第十七條　經營協議會で定めた事にして會社並に分會が承認した場合は之を成文化して本協約と同一の效力を持たせること
第十八條　會社並に分會に於て名儀其他呼稱に變更ありたる場合と雖も本協約の效力は變化しないこと
第十九條　本協約の有效期間は昭和二十一年十一月三日より向ふ一ケ年とすること、但し當事者双方の合意に依り有效期間中と雖も之が改廢をなすことが出來る
第二十條　本協約は有效期間前に改訂の交渉をなし解決せずして有效期間終了の際は新に締結する迄は本協約を延長すること

昭和二十一年十一月三日

愛知製鋼株式會社
取締役社長　大島理三郎

全日本機鋼産業勞働組合
分會長代理　山田林平

## 覺書

一、第五條に揭ぐる最低賃金に就ては男子五〇〇圓女子四〇〇圓とし平均一、〇〇〇圓を下らざること
一、第八條に揭ぐる諸給與の中、有給週休制に就ては當分の間該當日數に對し夫々基本給一日分を　年十四日の有給休暇は年二十日とし有給休暇に就ては一日に付一人工を、女子性理休暇に就ては一ケ月三日の中一日は一人工殘りの二日に對しては夫々基本給一日分を附するものとす
各項に就ては兩者合議の上更に從業員に對し有利に改訂することを得。



# 揖斐川電氣工業株式會社

## 勞働協約書

揖斐川電氣工業株式會社（以下會社と謂ふ）と揖斐電勞働組合（以下組合と謂ふ）は勞働と産業の意義及び使命を正當に認識し勞働組合法の趣旨に基いて兩者間に左の通り勞働協約を締結する
第一條　會社は經營の民主化に依り從業員の勤勞意慾の昂揚と、生活の安定、地位の向上に努め、組合は勞働秩序の維持改善と勞働能率の增進に努め、會社事業の健全な發展を通じて經濟の興隆に寄與しなければならない
第二條　會社の從業員は組合員でなければならない、但し勞働組合法（以下組合法と謂ふ）第二條第一號に該當する者及び會社組合双方で承認した者はこの限りでない
第三條　會社は組合法第二條の趣旨に依る組合の對外的活動、外部團體への參加及び連繫を認める
第四條　組合の會合及び活動は就業時間外に行ふものとする、但し必要あるときは就業時間中でもこれを行ふことが出來る
第五條　本協約に關して會社組合間に紛議を生じたときは、速かに經營協議會に附議し、これを經ないで工場閉鎖同盟罷業等の爭議行爲をしてはならない
第六條　經營ならびに人事に關する諸問題は別に定める經營協議會規約に基いて經營する
第七條　會社及び組合は本協約締結の趣旨に基いて、双方各同數の委員で構成した經營協議會を設け、別に定める規約に依つてこれを運用する
第八條　本協約の實行については、會社組合双方誠意を以てこれに當るものとする
第九條　本協約の有效期間は協約締結の日から六ケ月とする、但し期間滿了二週間前に會社及び組合の何れか一方から改訂の申出をしない場合は更に六ケ月有效とする
爾後亦これと同樣とする
右協約締結の證として本書三通を作成し會社及び組合各その一通を保有し、一通は行政官廳に提出するものとする

昭和二十一年十月四日

揖斐川電氣工業株式會社
社長　宮寺敏雄

揖斐電勞働組合
組合長　土屋和義

## 勞働協約附帶覺書

一、組合規約に依る組合員の除名については組合は愼重、公正を期するものとする
二、組合規約に依る組合員の除名の場合は、會社はこれを人事問題として取扱ふものとする
三、就業時間中に組合の會合及び活動を爲す場合、組合は

これに依り會社の作業に著しい支障を及ぼさない限に努めるものとし、この場合は會社の承諾を得るものとする

四、會社が承認した場合は出勤として取扱う

組合の業務の爲め會社の施設を利用する場合は會社の承認を要する

五、團體交渉委員會規約第六條第四號の規定を要する事項は組合の支障を及ぼす恐れある場合に限るものとする

## 團體交渉委員會規約

川崎重工業株式會社（以下會社と稱す）と川崎重工業労働組合（以下組合と稱す）は昭和二十一年十月四日附覺書に基いて締結した勞働協約に基いて同協約第一條の目的達成の爲め團體交渉委員會を設ける

第一條　本會は左の委員で組織する

會社側　八名

組合側　八名

會社の委員に事故あるときは代理者を選任することが出來る。必要ある場合は雙方協定の上委員でない者を會議に出席させて說明を求めることが出來る。但し第五條の場合は此の限りでない

第二條　會議は議長を擁し議長は毎回交互に定めるものとする

第三條　本會は毎月一回六日（日曜その他定休日の場合はその翌日）に開くものとし、開催時期、場所等は當番議長が之を定める

會社及び組合の何れか一方から請求があつた場合は臨時にこれを開催する

第四條　會議に附議する事項は五日前に相手方に提示するものとする。但し雙方で合意する場合は此の限りでない

第五條　會議は會社及び組合側委員各その三分の二以上の出席に依つて成立し、その議決は出席委員の一致の意見に依るものとする

第六條　本會で取扱う事項は左の通りとする

一、勞働協約及び本會規約の改廢に關する事項の協定

二、勞働條件に關する諸規程の重要な事項の改廢に關する協定

三、賃金、給料、昇給、昇級、賞與、退職手當及び臨時手當の基準に關する事項の協定

四、採用、解雇基準に關する事項の協定

五、厚生、保健、危害豫防その他作業環境の整備に關する事項の協定

六、配給物資の割當基準、配給方法の大綱その他消費組合、共濟會設置の大綱に關する事項の協定

七、勞働秩序の維持改善、勞働能率の向上に關する事項の協定

八、生產計畫及び生產工程に關する事項の研究

九、技術の向上、機械及び設備の補修改善等作業能率に



關する事項の研究

一〇、左記の經營行爲に關する事項の研究

一一、經營の方針と關する事項の說明

一二、勞務及び經理に關する事項の說明

前項の研究說明事項については會社は組合の意見を統合調整するものとする

第四條　會社と組合は本協約精神の徹底に依り經營協議會（以下協議會と稱す）を設置す

第五條　本協議會は左記の事項に付協議取極を爲す

1、勞働條件並に物價に關する事項

2、生產效率增進に關する事項

3、福利厚生に關する事項

4、經理に關する事項

5、從業員の增減に關する事項

6、其の他會社側又は組合側に於て必要と認むる事項

第六條　協議會の決定事項に關して社則に之を定むる事項

第七條　協議會に於て協議成立した事項は速に之を實施すべきものとし實施側及組合側双方の承認を得たるものは之を勞働協約とす

第八條　組合幹部は會社業務に特に支障なき限り組合事務に從事すること出來

第九條　會社側及組合側双方協議會に諮らずして作成揭示、配布、其の他の會議行爲に出でざるものとす

第十條　本協約の有效期間は調印の日より一年とす

昭和廿一年五月十三日



## 川崎重工業株式會社川崎製鐵所知多工場

### 勞働協約書

川崎重工業株式會社と川崎製鐵所知多工場從業員組合は相互の公正なる理解と信賴關係に依り勞働組合法第二十一條の精神に基き本協約を締結す

### 協約

第一條　會社從業員は組合員たること又は之を條件とす但し認められた組合の承認ありたる者は此の限りに在らず

川崎重工業株式會社
社　長　篠谷正輔
川崎製鐵所知多工場従業員組合
組合長　在木鶴太郎

## 懇談協議會規程

第一條　本協議會は川崎製鐵所知多工場經營協議會と稱す
第二條　本協議會は川崎製鐵所知多工場内に之を置く
第三條　本協議會は昭和二十一年五月十三日締結に係る勞働協約の精神に基き勞資和衷協力に依り民主的なる經營を實現し會社の健實なる發展と組合員の生活安定を圖るを以て目的とす
第四條　本協議會は會社代表委員三名と組合代表委員三名を以て構成す
第五條　會社側委員並組合側委員中より各一名幹事を互選し本協議會の事務を管掌せしむ
第六條　本協議會に書記若干名を置き幹事を補佐せしむることを得書記は組合の推薦による
第七條　本協議會は毎月一回十日に之を開催するものとす但し双方若くは一方の要求に依り臨時に開催することを得
前項但書の場合に於て一方の開催申出に對し他方は特別の事由なき限り之を拒むことを得ず
第八條　會議の議題は開催日三日以前に各委員に通告すべきものとす
但し緊急を要する場合は此の限りにあらず
第九條　本協議會は會社及組合双方の委員各半數以上出席するに非れば議事を行ふことを得ず
第十條　會議の運營は座長制に依り双方の同意を得るに非れば決議を爲すことを得ず
第十一條　座長は定例協議會に於ては會社側及組合側交替にて就任し臨時協議會に於ては開催申込の反對側之に就任するものとす
第十二條　本協議會に於て必要あるときは何時にても事務擔當者を招致して會社の事業内容に付說明を聽取し得るものとす
第十三條　必要あるときは同協議會の下に更に分科委員會を設くることを得



# 大同製鋼株式會社勞働協約書

大同製鋼株式會社（以下會社と稱す）と大同製鋼勞働組合聯合會（以下組合と稱す）とは相互の公正なる理解と誠實なる信義に依り勞働組合法の精神に基き本協約を締結す
第一條　會社は事業場毎に設立せられたる聯合會構成組合を其の事業場の勞働組合として承認す
前項事業場の從業員は總て其の勞働組合の組合員たるものとす但し會社及組合双方協議の結果組合に於て承認したるものは此の限に非らず
第二條　會社は組合の健全なる發展に又組合は會社の業績の進展に最善の努力を拂ふものとす
第三條　會社及組合は前條の趣旨に依り經營協議會（以下協議會と稱す）を設置し經營に關し協議決定を爲すものとす
協議會の構成、協議事項及運營は別に之を定む
第四條　協議會に於て決定せられたる事項にして必要と認めたるもの之を成文化し勞働協約とす
第五條　組合（構成組合を含む）の役員及其の事務擔當者は會社業務に重大なる支障なき限り組合事務に從事し得るものとす
第六條　本協約の有效期間は締結の日より滿六ケ月とす但し會社又は組合より期間滿了一ケ月以前に申出を爲さゞる場合は更に六ケ月間有效とし爾後之に準ず
本協約締結の證として協約書參通を作成し會社及組合各壹通を保有し壹通は行政官廳に提出するものとす
昭和二十一年九月六日
大同製鋼株式會社
取締役社長　中村秀夫
大同製鋼勞働組合聯合會
委員長　中塚健治

## 勞働協約書（改訂）

大同製鋼株式會社（以下單に會社と云ふ）と全日本鐵鋼產業勞働組合（以下單に組合と云ふ）との間に左の如き協約を結ぶ
第一條　會社は組合東海支部及その所屬分會を會社内全職勞爭下事業場に於ける唯一の交涉體とし他の交涉體を認めぬこと
第二條　前條事業場の從業員は組合員たること
第三條　會社は組合を脫退し又は組合が除名した者を引續き雇傭せぬこと
第四條　會社は人事（採用、解雇、異動等）に就ては組合の承認なくしては之を行はぬこと
第五條　生活費を基準とする最低賃銀制を確立すること
第六條　會社は會社全額負擔の退職金制度を確立すること
第七條　勞働時間は最高拘束八時間（實働七時間）とすること
第八條　休日、休業に就ては有給週休制、全國的地方的休祭日を除き一ケ年に二十日の有給休暇、女子生理有給休暇は一ケ月三日、產前產後通算七十五日有給休暇とすること
第九條　爭議中會社は他の勞務者を雇傭就業せしめぬこと
第十條　會社は經營組織の變更を理由に從業員を縫首せざること

第十一條　會社は工場閉鎖[illegible]及經營組織等の變更等に就ては組合の承認なしには之を行はぬこと
第十二條　會社の厚生福利施設の運營は組合之を行ふこと
第十三條　會社は從業員に關係ある諸規則の設定改廢は組合の承認なしには之を行はぬこと
第十四條　會社は組合員の政黨加入の自由を認め組合員公職に就きたる場合は之に妨害をなさぬこと
第十五條　會社は組合員の組合活動の自由を認め其の幹部が組合事務に專從することを承認すること
組合專任者の身分待遇等は一切他の從業員と同樣に取扱ふこと
第十六條　會社並に從業員代表で經營協議會を設けること
經營協議會に就ては別に之を定むること
第十七條　經營協議會で定めた事にして會社並に組合が承認した場合は之を成文化して本協約と同一の效力を持たせること
第十八條　會社並に組合に於て名稱其の他呼稱に變更ありたる場合と雖も本協約の效力は變化しないこと
第十九條　本協約の有效期間は昭和二十一年十一月四日より向ふ三ケ年とすること、但し當事者雙方の合意により有效期間中と雖も之が改廢をなす事が出來る
第二十條　本協約は有效期間中に改訂の交渉をなし解決せずして有效期間終了の際は新に締結する迄は本協約を延長すること

昭和二十一年十一月四日

大同製鋼株式會社
取締役社長　中村秀夫

全日本鐵鋼産業勞働組合
組合長　鶴原弘
東海支部長　大西章
大同製鋼本社分會長　光藤飯市
大同製鋼星崎分會長　大西章
大同製鋼築地分會長　宇津野金藏
大同製鋼熱田工場分會長　岸野哲次
大同製鋼高藏工場分會長　鈴村政吉
大同製鋼安城工場分會長　河合倉吉

覺書

昭和二十一年十一月四日大同製鋼株式會社と全日本鐵鋼産業勞働組合との間の勞働協約の締結に當り覺書として左記事項を兩者確約する。

記

一、前文及第一條に就て
全日本鐵鋼産業勞働組合は單一組合の性格を有するものとして本協約を締結する
各分會は分會の自主性を確認し自主的分會の矜持を以て會社との主たる交渉體となる。
二、第三條に就て
分會所屬組合員の大多數が集團的に組合を脱退したる場合之が處置に就き解釋上疑義を生じたる場合は問題を起したる分會以外の會社內全鐵勞傘下分會と協議の上其の決定に[illegible]する。
解雇、懲罰、退職等により組合員たる資格を失ひたる場合は本條を適用しない。分會が業種を變更せるため其の所屬組合員が組合員の資格を失ひたる場合も亦同じ。
三、第四條に就て
人事に關する承認の方式に就ては會社及分會協議の上別に定める。
四、第八條に就て
有給週休制による給與は第五條の給與決定の場合これに包含して考慮するものとする
一ケ年二十日の有給休暇の規定は勞働基準法の制定により變更しない。
五、第九條に就て
本條に關聯して分會は爭議中事業場の[illegible]保全に對する[illegible]並に作業停止により危險發生又は破損の惧れある設備に對する適確なる處置を執るべきことを確約する。
六、第十四條に就て、
公職の範圍に就ては會社及分會協議の上別に定める。
七、第十六條に就て
本條に云ふ經營協議會は各分會毎の個別の經營協議會を指し會社全般に亙る事項に就ては大同製鋼勞組聯合會の存續する間は昭和二十一年九月六日締結の協約書による經營協議會に於て協議するものとする。
八、其の他
第四條、第十一條、第十二條、第十三條、第十五條に於ける「組合」は「分會」の意義と解釋する

昭和二十一年十一月四日

大同製鋼株式會社
取締役社長　中村秀夫

全日本鐵鋼産業勞働組合
組合長　鶴原弘
東海支部長　大西章
大同製鋼本社分會長　光藤飯市
大同製鋼星崎分會長　大西章
大同製鋼築地分會長　宇津野金藏
大同製鋼熱田工場分會長　岸野哲次
大同製鋼高藏工場分會長　鈴村政吉
大同製鋼安城工場分會長　河合倉吉

## 經營協議會規約

### 第一章　總則

第一條　大同製鋼株式會社（以下會社と稱す）と大同製鋼勞働組合聯合會（以下組合と稱す）とは昭和貳拾壹年九月六日附勞働協約書に基き全社經營協議會（以下協議會

と稱す）を會社本社内に、地區經營協議會（以下地區協議會と稱す）を本社及東京、大阪支店内に個別經營協議會（以下個別協議會と稱す）を事業場毎に設置す

第二條　協議會は會社及組合の意思を疏通し經營の民主化を圖ると目的とす

第三條　會社は前條の目的達成のため必要に應じ生產及經營經營の方針及現況に關し組合に報告し協議を遂ぐるものとす

第四條　協議會に於て協議決定する事項はたの通りとす

一、生產の企劃、實施に關する事項
二、生產增加及能率向上に關する事項
三、從業員の給與に關する事項
四、從業員の人事に關する事項
五、從業員の福利、厚生其の他勞働條件一般に關する事項
六、第三條に關聯し從業員の生活に重大なる影響ある事項
七、其の他重要なる事項

第五條　協議會は會社及組合各同數の委員を以て組織し座長は毎會會社及組合より交互に選出す
委員は會社の社長及其の指定せる役職員並組合正副委員長及常任委員を以て之に充ち委員名簿に登錄し置くものとす

前項の委員事故あるときは會社にありては委員に非ざる役員、部長場長、次長又は組合員にあらざる課長、組合にありては構成組合の委員に限り代理することを得

第六條　會社及組合は各々委員の中より一名の幹事を選出し協議會の事務を管掌せしむ
協議會に書記若干名を置き幹事を補佐せしむることを得

第七條　協議會は原則として毎月一回開催す但し社長及組合委員長必要と認めたるとき若くは地區又は個別協議會より要求ありたるときは之を開催することを要す
協議會の招集は幹事連名を以て之を爲す
前項の招集は議題を明示し開催日の十日以前に各委員に通告するものとす但し緊急を要する場合は此の限に在らず

第八條　協議會は會社及組合双方の委員各半數以上の出席により成立す

第九條　會社及組合は協議會の決定事項實現の義務あるものとす

第十條　協議會に於て必要と認めたる場合は特別機關として專門委員會を開催することを得
專門委員會の構成は必要の都度之を定む但し委員は協議會の委員たることを要せず

第三章　地區經營協議會

第十一條　地區協議會は地區固有の問題を協議決定し會社全體に及ぶべき事項に就きては協議の上全體協議會に提



案するものとす

第十二條　第三條乃至第十條の規定は地區協議會に之を準用す

第四章　個別經營協議會

第十三條　事業場固有の問題を處理するため事業場毎に個別協議會を設置す

第十四條　第三條乃至第十條の規定は個別協議會に之を準用す

## 豊田自動織機製作所
## 勞働協約書

豊田自動織機製作所と豊田自動織機勞働組合は勞働組合法に則り左記勞働協約を締結す

一、豊田自動織機製作所本社工場從業員は原則として豊田自動織機勞働組合の組合員たること

一、會社は從業員の經濟的社會的地位の向上を圖り組合は勞働秩序の維持作業能率の增進に努むること

一、從業員の採用解雇、人事異動、職制の改廢等は民主化の精神に則り之を行ひ組合の意向を充分斟酌し善處すること

一、就業規則に關する制度及其他諸規定の改廢は双方協議の上行ふこと

一、賃金給與制度及方法の變更は双方協議の上行ひ生活費を基準とする最低賃金制を確立し物價騰貴に即應して生活權を擁護し向上に努むること

一、福利民生施設及文化的諸事業を强化しその管理並に物資の配給は双方協議の上行ふこと

一、會社は組合代表及組合代表が指定する者の會社の就業時間中組合業務に專念するも之を承認すること

一、會社は組合の運營に必要なる什器、施設、家屋等の提供を承認し組合は之を利用せんとする時は豫め會社の了解を得ること

一、會社の代表と組合員の總意に基く代表よりなる經營協議會の設置を承認すること

一、經營協議會に於て協議成立せる事項にして會社及組合双方の承認を得たるときは成文化の上之を勞働協約となすものとす

一、本協約の有效期間は昭和二十一年九月一日より向ふ六ケ月とし期間滿了前協約者双方に於て特に之が改訂の意思表示なきときは自動的に六ケ月宛繼續するものとす

左協約書貳通を作製し協約者署名捺印の上双方に分有す

昭和二十一年八月三十日

株式會社豊田自動織機製作所
取締役副社長　石田退三

豊田自動織機勞働組合
執行委員長　玉利龍太郎

## 経営協議会規約

### 目的

経営協議会は会社及組合の労働協約に基き企業の健全なる発展と従業員の福祉を助長するを目的とす

### 組織

一、経営協議会は左の委員により組織す
　イ、会社側代表　五名
　ロ、組合側代表　七名
二、委員の互選により正副議長各一名を定む
三、委員の任期は六ケ月とす
四、会社及組合に於て委員中不適当なるものありと認むる場合は双方に於てそれぞれ之を変更し得るものとす

### 事業

経営協議会は左記事項に付協議す
一、生産計畫並に設備改善に関する事項
二、生産上の隘路打開に関する事項
三、技術研究並に経営改善に関する事項
四、組合員の業務並に人事に関する事項
五、賃金給与其他労働條件に関する事項
六、福利厚生並に文化に関する事項
七、事業の計畫組織、検討、財務状態其他経理一般に関する事項
八、其他本協議会に於て必要と認めたる事項

### 会議

一、経営協議会は毎月拾五日（當日休日なるときは翌日とす）会議室に於て開催す
但し会社組合又は過半数の委員の要求ありたる場合は臨時開催することを得
二、協議会は議長之を召集するものとす
三、会議の進行は議長之にあたる
四、本協議会に於て必要と認むるときは小委員会を開催することを得
五、必要により委員に非ざる者をして会議に出席し意見を述べしむることを得

### 附則

一、本規約の改廃は労働協約に反せざる限り会社及組合協議の上之を決定す
二、本規約は昭和二十一年七月　日より之を實施す

昭和二十一年七月　日

株式会社豊田自動織機製作所
取締役社長　石田退三
豊田自動織機労働組合
執行委員長　玉利龍太郎



## 東邦重工業株式会社

### 労働協約書

東邦重工業株式会社（以下会社と称す）と東邦重工業労働組合（以下組合と称す）とは相互の公正なる理解と誠実なる信義に依り労働組合法に基き本協約を締結す

第一條　会社従業員は総て其の労働組合の組合員たるものとす
但し労働組合法第二條第一項に該當するもの又は会社及組合双方に於て認めたるものは此の限りにあらず

第二條　会社は労働組合法に依る組合の地位を確認しその健全なる発展に最善の努力を拂ふものとす

第三條　組合は勤務能率の増進と秩序の自主的保持に努め以て会社業務の発展に最善の努力を拂ふものとす

第四條　会社は組合員の生活を擁護し生活水準の向上に努むるものとす

第五條　従業員の人事管理に関しては双方協議の上決定するものとす

第六條　組合役員及其の事務担当者は特に業務に支障なき限り組合事務に従事し得るものとす

第七條　会社代表と組合員の総意に基く代表により経営協議会を設置す
経営協議会の構成及運営は別に之を定む

第八條　経営協議会に於て協議調ひたる事項中会社及組合双方に於て必要と認めたる事項は之を成文化し労働協約とす

第九條　会社及組合は経営協議会に諮らずして工場閉鎖、賣却又は同盟罷業等の争議行為を行はざるものとす

第十條　本協約の有効期間は締結の日より向六ケ月とす
期間満了一ケ月以前に会社組合何れよりも改廃の意思表示なき場合は自動的に六ケ月宛其の効力は延長するものとす

本協約は之を三通作製し協約者署名捺印の上双方に於て分有し一通は行政官廳に之を提出するものとす

昭和二十一年十月　日

### 経営協議会規約

第一條　東邦重工業株式会社（以下会社と称す）と東邦重工業労働組合（以下組合と称す）とは昭和二十一年十月一日付締結せる労働協約に基き経営協議会（以下協議会と称す）を会社内に設置す

第二條　協議会に附議すべき事項は左の通りとす
一、生産並に経営に関する事項
二、従業員の人事管理並に條件に関する事項
三、従業員の福利厚生に関する事項
四、会社経理に関する事項
五、其他必要と認めたる事項

第三條　協議會は會社、組合各五名の議員を以て組織し議員名簿に登録し置くものとす

第四條　協議會に議長一名、書記若干名を置き議長は會社社長之に當るものとす
但し議長は議員中より自己の指名せる者を以て議長の任務を代行せしむることを得

第五條　協議會は原則として毎月一回開催し議長之を招集す
但し會社又は組合より要求ありたる場合は臨時開催することを得
前項の招集は議題を明示し開催の五日以前に各議員に報告するものとす
但し緊急を要する場合はこの限りにあらず

第六條　協議會は會社及組合双方の議員各三名以上出席するにあらざれば議事を行ふことを得ず

第七條　會社及組合は協議會に於て協議調ひたる事項に關しては相互に誠意を以て之が實現に當るものとす

第八條　協議會に於て必要と認めたる場合は諮問機關として分科委員會を設くることを得
分科委員會の構成は必要の都度之れを定む
但し委員は協議會の議員たることを要せず

右は昭和二十一年十月一日締結せる勞働協約に基き双方協議の上決定せる協約の原本なることを證す

昭和二十一年十月　日

東邦重工業株式會社
取締役社長　富永良三
東邦重工業勞働組合
委員長　三輪信晉

豊和工業株式會社

## 團體協約書

豊和工業勞働組合は豊和工業株式會社從業員を代表して豊和工業株式會社と勞働組合法に則り左記勞働協約を締結す

### 記

一、從業員の採用、解雇、人事異動及賞罰の改廢は組合と協議し組合の意志を尊重すること
但し臨時的の者に關しては之の限りにあらず

一、非民主的人物を排し之が具體的運用は會社と組合幹事會と協議の上決定すること

一、工員職員の差別を漸次撤廢するに努むること

一、就業勤務に關する制度及規程の改廢は組合と協議の上行ふこと

一、賃銀給與制度の變更は組合と協議の上行ひ生活費を基準とする最低賃銀制を確立し物價に即應して生活權を擁護すべきこと

一、組合幹事は組合事務に專念することあるも是を承認すること

一、關係厚生施設の管理及物資の配給は組合と協議の上行ふこと

一、婦人の生理的特質に對する全面的保證及健康保險法による休業期間に對する有給休暇を承認すること
但し健康保險法に依る給付のありたる場合は其の差額を會社に於て負擔するものとす

一、會社代表と從業員の總意に基く代表よりなる經營協議會の設置を承認すること
經營協議會に於ける協議事項は組合幹事會の議を經て社長に具申し社長之が採否を決す
但し社長は協議會の意思を力めて尊重すべきものとす

一、本契約有效期間は昭和貳拾壹年五月貳拾日より向ふ六ケ月とし期間滿了前協約者双方に於て特に之が改訂の意思表示なきときは自動的に六ケ月宛繼續するものとす
右協約書貳通を作成し協約者署名捺印の上双方にて分有す

昭和二十一年五月二十日

豊和工業株式會社
取締役社長　野崎誠一
豊和工業勞働組合
組合長　平田六郎

勞働協約書（改訂）

全日本機器勞働組合及び同上豊和工場分會は豊和工場從

九、経営協議会で協議成立した事項で会社及組合（分会）が之れを認めた時はこの協約と同様の效力をもつ

十、工場閉鎖又は長期休業又は土地建物設備機械器具資材を著しく変更する時は経営協議会にかける

十一、この工場内の一切の福利厚生施設の運営は分会と協議の上行うこと

十二、この工場内の就業規則賞罰其他従業員に関する諸規定の制定改廃は分会と協議決定する

十三、組合員は組合活動をする自由をもち特にその勧誘は組合活動に本条することができる但し事前に会社の了解を求むること

十四、この工場内の組合員は脱退に加入することは自由であり且つ公職に就くことを妨害しない

十五、この協約の有效期間は昭和二十一年十一月二十日から満六ケ月とする但し期間中でも双方の合意でこの協約を改訂することが出来る

十六、期間になつても双方に於て変更又は廃棄の意志表示がない時はこの協約は自動的に向う六ケ月その效力を延長する又期間になつた時でも新規協約が成立する迄この協約はその效力を失はない

十七、期間中に会社又は組合が名称を変更したり他と合併したりした時でもこの協約の效力には変りない

この協約書は三通作成し会社と組合とが各一通宛保有し一通は監督官廳に届出ることにする

右協約の證として

昭和二十一年十一月二日

豊和工業株式会社

取締役社長　野崎誠一

全日本機械労働組合

常任中央執行委員

分會長　平田六郎

## 経営協議会規約

### 目的

経営協議会は会社及労働組合の團體協約に基き従業員の團結を助長し企業の生産發展を圖るを目的とす

### 組織

経営協議会は左の委員を以て組織す

イ、会社側代表　七名

ロ、職域代表　七名

ハ、労働者側代表　七名

職域代表は会社及組合双方協議決定す

委員の互選により委員長を定む

委員の任期は六ケ月とす

### 事業

経営協議会は左記事項に付協議す

イ、営業方針に関する事項

ロ、生産豫定數量に関する事項

ハ、技術の向上並に機械設備の増強に関する事項

ニ、会社經營に関する事項

ホ、資材、燃料の獲得に関する事項

ヘ、労働力の獲得配分並労務管理に関する事項

ト、食糧其の他厚生物資の獲得配分に関する事項

チ、輸送能力に関する事項

リ、工場安全管理並従業員の健康保持増進に関する事項

ヌ、其の他生産上の阻害打開に関する事項

### 会議

イ、協議会は毎月十五日（當日休日なるとき翌日とす）会議室に於て開催す

但会社、労働組合幹事会又は過半數の委員の要求ありた る場合は臨時開催することを得

ロ、委員会は委員長之を招集するものとす

ハ、会議の運行は委員の互選により座長制による

ニ、本協議会に於て必要と認むる場合は小委員会を開催することを得

ホ、本協議会に書記を置き議事を記錄せしむ

ヘ、協議会は公開とし会社の希ひ ある場合又は委員に於て必要と認むる場合は非公開となすを得るものとす

## 経営協議会規約（改訂）

### 目的

経営協議会は会社及労働組合の團體協約に基き企業の運

# トヨタ自動車工業株式會社拳母工場

## 勞働協約書

トヨタ自動車工業株式會社（以下會社と稱す）とトヨタ自動車コロモ勞働組合（以下組合と稱す）とは勞働組合法第二十一條の精神に則り本協約を締結する

### 協　約

第一條　會社及組合は平和日本の經濟再建に重大使命を持つてゐることを自覺して非民主的な人物を除き封建的な態々を改めて社内機構、經營の徹底的民主化を圖り生産能力と組合員の幸福とを增進して產業の發展に努力する

第二條　會社の從業員は原則として組合員であることを要する　但し組合が特に承認した者は此の限でない

第三條　從業員の人事の基準、職制の變更並に給與及就業服務に關する制度の改廢は會社及組合とが双方協議の上その了解を經て實施する

第四條　人事の運用に關し組合側に意見あるときはその申出に依り協議する

第五條　會社は組合員の生活費を基準とする最低給與制を組合と協議確立し物價の變動に應じて努めて組合員に經濟的文化的向上の機會を與へるためその待遇を改善する

第六條　會社は原則として實働七時間制（休憩時間のみを除く就業時間）を承認する。其の實施時期及方法は別に組合と協議する

第七條　會社は組合員に一ケ年を通じて最低十二日の有給休暇を承認する　但し女子に於ては更に二ケ月毎に一日の有給生理休暇を追加する

第八條　會社は從業員の健康增進及文化向上の機會を與ふる爲福利厚生施設と文化的諸事業の運營に付組合の參劃を求める

第九條　會社は組合員の中若干名が組合の業務に專念する場合之を承認しその身分職分等に不當な取扱をしない

第十條　會社又は組合が事業の縮小、轉換、體制不能又は解散等會社の經營に重大なる變更を生ずる處があると認めた場合會社は組合と協議し組合員の更生並に生活の保障に最善の努力をする

第十一條　會社は前各條の目的を達成するため組合との協議機關として經營協議會を又第八條の目的を達成するため民生委員會を設け組合が會社經營並に厚生業務の運營に參劃することを承認する

第十二條　經營協議會及民生委員會の組織、協議事項及運營等に就ては夫々別に定める經營協議會規約及民生委員會規約による

第十三條　經營協議會及民生委員會の決定事項は社長及組合の承認を得て速に實施する。承認を得たる事項は必要に應じ勞働協約とする

第十四條　組合の提出する重要なる要求又は提案事項は會社之を受理したる後必す速に經營協議會にかけて双方之を審議する

會社及組合は經營協議會に諮らすして爭議行爲をなすことは出來ない

第十五條　本協約の有效期間は協約成立の日より一ケ年とする

但し期間滿了前に會社及組合とも特に改訂の申出がないときは引續き一年宛延長する

右協約書を作成し協約者署名捺印の上双方が之を保有し行政官廳へ屆出でる

昭和二十一年七月二十五日

トヨタ自動車工業株式會社
取締役社長　豊田喜一郎　㊞

トヨタ自動車コロモ勞働組合
執行委員長　益田登　㊞

## 經營協議會規約

### 第一章　總　則

第一條　本協議會はトヨタ自動車工業株式會社拳母工場經營協議會といふ

第二條　本協議會はトヨタ自動車工業株式會社拳母工場經營者（以下甲といふ）とトヨタ自動車コロモ勞働組合（以下乙といふ）双方の委員によつて成るものとする

第三條　本協議會は愛知縣西加茂郡擧母町大字下市場字前

山八號棟トヨタ自動車工業株式會社擧母工場内に開く

第二章　目的及び協議事項

第四條　本協議會は甲乙双方の自由な研究討議により經營諸問題について「合理的な解決點」を見出し圓滿な經營とその發展をはかることを目的とする

第五條　次にかゝげる事項は本協議會にはかりその協議を必要とする

（一）給與其の他勞働條件に關する事項

（二）福利、厚生敎育に關する事項

（三）其の他本協議會で必要と認めた事項

第六條　次にかかげる事項については甲は乙に說明報告して乙からの質疑に應じる

（一）月別生產計畫に關する事項

（二）生產技術及び生產能率に關する主な事項

（三）職制並に役附從業員の任免其他重要人事に關する事項

（四）重大な工場施設の變革に關する事項

第三章　機　關

第七條　本協議會は甲側委員五名（社長がこれを任命する）乙側委員七名（執行委員の互選とする）から成る

第八條　本協議會には委員の互選による議長一名副議長一名及び幹事二名を置く但し正副議長及び幹事は甲乙双方より各一名宛とする

第九條　委員に缺員を生じた場合には直ちにこれを補充する

第四章　任務及び權限

第十條　議長副議長は合議によつて本協議會をまとめる議長又は副議長に事故があるときにはおのおのそのまかされた委員がその職務をかはつてする。

第十一條　幹事は議長の命をうけて協議會の事務を處理する

第十二條　委員は本協議會に出席し附議事項について審議する

第五章　運　營

第十三條　本協議會は毎月一回議長これを召集する但し甲乙何れか一方の申出があつたときには議長と副議長は協議の上そのつど議長がこれを召集する

本協議會は甲側委員三名以上乙側委員四名以上が出席しなければこれを開くことができない

第十四條　本協議會の協議事項の決定は出席委員全員の一致による

本協議會で協議した事項は甲側は社長の承認を得てこれを處理して乙側は組合規約によりこれを處理する

第十五條　社長及委員でない重役と組合の議長副議長及び幹事とは隨時本協議會に出席することができるたゞし意見をのべようとするときには議長の承認をうけなければならない

第十六條　本協議會は必要あるときには附議事項について



說明を聽くためにその關係者の出席を求めることができる

第六章　任　期

第十七條　甲側委員の任期は社長の任免による乙側委員の任期は執行委員の任期と同じである

附　則

（一）本規約は昭和二十一年四月一日より實施する

（二）本協議會の規約の改正は本協議會で改正案を審議の上、甲側は社長の承認を得乙側は評議會の議決を經てはじめてきまる。

東邦製鋼株式會社

勞働協約書

東邦製鋼株式會社（以下單に會社と云ふ）と東邦製鋼勞働組合（以下單に組合と云ふ）との間に左の通り勞働協約を締結して互に誠意之を遵守する事を誓約する

第一條　此の協約は民主々義と相互の充分な理解によつて會社經營の確立向上と勞働條件の維持改善を圖り產業の興隆に貢獻するのを目的とする

第二條　會社の從業員は總て組合員とする但し兩者協議の上定めた者は之を除くものとする

第三條　從業員の採用解雇人事異動職制改廢に付ては組合と協議の上之を行ふことゝする

第四條　就業勤務に關する諸規則の制定改廢は組合と協議の上之を行ふこととする

第五條　給料賃金手當賞與退職手當等給與制度の變更は左の原則に準據して組合と協議して之を行ふこととする

一、生活費を基準とする最低賃金制

二、勞働能率に對する報償制

第六條　就業時間は一日八時間中一時間を休憩とするのを原則とする

第七條　休日は一週一日とし一般の祝祭日や年末年始其他臨時のものに付ては双方協議して之を定めることとする有給休暇は會社の決算を基準とした六ケ月間を通じて六日間とする勤務が六ケ月に滿たない者は一ケ月又は一ケ月未滿に付一日宛を遞減する

第八條　會社は原則として男女により差別待遇をなさないことにする

第九條　會社は從業員の福利厚生に付ては充分留意し之に關する施設の運營は組合と協議の上之を行ふことゝする

第十條　組合員は組合運動をする自由を持ち特に其幹部は業務に支障のない限り組合事務に從事することが出來る

第十一條　双方の代表が協議して決めた事項を更に會社組合共に承認した場合必要と認めらるゝ分は之を成文化して本協約と同一の效力あるものとする

第十二條　組合及組合員は就業服務に關する會社の諸規則を遵守せねばならぬ。會社も組合及組合員が有する勞働

法規に認められる權利や自由は之を尊重せねばならぬ

第十三條　組合は不良な組合員は之を斥け又組合員の不當の行ひに付ては責任を以て善後處置を講ぜねばならぬ
組合が組合員を除名するには會社と協議した上で之を行ふことゝし正當に除名された者は勿論會社は解雇するものとする

第十四條　双方共無警告で事業場の閉鎖や同盟罷業其他の爭議行爲をしてはならぬ

第十五條　組合から申出のあつた場合は組合事務の遂行會議の開催などに付會社は業務に支障のない限り便宜を供與することゝし又組合が事務を進め會議を開くに付ても會社の業務に支障を來さぬ様留意するものとする

第十六條　本協約の有效期間は昭和貳拾貳年貳月壹日から向ふ一ケ年間とする期間中でも双方の協議の纏つたときは之を變更したり追加することは勿論自由である

第十七條　本協約の解釋又は適用に付て疑義を生じた時でも互に一方的にならぬ様熟議して一致點を見出す様努めねばならぬ

右協約を明にするため本書參通を作つて双方記名捺印し各壹通宛を保有し壹通は地方長官に提出して置くことゝする

昭和二十二年二月一日

東邦製鋼株式會社

專務取締役　小林子之輔

東邦製鋼勞働組合

組合長　橋本作知

## 矢作製鐵株式會社

### 勞働協約書

矢作製鐵株式會社（以下甲と云ふ）と矢作製鐵從業員組合（以下乙と云ふ）とは相互の公平なる理解と誠實なる信義により勞働組合法の精神に基き本協約を締結す

第一條　甲は本社工場内に設立せられたる矢作製鐵從業員組合を承認す

第二條　甲の從業員は乙の組合員たることを要す　但し甲乙協議の上定めたる者は除く

第三條　甲は乙の健全なる發展に又乙は甲の業績の進展に夫々最善の努力を拂ふものとす

第四條　甲及乙は前各條の趣旨により經營協議會（以下協議會と云ふ）に設置し生産經理並に從業員の勞働諸條件に關し協議決定するものとす
協議會の構成、協議事項及運營は別に之を定む

第五條　協議會に於て決定せられたる事項にして甲及乙に於て必要と認めたるものは之を成文の上勞働協約とし又協議成立せる事項の實施につきては甲乙共にその實に任ずるものとす

第六條　甲は乙の運營に必要なる人員、什器、施設を提供



すると共に乙の役員及其の事務擔當者が乙の事業に專念することあるも之を認めるものとす

第七條　從業員の解雇に關しては甲乙合議の上之を行ふものとす
但し合議の方法につきては別途之を定む

第八條　甲乙共に協議會に諮らずして作業場閉鎖及同盟罷業其の他の爭議行爲を行はざるものとす

第九條　甲乙は各規律を紊す者及本協約に違背したる者に對しては兩者責任を以て之を處理するものとす
本協約の有效期間は締結の日より一ケ年とす
但し期間中と雖も眞に止むを得ざる事情ありと認めらるる場合は甲乙協議の上之を變更することを得、期間滿了前一ケ月以内に甲乙何れよりも改廢の意志表示なき場合は更に一ケ年間有效とし爾後之に準ず
本協約書は參通作成し甲乙の代表者各壹通を保管し壹通は行政官廳に提出するものとす

昭和二十一年十月二十二日

矢作製鐵株式會社

常務取締役　出淵國保

矢作製鐵從業員組合

組合長　山田光二

### 經營協議會規約

第一條　本會は矢作製鐵株式會社經營協議會といふ

第二條　本會は矢作製鐵株式會社（以下會社といふ）の代表と矢作製鐵株式會社從業員組合（以下組合といふ）の代表とによつて組織する

第三條　本會は會社と組合との意志の疎通を計り經營の民主化によつて事業の發展と從業員の福祉增進を圖るのを目的とする

第四條　本會は前條の目的達成のために左の事項について協議し決定する
一、生産及經理等經營方針に關する事項
二、企業計畫及實行に關する事項
三、生産增加及能率向上に關する事項
四、人事並職制に關する事項
五、給與に關する事項
六、勤勞條件に關する事項
七、福利厚生に關する事項
八、其の他本會に於て必要と認める事項

第五條　會社は生産及經理等經營の現況並に經過に關して組合に報告し兩者隔意なき協議を遂げる

第六條　會社及組合は代表として各同數の委員を定め議案は議題提出側の代表が當る

第七條　委員には會社の常務取締役及その指定した組合員でない役職員と組合長及組合員により選出された者が當る

第八條　委員の任期は一ヶ年とする但し重任を妨げない

議機のため選出せられた委員の任期は就任の翌月間とする

第九條　本會は毎年一回定例的に開催する但し會社又は組合に於て必要のある場合は隨時開催する事が出來る議案は一週間前迄に各委員に文書で通知する但し緊急を要する場合は此の限りではない

第十條　本會は會社及組合双方の委員各半數以上の出席によつて成立し議決は出席委員の三分の二以上の同意によつて行ふ

第十一條　本會に於て決定した事項は會社及組合は誠意を以てその實現に努めなければならない

第十二條　會社及事務は委員の中より各々一名の幹事を選出し協議會の事務を管掌させる

第十三條　本會に書記を置いて議事を記錄させる

第十四條　本會に於て必要と認めたときは專門機關として專門委員會を開催することができる專門委員會の構成は必要の都度之を定める。その委員は協議會の委員であることを要しない

附　則

本規程の改廢は本會に附議しその議決を經て實施する

本規約は昭和二十一年十月三十日より實施す

昭和二十一年十月三十日

覺書　本會の規程第四條第七項に於て矢作評議會の議決を運營と認められるものは同會に於て實施する

## ワシノ製機商事株式會社

### 勞働協約書

ワシノ製機商事株式會社は勞働組合法に則りワシノ製機商事株式會社今村工場勞働組合並にワシノ製機商事株式會社鳴海工場勞働組合と左記勞働協約を締結す

記

一、從業員の採用、配置、解雇、に關しては組合と協議の上行ふこと

二、非民主的人物を排し社內機構の徹底的民主化に務むること

三、工員と職員の身分的差別を漸次撤廢すること

四、就業勤務に關する制度及規定の改廢は組合と協議の上行ふこと

五、賃金給與制度の變更は組合と協議の上行ひ生活費を基準とする最低給與制度を確立し物價の變動に卽應し從業員の生活保證をなし生活水準の向上に努むること

六、原則として八時間勞働制を承認し勞めて從業員の健康增進及文化的向上の機會を與ふること

七、男女同一年令同一勞働に對しては同一賃金を原則的に支給すること

八、會社は別に定むる內規に依り從業員に對し壹ケ年間を通じ拾貳日間別に婦人に對しては生理休暇壹ケ月に貳日

出產の際は產前產後を通じ拾週間の有給休暇を承認すること

九、會社に於ける福利厚生施設及文化的諸事業は組合の發意を尊重し會社は之れに對し積極的援助を與ふること

一〇、會社組合員中若干名が聯合會及組合の業務に從事することあるも之を承認すること

一一、會社代表と從業員代表よりなる經營協議會を設置し事業の民主的發展に協力すること但し經營協議會の組織及び協議內容は別に定む

一二、經營協議會に於て會社と組合との間に協議調ひたる事項に付ては社長及組合の承認を經て双方誠意を以て之を實施すること

前項事項の中會社又は組合の何れか一方より要求ありたるものは之を本協約に追加するものとす

一三、本協約有效期間は昭和二十一年九月十八日より六ケ月間とし期間滿了前協約者双方にて特に之れが改訂の意志表示なきときは自動的に六ケ月宛繼續するものとす

右契約成立の證として契約書三通を作成し協約者署名捺印の上參者にて分有す

昭和二十一年九月十八日

ワシノ製機商事株式會社

社　長　鷲野卯八

ワシノ製機商事株式會社今村工場勞働組合

組合長　前田秀吉

## ワシノ製機商事株式會社鳴海工場勞働組合

### 組合長　今野榮吉

### 勞働協約書（改訂）

ワシノ製機商事株式會社（以下會社と稱す）とワシノ製機商事株式會社本社從業員組合（以下組合と稱す）との間に勞働組合法第一條及第二十一條の趣旨に基き左の通り協約する

第一條　この協約の目的は會社組合信倚協力して從業員の地位の向上及職務能率の維持增進を圖り以て會社の健全なる發展とその民主的運營とに依り產業の興隆に寄與することに在る

第二條　會社は組合を以て會社內の唯一絕對の交涉團體であることを承認する

第三條　會社內に働く者は凡て組合員であること

新規に雇入れの從業員は凡て雇傭の日から一ケ月以內に組合員となること

但し組合の認めたものはこの限りではない

第四條　この協約は組合員であると否とを問はず又性別、宗敎、信條の如何による差別を設けず全從業員に對し平等に適用される

第五條　會社は組合員が組合活動をする自由を持ち其の幹部の組合事務に專念することを認め現行既得權及び給與率の減損されないことを保障する